

令和5年度

(2023年度)

吹田市包括外部監査結果報告書の公表

令和6年2月

吹田市監査委員



令和6年1月31日

吹田市監査委員 橋本敏子様
吹田市監査委員 谷義孝様
吹田市監査委員 益田洋平様
吹田市監査委員 高村将敏様

吹田市包括外部監査人
久保井聡明

包括外部監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査を実施したので、その結果を同法第252条の37第5項、第252条の38第2項の規定に基づき別冊のとおり提出します。

令和5年度
包括外部監査結果報告書
「委託に関する事務の執行について」

吹田市包括外部監査人
弁護士 久保井 聡明

目次

第1編 外部監査の概要.....	5
第1 監査の種類.....	5
第2 選定した特定の事件（テーマ）.....	5
1 テーマ.....	5
2 監査対象部局.....	5
3 監査対象期間.....	5
4 特定の事件との利害関係.....	5
第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	5
第4 外部監査の方法.....	6
1 監査の視点.....	6
2 主な監査手続・監査の手法.....	8
第5 包括外部監査実施期間.....	8
第6 外部監査人及び監査人補助者.....	8
1 外部監査人.....	8
2 監査人補助者.....	8
3 利害関係.....	8
第7 定義等.....	8
第2編 契約事務の全般に関する報告.....	9
第1 地方自治体における契約方式の概要.....	9
第2 吹田市における契約事務の概要.....	10
1 吹田市行政組織図（監査対象契約に関する組織を抜粋したもの）.....	10
2 吹田市の契約事務に関連する組織.....	11
3 吹田市における契約事務の流れと主たる規程等.....	12
4 事務処理にかかるチェック機能（契約事務チェックリスト）について.....	19
第3編 令和4年度における委託契約の概況.....	26
第1 委託契約に関する情報.....	26
1 契約検査室オープンデータ.....	26
2 随意契約結果の公表.....	26
3 令和4年度委託料調べ.....	26
4 吹田市入札等監視委員会提供の資料.....	26
第2 契約件数・契約金額と契約方式等の傾向.....	27
1 吹田市全体の状況.....	27
2 所管室課・部局ごとの契約件数・委託料総額.....	28
3 各分析.....	31

第3	本監査における簿冊調査の対象	34
第4編	各室課に対する契約事務に関する共通質問と回答	36
第1	各室課に対する契約事務に関する共通質問	36
1	共通質問を行った目的	36
2	共通質問の照会先の室課	36
3	共通質問の内容	36
第2	各室課からの回答の概要	38
1	令和2年度～4年度で事業者選定委員会の開催有無（【質問2】）	38
2	契約事務進捗管理表等の運用状況（【質問4】）	38
3	契約事務進捗管理表等の成果についての認識（【質問5】）	39
4	管理表の改善点（【質問6】）	39
5	契約検査室の契約に関するマニュアルの周知（【質問9】）	40
6	令和2年度以降に契約検査室に相談したことの有無（【質問10】）	40
7	各室課での独自マニュアルの有無（【質問11】）	41
8	各室課内での履行管理確認調書などの書式や共通ルールの有無（【質問12】）	41
9	平成29年度以降に直営から委託へ変更したものがあるか、また当時、委託の是非を検討した資料があるか（【質問13】）	42
10	委託契約について直営等との成果比較の手法の有無（【質問14】）	43
11	平成29年度以降に委託から直営や指定管理に変更したものがあるか（【質問15】）	43
12	オープンデータの活用の有無と場面（【質問16】）	44
第5編	結果、意見のまとめ表	45
第6編	総論的な意見	63
第1	総論的な意見の概要—大きく分けると3点	63
第2	契約検査室の役割について	63
1	委託契約に関する契約検査室の役割の明確化	63
2	契約検査室の内部統制に関する役割について	64
3	契約検査室の「役立つ情報の提供」に関する役割について	71
第3	決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存	73
第4	委託契約の各段階での課題に関する意見	74
1	委託契約の必要性・目的と委託の効果の検証・改善（P D C A）について	75
2	契約方法の適切性について	76
3	価格の適切性の確保について	78
4	入札事務について	87
5	契約の履行確認等について	87
6	再委託の適正管理について	88
第7編	各論 個別契約の契約事務に関する報告	93
第1	危機管理室の委託契約に係る監査の結果及び意見	93
1	吹田市危機管理センター構築業務	93
第2	広報課の委託契約に係る監査の結果及び意見	95
1	「市報すいた」発行業務	95

第3	総務室の委託契約に係る監査の結果及び意見	96
1	市庁舎清掃業務	96
第4	人事室の委託契約に係る監査の結果及び意見	99
1	令和4年度吹田市人事評価システム導入等委託業務	99
第5	契約検査室の委託契約に係る監査の結果及び意見	101
1	吹田市南吹田下水処理場汚泥管理棟建設実施設計委託業務等	101
2	垂水町42号線ほか道路改良設計業務等	103
3	(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務	105
第6	情報政策室の委託契約に係る監査の結果及び意見	109
1	共通基盤システム標準化対応支援業務	109
第7	税制課の委託契約に係る監査の結果及び意見	111
1	吹田市税務システム標準化対応等支援業務	111
第8	市民課の委託契約に係る監査の結果及び意見	113
1	吹田市住民記録システム標準化対応等支援業務	113
第9	文化スポーツ推進室の委託契約に係る監査の結果及び意見	114
1	市民劇場等運營業務	114
2	吹田市多文化共生ワンストップ相談センター整備・運營業務	115
3	第13回すいたティーンズクラシックフェスティバル運營業務	116
第10	保育幼稚園室の委託契約に係る監査の結果及び意見	119
1	吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務	119
2	吹田市立保育所等建築物及び建築設備点検業務	121
第11	子ども発達支援センターの委託契約に係る監査の結果及び意見	125
1	吹田市立子ども発達支援センター杉の子学園・わかたけ園通園バス等運營業務	125
第12	福祉部の委託契約に係る監査の結果及び意見	127
1	吹田市災害時要援護者避難支援システム再構築業務	127
2	令和4年度地域支えあいネットワーク推進業務	128
3	吹田市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業サポート労働者派遣業務	130
4	広域型生活支援コーディネーター配置業務	131
5	吹田市介護支援サポーター業務	135
第13	成人保健課の委託契約に係る監査の結果及び意見	139
1	吹田市大腸がん検診業務	139
第14	国民健康保険課の委託契約に係る監査の結果及び意見	141
1	吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務	141
第15	地域保健課の委託契約に係る監査の結果及び意見	142
1	吹田市パルスオキシメーター等即日配送業務	142
2	HPVワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務	143
3	新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票等の作成、封入封緘、配送等の業務	145
4	新型コロナウイルス感染症対策業務への人材(事務職)臨時派遣業務	147
5	予防接種業務	148
6	新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運營業務	149

第16	環境部の委託契約に係る監査の結果及び意見	155
1	市有施設の照明LED化に係る調査委託業務	155
2	吹田市資源リサイクルセンター公衆無線LAN設置・運用業務	157
3	吹田市南吹田地域地下水汚染防止対策に関するモニタリング評価委託業務	159
4	微小粒子状物質（PM2.5）大気環境調査委託業務	161
5	事業課庁舎 機械警備業務【長期継続契約】	162
6	事業課業務グループ庁舎 機械警備業務【長期継続契約】	164
7～10	塵芥収集運搬業務【単価契約（当初契約に基づく発注分）】4契約	166
11	令和4年度 資源循環エネルギーセンター環境測定業務	168
12	破砕選別工場等施設整備・保守業務（令和3年度）	170
13	破砕選別工場 大型複雑ごみ等解体・選別業務（令和3年度）	172
第17	土木部の委託契約に係る監査の結果及び意見	175
1	佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務（その2）	175
2	総合的自転車対策業務（令和3、4年度）	178
3	公園等施設補修業務	183
第18	会計室の委託契約に係る監査の結果及び意見	185
1	吹田市財務会計システム更新支援業務	185
第19	消防本部の委託契約に係る監査の結果及び意見	187
1	吹田市消防本部予防業務関係図書データ化委託業務	187
2	広域消防指令情報システム構築業務	188
第20	選挙管理委員会事務局の委託契約に係る監査の結果及び意見	190
1	参議院議員通常選挙公報及び選挙のお知らせ配布業務	190
2	ポスター掲示場設置等業務	190
3	倉庫棚卸し作業及び用品輸送等業務	192
第21	学校管理課の委託契約に係る監査の結果及び意見	194
1	吹田市立津雲台小学校仮設空調機設置業務	194
第22	教育未来創生室の委託契約に係る監査の結果及び意見	196
1	令和4年度学校規模適正化支援業務	196
第23	保健給食室の委託契約に係る監査の結果及び意見	199
1	吹田市小学校給食調理等業務委託（千里丘北小学校、桃山台小学校、山手小学校、西山田小学校、山田第三小学校）	199
第24	中央図書館の委託契約に係る監査の結果及び意見	202
1	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務、及び、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務	202
第25	文化財保護課の委託契約に係る監査の結果及び意見	205
1	旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画策定業務	205
2	重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）監理業務	206
3	吹田市立博物館化学吸着フィルター用薬剤取替業務	208
第26	放課後子ども育成室の委託契約に係る監査の結果及び意見	209
1	吹田市留守家庭児童育成室運営支援システム構築及び保守業務	209
第8編	まとめ	211

第1編 外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項から第3項まで及び吹田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件(テーマ)

1 テーマ

吹田市における委託に関する事務全般を監査対象とする。ただし、令和4年度の包括外部監査の対象となった指定管理にかかる契約については、監査の対象から除外した。

2 監査対象部局

契約検査室及び委託に関する事務を実施している全部署

3 監査対象期間

原則として、令和4年度に締結した委託契約を対象とし、必要に応じて、その前後の期間も含めた。

4 特定の事件との利害関係

外部監査人及び補助者と特定の事件との間に地方自治法第252条の29に該当する利害関係はない。

第3 特定の事件(テーマ)を選定した理由

吹田市によると、平成30年度の委託料は149億1544万698円であるのに対し、令和4年度は238億4743万6881円と、89億3199万6183円増加している。ホームページ上で公開されている契約検査室オープンデータでも、決算額500万円以上の件数は平成30年度が568件であるのに対し、令和4年度は737件と169件増加している。平成30年度一般会計歳出決算額が1269億3226万2928円、令和4年度が1567億5186万2195円であり、委託料の決算額のなかで占める割合は、平成30年度の約11.75%から令和4年度の約15.21%と増加傾向にある。

	一般会計歳出決算額	委託料額(決算額に占める%)	500万円以上の件数
平成30年度	1269億3226万2928円	149億1544万698円 (約11.75%)	568件
令和4年度	1567億5186万2195円	238億4743万6881円 (約15.21%)	737件
増加額(率) 増加件数	298億1959万9267円 (約23.49%増)	89億3199万6183円 (約59.88%増)	169件 (約29.75%増)

(※指定管理にかかる契約の委託料・件数も含む)

委託契約は吹田市第4次総合計画(計画期間:平成31年度から令和10年度)における行政資源の効果的活用を達成する上で欠かせないが、①委託事務の必要性、

②契約方法・価格の適切性、③透明性・競争性の確保、④実績・効果の適切な把握・検証、⑤再委託の適切性等、様々な論点がある。吹田市ではこれまでも監査委員監査や入札等監視委員会で委託について様々な検証を行い、改善をしてきているところであるが、第4次総合計画の折り返し地点で、包括外部監査においても、上記各視点に基づいて部局横断的に検証することは、市全体への波及効果が高く有意義と考えテーマ選定を行った。

第4 外部監査の方法

1 監査の視点

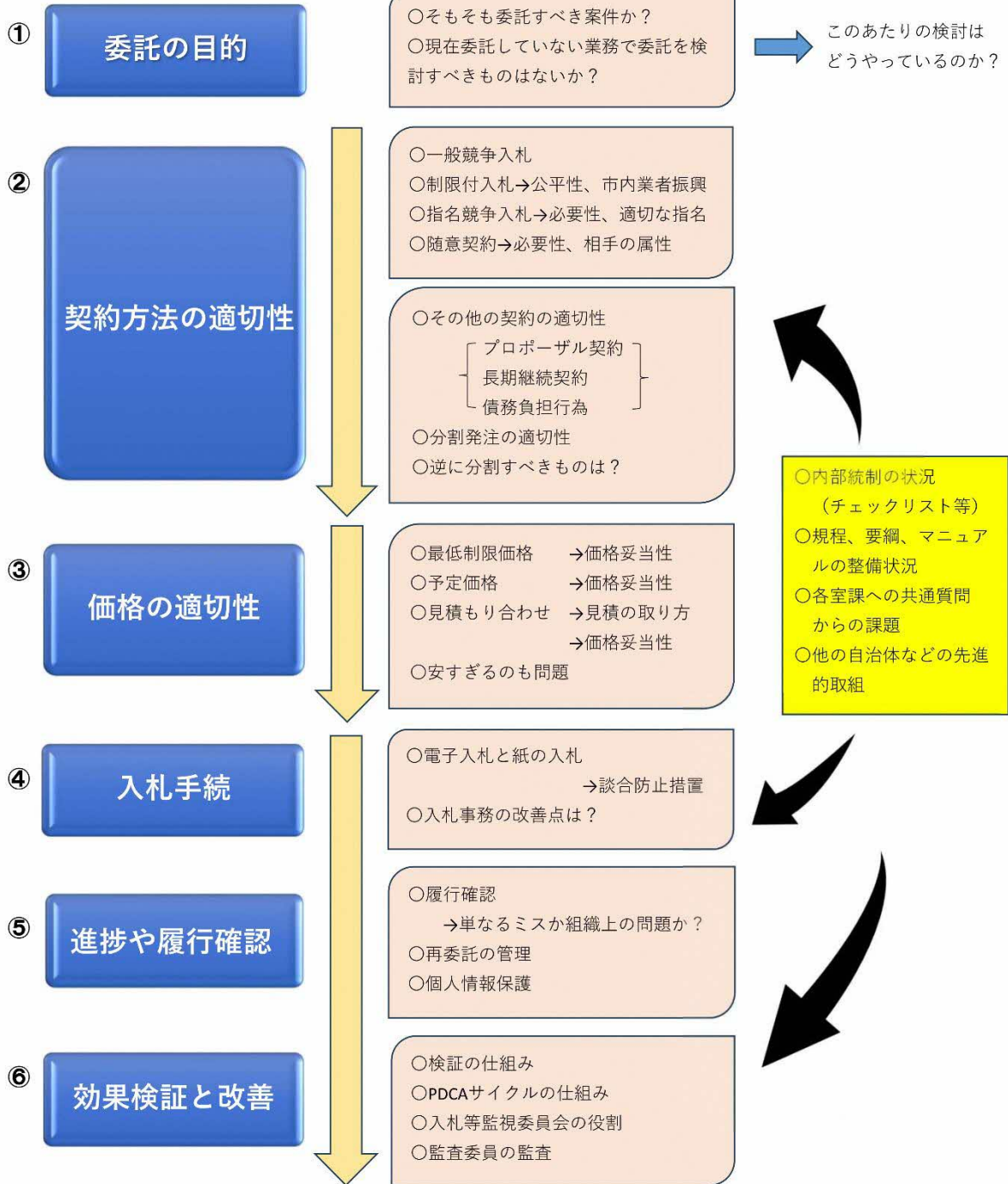
外部監査にあたっては、合規性（地方自治法第2条第16項）、経済性、効率性、有効性（同法第2条第14項）、透明性、公平性、競争性が確保されているか、委託契約を進めるにあたって組織運営が合理的に行われているか（同法第2条第15項）、委託契約全般について内部統制を適切に図っているか、という視点を重視した。

具体的には、委託契約が実施される時系列を意識し、次頁の流れ図にあるように、①委託の目的を明確にし、委託の必要性の検証が適切に行われているか、②契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、プロポーザル契約等）が適切に選択されているか、③価格が適切に決定されているか（最低制限価格や予定価格が適切に算定されているか、予定価格制度や最低制限価格制度が適切に運用されているか）、④入札事務や契約締結手続、契約保証金制度が適切に運用されているか、⑤契約の進捗確認や履行確認が適切に行われているか、また、委託先が再委託をする場合に適切に把握、管理がされているか、⑥委託の効果が当初の委託の目的や必要性との観点で適切に検証され改善に活かされているか、について監査を行った。⑦これらに加えて、①～⑥の委託契約の各段階を通じて、契約検査室が自治体内で適切に内部統制を働かせているか、規程、要綱、マニュアルなどが適切に整備、運用されているか、についても監査を行った。

そして、これらの監査を行うにあたって、吹田市から提供を受けた委託契約に関するデータや、ホームページ上で公表されている委託契約に関するオープンデータをもとに、基礎となるデータ分析を行った。

委託契約の各段階	主な具体的な監査項目
① 委託の必要性・目的	・委託を始めるにあたって必要性や目的を明確にしているか
② 契約方法の適切性	・一般競争入札、指名競争入札、随意契約の適切な選択
③ 価格の適切性	・予定価格や最低制限価格が適切に設定されているか（見積書徴求の実務の適切性、積算根拠の適切性） ・価格などの根拠資料が適切に保管されているか ・予定価格制度や最低制限価格制度の運用が適切か
④ 入札・契約事務	・電子入札、紙の入札が適切に実施されているか ・契約保証制度が適切に運用されているか
⑤ 履行確認、再委託管理	・履行確認が適切に行われているか ・再委託の管理が適切に行われているか
⑥ 効果検証と改善	・効果検証と改善が適切に行われているか ・監査委員監査や入札等監視委員会が有効に働いているか
⑦ 全般について内部統制	・契約検査室が内部統制を適切に運用しているか ・規程、要綱、マニュアルが適切に整備されているか

<委託についての監査の視点>



※前提となる数値の把握と分析

- 必要なデータは何か？
 - ①委託の全体の件数・金額
 - ②うち一般、指名、随意契約などの割合
 - ③入札の落札率、入札流れの件数
 - ④随意契約関連の統計 (同一委託先への同一金額での割合、その他)
 - ⑤外郭団体への委託関係
 - ⑥その他

2 主な監査手続・監査の手法

- 契約検査室のヒアリング
- 全室課に対して委託契約に関する共通アンケート調査
- ヒアリング、共通アンケート結果、提供を受けた委託契約データ等をもとに簿冊調査の対象を決定し（令和3年度10件、4年度90件の合計100件）、補助者を3チームに分けて調査
- 簿冊調査の結果をもとに対象の室課にヒアリング実施

第5 包括外部監査実施期間

監査対象の部署に対し、令和5年4月2日から令和6年1月31日までの期間で監査を実施した。

第6 外部監査人及び監査人補助者

1 外部監査人

弁護士 久保井 聡明（久保井総合法律事務所）

2 監査人補助者

外部監査人は、地方自治法第252条の32第1項に基づき、次の者を監査事務の補助にあたらせた。

弁護士	東 尚吾	（山口法律会計事務所）
弁護士	幡野 有紀	（橋森・幡野法律会計事務所）
弁護士	城之内 太志	（森・吉村法律事務所）
弁護士	中村 和寛	（久保井総合法律事務所）
弁護士	若林 直樹	（弁護士法人関西法律特許事務所）
公認会計士	浦野 清明	（株式会社プロシード）

3 利害関係

吹田市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第7 定義等

本報告書における「結果」及び「意見」の定義は次のとおりである。

① 結果

適法性（法令、条例、規則、規程、要綱、ガイドライン等）の観点から、改善の必要を認める事項。

② 意見

適法性の問題はないものの、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、改善の必要が認められる、あるいは、改善が期待される事項。

第2編 契約事務の全般に関する報告

第1 地方自治体における契約方式の概要

地方自治体が売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合、その契約方法は、大きく分けて一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3種類に分類することができる（地方自治法（以下、本編において「地自法」という）第234条第1項）。地方自治体における契約は、原則として一般競争入札によるべきと定められており、指名競争入札及び随意契約は、政令で定められた場合に限られる（同法第234条第2項、地方自治法施行令（以下、本編において「施行令」という）第167条、第167条の2）。

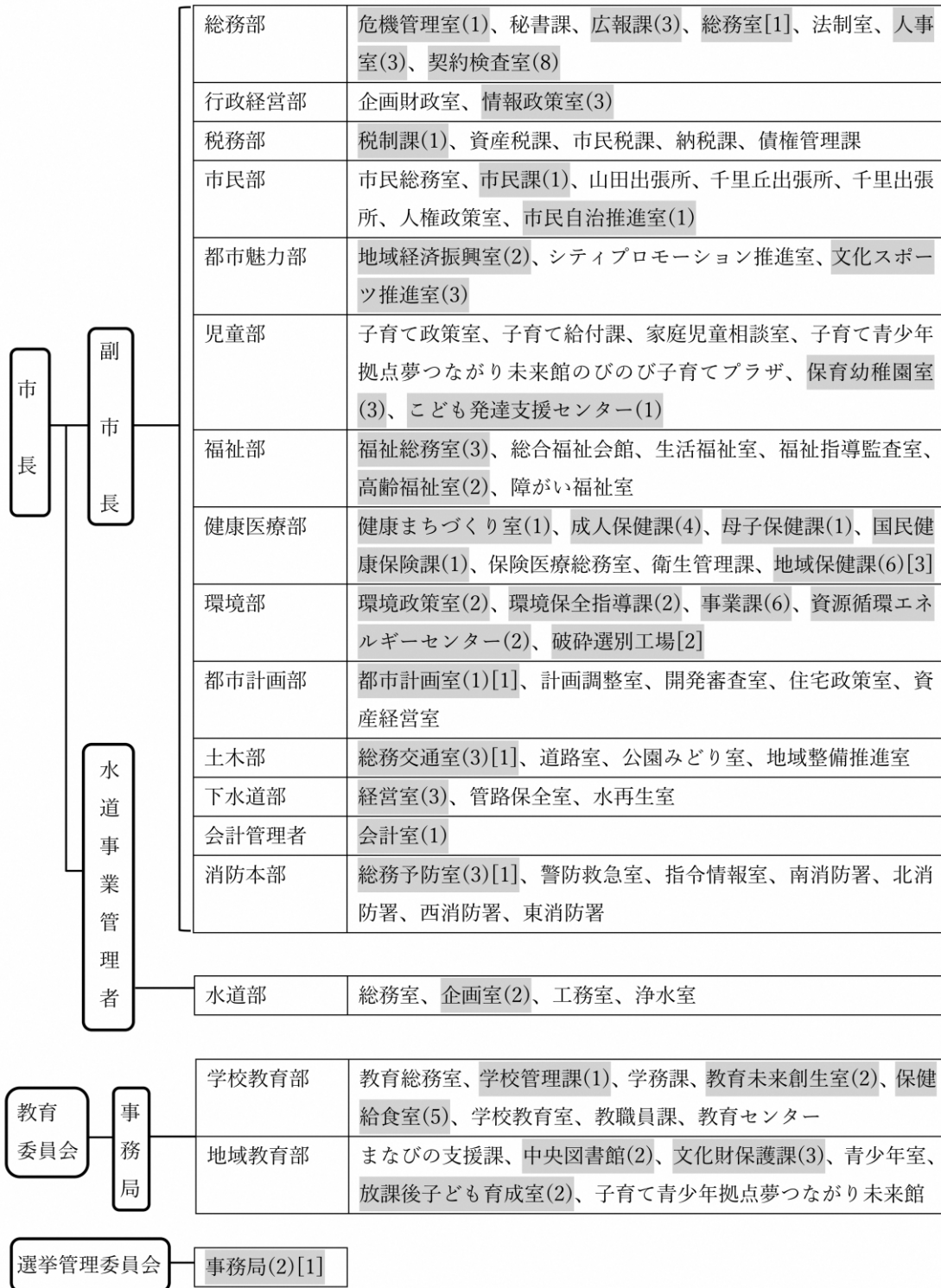
それぞれの契約方式についての概要、長所・短所は以下のとおりである。

方式	概要	長所	短所
一般競争入札	契約に関する公告を行い、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間で契約を締結する方式	<ul style="list-style-type: none"> 相手方の選定が公平である 透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 契約締結までの多くの日時と経費を必要とする 不誠実な者が参加しやすく、契約の履行に不安が生じる恐れがある
指名競争入札	資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式	<ul style="list-style-type: none"> 不誠実な者の参加を防ぐことができ、安全性が高い 契約手続きに日数を要せず、契約の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる 	指名の運用によっては、契約の相手が一部の者に偏重する恐れがある
随意契約	任意に特定の相手を選択してその者と契約を締結する方式	<ul style="list-style-type: none"> 契約手続きが最も簡単 相手の技術力、信用、資力などを勘案して相手方を選択でき、最も安全 	特定の業者との間に発生する特殊な関係から、単純に契約を当該業者と締結するだけではなく、適正な価格によって行われるべき契約が、ややもすれば不適正な価格により行われる恐れがある

第2 吹田市における契約事務の概要

1 吹田市行政組織図（監査対象契約に関する組織を抜粋したもの）

吹田市行政組織図概要 令和4年（2022年）4月1日



網掛け()は令和4年度の個別契約抽出件数、[]は令和3年度の同抽出件数

2 吹田市の契約事務に関連する組織

(1) 契約検査室について

ア 契約検査室の概要及び人員配置

総務部契約検査室は、物品購入契約、工事等に係る契約及び検査、競争入札参加資格審査及び指名選定、契約事務の調整を担当する部署である。

過去5年間（平成30年度から令和4年度）の契約検査室の人員配置は、正規職員14名及び会計年度任用職員1名の計15名である。過去3年間の正規職員14名の配置は、2名が総括事務、4名が工事及び工事に係るコンサル業務の契約担当、4名が物品購入契約担当、4名が工事検査担当である。

イ 委託契約における契約検査室と所管課の役割分担

以下のとおり、工事及び工事に係るコンサル業務の契約については、契約検査室が契約手続き全般について担当するのに対し、その他の委託契約については原則として所管課が契約にかかるすべての手続きを担当し、契約検査室は所管課からの相談等に対応するサポート的な役割を担当している。

(ア) 工事及び工事に係るコンサル業務の契約

各所管課において必要と判断され、契約方法の選択及び予定価格等の設定がなされた工事契約等につき、契約検査室が入札事務・契約締結手続を行う。

契約の進捗確認・履行確認は一部を除き各担当室課が行う。

なお、効果の検証と改善は、金額等の大きな契約は行政評価の一環として各室課で実施する場合もある。

(イ) その他の委託契約

委託の必要性、契約方法の選択、予定価格等の設定、入札事務・契約締結手続、契約の進捗確認・履行確認、効果の検証と改善のいずれについても、各所管課が担当する。

その他の委託契約に関する契約検査室の関わりは、各所管課がプロポーザルで事業者選定を希望する場合に、その適否を検討する会議（執行予定額1000万円以上の場合に入札等監視委員会、同1000万円未満の場合は公共工事等入札・契約制度改善検討委員会）を開催し、所管課と事前協議、資料のとりまとめ等の会議の開催にかかる事務処理を行うこと、及び、随意契約の予定価格の適正性に関する合議を行うこと（部長級決裁、予定価格3000万円以上）、契約のガイドライン、手引き、契約事務チェックリスト、契約事務進捗管理表の提供、入札等監視委員会の運営を通じての監視、ホームページにおける契約事務のオープンデータ公表（委託金額（決算額）500万円以上の委託契約一覧、過去5年間で委託料又は委託先が3年以上変化のない業務一覧等）、及び、各室課からの契約に関する相談への対応である。

(2) 入札等監視委員会について

ア 入札等監視委員会の概要

吹田市入札等監視委員会は、入札及び契約についての調査審議に関する事項を担当する市長の附属機関であり、3名の学識経験者により構成されている（執行機関の附属機関に関する条例、吹田市入札等監視委員会規則）。

イ 役割

上記のとおり、入札等監視委員会が担当する事務は入札及び契約についての調査審議であり、主として契約方法の適切性、価格の適切性、入札事務・契約手続につ

いて調査を行うとともに、執行予定額 1000 万円以上の契約についてプロポーザル方式採用の適否を判断する。

(3) 事業者選定委員会

都市魅力部、児童部、福祉部、環境部など、附属機関として事業者選定委員会が設置されている場合、これらの事業者選定委員会が、プロポーザル方式の採用の適否の判断、及び、価格の適切性を含む最優秀提案事業者の決定を行う。

内部組織として選定委員会が設置されている場合は、委託業務の概要やプロポーザル方式採否の理由等を記載した基本方針を作成し、上記のとおり入札等監視委員会がプロポーザル方式採用の適否を判断する。プロポーザル方式が採用された後は、プロポーザル選定委員会が価格の適切性を含む最優秀提案事業者の決定を行う。

(4) その他

上記(1)から(3)以外に、予定価格が 6000 万円以上の工事又は製造の請負契約につき指名事業者選定審査を行う指名事業者審査会や、公共工事の発注に関し必要に応じて多様な発注方法を検討する吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会等がある。

3 吹田市における契約事務の流れと主たる規程等

(1) 競争入札について

ア 一般競争入札について

(ア) 一般競争入札

契約に関する公告を行い、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間で契約を締結する方式であり、地方自治体における契約は、原則として一般競争入札によるべきと定められている。

(イ) 制限付一般競争入札

一般競争入札では、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができ（施行令第 167 条の 5）、また、契約の性質又は目的によって、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、さらに当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定める「制限付一般競争入札」とすることもできる（施行令第 167 条の 5 の 2）。

吹田市では、制限付一般競争入札の実施の対象となる契約は、工事は予定価格が 1000 万円以上、工事に係るコンサルタント業務は予定価格が 100 万円以上、物品購入については予定価格が 1000 万円以上となっており、業務委託については特に金額による規定はない（吹田市物品購入契約等に係る制限付一般競争入札実施要項第 2 条第 1 項）。

イ 指名競争について

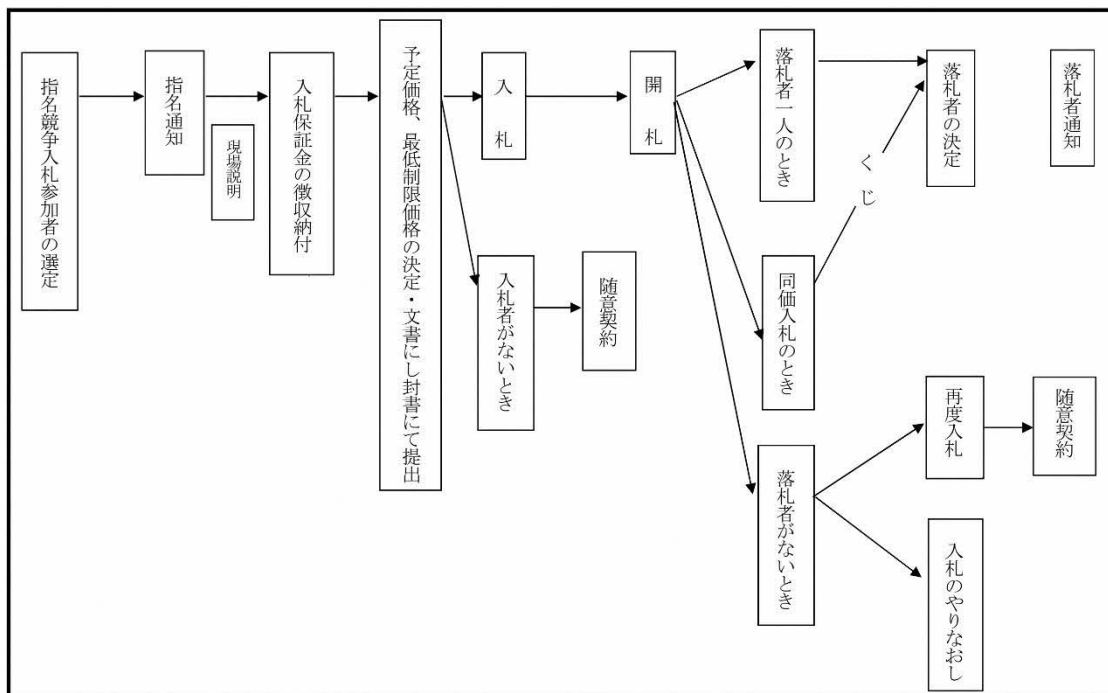
(ア) 指名競争入札手続きの流れ

吹田市における指名競争入札の手続きの流れは次頁フロー図のとおりである。

(イ) 指名競争入札に関する規程

指名競争入札参加業者を指名するに際しては、なるべく 5 名以上の者を「入札参加有資格者名簿」に登録されている者のうちから指名しなければならない（吹田市財務規則（以下「財務規則」という）第 107 条の 2 第 1 項）。

また、指名業者を選定するときは、公正な競争及び契約の適正な履行が確保されると認められる限りにおいて、市内本店事業者及び市内支店事業者の順に、これらの者を優先的に選定するものとされている（吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程第 9 条第 2 項）。



(指名競争入札の流れ・吹田市「事務の手引き」より抜粋)

ウ 入札予定価格

入札予定価格は、契約を締結するに際し、その契約金額を決定するための基準となるものであり、同価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めることとされている（財務規則第 108 条、同第 100 条）。

エ 自動落札方式の例外-低入札価格調査制度と最低制限価格制度

入札が終わり、開札が済むと自動的に入札予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものが落札者となる。同価の入札者が複数の場合は、くじによる（地自法第 234 条第 3 項、施行令第 167 条の 9）。

この自動落札方式の例外として、次の場合は最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる（地自法第 234 条第 3 項）

① 【低入札価格調査制度】

工事又は製造その他の請負の契約（市の支出の原因となる契約）を締結しようとする場合に、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の

秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としてすることができる（施行令第167条の10第1項、同第167条の13。以下、かかる方式を「低入札価格調査制度」という）。

②【最低制限価格制度】

工事又は製造その他についての請負の契約（支出の原因となるもの）を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときに、あらかじめ設けるものである（施行令第167条の10第2項、同第167条の13、財務規則第101条第3項）。吹田市においては、平成25年4月1日から競争入札に付するすべての工事と、工事に係る設計・測量等の委託業務について最低制限価格を設定している（したがって、今回の包括外部監査の対象である委託契約では、工事に係る設計・測量等の委託契約（意見26～29の対象の委託契約）については最低制限価格が設定され、その他の委託契約については一部の例外（意見83の佐井寺西土地地区画整理事業用地補償総合技術業務（その2））を除いて最低制限価格が設定されていない）。吹田市においては、最低価格の入札者以外の者を落札者としようとするときは、その理由を明らかにして市長の承認を得なければならないとされている（財務規則第103条）。

オ 予定価格及び最低制限価格の公表

吹田市では、入札予定価格250万円以上の委託業務（工事に係る設計・測量等の委託業務を除く）、物品購入、製造の請負、修繕及び賃貸借について、入札結果公表時に入札予定価格を公表している（予定価格の事後公表）。

一方、工事に係る設計・測量等の委託契約の入札予定価格については、これを事前公表することにより不正な入札の抑止力となり得ることから、予定価格を入札執行前に公表することとしている（予定価格の事前公表）。最低制限価格は入札執行後に公表している。

カ 電子入札

吹田市では、工事及び工事に係る設計・測量等の委託業務については電子入札を導入している。一方、他の委託契約の入札は、現在も紙の入札書で行われている。

吹田市が導入している電子入札システムは工事及び工事に係る設計・測量等の業務にしか対応しておらず、また、同システムは大阪府内18市と共同で運用していることから、吹田市の要望だけでシステムの改修を行うことは困難、とのことである。

電子入札には、決められた日程内であれば事業者は時間、場所を問わず入札でき、また、入札参加者が事前にわからないため談合防止の一助となり得るというメリットがあるものの、吹田市においては、上記理由により工事等以外の委託契約において電子入札の導入には至っていない。

(2) 随意契約について

ア 随意契約ガイドラインの策定

地方公共団体における契約方式については競争入札が原則であるが、随意契約を例外的に選択する場合においては、地自法及び施行令並びに財務規則に基づき、契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を説明できるものでなければならない。

吹田市では、随意契約を法令等遵守のもとに公正かつ統一的に行い、各所管における契約事務の適正化に資するため、随意契約ガイドライン（以下「随契ガイドライン」という）を定めた。同ガイドラインは平成 25 年 3 月 25 日に施行されているが、その後改正を重ね、同改正後ガイドラインは令和 4 年 4 月から施行し、同日以降に締結する契約について適用されている。

イ 随意契約予定価格について

(ア) 随意契約予定価格の決定方法

財務規則第 109 条の 2 第 1 項では、契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約を締結することができる金額の限度額（随意契約予定価格）を定めなければならないと規定されている。

随契ガイドラインでは、予定価格の決定方法について、①市が設計書を作成している場合は設定金額を予定価格とする、②当該業務等の予算額が確定している場合は、予算額をもとに、発注時の業務等の内容、これまでの契約実績額等についても考慮して定める、③それ以外の場合は、契約予定者等からの見積書等をもとに、これまでの契約実績額等についても考慮して定めるか、過去の同種業務等の契約実績額等を参考にして定めると規定されている。

(イ) 見積書の徴取

財務規則第 109 条において、「契約担当者は、施行令第 167 条の 2 の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく 2 人以上の者を選んでそれらの者から見積書を徴しなければならない」と規定されている。

かかる見積書の徴取について、随契ガイドラインでは、下表に掲げる基準で取り扱っている。

随意契約予定価格	見積徴取者数
5 万円未満	1 者以上
5 万円以上	2 者～5 者 (6 者以上から徴取することを妨げるものではない)

ただし、①契約の相手が特定されるときで、見積書の徴取を必要としないと認められるとき（例：国又は地方公共団体と締結する契約・新聞の購読等）、②収入印紙、郵便切手など、法令等で価格が決定しているもの、③食糧費による支出及び報酬・賃金・旅費など支出負担行為兼命令書で支払う場合で、見積書の徴取を必要としないと認められるとき、④その他見積書を徴取できない、又は必要としない特別の理由があるときには見積書の徴取を省略できるものとされている。

ウ 随意契約の運用について

本報告書において繰り返し出てくる随意契約の運用のいくつかについて記載する。

(ア) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(1 号随契)の運用について

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号では、随意契約が認められる場合として「売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（中略）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」と規定されている。

同規定を受けて、財務規則では随意契約の限度額を次のとおり定めている。

財務規則

第 108 条の 2

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負	130 万円
(2) 財産の買入れ	80 万円
(3) 物件の借入れ	40 万円
(4) 財産の売払い	30 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

(イ) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(2 号随契)の運用について

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、随意契約が認められる場合として「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」と規定されている。

随契ガイドラインでは、委託役務関係業務における「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」の場面の一つとして、「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」を挙げている。例えば、著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用、保守業務の委託契約を締結する場合などである。もっとも、同ガイドラインでは、当該場面における留意点として、契約の履行に不可欠な権利、資格、技術、経験等を他の者が有していないことを十分に確認するよう求めている。

(ウ) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号(5 号随契)の運用について

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号では、随意契約が認められる場合として「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」と規定されている。

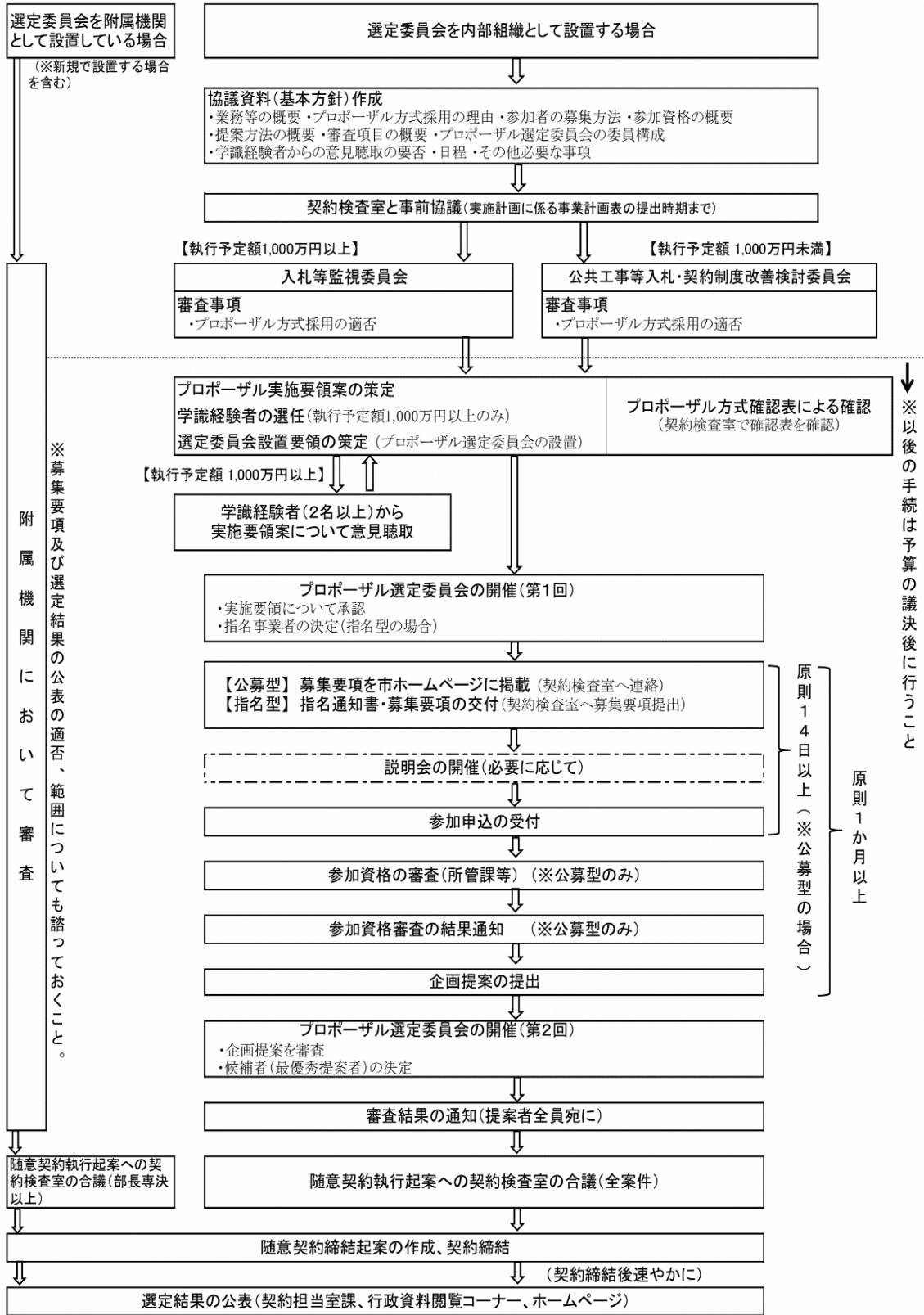
随契ガイドライン上、同号適用の場面としては「災害その他予見不可能な非常の事態が発生し、かつ、競争入札によると時機を失し、契約の目的を達成することができなくなるとき」である。そして、同ガイドラインでは留意点として、事務手続きの遅滞などの理由はこの要件に該当せず、また、安易に緊急事由を適用することは厳にはしてはならないと記載されている。

(3) プロポーザル方式について

ア プロポーザル方式実施の流れ

吹田市におけるプロポーザル方式実施の流れは次頁の図のとおりである。

《プロポーザル方式の実施フロー図》



※募集要項及び選定結果の公表の適否、範囲についても諮っておくこと。

選定委員会を附属機関として設置している場合
(※新規で設置する場合を含む)

※以後の手続は予算の議決後に行うこと

原則14日以上(※公募型の場合)
原則1か月以上

※予定価格250万円以上の随意契約結果については別途公表

イ プロポーザル方式ガイドラインの策定

吹田市では、プロポーザル方式により契約候補者を選定するにあたり、共通して遵守すべき手続等に必要な基本事項を定めることにより、契約の公平性、透明性、客観性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的として「吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を策定した。同ガイドラインは平成 29 年 1 月 24 日に施行されているが、その後改正を重ね、同改正後ガイドラインは令和 3 年 3 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後にプロポーザル実施要領案を策定する業務等に係るプロポーザル方式について適用されるものである。

ウ プロポーザル方式対象業務

プロポーザルガイドラインでは、プロポーザル方式により契約の相手方を選定することができる業務等について、次のように定めている。

<p>第 4 対象業務等</p> <p>プロポーザル方式により契約の相手方を選定することができる業務等は、市において最適なサービスの提供を定めるにあたって、価格のみによる競争入札及び総合評価一般競争入札によることが適さないと認められる業務等で、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 行政計画等の立案や調査などの業務で、高度な知識と豊富な実績を必要とするもの(2) 大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計などの業務で、高度な知識と豊富な実績を必要とするもの(3) システム開発などの業務等で、高度な技術力、企画力、開発力を必要とするもの(4) 記念品のデザイン、催事、公演、イベントなどの業務で、芸術性、創造性等を必要とするもの(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるなど、プロポーザル方式により実施することが適当と認められるもの

(4) 長期継続契約について

ア 長期継続契約に関する規程

施行令第 167 条の 17 では、「地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする」と規定している。

これを受け、吹田市では「吹田市長期継続契約に関する条例」を制定し（平成 24 年 10 月 1 日施行）、地自法で認められている電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約以外に、事務機器や車両等を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものや、庁舎の維持管理その他の役務の提供を受ける契約で、経常的かつ継続的に当該役務の提供を受ける必要があるものについて、長期継続契約を締結することができることとした（同条例第 2 項）。

イ 長期継続契約ガイドラインの策定

吹田市長期継続契約に関する条例第 3 条では、「この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、市長が定める。」と規定されている。これを受けて、吹田市は「吹田市長期継続契約に関するガイドライン」を平成 25 年 2 月 1 日に施行

し、その後改正を重ね、同改正後ガイドラインは令和4年4月1日から施行されている。

ウ 長期継続契約の対象となる契約及び契約期間

(ア) 条例第2条第1号の契約

長期継続契約ガイドラインにおいて、条例第2条第1項第1号の「事務機器、車両その他物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの」とは、複数年にわたる契約を締結することが一般である物品の賃貸借のことで、当該物品に係る保守等のサービスが一体となった契約を含むとされている。例えば、コンピュータ及びその関連機器、コピー機等の事務用機器、車両、家具寝具、計測機器、医療機器、その他物品の賃貸借契約（定期点検やソフトウェアの最新バージョンへの変更等日常的なメンテナンスが付随しているものも含む）などである。

そして、同号の対象となるのは1年当たりの予定価格が2000万円未満の契約である（ただし、単価契約を除く）。なお、1年当たりの予定価格を算定する場合において、契約期間の月数に15日未満の端数があるときはこれを半月とし、15日以上1月未満の端数があるときはこれを1月とする。

契約期間は、対象物品の耐用年数の期間の範囲内とし、5年以内とされている。

(イ) 条例第2条第2号の契約

同ガイドラインにおいて、条例第2条第2号の「庁舎の維持管理その他の役務の提供を受ける契約で、経常的かつ継続的に当該役務の提供を受ける必要があるもの」とは年間を通じて、かつ、翌年度以降も継続して役務の提供を受ける必要がある契約を指す旨規定されている。例えば、清掃業務、警備業務、一般廃棄物の収集業務、給食調理業務、医事業務、各種機器・システム等の運用管理業務などである。

同号の対象となるものは、1年当たりの予定価格が1億5000万円未満の契約である（ただし、単価契約を除く）。なお、第1号の場合と同様、1年当たりの予定価格を算定する場合において、契約期間の月数に15日未満の端数があるときはこれを半月とし、15日以上1月未満の端数があるときはこれを1月とする。

契約期間は3年以内とする。ただし、役務の提供に当たり機器等の使用を必要とする場合において、当該機器等の耐用年数が3年を超えるときは、5年以内とすることができる。

4 事務処理にかかるチェック機能(契約事務チェックリスト)について

吹田市では、従前、契約の事務処理について定期監査で一定数の指摘を受けることが続いていた。例えば、本来受託者から取得しなければならない書類や成果物について取得していないようなことが散見された。

そこで、日頃から各所管課において事務処理の手順等を複数で確認できる体制づくりをするため、総務部契約検査室及び行政経営部企画財政室が委託契約の進捗等の確認ができる帳票（契約事務進捗管理表及び契約事務チェックリスト）を作成し、令和3年5月6日付で「事務処理に係るチェック機能の強化について」との通知文（以下「本件通知」という）とともに各室課に発送した。

なお、本件通知とともに発送された帳票はあくまでサンプルであり、それぞれの業務の状況に合わせて加工することは認められているが、加工したとしても必ず活用すべき旨通知されている。

(1) 契約事務進捗管理表

契約事務手続や支払の進捗状況を概括的に管理する表である。「契約手続管理」と「月次管理」（提出書類や支払の管理のこと）の2シートに分かれており、担当者及び確認者（担当者の上司等）が確認することになっており、誰もが分かる場所に掲示又は保存し、手書きで確認することが推奨されている。

(2) 契約事務チェックリスト

A票とB票があり、A票は執行伺から契約後までの手続において、確認すべき項目をチェックするための個票となっている。A票は1契約につき1枚作成し、執行伺及び締結起案の決裁時に共に回送し、都度、確認者が必要事項を確認してトリプルチェックを受けるようになっている。

一方、B票は、契約関係書類の提出状況を確認するための個票であり、契約締結時に必要な提出書類をチェックする際に活用することが予定されている。

なお、契約事務チェックリストについては(1)の契約進捗管理表と異なり、本件通知において、手書きで確認を行うべきとは記載されていないものの、現状多くの室課において手書きで作成されている。

契約事務進捗管理表【契約手続管理】

年度	令和	年度
所管課(室)		

- ① 年度内に、各担当者が契約締結等から新年度の契約情報及び処理の要否(要:■、否:□)、処理期間を入力する。(色付き(水色)セル)
- ② 隔年の契約で、新年度に契約手続を行わないものも漏れなく記載する。
- ③ (所管課(室)で業務の都合上、管理者を複数に分けて作成する場合、重複、漏れがないよう注意してください。)
- ④ 詳細なチェックリストがある手続については、趣旨(A票やB票)の内容に従ってチェックする。
- ⑤ 全ての手続が完了したから、担当者が処理完了日を手書きで書き込む。確認者は、進捗を確認し、進捗管理を行う。
- ⑥ 所属表をのこりに、随時、進捗管理を行う。

①の確認者
(確認日)

No.	契約案件名	契約期間		契約方法	担当者	内容	事前の手続			執行印起票 【A票確認】	入札/ 見積書徴収	締結起票 【A票確認】	締結起票後 の手続 【A票確認】	提出書類の確認		【契約保証金が 契約保証金 の運用	【長期継続的かつ 取引日行為 の整理	備考
		年 月 日 ~ 年 月 日	年度				【プロポーザル方式】 入札の要否(要:■/否:□) の取扱い(要:■/否:□)	【長期継続的かつ 取引日行為】 個人情報保護 審査済	【個人情報】 個人情報保護 審査済					【プロポーザル方式】 入札の要否(要:■/否:□) の取扱い(要:■/否:□)	着手時 【B票確認】			
1		R ~ R		契約手入札 (長期継続)		処理の要否(要:■/否:□) 処理完了日 (確認日) 確認者1 確認者2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(契約番号)
2		R ~ R				処理の要否(要:■/否:□) 処理完了日 (確認日) 確認者1 確認者2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(契約番号)
3		R ~ R				処理の要否(要:■/否:□) 処理完了日 (確認日) 確認者1 確認者2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(契約番号)
4		R ~ R				処理の要否(要:■/否:□) 処理完了日 (確認日) 確認者1 確認者2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(契約番号)
5		R ~ R				処理の要否(要:■/否:□) 処理完了日 (確認日) 確認者1 確認者2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(契約番号)

契約事務進捗管理表【月次管理】

年度	令和年度
所管課(室)	0

①の確認者 (確認日)	
----------------	--

- ① 年度内に、各担当者が処理の要否(要:■、否:□)と処理期限を入力する。(色付き(水色)セル)
 ② 所言内(グループ内など)で記載漏れ、処理の要否についての誤りなどが無いが確認し、確認者名と確認日を入力する。
 ③ ②の確認が終わったなら印刷し、誰もが分かる場所に掲示等を行う。
 ④ 提出書類については、個票(B票)の内容もあわせてチェックする。
 ⑤ それぞれの手続が完了したら、担当者が処理完了日を手書きで書き込む。確認者は、進捗を確認し、確認者名と確認日を手書きで書き込む。
 ⑥ 所属長は、管理表をもとに、随時進捗管理を行う。

No.	契約案件名 契約期間 担当者	内容	第一四半期			第二四半期			第三四半期			第四四半期					
			4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
0	R..~R..	提出書類 処理の要否(要:■/否:□) 処理期限 処理完了日 確認者1 (B票確認) (確認日) 確認者2 (確認日)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1		支払 処理の要否(要:■/否:□) 処理期限 処理完了日 確認者1 (B票確認) (確認日) 確認者2 (確認日)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		備考															
0	R..~R..	提出書類 処理の要否(要:■/否:□) 処理期限 処理完了日 確認者1 (B票確認) (確認日) 確認者2 (確認日)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2		支払 処理の要否(要:■/否:□) 処理期限 処理完了日 確認者1 (B票確認) (確認日) 確認者2 (確認日)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		備考															

A 票

契約事務進捗管理表 No.

契約事務チェックリスト(入札)

業務名	担当者	確認者1	確認者2

確認時期	確認事項	確認日	確認日	確認日
執行 伺 起 案	1 設計金額が1,000万円以上の指名競争入札の場合は事業者選定審査会の審査を受けたか。(設計金額が2,000万円以上の場合は部外委員による審査を受けたか。)			
	2 執行伺起案の決裁区分は正しいか。			
締 結 起 案	3 執行伺起案の決裁日、施行日、完結日が記入されているか。(施行日は入札執行日であるか。)			
	4 締結起案の決裁区分は正しいか。			
	5 締結起案裏面に契約の保証の方法及び保証金額の記載があるか。契約の保証金額を減額又は免除する場合はその理由を記載しているか。			
	6 締結起案に支出負担行為書が添付されているか。【単価契約を除く】			
締 結 起 案 後	7 締結起案の決裁日、施行日、完結日が記入されているか。(施行日、完結日は契約締結日であるか。)			
	8 契約保証金減免申請書の提出が必要な場合は契約締結日までに減免申請書及び実績を証明する書類が提出されているか。			
	9 契約保証金を納付する場合は契約締結日までに納付されているか。履行保証保険契約による保証の場合は契約締結日までに保険に加入しているか。また、保険証券の原本が提出されているか。			
	10 暴力団員及び暴力団密接関係者でないことの誓約書が提出されているか。【契約金額500万円以上が対象】			
	11 積算内訳書が提出されているか。			
	12 契約書に発注者・受注者双方の記名押印があるか。(締結起案の公印済認印は契約締結日の日付で押されているか。)			
	13 契約書が複数枚にわたる場合は袋とじ又は全ページに発注者・受注者双方の割印があるか。			
	14 請負契約等の場合は契約書に収入印紙の貼付等により印紙税が納付されているか。収入印紙の場合は割印があるか。			
15 印紙税の納付額は正しいか。				
16 予定価格が250万円以上の場合は閲覧台帳を行政資料閲覧コーナー及び各担当課において公表しているか。				

※確認の対象でない項目は確認日欄を斜線で消してください。
 ※契約に伴う提出書類はB票「契約事務チェックリスト(提出書類及び履行完了の確認)」で別途チェックを行ってください。
 ※契約に関する規程は全庁公開フォルダ「契約検査室」⇒「規則、規程、要領」フォルダを参照してください。
 ※入札の結果不調となり、令第167条の2第1項第8号により随意契約を行う場合は、締結起案以降も本チェックリストを使用することとしますが、確認事項に下記項目を追加してください。(□に✓を入れて確認を行うこと)

8号随意契約の場合				
□	予定価格が250万円以上の場合は随意契約理由を各担当課、行政資料閲覧コーナー及びホームページで公表しているか。【令第167条の2第1項第2号、第6号～第9号が対象】			

A 票

契約事務進捗管理表 No.

契約事務チェックリスト(随意契約)

業務名		担当者	確認者1	確認者2
確認時期		確認事項	確認日	確認日
執行何起案	1	執行何起案に随意契約確認表が添付されているか。		
	2	執行何起案の決裁区分は正しいか。		
	3	執行何起案裏面に事業者選定審査会の審査にかかる記載があるか。(審査を行った場合は審査会の開催日と審査結果、審査対象外の場合は各部事業者選定審査会設置要領第3条第2項の該当項目)【令第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号が対象】		
	4	執行何起案裏面に随意交渉理由及び随意契約ガイドラインの該当項目の記載があるか。		
	5	執行何起案裏面に随意契約予定価格(案)の記載があるか。		
締結起案	6	執行何起案の決裁日、施行日、完結日が記入されているか。(施行日は随意交渉執行日であるか。)		
	7	締結起案の決裁区分は正しいか。		
	8	見積書に日付が記載されているか。また、代表者の記名押印があるか。		
	9	締結起案裏面に随意契約予定価格の記載があるか。		
	10	締結起案裏面に契約の保証の方法及び保証金額の記載があるか。契約の保証金額を減額又は免除する場合はその理由を記載しているか。		
	11	締結起案に支出負担行為書が添付されているか。【単価契約を除く】		
締結起案後	12	締結起案の決裁日、施行日、完結日が記入されているか。(施行日、完結日は契約締結日であるか。)		
	13	契約保証金減免申請書の提出が必要な場合は契約締結日までに減免申請書及び実績を証明する書類が提出されているか。		
	14	契約保証金を納付する場合は契約締結日までに納付されているか。履行保証保険契約による保証の場合は契約締結日までに保険に加入しているか。また、保険証券の原本が提出されているか。		
	15	暴力団員及び暴力団密接関係者でないことの誓約書が提出されているか。【契約金額500万円以上が対象】		
	16	積算内訳書が提出されているか。		
	17	契約書に発注者・受注者双方の記名押印があるか。(締結起案の公印済認印は契約締結日の日付で押されているか。)		
	18	契約書が複数枚にわたる場合は袋とじ又は全ページに発注者・受注者双方の割印があるか。		
	19	請負契約等の場合は契約書に収入印紙の貼付等により印紙税が納付されているか。収入印紙の場合は割印があるか。		
	20	印紙税の納付額は正しいか。		
	21	予定価格が250万円以上の場合は随意契約理由を各担当課、行政資料閲覧コーナー及びホームページで公表しているか。【令第167条の2第1項第2号、第6号～第9号が対象】		
	22	特定随意契約の場合は発注見通し(年度当初)、発注予定表(契約前)、契約締結状況表(契約後)を行政資料閲覧コーナー及び各担当課において公表しているか。		

※確認の対象でない項目は確認日欄を斜線で消してください。
 ※契約に伴う提出書類はB票「契約事務チェックリスト(提出書類及び履行完了の確認)」で別途チェックを行ってください。
 ※契約に関する規程は全庁公開フォルダ「契約検査室」⇒「規則、規程、要領」フォルダを参照してください。

B 票

契約事務進捗管理表 No.

契約事務チェックリスト(提出書類及び履行完了の確認)

【①チェックリスト(B票)の準備】
 担当者は「契約事務進捗管理表No.・業務名・担当者・確認事項(A票では確認できない提出書類等)・該当条項等・確認時期」を入力する。
 確認者(原則、決裁ライン上の主査以上の職員)は、必要な事項が記入されているか、確認をする。その後、契約関係書類と一緒に保管。

【②提出書類の確認:契約・着手時】(以下、確認日等は手書きで記入すること)
 担当者は、契約時に必要な書類が提出されていることを確認し、確認日を記入する。
 確認者は、本チェックリスト(B票)を元に、提出書類を確認し、別紙「契約事務進捗管理表【契約手続管理】」に確認者名と確認日を記入する。

【③提出書類の確認:履行時】
 担当者は、月次報告などの書類が提出されていることを都度確認し、確認日を記入する。
 確認者は、本チェックリスト(B票)を元に、提出書類を確認し、別紙「契約事務進捗管理表【月次管理】」に、確認者名と確認日を記入する。
 (確認者は、支払についても確認し、「契約事務進捗管理表【月次管理】」に確認者名と確認日を記入する。)

【④提出書類の確認:完了時の確認】
 担当者は、業務完了時に必要な書類が提出されていることを確認し、確認日を記入する。
 また、履行完了時には、契約書及び仕様書に定める内容を適切に履行されているか確認し、確認日を記入する。
 確認者は、本チェックリスト(B票)を元に、提出書類を確認し、別紙「契約事務進捗管理表【契約手続管理】」に確認者名と確認日を記入する。

業務名		担当者

	確認事項	該当条項等	確認時期	確認日
提出書類の確認	契約書に定める書類の提出を受けたか。必要な書類を交付したか。 (契約書の内容を確認し、契約書に定めるすべての必要書類を記入)			
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
10				
	仕様書に定める書類の提出を受けたか。 (仕様書の内容を確認し、仕様書に定めるすべての必要書類を記入)			
	1			
	2			
	3			
	4			
履 行 確 認 了	契約書及び仕様書に定める内容を適切に履行したか。 ※必要に応じて現地確認を行うこと。契約書に定める期間内に完了検査を行うこと。			

第3編 令和4年度における委託契約の概況

第1 委託契約に関する情報

1 契約検査室オープンデータ

吹田市ホームページでは、契約検査室オープンデータとして、毎年度、以下の情報を公表している。

- ①前年度委託金額（決算額）が500万円以上の委託契約一覧
- ②過去5年間で委託料又は委託先が3年以上変化のない業務一覧（決算額1000万円以上）
- ③前年度決算額が500万円以上の単独随意契約一覧

以上のデータは、契約検査室が各契約所管室課の決算情報を収集し、とりまとめ公表するものであり、吹田市の委託契約の全体像を把握するに有益な情報である。

2 随意契約結果の公表

吹田市は、上記オープンデータとは別に「随意契約結果の公表」のページにおいて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号～第9号を適用したもののうち、予定価格が250万円以上の単独随意契約等を公表している。公表は、契約所管部単位でとりまとめ、契約締結日の翌月の末日（4月分については6月末日）に掲載し、次年度の末日まで公表するものである。

3 令和4年度委託料調べ

本監査では、上記公表資料に加え、令和4年度の委託契約の全体を把握するために、令和4年度における歳出予算に係る節の区分上、「委託料」として支出された項目に着目した。監査人は、毎年度、決算検査のために各所管室課が監査委員事務局に対し個々に提供する委託料調べのデータ（金額の下限なし）の提供を受け、それらデータを統合し、全体の分析を行った。

4 吹田市入札等監視委員会提供の資料

吹田市は、吹田市入札等監視委員会を設置している。同委員会は、市長の諮問に応じ、①入札及び契約の方法の選択、一般競争入札に参加する者に必要な資格の設定、指名競争入札に参加する者の選定並びに随意契約の方法により締結する契約の相手方の選定に関する事項、②指名停止の措置に関する事項、③工事成績評定に関する事項、④その他入札及び契約に関する重要事項について、調査審議し答申する附属機関である。

契約検査室は、吹田市入札等監視委員会に対し、毎年度半期又は四半期ごとに、入札・契約方式別発注工事等一覧表をとりまとめ提供している。同一覧表は、予定価格250万円以上の工事請負や委託契約について、制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約、プロポーザルの契約方法別の情報を整理するものであり、これら情報についても分析に役立てた。

第2 契約件数・契約金額と契約方式等の傾向

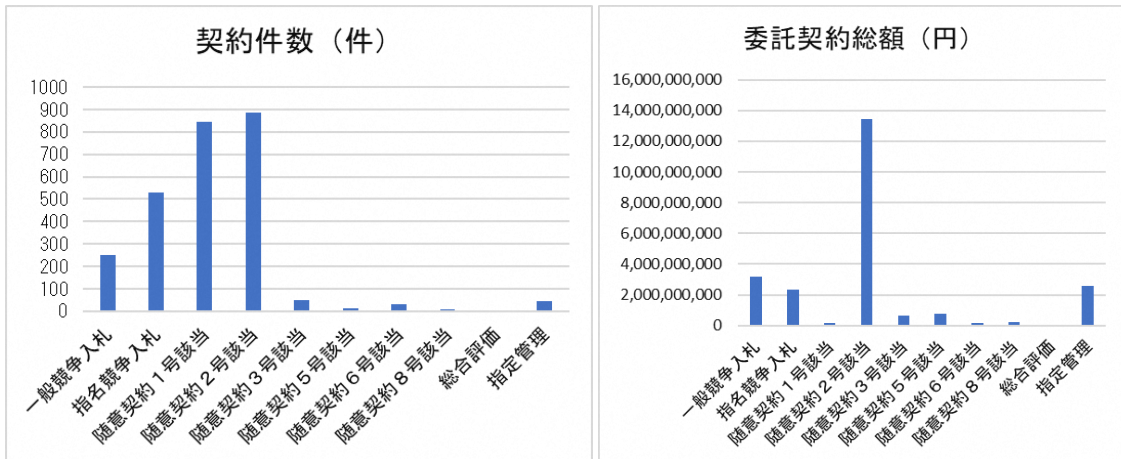
1 吹田市全体の状況

本監査にあたって、各室課から提出を受けた令和4年度委託料調べを統合し分析すると、以下のとおり、契約総件数2658件、委託料総額は235億6649万5601円であり（いずれも指定管理含む）、件数・委託料額ともに、契約方法として、随意契約（2号該当、「その性質又は目的が競争入札に適さない」）が最も多い結果となった。（なお、第1編、第3の特定の事件（テーマ）を選定した理由で記載した令和4年度委託料額の合計238億4743万6881円と、ここでの委託料の総額にずれが生じている。監査人は最終的に吹田市の決算が確定する前に、各室課から委託料調べの個別の提供を受け、それを統合したため、最終的に吹田市の決算手続きで確定した委託料の金額との間でずれが生じているが、以下の各分析は、主に、契約手法や件数等の詳細情報を把握できる委託料調べの統合データをもとに行っている。）

【令和4年度決算・委託料（契約方法ごと件数・総額）】

契約方法	契約件数(件)	総契約件数 に占める割合	委託契約総額(円)	委託料総額 に占める割合
一般競争入札	249	9.37%	3,154,410,701	13.39%
指名競争入札	528	19.86%	2,346,323,148	9.96%
随意契約1号該当	846	31.83%	172,867,738	0.73%
随意契約2号該当	884	33.26%	13,433,718,245	57.00%
随意契約3号該当	50	1.88%	669,850,746	2.84%
随意契約5号該当	12	0.45%	792,845,639	3.36%
随意契約6号該当	33	1.24%	172,134,037	0.73%
随意契約8号該当	9	0.34%	230,033,606	0.98%
総合評価	2	0.08%	26,512,200	0.11%
指定管理	45	1.69%	2,567,799,541	10.90%
合計	2,658	100.00%	23,566,495,601	100.00%

※ 随意契約第2号の委託料総額のうち30億3493万9476円（約22.59%）はプロポーザル方式を採用した契約（後記3(2)の分析で詳述）



2 所管室課・部局ごとの契約件数・委託料総額

所管室課・部局ごとの契約件数及び契約総額は以下のとおりであった。部単位で見ると、都市魅力部（約33億円）、健康医療部（約51億円）、環境部（約31億円）、学校教育部（約28億円）が比較的に委託料の支出規模は大きい。

【所管室課ごと委託料まとめ】

部	課・室	契約件数	委託料総額	部局合計
総務部	危機管理室	20	223,217,600	735,740,471
	秘書課	1	327,945	
	広報課	22	157,562,096	
	総務室	39	193,008,407	
	法制室	9	61,973,498	
	人事室	16	97,093,425	
	契約検査室	2	2,557,500	
行政経営部	企画財政室	2	21,395,000	482,944,272
	情報政策室	70	461,549,272	
税務部	税制課	8	152,122,454	330,498,757
	資産税課	13	105,688,693	
	市民税課	6	20,476,698	
	納税課	6	48,038,128	
	債権管理課	3	4,172,784	
市民部	市民総務室	12	21,991,864	823,700,081
	市民課	43	361,906,450	
	山田出張所	11	1,168,779	
	千里丘出張所	11	970,498	
	千里出張所	10	17,447,535	
	人権政策室	4	8,476,810	
	交流活動館	12	23,599,096	
	男女共同参画センター	28	24,970,431	
	市民自治推進室	94	363,168,618	
都市魅力部	地域経済振興室	22	1,796,447,821	3,348,732,656
	シティプロモーション推進室	5	61,490,785	
	文化スポーツ推進室	152	1,490,794,050	

部	課・室	契約件数	委託料総額	部局合計
児童部	子育て政策室	30	133,156,569	1,133,966,736
	子育て給付課	5	5,724,450	
	家庭児童相談室	17	3,222,630	
	のびのび子育てプラザ	2	6,783,040	
	保育幼稚園室	139	948,329,120	
	こども発達支援センター 地域支援センター	20	36,750,927	
福祉部	福祉総務室	12	237,153,904	1,038,037,354
	総合福祉会館	22	111,830,214	
	生活福祉室	18	82,869,455	
	福祉指導監査室	2	1,342,000	
	高齢福祉室	35	99,371,884	
	障がい福祉室	55	505,469,897	
健康医療部	健康まちづくり室	28	154,248,950	5,159,778,235
	成人保健課	38	577,974,297	
	母子保健課	54	514,849,931	
	国民健康保険課	36	360,449,294	
	保健医療総務室	22	34,097,129	
	衛生管理課	9	17,375,925	
	地域保健課	94	3,500,782,709	
環境部	環境政策室	19	150,955,419	3,185,106,709
	環境保全指導課	18	78,074,796	
	事業課	58	1,983,784,546	
	資源循環エネルギーセンター	16	565,864,740	
	破碎選別工場	27	406,427,208	
都市計画部	都市計画室	7	12,350,996	260,867,092
	計画調整室	4	14,366,354	
	開発審査室	4	13,689,225	
	住宅政策室	31	212,049,549	
	資産経営室	11	8,410,968	
土木部	総務交通室	71	506,423,314	2,135,001,198
	道路室	130	723,942,851	
	公園みどり室	103	660,802,083	
	地域整備推進室	24	243,832,950	
下水道部	管路保全室	7	40,981,325	40,981,325
会計室	会計室	7	24,048,475	24,048,475
消防本部	指令情報室	3	105,052,860	181,703,522
	総務予防室	48	68,331,984	
	警防救急室	14	8,318,678	
学校教育部	教育総務室	24	74,412,474	2,892,312,355
	学校管理課	215	916,687,535	
	学務課	5	10,283,680	
	教育未来創生室	5	12,384,304	
	保健給食室	50	487,439,647	
	学校教育室	20	153,217,769	
	教職員課	3	38,496,988	
教育センター	40	1,199,389,958		

部	課・室	契約件数	委託料総額	部局合計
地域教育部	まなびの支援課	84	148,361,697	1,721,387,946
	中央図書館	91	517,710,677	
	文化財保護課	67	81,983,720	
	青少年室	66	245,084,474	
	青少年クリエイティブセンター	13	20,531,637	
	放課後子ども育成室	40	707,715,741	
議会事務局	議会事務局	10	14,564,909	14,564,909
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	63	57,079,728	57,079,728
監査委員事務局	監査委員事務局	1	43,780	43,780
	合計	2658	23,566,495,601	23,566,495,601

※ 健康医療部国民健康保健課は国民健康保険特別会計の委託料を記載している。

3 各分析

(1) 同一契約先・契約金額が継続している契約

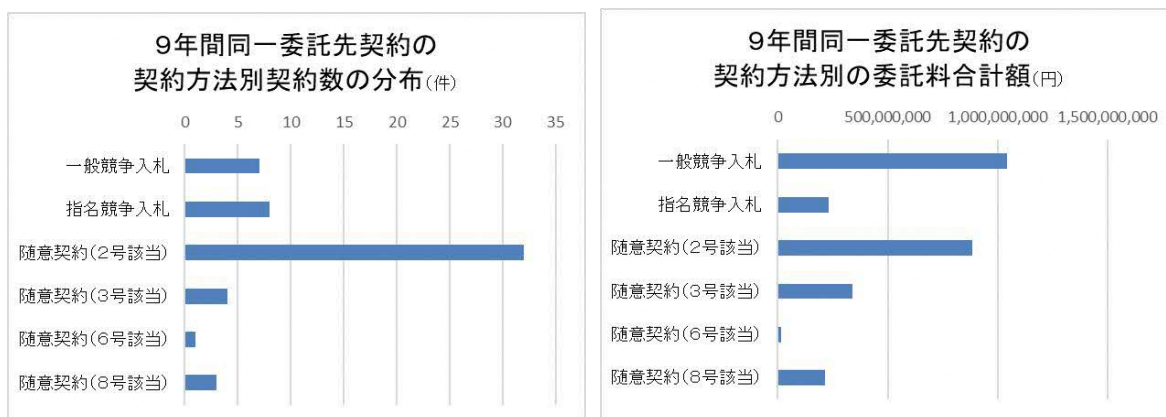
上記のとおり、吹田市はホームページ上で過去5年間で委託料又は委託先が3年以上変化のない委託業務一覧（決算額1000万円以上）を公表しているが、監査人において遡ることのできた平成26年度分から直近の令和4年度まで（合計9年間）を統合すると、うち51件の委託契約が9年間同一の委託先であることが分かった。その令和4年度委託料総額（決算額）は27億3043万1228円であり、一般会計全体の令和4年度委託料決算総額238億4743万6881円の約11.45%を占める。

この9年間同一の委託先である契約51件について、その契約方法等別に分析すると以下のとおりであった。委託件数ベースであれば随意契約第2号該当が最も多く、委託料総額では一般競争入札が最も多い結果となった。

【同一契約先が9年継続している契約方式・契約数・合計委託料】

契約方法	契約数	合計委託料
一般競争入札	7	1,044,554,864
指名競争入札	8	230,919,712
随意契約(2号該当)	32	884,828,522
随意契約(3号該当)	4	341,574,090
随意契約(6号該当)	1	13,077,240
随意契約(8号該当)	3	215,476,800
合計	55	2,730,431,228

※同一委託先契約の総数（51件）と上記表の契約数（55件）が一致しないのは年度途中で契約終了し、改めて契約したものが含まれるためである。

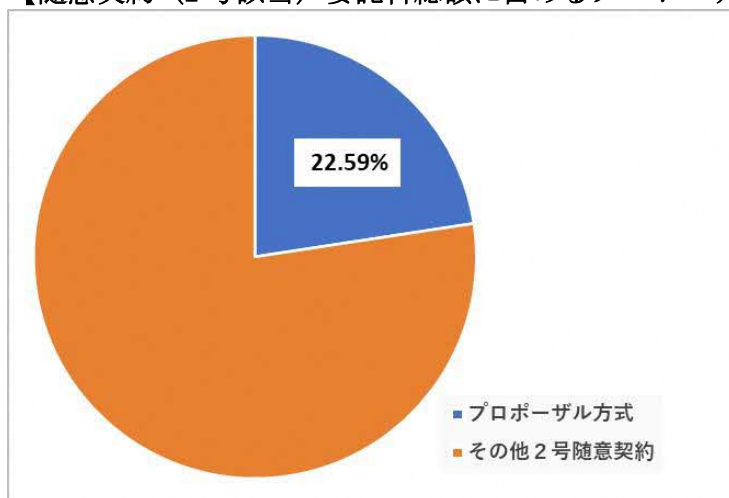


(2) 随意契約(2号該当)のうちプロポーザル契約が占める割合について

随意契約（2号該当）の件数及び委託料総額が最も多かったことは上記のとおりであるが、当該契約には、プロポーザル方式を採用した契約も含まれる。

プロポーザル方式を採用した委託契約に係る委託料（令和4年度決算額）の総額は30億3493万9476円であり（委託料調べから抽出）、上記の随意契約（2号該当）委託料総額134億3371万8245円の約22.59%を占めた。随意契約（2号該当）のうち、委託料ベースでプロポーザル方式が相当程度採用されていることがうかがえる。

【随意契約（2号該当）委託料総額に占めるプロポーザル契約委託料の割合】



(3) 契約手法ごとの落札率・決定率の分布

ア 吹田市入札等監視委員会に提供される契約方式別発注工事等一覧表のうち委託契約に関する情報から契約方式ごとの落札率・決定率の傾向を分析したところ、競争入札の手法が随意契約の決定率と比較して相対的に低く、競争入札の手法によることが価格面でより優位であることが読み取れる。

【契約手法ごとの落札率・決定率の分布】

落札率・決定率	制限付一般競争入札	指名競争入札	随意契約(プロポーザル除く)	プロポーザル
～10%未満	1	0	0	0
10～20未満	1	0	0	0
20～30未満	1	0	0	0
30～40未満	2	6	0	0
40～50未満	3	7	0	0
50～60未満	7	9	0	0
60～70未満	6	11	0	0
70～80未満	49	10	1	0
80～90未満	58	18	2	1
90～100未満	26	52	20	16
100%	13	10	147	9
平均	82.4%	81.3%	99.5%	97.2%

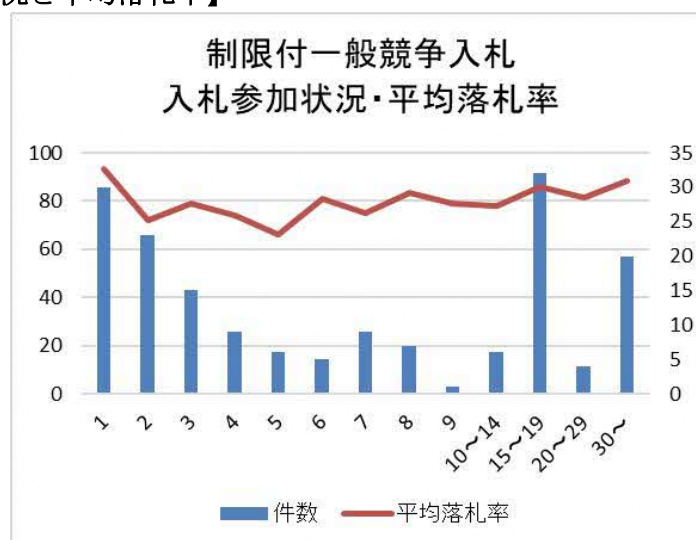
※プロポーザルのうち、吹田市ふるさと寄附金中間業務は未集計

イ また、制限付一般競争入札と指名競争入札については、入札参加状況と落札率の分布についてさらに分析した。契約によっては、入札に参加したものの辞退す

る例も散見され、入札参加者数から辞退者数を控除した数（実質参加数）の分布を検証し、またその区分ごとの平均落札率を算出した。

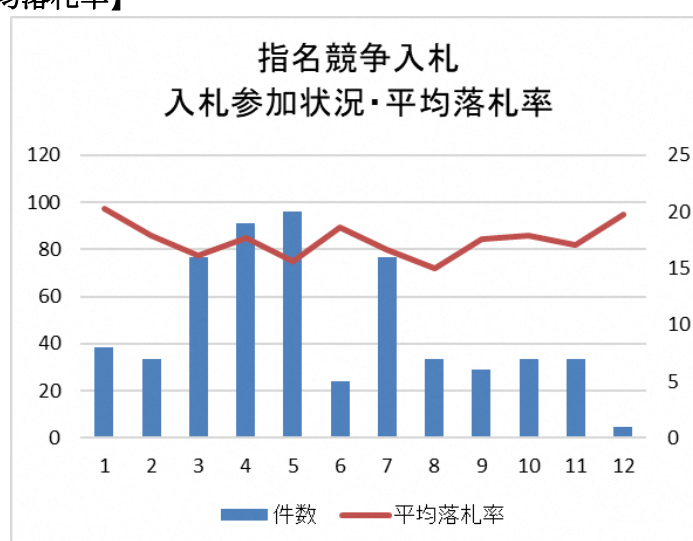
【制限付一般競争入札の入札参加状況と平均落札率】

入札参加数 －辞退数 (者)	契約件数 (件)	平均落 札率 (%)
1	30	93.2
2	23	72
3	15	79.1
4	9	74.1
5	6	66.2
6	5	80.7
7	9	74.8
8	7	83.4
9	1	78.8
10～14	6	78
15～19	32	85.9
20～29	4	81.5
30～	20	88.5



【指名競争入札の入札参加状況と平均落札率】

入札参加数 －辞退数 (者)	契約件数 (件)	平均落 札率 (%)
1	8	97.5
2	7	86
3	16	77.4
4	19	84.8
5	20	74.8
6	5	89.5
7	16	79.7
8	7	71.7
9	6	84.3
10	7	85.7
11	7	81.9
12	1	94.7



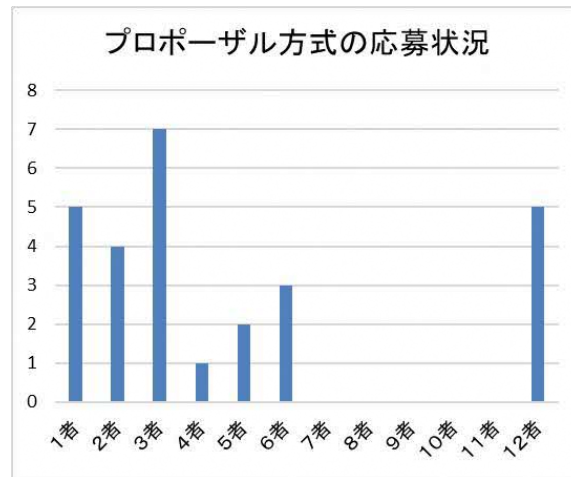
上記の分布を比較すると、制限付一般競争入札の場合の入札参加数－辞退数（実質参加数）が「1」者である契約が最も多く、続いて、「2」「3」者と続いており、他方で、指名競争入札の場合の入札参加数－辞退数（実質参加数）は「5」者が最も多く、続いて、「4」「3」「7」者が多い。制限付一般競争入札は15者以上の参加の場合も多くあるため一概には言えないが、実質参加数の最大値の比較という意味においては、制限付一般競争入札よりも指名競争入札のほうがより競争原理が働いている可能性がうかがえた。

(4) プロポーザル方式の応募状況

随意契約についてプロポーザル方式が用いられていることは上記のとおりであるが、プロポーザル方式による場合の応募者数についても以下のとおり分析したところ、最も多かったのは3者応募であり、次に、1者参加の契約、12者参加の契約が多い結果となった。

【プロポーザル方式の応募状況】

応募者数(者)	契約件数(件)
1	5
2	4
3	7
4	1
5	2
6	3
7	0
8	0
9	0
10	0
11	0
12	5



第3 本監査における簿冊調査の対象

令和3年度については、①監査委員事務局に対し各室課が提供した令和3年度委託料調べを統合したマスターデータを作成し、②契約方式ごとに委託料決算額の最も高い契約を抽出し、③抽出されなかった各室課については各室課内の委託料決算額の最も高い契約を抽出、さらに、④随意契約や250万円未満の委託契約については無作為に抽出し、約20件の簿冊調査を行った。そのうち、監査対象とする必要性が高いと考えた契約を10件抽出した。

令和4年度については、①令和4年度4月から9月に締結された契約について、契約検査室が入札等監視委員会に提供する入札・契約方式別発注工事等一覧表（契約額250万円以上の契約）を統合したマスターデータを作成し、②以下の基準で、簿冊調査対象契約を90件抽出した。

【令和4年度の抽出基準と件数】

抽出基準	件数(件)	合計契約金額(円)	備考
単年度契約金額が5,000万円以上の契約	40	9,619,046,756	
5,000万円(年間合算)	5	122,187,240	毎月契約の初月分
外郭団体との契約	5	64,862,519	シルバー人材センターを除き全件
随意契約第5号該当	3	14,669,736	全件
随意契約第6号該当	2	28,061,000	金額及び部局の偏りを勘案し抽出

抽出基準	件数(件)	合計契約金額(円)	備考
随意契約第8号該当	2	14,652,000	金額及び部局の偏りを勘案し抽出
入札参加申請が1者であるもの	12	170,643,880	
落札率100%	11	105,660,549	
落札率40%以下	8	21,152,551	
その他	2	66,825,000	金額及び部局の偏りを勘案し抽出
抽出合計	90	10,222,701,231	吹田市ふるさと寄附金中間業務は未集計
全体契約件数	592	15,131,473,652	吹田市ふるさと寄附金中間業務は未集計

以上の抽出を行い、合計100件（令和3年度10件、令和4年度90件）の委託契約について簿冊調査を行った。

第4編 各室課に対する契約事務に関する共通質問と回答

第1 各室課に対する契約事務に関する共通質問

1 共通質問を行った目的

第2編、第2、2で述べたように、吹田市においては、委託契約については原則として、①委託に出す業務の選択（必要性の検討）、②委託の契約方法の決定、③予定価格などの決定、④入札や随意契約の締結、⑤履行確認、⑥委託の効果の検証などについて事業の実施主体である各室課が担うことになっている。また、入札についても工事請負契約については電子入札が導入されており契約検査室が実施するのに対し、委託については原室課が実施することになっている（ただし、工事に係る設計・測量等の業務委託については工事請負と同様に電子入札で契約検査室が実施）。このため、委託契約に関する契約検査室の関わりは、所管課がプロポーザルで事業者選定を希望する場合に、その適否を検討する会議（執行予定額1000万円以上の場合は入札等監視委員会、同1000万円未満の場合は公共工事等入札・契約制度改善検討委員会）を開催し、所管課と事前協議、資料の取りまとめ等の会議の開催に係る事務処理を行うことや、随意契約について予定価格に応じて所管課の起案の合議を行い（部長級決裁の予定価格3000万円以上）、随意交渉理由が適正なものかを確認するほかは、契約のガイドライン、手引き、契約事務チェックリスト、契約事務進捗管理表の提供、入札等監視委員会の運営を通じての監視、ホームページにおける契約事務のオープンデータの公表（決算額で委託金額500万以上一覧、過去5年間委託料又は受託者が3年以上変化のない一覧、その他に各室課が随意契約一覧表を随時公表）、各室課からの契約に関する相談に応じること等に限定されている。

そこで実際に委託契約の実務を担う各室課に対して、令和4年度に実際にどのような委託契約を取り扱ったのか、契約検査室作成の契約事務管理表やマニュアル等をどのように活用しているのか、これらの有効性や改善すべき点についてどのような意見を持っているのか、各室課で独自に使用しているマニュアルや履行確認の方法などがあるのか、直近5年間で直営から委託に変更したものにどのようなものがあり、その際にどのような検討を行ったのか、などを確認することとした。

2 共通質問の照会先の室課

委託契約を取り扱っている85室課（ただし、市民課と市民課（国民年金）を1ずつでカウント）

3 共通質問の内容

各室課に対して行った共通質問の内容は下記のとおりである。

【質問1】

令和4年度決算における歳出のうち、貴室課所管の委託料の明細をご提供ください（決算検査提出用の所定書式のもをそのままエクセルデータでご提供いただければ幸いです）。

【質問2】

貴室課所管の委託契約を対象として、令和2年度から令和4年度までの間、事業者選定委員会が開催された例があれば、その対象となった契約を特定のうえ、審議状況がわかる議事録等を開示ください。

<p>【質問 3】 貴室課所管の委託契約を対象として、令和 2 年度から令和 4 年度までの間、吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会が開催された例があれば、その対象となった契約を特定のうち、審議状況がわかる議事録等を開示ください。</p>
<p>【質問 4】 令和 3 年 5 月 6 日付け行企第 226 号にて、契約事務進捗管理表等を活用した事務処理の適正な執行についての通知が各室課長宛になされているようですが、管理表等による進捗管理は、貴室課において、令和 4 年度に締結した委託契約の全件を対象として運用しているのでしょうか。もし対象としていない契約があれば、その契約名称を特定してください。</p>
<p>【質問 5】 前項の契約事務進捗管理表等を導入した契約について、導入によってどのような成果が得られたのでしょうか。貴室課のご認識をご回答ください。</p>
<p>【質問 6】 契約事務進捗管理表等を導入する運用について、契約事務において、改善すべき点など見えてきた課題があれば教えてください。</p>
<p>【質問 7】 委託契約に関する事務について、平成 29 年度以降、監査委員や入札等監視委員会から示された指摘や意見を受けたもののうち、具体的な措置を行った例があれば、すべてご説明ください。</p>
<p>【質問 8】 委託契約に関する事務について、平成 29 年度以降、監査委員や入札等監視委員会から示された指摘や意見を受けたもののうち、具体的な措置に至っていない契約があれば、その契約名称を特定してください。また、措置に至っていない理由や事情についても併せてご説明ください。</p>
<p>【質問 9】 委託契約に関する事務について、契約検査室が作成したマニュアル等の貴室課内における周知方法についてご説明ください。</p>
<p>【質問 10】 令和 2 年度以降、貴室課が、契約検査室に対して、委託契約の事務の運用について相談したことがあれば、その概要をご説明ください。</p>
<p>【質問 11】 委託契約に関連する事項について、契約検査室が作成したマニュアル等以外に、貴室課において使用されているマニュアル等があればご提供ください。</p>
<p>【質問 12】 貴室課内において、委託契約の履行確認の場面において、履行確認調書など共通の書式や履行確認の共通方針・ルールがあれば、ご提供ください。</p>
<p>【質問 13】 平成 29 年度以降、新規に、直営等から委託へ変更したものがあれば、契約名称及び契約概要をご回答ください。また、当時、委託の是非について検討した資料があれば併せて開示ください。</p>
<p>【質問 14】 貴室課において、所管の委託契約について、直営等他の手法との比較において、その成果を図る手法はありますか。ある場合は、その内容をご説明ください。</p>
<p>【質問 15】 平成 29 年度以降、それまでの委託契約が直営又はその他の手法に変更された例はありますか。あればご説明ください。</p>
<p>【質問 16】 契約検査室が公表するオープンデータ（委託契約一覧等）を、貴室課が活用する場面があればご説明ください。</p>

第2 各室課からの回答の概要

各室課からの回答の概要は次のとおりであった。具体的なコメントがあった場合、その主なものの概要を網掛けで表示している。なお、【質問 7】【質問 8】については結果的に、各室課からの回答ではなく、企画財政室から監査委員の監査結果報告書及び入札等監視委員会からの意見の対応状況表の提供という形での一括回答になったため、下記で個別に紹介しない。

1 令和2年度～4年度で事業者選定委員会の開催有無(【質問 2】)

事業者選定委員会は、吹田市が指名競争入札又は随意契約の方法により締結する委託契約その他の契約について、指名競争入札に参加する者又は随意契約の相手方を適正に選定するため、各部に設置されるものである（吹田市各部事業者選定審査会審査会設置要領第1条）。審査会の対象は設計金額が1000万円以上の指名競争入札や地方自治法施行令第167条の2第1項第2項（入札に適しない）、第6号（入札の方が不利）、又は第7号（時価より著しく有利）の随意契約の相手方の選定とされているが（同要領第3条第1項）、随意契約については適用除外が比較的広く定められている（同要領第3条第2項）ため、各部の開催状況を確認した。

【回答結果】

開催あり	61 室課（約 71.8%）
開催なし	24 室課（約 28.2%）

2 契約事務進捗管理表等の運用状況(【質問 4】)

契約検査室は令和3年5月6日付けの通知で管理表を活用した事務処理の適正な執行の通知を各室課長宛に行っている（実際のサンプルは第2編、第2、4参照）。これは委託契約について契約検査室が内部統制を実施するうえで重要な取組みと考えられるので、運用状況を確認した。事務負担の軽減の観点から適用をしていない室課が一部に見られた。

【回答結果】

全件対象	72 室課（約 84.7%）	下記以外の室課
令和5年度から全件	1 室課（約 1.1%）	総務部法制室
一部適用無し	6 室課（約 7%）	①税務部市民税課、②都市魅力部シティプロモーション推進室、③児童部保育幼稚園室、④福祉部総合福祉館、⑤学校教育部保健給食室、⑥学校教育部教職員課
運用無し	6 室課（約 7%）	①土木部総務交通室（理由：事業実施所管と契約事務所管を分離しており運用なじまない）、②土木部道路室、③土木部公園みどり室、④土木部地域整備推進室 ⑤学校教育部教育総務室（理由：事務軽減の観点から）、⑥学校教育部学校教育室（理由：事務負担軽減のため）

3 契約事務進捗管理表等の成果についての認識(【質問 5】)

肯定的評価が多く寄せられたが、成果なしの回答も一定見られた。

【回答結果】

肯定的評価	70 室課 (約 82.3%) (例えば：市民部千里出張所⇒委託料支払漏れがなくなった)	下記以外の室課
成果なし	9 室課 (約 10.5%)	①税務部市民税課、②市民部市民総務室、③都市魅力部シティプロモーション推進室、④福祉部生活福祉室、⑤健康医療部成人保健課、⑥健康医療部母子保健課、⑦都市計画部住宅政策室、⑧学校教育部保健給食室、⑨学校教育部教育センター
運用無し	6 室課 (約 7%)	上記 2 の表の該当室課

4 管理表の改善点(【質問 6】)

下表では「電子化を望む」という回答と、「煩雑であるとして改善を要望する」を分けて記載しているが、後者にも紙での管理が煩雑という趣旨で改善を要望するというものも含まれていた。吹田市では、令和 5 年 1 月から契約の電子決裁を本格稼働したとのことであり、その点との関係もあってこのような要望が比較的多くされたものと考えられる。

【回答結果】

なし	55 室課 (約 64.7%)	下記以外の室課 (なお、契約検査室も「なし」の回答であったが、「各室課から意見があれば改善検討する」との意見が付記されていた)
電子化を望む	7 室課 (約 8.2%)	①行政経営部企画財政室、②税務部債権管理課 (理由：支払起案は電子決裁で進捗管理表は紙で業務効率悪い)、③都市計画部住宅政策室、④下水道部管路保全室、⑤地域教育部中央図書館、⑥地域教育部文化財保護課、⑦水道部企画室
煩雑であるとして、改善を要望	18 室課 (約 21.1%)	①総務部人事室、②市民部市民課 (要望：確認日が手書きで印刷物増、契約多数、担当者複数のため共有で 1 つのデータを更新する方が課内全体を把握しやすいが改善に至っていない)、③市民部市民課 (国民年金)、④都市魅力部シティプロモーション推進室、⑤児童部子育て政策室 (要望：契約が多い室課にとって負担で簡素化すべき)、⑥児童部子育て給付課 (要望：財務会計システム活用効率化必要)、⑦児童部家庭児童相談室 (要望：一定金額を対象とする、簡便書式など)、⑧福祉部障がい福祉室、⑨健康医療部国民健康保険課、⑩健康医療部地域保健課 (要望：運用していく中で項目が細かく事務煩雑化、負担増、昨年分を複写してそのまま使用するなど意識が薄れるのではと危惧、入力・作成することが目的となり管理表をうまく活用できない、契約変更した場合に使用しづらい、確認者による記入継続ならデータによる確認方法を取り入れることで効率化)、⑪土木部総務交通室 (要望：年間 100 件を超える部署では管理表管理に多くの時間を要する、部署状況を一定考慮した運用)、⑫土木部道路室、⑬土木部公園みどり室、⑭土木部地域整備推進室、⑮学校

		教育部教育総務室（要望：契約事務のルール多くマニュアルも煩雑）、⑩学校教育部学校教育室（要望：ルールが多い、マニュアルが掲示板、全庁公開フォルダ、事務の手引きに散らばっていてルールを知ること自体が容易でない）、⑪地域教育部まなびの支援課、⑫地域教育部放課後子ども育成室（要望：別に予算執行管理表を作成しており重複）
その他の意見	5 室課（約 5.8%）	①総務部法制室、②行政経営部情報政策室（意見：年度途中案件対応が不便）、③健康医療部成人保険課（意見：単価契約が不便）、④健康医療部母子保健課（意見：単価契約が不便）、⑤健康医療部保健医療総務室（意見：改訂時の周知必要）

5 契約検査室の契約に関するマニュアルの周知（【質問 9】）

【回答結果】（契約検査室を除く 84 室課から回答）

実施している	80 室課（約 95.2%）	下記以外の室課
実施していない	4 室課（約 4.8%）	税務部市民税課、福祉部生活福祉室、福祉部福祉指導監査室、会計室

実施しているとの回答を行った 80 室課の回答内容としては、マニュアルデータの格納場所を室課内で周知している、紙ベースのファイルを閲覧できるようにしている、所属長から契約事務にあたってはマニュアルを参照するよう周知している、などの回答であった。実施していないとの回答を行った 4 室課においても、同レベル程度での周知は実施しているものと推測された。

6 令和 2 年度以降に契約検査室に相談したことの有無（【質問 10】）

回答結果を見ると、契約検査室への質問事項としては、入札や契約手続を進めるにあたって法律やガイドライン上、許されるのかどうかを確認する、というものが中心であると考えられた。

【回答結果】（契約検査室を除く 84 室課から回答）

あり	16 室課（約 19%）	①総務部危機管理室（相談：一般競争入札スケジュール）、②総務部広報課（相談：長期継続契約で資材高騰による単価変更、関連業務の業者変更による仕様書の変更の可否）、③総務部人事室（相談：入札スケジュール）、④行政経営部情報政策室（相談：契約関係でわからないことがあれば随時）、⑤税務部税制課（相談：財務会計システムの入力方法）、⑥税務部納税課（相談：長期継続契約の手続方法、これに関する契約検査室のマニュアル）、⑦都市魅力部文化スポーツ推進室（相談：契約書や仕様書の記載等）、⑧児童部こども発達支援センター（相談：こども発達支援センター杉の子学園・わかたけ園通園バス等運行业務が長年入札不調が続き同一業者と随契であった、事業者が運転手を雇用する期間を確保するため 9 月末を終期とする契約期間の妥当性）、⑨福祉部総合福祉会館（相談：指名競争入札現場説明に不参加事業者の取扱）、⑩福祉部高齢福祉室（相談：委託契約の文言、落札者が入札書記載金額を誤って記載したことが入札後に発覚し、その後の事務スキーム、指名停止の対応、空調設備の故障で修繕を急ぐ際に緊急性高い随契で可能か、高齢者団体用福祉バスで団体都合によるキャンセル料の発生、契約書に記載していなかったため相談）、⑪都市計画部開発審査室（相談：三者間契約が
----	--------------	---

		法的に可能か)、⑫学校教育部教職員課 (相談: プロポーザル方式の調達についてガイドラインに沿って確認)、⑬地域教育部中央図書館 (相談: 一般競争入札の実施手順)、⑭地域教育部青少年クリエイティブセンター (相談: 契約保証金納付方法や免除項目)、⑮地域教育部放課後子ども育成室 (相談: 単価契約について複数業者から見積もり合わせ後に最低賃金と同額の見積書の再提出を行った事業者すべてと契約することの可否、単価契約の債務負担行為の進め方)、⑯監査委員事務局 (相談: 成果品の引渡しのない業務等委託契約書書式例作成、単独随契起案への見積書添付を必須としないこと、随契ガイドラインの修正、新年度予算による契約について停止条件付準備行為を良しとすること)
なし	68 室課 (約 81%)	上記以外の室課

7 各室課での独自マニュアルの有無(【質問 11】)

【回答結果】

なし	82 室課 (約 96.5%)	下記以外の室課
あり	3 室課 (約 3.5%)	①総務部法制室 (吹田市例規データベース更新業務)、②行政経営部情報政策室 (契約起案チェックリスト、進捗管理など⇒契約案件多数のためより詳細なものを作成)、③都市計画部都市計画室 (指名競争入札マニュアル (令和 4 年 10 月更新))

独自マニュアルが「ある」という回答のあった行政経営部情報政策室の契約起案チェックリストは、「契約案件が極めて多数であることから、より効率的な進捗管理のため、『契約事務進捗管理表』をより詳細にしたものを作成し運用している」ということであった。また、都市計画部都市計画室の指名競争入札マニュアルは、実際の財務会計システムの入力画面等を順を追って掲載し、担当職員が具体的に何をしなければならぬのかが視覚的にもわかるように詳細に説明している。

8 各室課内での履行管理確認調書などの書式や共通ルールの有無(【質問 12】)

【回答結果】

なし	79 室課 (約 93%)	
あり	6 室課 (約 7%)	①行政経営部情報政策室 (業務完了届出等)、②税務部納税課 (支出負担行為、単価契約の参考資料として添付している実績及び発注件数確認書類写し提出)、③福祉部総合福祉会館 (契約書記載内容で確認)、④環境部事業課業務グループ (警備、清掃について毎月業務完了報告書)、⑤環境部資源循環エネルギーセンター (契約関係書類提出状況チェックリスト資料提供)、⑥地域教育部文化保護課 (原則は契約検査室の書式)

9 平成 29 年度以降に直営から委託へ変更したものがあるか、また当時、委託の是非を検討した資料があるか(【質問 13】)

回答結果からコロナ対応で新しく始まった業務や、これまで職員が担っていた窓口業務、相談業務なども委託に移行していることが分かった。

【回答結果】 直営から委託への変更 (網掛けは変更した業務)

変更なし	63 室課 (約 74.1%)	下記以外の室課
変更あり	22 室課 (約 25.9%)	①総務部危機管理室 (地域防災総合訓練に係る会場警備業務)、②総務部秘書課 (新年のつどい運營業務)、③総務部人事室 (人事評価システム導入業務)、④行政経営部情報政策室 (ヘルプデスク業務)、⑤市民部市民課 (国民年金) (国民年金課窓口業務)、⑥都市魅力部地域経済振興室 (ふるさと納税ワンストップ特例業務)、⑦都市魅力部シティプロモーション推進室 (すいたフェスタ実行委員会事務局)、⑧都市魅力部文化スポーツ推進室 (日本語教室及び日本語学習支援業務)、⑨福祉部生活福祉室 (生活困窮者自立支援)、⑩福祉部高齢福祉室 (介護保険帳票印刷・印字、介護保険料収納補助・納付勧奨・コールセンター業務、介護保険料収納補助・納付勧奨・コールセンター委託、介護保険事務 (典型的な窓口業務))、⑪健康医療部健康まちづくり室 (休日急病診療所内科診療等業務、休日急病診療所歯科診療等業務、休日急病診療所調剤業務)、⑫健康医療部母子保健課 (吹田助産師相談窓口業務)、⑬健康医療部国民健康保険課 (大阪府後期高齢者医療保険料決定通知書封入封緘業務、国民健康保険料納付額確認書圧着業務、重複服薬者への健康相談事業)、⑭健康医療部地域保健課 (コロナ電話コールセンター運営、保健所 SARS-CoV-2 核酸検出に伴う検体採取業務、パルスオキシメーター等即日配送業務、新型コロナウイルス関係事務処理センター業務、夜間のコロナ感染症自宅療養者の急変患者対応業務)、⑮下水道部管路保全室 (管路の包括的民間委託)、⑯消防本部総務予防室 (消防署除草)、⑰学校教育部教育総務室 (小中学校の校務員業務)、⑱学校教育部保健給食室 (小学校給食調理)、⑲学校教育部教職員課 (教職員出退勤システム)、⑳地域教育部中央図書館 (江坂図書館窓口)、㉑地域教育部放課後子ども育成室 (留守家庭児童育成室運營業務)、㉒水道部企画室 (水栓番号管理業務、検針・滞納整理及び電話受付業務)

【回答結果】 直営から委託へ変更した 22 室課のうち委託の是非の検討資料の有無

委託の是非の検討資料が「ある」と回答した室課	8室課	③総務部人事室 (人事評価システム導入業務につき⇒情報システム化計画書提出)、⑤市民部市民課 (国民年金) (国民年金課窓口業務につき⇒委託となった場合の市の負担減の検討資料)、⑦都市魅力部シティプロモーション推進室 (すいたフェスタ実行委員会事務局につき⇒北摂市民まつり委託状況確認、委託業務と職職員業務の精査など)、⑩福祉部高齢福祉室 (介護保険事務 (典型的な窓口業務) 委託につき⇒吹田市介護保険事務委託方針 (計画編) 2020 年 8 月 13 日 (詳細な費用対効果などの検討))、⑮下水道部管路保全室 (管路の包括的民間委託につき⇒令和元年度第 5 回吹田市政策調整会議、「下水道管路施設における包括的民間委託の導入について」との資料、導入効果、経済面効果、職員負担、住民サービスなど詳細資料あり)、⑰学校教育部教育総務室 (小中学校の校務員
------------------------	-----	---

	業務につき⇒政策調整会議、「令和 2 年度以降の校務員業務のあり方の検討について、校務員業務委託に係る経費を詳細分析資料」、取組み結果の検証も実施する予定になっている)、⑱学校教育部教職員課 (教職員出退勤システムにつき⇒情報システム化計画書)、㉑地域教育部放課後子ども育成室 (留守家庭児童育成室運営業務につき⇒政策会議資料、留守家庭児童育成室の運営業務委託拡大について、副市長査定資料、政策会議概要等)
--	---

回答によると、それまで職員が担っていた業務を委託に変更する場合に、職員数の削減効果、人件費と委託費の比較などを行い、委託の是非を検討しているケースが多いようであった。なお、アンケート上は委託の是非の検討資料が「ある」との回答ではなかったが、⑱学校教育部保健給食室の小学校給食調理、㉑地域教育部中央図書館の江坂図書館窓口 (図書館窓口) については平成 24 年 2 月 10 日吹田市アウトソーシング推進計画で検討対象になっており、その資料はホームページ上などで確認できた。

10 委託契約について直営等との成果比較の手法の有無【質問 14】

【回答結果】

なし	73 室課 (約 85.9%)	下記以外の室課
あり	12 室課 (約 14.1%) ※なお下水道部管路保全室は「なし」の回答であったが、提供のあった資料を見ると成果比較を行っていることが確認できたため「あり」にカウントしている。	【回答のあった具体的な成果比較の手法】 ①市民部市民課 (国民年金) (国民年金窓口業務につき職員定数見直しに伴う人件費の削減、年金制度周知につき⇒新規取組の実施)、②都市魅力部シティプロモーション推進室 (成果指標としては超過勤務削減時間)、③福祉部高齢福祉室 (介護保険事務委託方針 2.0 評価・効果測定編あり)、④健康医療部健康まちづくり室 (仕様書で業務内容を詳細に示し人的財政的資源の有効活用につながっていることを確認)、⑤健康医療部国民健康保険課 (国民健康保険料納付額確認書圧着業務について職員 2 名、7 日間、9 時～20 時作業をしていたのを委託にした、との回答)、⑥都市計画部開発審査室 (システム化計画作成時に他の手法と比較)、⑦学校教育部教育総務室 (直営の人件費と委託料を比較する手法、業務軽減検証が「考えられます」)、⑧学校教育部教職員課 (紙媒体での出退勤管理との時間・コスト比較)、⑨地域教育部中央図書館 (窓口業務は四半期ごとに市と受託業者が点検評価)、⑩地域教育部青少年室 (経費の比較、事務の軽減)、⑪地域教育部放課後こども育成室 (留守家庭児童育成室運営業務で委託育成室では待機児童発生せず)、⑫下水道部管路保全室 (管路の民間委託の資料があり導入効果の記載)

11 平成 29 年度以降に委託から直営や指定管理に変更したものがあるか【質問 15】

指定管理に移行した 5 室課だけではなく、入札参加がなくなるなどの事情でやむなく直営に戻したケースも 3 室課からあった。

【回答結果】

なし	77 室課	
----	-------	--

あり	8室課	<p>【指定管理へ変更】5室課</p> <p>①都市魅力部文化スポーツ推進室（障がい者体育祭）、②福祉部障がい福祉室（医療的ケアを必要とする重度障がい者の受け入れに注力している障害者施設）、③都市計画部住宅政策室、④地域教育部まなびの支援課（公民館管理）、⑤地域教育部中央図書館（江坂公園及び吹田市立江坂図書館魅力向上事業の開始に伴い、7月から窓口業務及び施設管理業務について）</p> <p>【委託先人員配置困難などで直営へ】3室課</p> <p>①総務部広報課（ホームページバナー広告掲載事業者募集について、広告代理店委託入札参加がなくなり直営に）、②都市計画部開発審査室（建築確認図面データファイリング）、③地域教育部放課後子ども育成室（留守家庭児童育成室運営業務である地域について人員配置困難で直営に戻した）</p>
----	-----	--

12 オープンデータの活用の有無と場面【質問 16】

【回答結果】 ※契約検査室を除く 84 室課回答

なし	68室課（約81%）	下記の室課以外
あり	16室課（約19%）	①総務部法制室、②市民部市民課、③市民部市民課（国民年金）、④児童部子育て政策室、⑤児童部保育幼稚園室、⑥児童部子ども発達支援センター、⑦福祉部総合福祉会館、⑧健康医療部保健医療総務室、⑨健康医療部地域保健課、⑩都市計画部資産経営室、⑪学校教育部学校管理課、⑫学校教育部教育未来創生室、⑬地域教育部中央図書館、⑭地域教育部文化財保護課、⑮水道部企画室、⑯議会事務局

活用ありと回答した室課の具体的な活用方法は、ほぼ、当該室課において委託契約を検討するにあたり、ホームページで公表されているオープンデータを見て、他室課の契約方法や選択業者などを確認し参考にする、というものであった。その関係で、⑦福祉部総合福祉会館からは、ホームページで公開されている契約以外にもすべての契約を内部的に閲覧できれば類似契約や入札方法、選定業者の参考にできる、との意見があった。

第5編 結果、意見のまとめ表

第6編 総論的な意見		頁
第2 契約検査室 の役割につ いて	<p>【意見 1】 委託契約に関する契約検査室の役割の明確化について 吹田市は、事務分掌規則上、委託契約に関する契約検査室の役割について、①各室課の委託契約の実施に対し適切に内部統制を働かせるという点と、②各室課に対して積極的かつ能動的に委託契約実施にあたって役立つ情報を収集し提供すること、という点の2点を明確に位置付けるべきである。</p>	63
	<p>【意見 2】 内部統制の観点①ー契約事務進捗管理表等の確認帳票の運用の継続的改善 吹田市は、契約検査室において、契約事務チェックリスト（A、B）、契約事務進捗管理表について、今後も定期的に各室課の運用状況や使い勝手、工夫などを確認し、また、電子決裁システムとの連動なども含め、改善を検討すべきである。</p>	64
	<p>【意見 3】 内部統制の観点②ー入札等監視委員会や監査委員監査の指摘などの部局横断的展開 吹田市は、契約検査室において、各室課が担う委託契約の内部統制に重要な役割を果たしている入札等監視委員会や監査委員監査の指摘や意見のうち、当該対象の部局以外にも共通するものについては、そのエッセンスを集約して部局横断的に積極的かつ継続的に情報発信すべきである。</p>	66
	<p>【意見 4】 内部統制の観点③ー重要な個別事案の顛末や教訓の部局横断的情報共有 吹田市は、個別の委託業務で大きな問題となった案件については、担当部局がその顛末や教訓をまとめて契約検査室に情報共有し、契約検査室から必要に応じて部局横断的に情報を共有し、将来の事務の改善につなげるべきである。</p>	67
	<p>【意見 5】 内部統制の観点④ーオープンデータの更なる活用 吹田市は、契約検査室において、ホームページで公表している委託契約に関するオープンデータや、各室課から提供を受けている委託契約に関するデータ（落札率や入札者数等）を分析し、例えば随意契約を同じ業者との間で長年締結している委託業務について、契約検査室から各室課に照会をかけて、見直しを検討する機会を設けるなどの取組みを行うべきである。</p>	68
	<p>【意見 6】 役立つ情報の提供という観点①ー暗黙知の見える化に向けた工夫 吹田市は、契約検査室において、各室課からの委託契約に関する個別質問への回答をFAQ（よくある質問）などでまとめて各室課に提供し、加えて、定期的に各室課で委託契約の改善に向けて行っている役に立つ工夫に関する情報を収集して部局横断的に情報提供するなど、各室課や個々の職員が持っている良い工夫（いわゆる「暗黙知」）を「見える化」して、委託事務の改善を進めるべきである。</p>	71

第6編 総論的な意見		頁
	<p>【意見 7】 役立つ情報の提供という観点②—先進的な他市事例の情報収集と提供</p> <p>吹田市は、契約検査室において、総合評価方式や成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）など、先進的な自治体の事例も参考に、より効果的な委託契約の手法に関する情報を収集し、自治体内で情報を共有すべきである。</p>	72
第3 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存	<p>【意見 8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存</p> <p>吹田市は、随意契約とした理由、予定価格や最低制限価格の決定、随意契約の交渉経緯など委託契約の重要な意思決定の過程については、事後的に検証が可能なように決裁文書に十分な記載を行うとともに、裏付けとなる資料も合わせて保存すべきであり、契約事務の手引きや各種契約のガイドラインにこの点を明記すべきである。この点は、職員数が減少する中、知識の適切な承継という面でも重要である。</p>	73
第4 委託契約の各段階での課題に関する意見	<p>1 委託契約の必要性・目的と委託の効果の検証・改善（PDCA）について</p>	75
	<p>【意見 9】 新たに委託を行う場合の委託の必要性と目的の明確化</p> <p>吹田市は、従来、職員が直営で行っていた事業や業務を委託に変更するにあたっては、委託の必要性、目的、見込まれる効果などを明確にし、決裁書類などに記載して残すべきである。</p>	75
	<p>【意見 10】 委託の効果の検証と改善の実施、継続的な公表</p> <p>吹田市は、従来、職員が直営で行っていた事業や業務を委託に変更した後は、当初の委託の必要性や目的を踏まえ継続的に効果の検証を行うべきである。また、このうち市民生活に直接関連する業務で予算規模が一定以上のものについては、効果検証の結果や改善状況をホームページ等で市民に対し、継続的に公表すべきである。</p>	75
	<p>2 契約方法の適切性について</p>	76
	<p>【結果 1】 事務の手引きの契約編の記載について</p> <p>吹田市は、事務の手引きの契約編において、地方自治法上、一般競争入札が原則であること、及び、その立法趣旨を十分に記載し、職員が指名競争入札や随意契約の方が自治体にとって望ましい、と誤解しないような記載とすべきである。</p>	76
	<p>【意見 11】 随意契約の理由を十分に検討すべきこと</p> <p>吹田市は、随意契約を選択するにあたっては、地方自治法施行令の要件への該当性を十分に検討し、その経過を決裁文書に記載すべきである。</p>	77
	<p>【意見 12】 システム設計と保守のように、後の業務委託について随意契約が想定されている場合の発注方法</p> <p>吹田市は、システムの設計とその後の保守運用のように、当初の設計業務を受託した業者にその後の保守を随意契約で委託することが想定される場合は、トータルコストを比較検討するため、当初の設計の発注段階で後の保守と一体で発注できないか検討を行うべきである。</p>	78

第6編 総論的な意見		頁
3 価格の適切性の確保について (1) 予定価格や最低制限価格の決定方法の適切性について		78
【意見 13】 随意契約の予定価格決定にあたっての複数見積りの徴求 吹田市は、随意契約の予定価格を決定するにあたって見積書の徴求を行う場合は、極力、複数見積りを徴求し、やむを得ず1者からしか見積書を徴求できない場合には、その理由を決裁書などに残すべきである。		78
【意見 14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について 吹田市は、競争入札の予定価格決定にあたって、極力、複数見積りを徴すべきであり、仮に1者しか見積書を徴取できない事情がある場合においても、見積書の項目や費目について客観的基準や従前の類似工事などと対照するなどして合理性を検証すべきである。		79
【意見 15】 委託費が実質的に人件費単価の積算となっている場合の積算方法 吹田市は、業務委託費が実質的に人件費の単価の積算となっている場合について、委託先のコスト構造に依存することなく、当該業務の実施に必要な費用を適切に積算した上で、委託先の提示する金額と十分に比較検討すべきである。		81
3 価格の適切性の確保について (2) 競争入札の参加者をできるだけ増やすための工夫について		82
【意見 16】 競争入札の参加者を増やすための対策について 吹田市は、長年に亘って1者入札や少数入札が継続している案件、同一業者への委託が継続している案件、プロポーザル方式で参加者が1者や少数にとどまっている案件について、下記の各点を含めその原因を調査・検証し、競争入札の参加者を増やすための対策を実行すべきである。 ① 予定価格が現在の実勢価格を反映した適切なものとなっているか ② 入札仕様書の入札条件が厳しすぎて参加者が限定されているのではないか ③ システム系のプロポーザル方式等で入札参加資格が厳しすぎることはないか ④ 入札後から業務開始までの期間が短すぎて新規参入の障壁となっているのではないか ⑤ 入札情報の公募の周知期間が十分に確保できているか等、入札情報が広く知られるように周知が適切に行われているか		82
3 価格の適切性の確保について (3) 最低制限価格制度や予定価格制度そのもののあり方について		84
【意見 17】 最低制限価格制度の運用について 吹田市は、現在の最低制限価格制度の運用について、具体的な入札案件の結果を踏まえ、同制度の趣旨に合致しているかを継続的に検証し、より良い最低制限価格制度の運用方法がないかを検討するとともに、低入札価格調査制度や総合評価競争入札制度など、最低制限価格制度以外の方法も含めて検討を進めるべきである。		84

第6編 総論的な意見		頁
	<p>【意見 18】 予定価格の事前公表について 吹田市は、工事に係る設計・測量等の委託業務の一般競争入札について、予定価格を事前公表することとしていることについて、その弊害が生じていないかを今後も継続的に検証し、予定価格の事前公表と事後公表のそれぞれのメリット、デメリットも踏まえて、検討していくべきである。</p>	85
	<p>4 入札事務について</p>	87
	<p>【意見 19】 誤解のない入札書の記載 吹田市は、入札書に印字されている「(受任者氏名)」の欄を「(代理人氏名)」とするなど、入札者が誤解をしないような記載を工夫すべきである。</p>	87
	<p>5 契約の履行確認等について</p>	87
	<p>【意見 20】 委託業務に関する履行確認の標準的な様式の制定 吹田市は、委託業務に関する履行確認について、確認者、確認日時、確認対象、確認方法などの具体的な項目を記載した標準的な様式を定め各室課に周知すべきである。</p>	87
	<p>【意見 21】 対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の確認方法 吹田市は、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出の妥当性をチェックする方法を整備、運用すべきである。</p>	88
	<p>6 再委託の適正管理について</p>	88
	<p>【意見 22】 再委託のより一層の適正管理 吹田市は、再委託について次の各点を検討し、管理の適正を一層進めるべきである。その際、再委託ガイドラインを作成し各室課に周知することも検討すべきである。 ①委託業務の内容(専門性、資格必要等)によっては、そもそも業務委託契約書上で再委託は一切禁止と明文で定めること ②そもそも再委託に該当するか否かについての基準や目安を明確にすること ③委託業務の「全部又は大部分」を再委託することはできないことを、業務委託契約書上明記すること ④「全部又は大部分」にあたるか否かの基準や目安を明確にすること ⑤再委託承諾申請書の書式を改め、再委託の予定がない場合にもその旨の届出を求め、現在の再委託承諾申請書の提出がなければ再委託はないと判断する、という実務運用を改めること ⑥再々委託、再々々委託などについても再委託と同様に承諾申請の対象とし管理の対象とすること ⑦再委託先から暴力団排除の誓約書の提出を求める再委託金額 500 万円以上という要件を撤廃し、すべての再委託先から誓約書の提出を求めること</p>	88

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
第1 危機管理室 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	1 吹田市危機管理センター構築業務	93
	<p>【結果 2】 「部分使用」の必要性が生じる場合の書面による合意</p> <p>吹田市は、吹田市危機管理センター構築業務のように、契約締結時点において、いわゆる「部分使用」を行うことが想定される場合には、「部分使用」を行う場合の条件について契約書に記載し、また、契約締結後に「部分使用」の必要性が生じた場合においては、単に相手方から「部分使用」の同意を得るだけでなく、「部分使用」後の危険負担の定め等一般的に取り決めが必要となる諸条件についても、書面で合意を行うべきである。</p> <p>【結果 3】 委託業務の内容に工事請負を含む場合の契約内容</p> <p>吹田市は、吹田市危機管理センター構築業務のように、その内容に工事請負を含む場合には、委託契約締結にあたって、建設業法第34条第2項において、地方公共団体には中央建設業審議会が定めた公共工事標準請負契約約款の採用が勧告されている趣旨に鑑み、同約款の定めを配慮した契約内容とすべきである。</p>	93
第2 広報課の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見	1 「市報すいた」発行業務	95
	<p>【意見 23】 契約単価変更にあたっての情報の把握</p> <p>吹田市は、「市報すいた」発行業務について、変更契約の締結により、契約単価の変更がなされる場合には、その契約単価の変更の妥当性が検証できるよう、契約単価の算出方法の情報を把握すべきである。</p>	95
第3 総務室の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見	1 市庁舎清掃業務	96
	<p>【意見 24】 総合評価落札方式の知識、ノウハウ等の組織的な蓄積</p> <p>吹田市は、市庁舎清掃業務についての総合評価落札方式に係る契約事務の知識、ノウハウ等を組織的に蓄積し、自治体内で情報を共有して、他業務への適用が検討できるよう組織的対応をすべきである。</p>	97
第4 人事室の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見	1 令和4年度吹田市人事評価システム導入等委託業務	99
	<p>【意見 25】 システム導入とその後の保守契約の一括発注の検討</p> <p>吹田市は、人事評価システム導入等委託業務のように、システム導入にかかる契約について、その後に保守業務の契約を締結することが予想されており、かつその後の保守業務については、システム導入受注業者以外の業者が受注することが実質的に困難（いわゆるベンダーロック）となることが予想される場合には、システム導入とその後の保守業務を一括して発注するなど、ベンダーロックにより不当に保守業務における委託料が高騰することがないよう対策を検討すべきである。</p>	99

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
第5 契約検査室 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	1 吹田市南吹田下水処理場汚泥管理棟建設実施設計委託業務等 (1) 吹田市南吹田下水処理場汚泥管理棟建設実施設計委託業務 (2) 吹田市南吹田下水処理場焼却施設解体撤去実施設計委託業務	101
	【意見 26】 入札にあたっての積算内訳書の書式の修正 吹田市は、実施設計業務を競争入札に付するにあたっては、可能な限り事業者に対して、積算内訳書の提出を義務付けるとともに、事業者から提出された積算内訳書について、内容の検証を行うことができるよう事業者に提出を求める積算内訳書の書式を修正すべきである。 【意見 27】 積算内訳書の内容の確認、分析 吹田市は、実施設計業務の事業者に対して積算内訳書の提出を求める場合、談合を排除するため、積算内訳書の内容を確認、分析するよう努めるべきである。	101
	2 垂水町42号線ほか道路改良設計業務等 (1) 垂水町42号線ほか道路改良設計業務 (2) 吹田駅前線回廊・支柱補修設計業務 (3) 寿町24号線ほか測量設計業務 (4) 片山保管所改築工事実施設計委託業務	103
	【意見 28】 予定価格の事前公表について 吹田市は、垂水町42号線ほか道路改良設計業務のように工事に係る設計・測量等の委託業務の一般競争入札について、予定価格を事前公表することとしていることについて、その弊害が生じていないかを今後も継続的に検証し、予定価格の事前公表と事後公表のそれぞれのメリット、デメリットも踏まえて、検討していくべきである。	104
	3 (仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務	105
	【意見 29】 最低制限価格制度の運用について 吹田市は、(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務のような工事に係る設計・測量等の委託業務の現在の最低制限価格の算定方法について、最低制限価格制度の趣旨に合致しているものであるかどうか検討し、また、最低制限価格制度の方法のみならず、品質担保の目的であれば低入札価格調査制度、価格以外の考慮要素も取り入れる目的があれば総合評価落札方式の採用を検討するなど、契約目的に沿った適切な契約方式を幅広く検討すべきである。	106
第6 情報政策室 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	共通基盤システム標準化対応支援業務	109
	【意見 30】 プロポーザル参加資格の緩和 吹田市は、共通基盤システム標準化対応支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁(国、都道府県、中核市、人口30万人以上の市又は特別区)にて、ITに関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和することも検討すべきである。	109

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
第7 税制課の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見	1 吹田市税務システム標準化対応等支援業務	111
	<p>【意見 31】 プロポーザル参加資格の緩和</p> <p>吹田市は、吹田市税務システム標準化対応等支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口 30 万人以上の市又は特別区）にて、IT に関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和するよう検討すべきである。</p>	111
第8 市民課の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見	1 吹田市住民記録システム標準化対応等支援業務	113
	<p>【意見 32】 プロポーザル参加資格の緩和</p> <p>吹田市は、吹田市住民記録システム標準化対応等支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口 30 万人以上の市又は特別区）にて、IT に関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和するよう検討すべきである。</p>	113
第9 文化スポー ツ推進室の 委託契約に 係る監査の 結果及び意 見	1 市民劇場等運営業務	114
	<p>【意見 33】 収支報告書の確認方法の検討</p> <p>吹田市は、市民劇場等運営業務について、対象経費の実績により精算が予定されているのであるから、その支出内容の妥当性を確認するため、不定期若しくは支出項目の一部であっても受託者から支出に関する証憑類の提出を受けるべきである。</p>	114
	2 吹田市多文化共生ワンストップ相談センター整備・運営業務	115
	<p>【意見 34】 受託者側での見積合せ実施の確認方法</p> <p>吹田市は、吹田市多文化共生ワンストップ相談センター整備・運営業務について、受託者から見積合せの資料の提供を受けるか、若しくは、少なくとも見積合せの実施について担当者が確認した内容を記録化するべきである。</p>	115
	3 第 13 回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務	116
	<p>【意見 35】 収支報告書の確認方法の検討</p> <p>吹田市は、第 13 回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務について、対象経費の実績により精算が予定されているのであるから、その支出内容の妥当性を確認するため、不定期若しくは支出項目の一部であっても受託者から支出に関する証憑類の提出を受けるべきである。</p> <p>【意見 36】 再委託承認の基準の設定</p> <p>吹田市は、第 13 回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務について、再委託に該当するか否かについて一定の基準を定めたいうえで、再委託契約に該当する場合には、再委託承認申請書を取得すべきである</p>	117

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
第10 保育幼稚園 室の委託契 約に係る監 査の結果及 び意見	1 吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務	119
	<p>【意見 37】 契約方法の検討 吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、契約方法として公募型プロポーザル方式を導入することを検討すべきである。</p> <p>【意見 38】 入札条件の緩和等の検討 吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、入札参加者が1者のみとなっている状況が続いている原因を分析し、入札条件を緩和する等適切な措置をとるべきである。</p> <p>【意見 39】 入札条件の確認方法 吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、受託業者からセントラルキッチンの場所及び輸送体制に関する書面の提出を、毎年度の契約時に受けるべきである。</p> <p>【意見 40】 再委託承認申請書の提出 吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、給食の輸送について外部の業者を用いており、これは再委託に該当するため、受託者から再委託承認申請書の提出を受けるべきである。</p>	119
	2 吹田市立保育所等建築物及び建築設備点検業務	121
	<p>【意見 41】 予定価格の算定方法 吹田市は、吹田市立保育所等建築物及び建築設備定期点検業務について、令和4年度の予定価格を設定するにあたっては、平成30年度に見積書を取得していたとしても、改めて見積書を取得したうえで算定を行うべきである。</p> <p>【意見 42】 参考見積書の保存 吹田市は、予算要求や予定価格の算定の際に用いた参考見積書について、簿冊に綴ることをルール化すべきである。</p>	122
第11 こども発達 支援センタ ーの委託契 約に係る監 査の結果及 び意見	1 吹田市立こども発達支援センター杉の子学園・わかたけ園通園バス等運行業務	125
	<p>【意見 43】 入札書の記載 吹田市は、吹田市立こども発達支援センター杉の子学園・わかたけ園通園バス等運行業務について、入札書に印字されている「(受任者氏名)」の欄を「(代理人氏名)」とするなど、入札者が誤解をしないように記載を見直すべきである。</p>	125
第12 福祉部の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見	1 吹田市災害時要援護者避難支援システム再構築業務(福祉総務室)	127
	<p>【意見 44】 システム構築と運用保守業務の一体的な発注の検討 吹田市は、吹田市災害時要援護者避難支援システム再構築業務について、システム構築後数年間の運用保守業務も含めた形で、業者選定を行うべきである。</p>	127

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
2	令和4年度地域支えあいネットワーク推進業務（福祉総務室）	128
	<p>【意見 45】 予定価格の積算方法の見直し 吹田市は、地域支えあいネットワーク推進業務の契約金額の決定にあたり、委託先のコスト構造に依存することなく、当該業務の実施に必要な費用を適切に積算した上で、先方の提示する金額と十分に比較検討すべきである。</p> <p>【意見 46】 収支報告書の確認方法の検討 吹田市は、地域支えあいネットワーク推進業務のように、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出内容の妥当性をチェックする方法を整備・運用すべきである。</p> <p>【意見 47】 再委託禁止条項の見直し 吹田市は、地域支えあいネットワーク推進業務について、再委託を禁止すると契約書に明示すべきである。</p>	128
3	吹田市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業サポート労働者派遣業務（福祉総務室）	130
	<p>【意見 48】 複数の事業者からの見積書の徴取 吹田市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業サポート労働者派遣業務について、複数の事業者からの見積書を徴取した上で比較検討し、委託業者を選定すべきである。</p>	131
4	広域型生活支援コーディネーター配置業務	
	<p>【意見 49】 消費税相当額の積算方法の見直し 吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務の契約金額の積算にあたり、消費税非課税の業務と整理するのであれば、消費税の課税される取引との違いを十分に踏まえ、本体価格に消費税相当額を付加して計算すべきもの、そうでないものを明確に区分し、適切な積算を行うべきである。</p> <p>【意見 50】 予定価格の積算方法の見直し 吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務の契約金額の決定にあたり、委託先のコスト構造に依存することなく、当該業務の実施に必要な費用を適切に積算した上で、先方の提示する金額と十分に比較検討すべきである。</p> <p>【意見 51】 収支報告書の確認方法の検討 吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務のように、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出内容の妥当性をチェックする方法を整備・運用すべきである。</p> <p>【意見 52】 再委託禁止条項の見直し 吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務について、再委託を禁止すると契約書に明示すべきである。</p>	132

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
	5 吹田市介護支援サポーター業務（高齢福祉室）	135
	<p>【意見 53】 予定価格の合理性の検討 吹田市は、吹田市介護支援サポーター業務の契約金額の決定にあたり、市において合理的な根拠に基づき委託料の積算を行ったうえで、先方の見積り内容と十分に比較検討し、業務内容、業務量を考慮して妥当な金額であることを確認すべきである。また、価格決定までのプロセスを明確にする観点から、その過程で用いた資料は適切に保管すべきである。</p> <p>【意見 54】 事業規模に見合った委託料の設定 吹田市は、介護支援サポーター業務の予定価格の積算にあたり、その時点での介護支援サポーターの活動状況の実情に応じて予定価格が過大とならないよう適切に見積るべきである。</p> <p>【意見 55】 委託事業の効果検証 吹田市は、介護支援サポーター事業の効果検証を積極的に行い、改善に活かす取り組みを進めるべきである。</p>	135
第13 成人保健課 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	1 吹田市大腸がん検診業務	139
	<p>【意見 56】 PFS 等新たな受診率向上への取り組みの検討 吹田市は、大腸がん検診に係る受診率向上に向けた委託業務について、検診受診率の増加を成果指標とした成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）の導入など、新たな受診率向上への取り組みの検討をすべきである。</p>	139
第14 国民健康保 険課の委託 契約に係る 監査の結果 及び意見	1 吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務	141
	<p>【意見 57】 プロポーザル参加要件の緩和 吹田市は、吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口30万人以上の市又は特別区）にて、ITに関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和するよう検討すべきである。</p>	141
第15 地域保健課 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	1 吹田市パルスオキシメーター等即日配送業務	142
	<p>【意見 58】 重要事項の仕様書への記載と予定価格への反映 吹田市は、吹田市パルスオキシメーター等即日配送業務について、委託業務の多寡に関わり、落札価格に影響を及ぼす重要な事項は仕様書に記載し、合わせて予定価格の積算にも反映させるべきである。</p>	142
	2 HPVワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務	143
	<p>【結果 4】 指名競争入札によることができる理由の不明確 吹田市は、HPVワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務について、指名競争入札によることができる理由を明確にすべきである。</p>	143

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
	<p>【意見 59】業務仕様の予定価格への適切な反映 吹田市は、HPV ワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務について、業務の仕様が確定した後に予定価格の積算に適切に反映させるべきである。</p>	
	<p>3 新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票等の作成、封入封緘、配送等の業務</p>	145
	<p>【意見 60】変更契約によるべきか否かの検討の必要性 吹田市は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票等の作成、封入封緘、配送等の業務について契約変更を複数回に亘って行っているが、追加の業務について別個の契約として入札による対応が可能であるかや、他社からの見積り取得が可能であるかを確認しつつ、変更契約によるべきか否かを検討すべきである。</p>	146
	<p>4 新型コロナウイルス感染症対策業務への人材（事務職）臨時派遣業務</p>	147
	<p>【意見 61】予定価格積算の根拠資料の保管 吹田市は、新型コロナウイルス感染症対策業務への人材（事務職）臨時派遣業務について、事後の検証可能性を担保するため、予定価格積算の根拠資料を保管すべきである。</p>	147
	<p>5 予防接種業務</p>	148
	<p>【結果 5】決裁起案の不適切な修正 吹田市は、予防接種業務について、決裁起案を修正する際は、新たに修正した起案内容において、決裁を取り直すべきである。</p>	148
	<p>6 新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運営業務</p>	149
	<p>【意見 62】吹田市としての顛末書の作成と教訓の共有 吹田市は、地域保健課において、新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運営業務の委託契約に関して生じた再委託会社の人員配置不足・水増し請求問題について、一連の経過をまとめた顛末書を作成し、その教訓を契約検査室を通じて部局横断的に共有すべきである。</p>	149
第16 環境部の委託契約に係る監査の結果及び意見	<p>1 市有施設の照明LED化に係る調査委託業務（環境政策室）</p>	155
	<p>【結果 6】再委託承認手続きの適正化 吹田市は、市有施設の照明LED化に係る調査委託業務について、再委託承認申請の際、業務等委託契約書における一括委任等の禁止の趣旨に照らし、必要な情報を入手するとともに、決裁文書にもその情報を記載するなどして、承認手続きを適正に行うべきである。</p> <p>【意見 63】暴力団員等ではないことの誓約書 吹田市は、市有施設の照明LED化に係る調査委託業務のように、受注者又は再委託者が暴力団員等ではないことの誓約書を提出することを義務づける対象を、受注者又は再委託者との契約における契約金額が500万円以上に限定する運用を維持することが合理的かを検討のうえ、その検討結果を今後の契約事務に反映すべきである。</p>	155

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
	2 吹田市資源リサイクルセンター公衆無線LAN設置・運用業務（環境政策室）	157
	<p>【意見 64】 契約期間の検討 吹田市は、吹田市資源リサイクルセンター公衆無線LAN設置・運用業務のように複数年にまたがる継続的な業務が予定され、かつ、業務の性質上、同一事業者による継続が要求されるような場合には、契約期間を複数年度とすることも検討すべきである。</p> <p>【意見 65】 予定価格積算の際の複数見積書の入手 吹田市は、吹田市資源リサイクルセンター公衆無線LAN設置・運用業務について、市場性の高い業務であるから、予定価格積算の際の見積書は複数事業者から入手すべきである。</p> <p>【意見 66】 履行確認の記録化 吹田市は、吹田市資源リサイクルセンター公衆無線LAN設置・運用業務について、設置された機器の現物確認を市職員が行ったのであれば、検査調書その他書面にて、その確認日や確認者、確認内容を記録化すべきである。</p>	158
	3 吹田市南吹田地域地下水汚染防止対策に関するモニタリング評価委託業務（環境保全指導課）	159
	<p>【意見 67】 競争性確保のための方策 吹田市は、吹田市南吹田地域地下水汚染防止対策に関するモニタリング評価委託業務について、競争参加資格や発注単位の見直しも含め、本業務の競争性確保のための方策を講じるべきである。</p>	160
	4 微小粒子状物質（PM2.5）大気環境調査委託業務（環境保全指導課）	161
	<p>【意見 68】 参考見積書の入手 吹田市は、微小粒子状物質（PM2.5）大気環境調査委託業務について、予算要求や予定価格積算のためには、安易に前年度実績とするのではなく、参考見積書を入手し、直近の実勢価格を把握した上で、適正な価格設定を行えるよう工夫すべきである。</p> <p>【意見 69】 再委託承認の確認事項の記録化 吹田市は、微小粒子状物質（PM2.5）大気環境調査委託業務について、再委託承認の際に確認検討した事項について、決裁文書に記載するなど、記録化すべきである。</p>	161
	5 事業課庁舎 機械警備業務【長期継続契約】（事業課）	162
	<p>【意見 70】 参考見積書の取得について 吹田市は、事業課庁舎機械警備業務について、参考見積書は複数事業者から入手するよう努めるとともに、その見積額はその内訳が分かるものを入手すべきである。</p> <p>【意見 71】 仕様書の記載事項について 吹田市は、事業課庁舎機械警備業務について、仕様書に機械警備の範囲を示す図面を掲載すべきである。</p>	163

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
	<p>【意見 72】 入札手続及び業務開始時期の見直し 吹田市は、事業課庁舎機械警備業務について、多くの事業者が入札に参加できるように入札手続き実施から業務開始日までの期間をより長期に設定するなどして、広く事業者が参加できるように工夫すべきである。</p>	
6	<p>事業課業務グループ庁舎 機械警備業務【長期継続契約】（事業課業務グループ）</p> <p>【意見 73】 より詳細な参考見積書の取得 吹田市は、事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、参考見積書は複数事業者から入手するよう努めるとともに、その見積額はその内訳が分かるものを入手すべきである。</p> <p>【意見 74】 仕様書の記載事項について 吹田市は、事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、仕様書に機械警備の範囲を示す図面を掲載すべきである。</p> <p>【意見 75】 入札手続及び業務開始時期の見直し 吹田市は、事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、多くの事業者が入札に参加できるように入札手続き実施から業務開始日までの期間をより長期に設定するなどして、広く事業者が参加できるように工夫すべきである。</p>	164
	<p>【意見 76】 履行確認の書式整備 吹田市は、塵芥収集運搬業務について、「ごみ収集作業日報」につき、計量表との突合確認日、確認者などを記載する欄を設けるなど書式を整備したり、確認印を押す運用とするなど、統一的な履行確認方法を確立すべきである。</p> <p>【意見 77】 事故報告書の速やかな提出 吹田市は、塵芥収集運搬業務について、受託事業者からの事故報告書については、作成後の速やかな報告を求める旨、仕様書で明記すべきである。</p> <p>【意見 78】 事故報告の必要的報告事項の列記 吹田市は、塵芥収集運搬業務について、受託事業者から提出される事故報告書について、必要的記載事項を仕様書に列記すべきである。</p>	165
7～10	<p>塵芥収集運搬業務【単価契約（当初契約に基づく発注分）】 4契約（事業課）</p> <p>【意見 76】 履行確認の書式整備 吹田市は、塵芥収集運搬業務について、「ごみ収集作業日報」につき、計量表との突合確認日、確認者などを記載する欄を設けるなど書式を整備したり、確認印を押す運用とするなど、統一的な履行確認方法を確立すべきである。</p> <p>【意見 77】 事故報告書の速やかな提出 吹田市は、塵芥収集運搬業務について、受託事業者からの事故報告書については、作成後の速やかな報告を求める旨、仕様書で明記すべきである。</p> <p>【意見 78】 事故報告の必要的報告事項の列記 吹田市は、塵芥収集運搬業務について、受託事業者から提出される事故報告書について、必要的記載事項を仕様書に列記すべきである。</p>	166
11	<p>令和4年度 資源循環エネルギーセンター環境測定業務（資源循環エネルギーセンター）</p> <p>【結果 7】 予算流用（入札差金等の執行）後の予定価格積算の妥当性 吹田市は、令和4年度資源循環エネルギーセンター環境測定業務について、予算流用（入札差金等の執行）後の予定価格積算にあたっては、改めて参考見積書を入手するなど、合理的な予定価格を積算すべきである。</p> <p>【意見 79】 競争性確保のための方策の検討 吹田市は、資源循環エネルギーセンター環境測定業務について、競争性を確保するために、予定価格が妥当であるかの検証のほか、委託範囲を見直すなど、適正な競争が実現するような方策を検討すべきである。</p>	168

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
	1 2 破砕選別工場等施設整備・保守業務（令和3年度）（破砕選別工場）	170
	<p>【意見 80】 予算額・予定価格の検証の必要性（不調随契（8号）の評価）</p> <p>吹田市は、破砕選別工場等施設整備・保守業務について、今後、同種の契約を締結するにあたっては、複数事業者から参考見積を入手し、かつ、積算に資する単価情報を広く収集するなどして、財政部局とも十分に情報共有のうえ、予定価格の適正性を確保する取組みを行うべきである。</p> <p>【意見 81】 競争性確保の方策</p> <p>吹田市は、破砕選別工場等施設整備・保守業務について、入札辞退事業者から市況に関する具体的な情報をヒアリングするなど、競争性確保の方策のための情報を収集すべきである。</p>	
	1 3 破砕選別工場 大型複雑ごみ等解体・選別業務（令和3年度）（破砕選別工場）	172
	<p>【意見 82】 競争性確保の方策</p> <p>吹田市は、破砕選別工場大型複雑ごみ等解体・選別業務について、入札辞退事業者から市況に関する具体的な情報をヒアリングするなど、競争性確保の方策のための情報を収集すべきである。</p>	
第17 土木部の委託契約に係る監査の結果及び意見	1 佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務（その2）（総務交通室）	175
	<p>【意見 83】 最低制限価格その他の手法の検討</p> <p>吹田市は、今後、佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務（その2）と類似の契約を締結するにあたっては、最低制限価格の設定以外の手法についても検討のうえ、吹田市にとって最も有利な契約手法を引き続き選択すべきである。</p>	176
	2 総合的自転車対策業務（令和3、4年度）（総務交通室）	178
	<p>【結果 8】 随意契約理由について</p> <p>吹田市は、総合的自転車対策業務について、随意契約（3号）として締結するにあたっては、業務内容の性質を踏まえたうえで、当該委託先に業務を委託することが相当であるかを検討し、随意契約理由を明確にすべきである。</p> <p>【意見 84】 予定価格積算における人件費（共済費含む）について</p> <p>吹田市は、総合的自転車対策業務について、人件費の積算のために、受託事業者が報酬単価を提示するとしても、その提示報酬単価が市場の相場に照らし相当なものであるかは、別途、所管室において調査のうえ判断すべきである。また、共済費を別途計上することについても、基本報酬額と併せた額が相当な範囲であるかを検証すべきである。</p> <p>【意見 85】 人員配置と委託の範囲について</p> <p>吹田市は、総合的自転車対策業務について、今後、本業務を吹田市シルバー人材センターに委託するとしても、目的達成状況を踏まえて適切な人員配置及び委託範囲を検討すべきである。</p>	179

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
	<p>【意見 86】 成果指標の設定等について 吹田市は、総合的自転車対策業務の達成状況を把握するための成果指標を設定し、その目的達成状況を把握できるようにすべきである。</p> <p>【意見 87】 現金収受の履行確認の記録化 吹田市は、総合的自転車対策業務について、受託事業者の現金収受額に関する報告額と現実の受領額との突合作業を行った場合は、その確認日・確認者等を確認調書等に記載するなど記録化すべきである。</p>	
	3 公園等施設補修業務（総務交通室）	183
	<p>【結果 9】 契約書との齟齬の解消 吹田市は、公園等施設補修業務について、個別契約締結時の事務に関する契約書上の定めと運用の齟齬を解消すべきである。</p>	183
第18 会計室の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見	1 吹田市財務会計システム更新支援業務	185
	<p>【意見 88】 予定価格の合理性の検討 吹田市は、財務会計システム更新支援業務について、複数の見積書を比較検討し、または内部での合理的根拠に基づく積算を行うなど、予定価格の妥当性を十分に検討すべきである。</p>	185
第19 消防本部の 委託契約に 係る監査の 結果及び意 見	1 吹田市消防本部予防業務関係図書データ化委託業務（総務予防室）	187
	<p>【意見 89】 実態に即した仕様書の作成 吹田市は、吹田市消防本部予防業務関係図書データ化委託について、入札参加者がその業務内容・業務量を正確に予測できるよう仕様書記載の情報の精度向上に努めるべきである。</p>	187
	2 広域消防指令情報システム構築業務（総務予防室）	188
	<p>【意見 90】 再委託金額の確認 吹田市は、広域消防指令情報システム構築業務について、再委託先が暴力団排除の誓約書の提出要件に該当するか否かを確認するため、再委託金額の確認を実施すべきである。</p>	189
第20 選挙管理委 員会事務局 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	1 参議院議員通常選挙公報及び選挙のお知らせ配布業務	190
	<p>【意見 91】 再委託の有無の確認 吹田市は、参議院議員通常選挙公報及び選挙のお知らせ配布業務について、受託業者の業務の実施方法を把握し、再委託の有無の確認及び再委託がある場合、必要な手続を実施するなど、発注者としての監督責任を果たすべきである。</p>	190
	2 ポスター掲示場設置等業務	190
	<p>【意見 92】 予定価格の設定方法の見直し 吹田市は、ポスター掲示場設置等業務の予定価格の設定について、複数の見積書を比較することや内部で積算した結果と比較するなど、その設定が妥当なものであるか慎重に検討すべきである。</p> <p>【意見 93】 契約変更時の価格検討記録の保存 吹田市は、ポスター掲示場設置等業務について、契約変更時の価格変更の交渉記録、検討した資料等の記録の保存を徹底すべきである。</p>	191

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
	3 倉庫棚卸し作業及び用品輸送等業務	192
	<p>【結果 10】競争入札による業者選定の実施</p> <p>吹田市は、倉庫棚卸し作業及び用品輸送等業務について、随意契約理由に合理性がないことから、随意契約によることなく、入札により業者選定を実施すべきである。</p>	193
第2 1 学校管理課 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	1 吹田市立津雲台小学校仮設空調機設置業務	194
	<p>【意見 94】随意契約の予定価格の合理性担保</p> <p>吹田市は、吹田市立津雲台小学校仮設空調機設置業務の予定価格を定めるにあたっては、複数の業者から見積書を徴取した上で委託業者を選定すべきである。仮に、1者からしか見積書を徴取できない特別な事情がある場合でも、当該見積書の項目や費目ごとに客観的基準や従前の類似工事の項目と対照する等して、その合理性を十分に検討すべきである。</p> <p>また、事後的な確認や事務手続きの承継を可能とするため、予定価格の決定及び検証に用いた資料、具体的には徴取した見積書のみならず、取引実例価格の検討に用いた資料等も、契約手続きに関する資料一式と合わせて保存すべきである。</p>	194
第2 2 教育未来創 生室の委託 契約に係る 監査の結果 及び意見	1 令和4年度学校規模適正化支援業務	196
	<p>【結果 11】契約保証金免除の適用条項の誤り</p> <p>吹田市は、令和4年度学校規模適正化支援業務において、受託者に対し誤った条項を適用して契約保証金を免除したが、契約保証金の免除にあたっては、財務規則を正しく適用すべきである。</p> <p>【結果 12】契約内容の実質的変更前の変更契約等の締結</p> <p>吹田市は、令和4年度学校規模適正化支援業務において、契約内容を実質的に変更する前に、変更契約を締結する、又は、後日変更契約を締結することを確認する旨の覚書を締結する等、合意内容を書面化すべきである。</p> <p>【意見 95】一般競争入札の予定価格の合理性担保</p> <p>吹田市は、令和4年度学校規模適正化支援業務において、一般競争入札の予定価格を定めるにあたっては、複数の見積書を徴取して比較検討すべきであるし、1者しか見積書を徴取できない特別な事情がある場合においても、当該見積書の項目や費目ごとに客観的基準や従前の類似工事の項目と対照する等して、合理性を検討した上で、一般競争入札の予定価格を定めるべきである。</p> <p>また、事後的な確認や事務手続きの承継を可能とするため、予定価格の決定及び検証に用いた資料、具体的には徴取した見積書のみならず、市が作成した積算価格や単価の合理性検討に用いた資料等も、契約手続きに関する資料一式と合わせて保存すべきである。</p>	196
第2 3 保健給食室 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	1 吹田市小学校給食調理等業務委託（千里丘北小学校、桃山台小学校、山手小学校、西山田小学校、山田第三小学校）	199
	<p>【意見 96】見積上限価格（提案限度額）の合理性担保</p> <p>吹田市は、吹田市小学校給食調理等業務委託のプロポーザルにおいて見積上限価格（提案限度額）を定めるにあたっては、合理的な根拠に基づき定めるべきである。</p>	200

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
第24 中央図書館 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	1 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務、及び、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務	202
	<p>【意見 97】仕様書記載の提出書類の確認 吹田市は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務、及び、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務の仕様書において、業務委託料が適正に執行されているか否かを確認するために受託者に実績報告書の提出を求めるのであるから、提出された実績報告書につき上記観点から適切な確認を行うべきである。</p> <p>【意見 98】委託の効果の公表 吹田市は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務、及び、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務について、吹田市アウトソーシング推進計画（平成24年度から平成30年度に実施）に基づき直営から委託へのアウトソーシングを図ったのであるから、委託により実現しようとした効果・目的である、専門的な業務の遂行、人件費の抑制、中央図書館機能の向上という効果を検証するためのデータ、具体的には市民アンケート結果からアウトソーシングの効果に関連する項目を抽出したものや、図書館数や図書館開館時間等の推移と常勤職員数の推移を比較したもの等を定期的に取りまとめ、オープンデータとして掲載する等の方法により公表すべきである。</p>	202
第25 文化財保護 課の委託契 約に係る監 査の結果及 び意見	1 旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画策定業務	205
	<p>【意見 99】一般競争入札の予定価格の合理性担保 吹田市は、旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画策定業務において、一般競争入札の予定価格を定めるにあたっては、複数の見積書を徴取して比較検討すべきであるし、1者しか見積書を徴取できない特別な事情がある場合においても、当該見積書の項目や費目ごとに客観的基準や従前の類似工事の項目と対照する等して、合理性を検討した上で、一般競争入札の予定価格を定めるべきである。</p> <p>【結果 13】契約書と仕様書の綴じ方の誤り 吹田市は、旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画策定業務の契約書に仕様書を綴じていないが、仕様書は契約内容の一部であるから、契約書を綴じる際は特段の事情がない限り、仕様書も一緒に綴じるべきである。</p>	205
	2 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）監理業務	206
	<p>【結果 14】予算要求用見積書の不保存 吹田市は、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）監理業務について、予算要求用見積書を保存すべきである。</p> <p>【意見 100】随意契約の予定価格の合理性担保 吹田市は、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）監理業務の予定価格を定めるにあたっては、複数の業者から見積書を徴取するか、工事請負業務の見積徴取時に監理業務にかかる費用の見積書についても合わせて徴取する等して、その合理性を担保する方策を検討すべきである。</p>	207

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告		頁
	3 吹田市立博物館化学吸着フィルター用薬剤取替業務	208
	<p>【結果 15】指名競争入札における指名業者の選定方法の誤り</p> <p>吹田市は、吹田市立博物館化学吸着フィルター用薬剤取替業務において、指名競争入札参加有資格者 3 人のうち 1 人を指名しなかったが、有資格者が 5 人に満たない場合は、特段の事情がない限り全有資格者を指名し、競争性を確保すべきである。</p>	208
第 2 6 放課後子ども育成室の委託契約に係る監査の結果及び意見	1 吹田市留守家庭児童育成室運営支援システム構築及び保守業務	209
	<p>【意見 101】一般競争入札の予定価格の合理性担保</p> <p>吹田市は、吹田市留守家庭児童育成室運営支援システム構築及び保守業務において、一般競争入札の予定価格を定めるにあたっては、複数の見積書を徴取して比較検討すべきであるし、1 者しか見積書を徴取できない特別な事情がある場合においても、当該見積書のうち客観的な取引相場の調査が可能な一部費目については取引相場等を調査してその合理性を検討した上で、一般競争入札の予定価格を定めるべきである。</p>	209

第6編 総論的な意見

第1 総論的な意見の概要—大きく分けると3点

契約検査室に対するヒアリング、吹田市の委託契約に関するデータ分析（第3編）、85室課に対する共通質問の回答結果（第4編）、簿冊調査とそれに基づく各室課のヒアリングを踏まえた個別契約に関する意見（第7編）等から見える共通の課題について、第6編で総論的な意見として記載する。総論的な意見は、大きく分けると、次の3点である。

- ①契約検査室の果たすべき役割に関するもの
- ②決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存
- ③冒頭に示した委託契約の時系列に沿った各段階での課題に関するもの

以下、①については第2で、②について第3で、③については第4で記載する。

第2 契約検査室の役割について

1 委託契約に関する契約検査室の役割の明確化

【意見1】 委託契約に関する契約検査室の役割の明確化について

吹田市は、事務分掌規則上、委託契約に関する契約検査室の役割について、①各室課の委託契約の実施に対し適切に内部統制を働かせるという点と、②各室課に対して積極的かつ能動的に委託契約実施にあたって役立つ情報を収集し提供すること、という点の2点を明確に位置付けるべきである。

(理由)

(1) 吹田市事務分掌規則上、契約検査室が分掌する事務は、①物品購入契約に関する事項、②工事等に係る契約に関する事項、③競争入札参加資格審査に関する事項、④その他契約事務の調整に関する事項、⑤工事用資器材の検査に関する事項（他の課等の所管するものを除く。）⑥工事の検査及び評価に関する事項（他の課等の所管するものを除く。）⑦入札等監視委員会に関する事項とされている。

(2) この点、吹田市では、委託契約については、基本的に各室課が、①委託の必要性の検討（直営との費用対効果の比較等）、②一連の契約事務の遂行（契約方法の選択、価格の適切な設定、入札事務や契約締結手続等）、③契約の進捗確認・履行確認、④効果検証などを担っている。契約検査室は、これら委託契約については、所管課がプロポーザルで事業者選定を希望する場合に、その適否を検討する会議（執行予定額1000万円以上の場合は入札等監視委員会、同1000万円未満の場合は公共工事等入札・契約制度改善検討委員会）を開催し、所管課と事前協議、資料の取りまとめ等の会議の開催に係る事務処理を行い、また、随意契約について予定価格に応じて所管課の起案の合議を行い（部長級決裁以上、予定価格3000万円以上）、随意交渉理由が適正なものかを確認しているが、基本的な役割は契約に関する各種のガイドラインやマニュアルの作成、契約事務チェックリスト等の提供、各室課からの個別質問への回答等となっている。

(3) このため、各室課がそれぞれのやり方で、独自に委託契約を進める面がどうしても出てくることとなる。公共工事請負契約及び公共工事に係る設計・測量等の業務委託については電子入札が導入されており、契約検査室が電子入札の事務を実施

しているが、委託契約については紙の入札のため、この点での契約検査室の関与もない。

- (4) 自治体職員の数が減少傾向にあるなか、昨今の自治体の事務は、DX対応、感染症対策を含め多岐にわたり高度になっている。このため、多くの室課が多種多様な委託を行う必要があり、基本的に各室課が委託契約の事務を実施していくというのはやむを得ないであろう。他方で、このやり方には2つの面で問題が生じうる。一つは各室課の委託契約の実施過程に対する内部統制が働きづらくなる可能性がある、という点である。もう一つは、各室課がそれぞれで委託契約に関して様々な工夫を行うことで実務の運用を改善したとしても、それを組織的に吸い上げて横断的に情報共有し展開していく、ということがされにくいという点である。今回の外部監査において個別契約の簿冊調査と各室課の担当者のヒアリングをしている中でも、後に個別契約の監査の意見で述べるように、様々な場面で、もう一步、内部統制を進める必要性がある、と感じられた。他方、各室課のアンケート調査やヒアリングにおいて、各室課で前向きな良い取組みも少なからず実施されているケースがあり、是非、その「暗黙知」を「見える化」して横展開してほしい、と感じられた。
- (5) そこで、市の中で、どこかの組織が、これらの役割を担う必要があると考えるが、契約検査室には、各室課からの質問を受け、入札等監視委員会等を運営し、一定の随意契約については各室課と合議を行う等の過程で、委託契約に関する情報が最も集まるのであり、同室がこの役割を担うのが最も相応しいと考えられる。
- (6) 外部監査人の具体的な提言・意見はこの後に述べるが、まずは、吹田市は、事務分掌規則上、委託契約に関する契約検査室の役割について、①各室課の委託契約の実施に対し適切に内部統制を働かせるという点と、②各室課に対して積極的かつ能動的に委託契約実施にあたって役立つ情報を収集し提供すること、という点の2点を明確に位置付けるべきである。

2 契約検査室の内部統制に関する役割について

【意見2】 内部統制の観点①—契約事務進捗管理表等の確認帳票の運用の継続的改善

吹田市は、契約検査室において、契約事務チェックリスト（A、B）、契約事務進捗管理表について、今後も定期的に各室課の運用状況や使い勝手、工夫例などを確認し、また、電子決裁システムとの連動なども含め、改善を検討すべきである。

(理由)

- (1) 委託契約の進捗等に関する内部統制については、契約検査室は、令和3年5月に各室課長に対して、「事務処理に係るチェック機能の強化について」という通知を発し、第2編において紹介した「契約事務進捗管理表」、「(A票) 契約事務チェックリスト（入札、随意契約）」、「(B票) 契約関係書類 提出状況チェックリスト（委託契約版）」という確認帳票の活用を求めている。この通知を発したきっかけは、定期監査において従来から事務処理の適正な執行について一定数の指摘を受ける状況が続いていたところ、令和2年度の監査結果においても多くの指摘を受けたこと、ということであった。具体的運用方法としては、電子データの管理では、チェック項目をきちんと見ずに、「コピー&ペースト」の形でチェックを行ってしまうことが考えられるため、当初は紙での運用を求めた、ということであった。
- (2) これらの確認帳票の運用について外部監査人が85室課に対して共通質問を行ったところ、上記のとおり、委託契約全件に適用している室課が合計72室課（ただし内1室課は令和5年度から全件適用）で約84.7%であった（【質問4】）。運用の成果

については、実際に運用している多くの室課（70室課、約82.3%）で肯定的評価であった（【質問5】）。チェックリストの内容は、各種の契約関係のマニュアルを踏まえた内容で、室課内でポイント毎に複数によるチェックを求めるものとなっている。また、室課内で、上司等が進捗管理表により、並行して進行する委託契約の進捗状況を一覧にして確認できるものとなっている。いずれも各室課の委託契約の実施について内部統制を強化するものと評価でき、共通質問に対する各室課の回答結果からも、契約検査室の確認帳票の取組みについては、一定の効果が認められ、各室課の実務に浸透しつつあると評価できる。

(3) 他方、実際に確認帳票の運用を行っていない室課も一定数あり（一部運用無しが6室課、運用無しが6室課で、それぞれ約7%。【質問4】）、管理表の改善点を聞いたところ、電子化を望むが7室課（約8.2%）、取扱いが煩雑であり改善を要望するが18室課（約21.1%）という結果であった（【質問6】）。18室課の要望内容を見ると、「電子化」と明記されていないものの、吹田市においては令和5年1月から電子決裁システムが本格稼働しており、電子決裁と紙でのチェックが併存することが煩雑、という意見が見られた。個別契約のヒアリング時の傾向からも、多数の委託契約を締結し管理する室課では、比較的、管理の事務が煩雑と回答する割合が高かった。回答の中には、運用していく中で項目が細かく事務が煩雑化し、負担増によって昨年分を複写してそのまま使用するなどチェック意識が薄れるのではと危惧する、という意見もあった（実際に個別の簿冊調査の中でも、チェックの日付や筆跡から、契約の一連の手続が終了する際に一度にチェックを入れたのではないかと思われるものもあった）。

契約検査室が確認帳票の運用を各室課に求めたのは、定期監査において事務処理の適正な執行について繰り返し同じような指摘を受け、これを改善するため、というもので、上司によるチェックを求めることから、従来よりも事務が増え煩雑となること自体はある程度やむを得ないと考えられる。他方で電子決裁システムが本格化するなか、紙での運用が煩雑になりすぎて、かえってチェック意識が薄れるようでは効果が半減してしまう。将来的には、電子決裁システム上でチェックポイント毎に、その都度、チェック者がチェックしないと進めないようにする等、電子決裁時代に合わせ、同時に内部統制の効果の高い手法に移行していく必要がある。ただ、電子決裁の改修は予算との関係や改修時期がすぐには見通せないことから、今でもできることから着手する必要がある。

(4) この点に関連して、個別のヒアリングのなかでは、室課によっては、紙での運用ではなく電子ファイルを共有フォルダに格納して運用を行い、事務の効率化と調和するなどの工夫をしているケースも見られた。もともと契約検査室が紙での管理を基本的に求めたのは、電子データの管理では、チェック項目をきちんと見ずに、「コピー&ペースト」の形でチェックを行ってしまうことが考えられたため、ということであったが、紙でのチェックでも上記のとおり同様の懸念は生じ得ると考えられる。であれば、契約検査室としては、各室課の実情も確認したうえで、電子データであってもより効率的にチェックする方法がないのか、各室課のアイデアも確認しながら改善していく必要があると思われる。

(5) また、共通質問への回答では、電子化や煩雑という意見だけではなく、年度途中案件への対応が不便、単価契約の場合に不便であるなどの改善提案なども見られた（【質問6】）。この点からも、契約検査室は、契約事務チェックリスト（A、B）、契約事務進捗管理表について、今後も、定期的に各室課の運用状況や使い勝手、工夫例など確認し、改善を検討する必要があると考える。

以上より、上記意見に至った。

【意見3】 内部統制の観点②—入札等監視委員会や監査委員監査の指摘などの部局横断的展開

吹田市は、契約検査室において、各室課が担う委託契約の内部統制に重要な役割を果たしている入札等監視委員会や監査委員監査の指摘や意見のうち、当該対象の部局以外にも共通するものについては、そのエッセンスを集約して部局横断的に積極的かつ継続的に情報発信すべきである。

(理由)

- (1) 吹田市において各室課が担っている委託契約の事務に対する内部統制については、契約検査室が庶務を処理している入札等監視委員会と、監査委員の定期監査が重要な役割を担っている。入札等監視委員会は、年3回、吹田市が発注した工事、工事に係るコンサル業務、物品購入、修繕、業務委託又は賃貸借の契約であって予定価格が250万円以上の案件を対象に、委員が抽出した案件を審議している。さらに執行予定額1000万円以上のプロポーザル方式実施の適否について審議を行っている。また、監査委員の定期監査でも毎年、委託契約が重要な監査の対象となっている。
- (2) 例えば、最近の入札等監視委員会及び監査委員の定期監査で、委託契約について出された指摘や意見要旨の一部を抜粋しただけでも次のようなものがあげられる。

【過去の入札等監視委員会の答申における委員からの意見要旨の一部の抜粋】

2018年度 (第3回)	実勢価格とかけ離れた予定価格が算定されたと思われるが、金額設定のどの部分に問題があったのか検討を重ねて今後の契約にあたっていただきたい
2019年度 (第1回)	予定価格と落札額との差が大きくなるように、予定価格が実勢価格に合うようにするのはどうすればよいか、予定価格の信頼性、適正化が確保できるように引き続き検討されたい
2019年度 (第4回)	①公募型プロポーザルの場合、複数の業者が参加できるように努力することが必要であり、1者しか応募がないということが起こらないように、応募しやすい方法を検討されたい ②定期的に行われる契約については、業者側の準備期間が短すぎて入札辞退者が相次ぐような事態が起こらないよう、現在の契約の終期を考慮して余裕をもって実施するよう留意されたい
2020年度 (第4回)	契約の締結にあたっては、複数者から見積もりを徴求して適正な予定価格を算定することが原則であることに留意されたい。また緊急性がある業務で複数者からの見積もりを徴することが困難な場合において、価格の適正性をどのように検証するのか検討されたい
2020年度 (第5回)	人件費が大きな割合を占める業務の契約においては、契約事業者の従業員の賃金が最低賃金を割ることがないよう配慮されたい
2022年度 (第2回)	(工事関係での意見) 指名競争入札の対象者を実績に基づき選定する場合は、その選定基準を明確化するとともに、競争相手が特定しやすくないよう、予定価格の参考とするための見積書を取得した業者以外の業者も含め、多数の業者を参加させるよう検討されたい

【過去の監査委員監査での契約に関する意見要旨の一部の抜粋】

2018年度	委託契約に関しては委託の必要性や費用対効果について十分検討すべき
2019年度	単年度単独随契なのに向こう10年維持管理経費を均等割りし委託料算出し、各年度の業務内容と委託料に乖離

2020年度	長期継続契約と支出負担行為の整理
2021年度	①年2回の業務で条例上、長期継続契約に該当しないのに契約を締結 ②入札について、入札予定価格を超える入札しかなかったという事態や、入札した事業者が1者しかなかったという事態が見受けられる、価格において競争性を求めることが適切と判断して入札する以上は、そのような事態にならないよう、適正な予算措置を行う、入札にかかる業務の仕様を見直すなどして、競争性が担保されるよう対策を講じてください
2022年度	①設置した事業者でないと保守を行うことができない設備、システム等について、保守業務を設置した事業者に行わせる単独随契が少なくない。保守を必要とする設備、システムの導入にあたっては、導入時から保守費用（ランニング）を確認し、導入費用（イニシャル）と保守を合わせて総費用（ライフサイクルコスト）により契約相手を選定することを検討してください。その場合は聴取した見積もり額で確実に保守を受けられるよう複数年契約をするなどの対策を検討 ②複数契約を1つにまとめて委託することで委託料が下がることもある

(3) これらの意見を見ると、今回の包括外部監査において意見を述べた部分と多くが重なる。例えば、①委託の必要性や改善の検証、②予定価格の適切な積算、③複数見積りの必要性、④1者入札が継続している案件について業務仕様書等を工夫することにより競争性を確保すること、⑤システム導入と保守を合わせた総費用（ライフサイクルコスト）による契約相手の選定の検討、等である。そして、これらの意見は、入札等監視委員会や監査委員監査で取り上げられた対象部局の個別の契約にだけ当てはまるものではなく、部局横断的に有益なものである。

(4) この点について、現状、契約検査室では、入札等監視委員会の議事録等を全庁公開フォルダに格納し全庁公開し、定期的にある注意、指摘事例は職員研修における初級研修の素材として活用している、とのことである。また、監査委員の定期監査で委託契約について指摘が繰り返されたことから、上記の契約事務進捗管理表等の確認帳票の運用を各室課に求めるなどの対応も行っている。これらの取組みは十分評価に値するが、どうしても個別に指摘や意見をされた部局の担当者以外は、「自分事」として、それらの指摘や意見を見るのには自ずと限界があろう。例えば大阪府のホームページで公表している「大阪府随意契約ガイドライン」では、ガイドラインの重要なポイント毎に過去の定期監査で指摘のあった内容を資料として掲載し注意喚起を行っており、一つの参考となる。何よりも、吹田市内での具体的な事案を踏まえて客観的な見地から定期的に出される意見や指摘は有用性も高いのであり、契約検査室は、内部統制の観点から、積極的かつ継続的にこれらのエッセンスを分かりやすく各部局に情報発信して浸透させるべきである。

以上より、上記意見に至った。

【意見4】 内部統制の観点③－重要な個別事案の顛末や教訓の部局横断的情報共有

吹田市は、個別の委託業務で大きな問題となった案件については、担当部局がその顛末や教訓をまとめて契約検査室に情報共有し、契約検査室から必要に応じて部局横断的に情報を共有し、将来の事務の改善につなげるべきである。

(理由)

(1) 意見 62 で取り上げている健康医療部地域保健課担当の新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運營業務に関しては、

吹田市だけではなく複数の自治体が同様の水増し請求をされていたということもあり、マスコミなどにも大きく取り上げられ社会問題となった。

(2) 本件の吹田市の対応について契約検査室に確認したところ、「本市の新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター運營業務において、委託料の返還事例が発生しましたが、その経緯やなぜ発覚したのかなどは、発注所管の健康医療部で整理しています。再発防止については、契約検査室としては、再委託先の業務履行に関しても確認等を徹底する様に、再委託承諾書の様式設定や、再委託に関する契約書条項の整備を行いました。」との回答であった。

(3) 確かに、健康医療部地域保健課へのヒアリング等によると、吹田市では本件問題が委託先から報告された後、健康医療部を中心に委託先と協議を行い、ホームページで経過や再発防止策などの公表を行い、市議会議員への報告も行っている。しかしながら、健康医療部のヒアリングでは、委託先から再発防止策の実施報告書の提出を受けたものの、一連の経過を「吹田市として」まとめた報告書は作成されておらず、また委託先との間での協議内容や経緯を記録した議事録も作成されていない、とのことであった。

(4) 個別の本件委託契約に関する経過や意見は 62 で取り上げたとおりであるが、このように大きな問題となった個別の事案については、内部統制の観点から、その顛末がどのようなものであった、そこからくみ取れる教訓がどのようなものであったかを当該部局が整理してまとめ、今後の事務の改善に活かすことが必要不可欠である。ことに自治体においては、職員の異動も頻繁に行われ、一つのまとまった検証報告書のようなものを作成しておかないと、市役所内における記憶が風化してしまいかねない。そして取りまとめられた報告書については、当該部局から契約検査室に情報共有し、契約検査室から必要に応じて部局横断的に情報を共有することが、将来の事務の改善にとって極めて有益である。

以上より、上記意見に至った。

【意見5】 内部統制の観点④ーオープンデータの更なる活用

吹田市は、契約検査室において、ホームページで公表している委託契約に関するオープンデータや、各室課から提供を受けている委託契約に関するデータ（落札率や入札者数等）を分析し、例えば随意契約を同じ業者との間で長年締結している委託業務について、契約検査室から各室課に照会をかけて、見直しを検討する機会を設けるなどの取組みを行うべきである。

(理由)

(1) 吹田市ではホームページ上で各種のデータを「オープンデータ」として公表している。契約検査室では、①委託金額（決算額）が 500 万円以上の委託契約一覧、②過去 5 年間で委託料又は委託先が 3 年以上変化のない委託業務一覧（決算額 1000 万円以上）、③決算額が 500 万円以上の単独随意契約一覧を公表している。このオープンデータの取組みは、市民への情報公開を進め、行政の透明性・信頼性の向上、市民参加・協働の推進等を図ることを目的に実施しているものであり、契約検査室が上記各データを公開しているのは、契約における透明性・信頼性の向上のため、とのことである。この取組みについては素晴らしい前向きなものとして評価されるべきものである。

(2) 一方で、監査人としては、市民への情報公開という観点だけではなく、もう一步、市の内部においてもこれら貴重なデータを活用できないのか、活用すべきではないか、と考えた。そこで、各室課に対してこれらのオープンデータを室課内で活用しているか、活用しているとしてどのように活用しているかを共通質問で確認し

たところ、活用しているとの回答は16室課（約19%）で、活用方法としては、ほぼ、当該室課において委託契約を検討するにあたり、ホームページ上のオープンデータを見て、他室課の契約方法や選択業者などを確認し参考にする、というものであった（【質問16】）。この活用方法自体、もちろん、有効な活用方法の一つであろう。ただ、なぜ、オープンデータで、一定金額以上で過去5年間委託料に変化がない、又は、過去3年間委託先に変化がない委託業務一覧や、単独随意契約一覧を公表しているのか、といえ、これらのグループに入る委託業務については、競争性や透明性が十分確保されているのか十分に注意をする必要がある、という認識から、と思われる。

(3) もちろん担当の室課では毎年、これらの委託業務について、都度、委託先や委託金額の妥当性を確認のうえ契約を締結しているものと考えられるが、どうしても長年、同じ委託先に同じような金額で委託を行っていくと、担当室課内だけでは前例踏襲的になり十分な検討が行われなくなる可能性は否定できない。

(4) たとえば、令和5年度の時点では、ホームページ上では、過去5年間で委託料又は委託先が3年以上変化のない委託業務一覧（決算額1000万円以上）のエクセルデータが、令和元年度公表分から令和5年度公表分まで掲載されている。令和元年度公表分のエクセルにはそこから5年遡って平成26年度分（2014年度分）からのデータが格納されており、令和5年度公表分のエクセルには令和4年度分（2022年度分）までのデータが格納されているため、令和元年度分から令和5年度分のエクセルを結合すると、平成26年度分（2014年度分）から令和4年度分（2022年度分）まで9年間のエクセルデータにすることができる。この点、令和5年度公表分の「過去5年間で委託料又は委託先が3年以上変化のない委託先一覧（決算額1000万円以上）」は134件あるが、上記の結合したエクセルデータでみると、うち51件が9年間同一の委託先であることが分かった（その内訳の概要は下表）。これを見ると同一先に委託することがやむを得ないと考えられそうな業務も多いが、少なくとも、かかる観点から契約検査室が定期的にデータ分析して、各室課にアプローチを行うことは、内部統制の観点からは有益と思われる。今回監査人はホームページ上のオープンデータを活用したため、必ずしも十分な分析ができていないが、毎年、データを集積している契約検査室であれば、この点は比較的容易にできるとと思われる。

【オープンデータ上、9年間同一委託先の業務（決算額1000万以上）】

所管名	委託業務名	委託先の属性
総務部広報課	吹田市広報番組・放送	民間企業
税務部資産税課	固定資産土地家屋異動更新	民間企業
市民部人権政策室交流活動館	吹田市総合生活相談事業等委託	一般社団法人
市民部市民自治推進室	吹田市立千里市民センター大ホール運営事務委託	民間企業
児童部保育幼稚園室	吹田市私立保育所等委託 15件	社会福祉法人 (15法人)
福祉部福祉総務室	地域支えあいネットワーク推進	社会福祉協議会
福祉部総合福祉会館	吹田市立総合福祉会館警備	民間企業
福祉部総合福祉会館	吹田市立総合福祉会館設備管理	民間企業

所管名	委託業務名	委託先の属性
環境部環境保全指導課	大気常時監視測定局維持管理委託	民間企業
環境部事業課	医療に伴う排出物等・動物の死体収集運搬	民間企業
環境部事業課	し尿収集運搬	民間企業
環境部資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター維持管理	民間企業
環境部破砕選別工場	破砕選別工場等施設整備・保守	民間企業
	破砕選別工場大型複雑ごみ等解体・選別	民間企業
	破砕選別工場資源ごみ（ビン・カレット類）選別	民間企業
	破砕選別工場資源ごみ（古紙・古布類）選別	民間企業
土木部総務交通室	破砕選別工場資源ごみ（ペットボトル）選別	民間企業
	総合的自転車対策	公益社団法人
土木部道路室	阪急南千里駅前西第1自転車駐車場地下機械式駐輪装置保守点検等	民間企業
	地下道・歩道橋等人力清掃	公益社団法人
	駅前等維持管理	民間企業
	路面清掃	民間企業
土木部公園みどり室	JR 岸辺駅前 EV・ES 保守点検（岸辺-1.2.3.4.5.6.7）	民間企業
	便所清掃	民間企業
	公園等清掃	公益社団法人
下水道部経営室	下水道使用料調定等委託	公益社団法人
下水道部水再生室 管路保全室	吹田市下水処理場等遠方監視運転操作維持管理委託	吹田市水道部
下水道部水再生室	吹田市南吹田下水処理場電気設備定期点検委託	民間企業
地域教育部中央図書館	図書館窓口等 5件	民間企業（5件とも同一）
水道部企画室	浄配水施設等夜間運転管理及び巡回点検	民間企業
	吹田市水道部施設保全（庁舎設備・清掃・警備・当直受付）	民間企業
	水道料金システム保守管理	民間企業

(5) さらに、契約検査室はオープンデータを公表するにあたり各室課から委託契約の各種データの提供を受けている。第3編の「令和4年度における委託契約の概況」は、このデータも活用して簡単な分析を行ったものであるが、①契約方法別（一般競争入札、指名競争入札、随意契約（各号別）、その他）の委託契約の件数と委託契約の分布、②契約方法ごとの落札率・決定率の分布、③制限付き一般競争入札の入札参加状況及び平均落札率、④指名競争入札の入札参加状況・平均落札率、⑤プロポーザル契約の応募状況など、吹田市の委託契約全体の傾向が把握できるものとな

っている。このようなデータの推移を毎年度蓄積していくことで、大局的観点から委託契約の実務の改善点を把握することも可能となると考える。

以上より、上記意見に至った。

3 契約検査室の「役立つ情報の提供」に関する役割について

【意見6】 役立つ情報の提供という観点①—暗黙知の見える化に向けた工夫
吹田市は、契約検査室において、各室課からの委託契約に関する個別質問への回答をFAQ（よくある質問）などでまとめて各室課に提供し、加えて、定期的に各室課で委託契約の改善に向けて行っている役に立つ工夫に関する情報を収集して部局横断的に情報提供するなど、各室課や個々の職員が持っている良い工夫（いわゆる「暗黙知」）を「見える化」して、委託事務の改善を進めるべきである。

(理由)

(1) 監査人が個別契約について各室課のヒアリングをする過程において、各室課において委託契約の改善に向けて色々な工夫を行っていることが確認できた。例えば、①危機管理室は危機管理センター構築業務において、詳細な検査調書を作成し履行確認を行っていた。②こども発達支援センターは、こども発達支援センター通園バス等運行事業において、従来、事業開始時期を6月1日としており5月入札では新規参入を考える業者にとっては6名の乗務員を確保することが難しく入札辞退で同一業者の落札が続いていたことを受け、事業開始時期を10月1日にして半年間の準備期間ができるよう工夫し、その結果、入札が成立し新しい業者に委託することになった。③環境保全指導課など複数の課では、再委託先から再委託金額に拘わらずすべての先から暴力団排除等の誓約書の提出を求めている。④保健給食室では小学校給食調理等業務委託について、ホームページ上で、直営と委託の場合の人件費比較をオープンデータで公表し市民に対して情報公開を積極的に行っている。⑤文化財保護課では、旧中西家住宅保存活用計画策定業務の委託について、委託先からの再委託申請に対して、「再委託承諾書」を発行し、再委託関係の明確化に努めていた（なお、令和5年度からは契約検査室のひな形自体が、再委託の申請に対して吹田市として承諾するのかわからないのか明確にするものに変更されている）。⑥放課後子ども育成室では、留守家庭児童育成システム構築及び保守業務について、将来的に構築を行った業者に保守業務を随意契約で委託せざるを得ないことが想定されていたことから、当初の構築の段階で複数年の保守業務についても一体で発注し、将来の保守料も含めたトータルコストの管理に努めていた。

(2) また、各室課に対する共通質問への回答でも、各室課で前向きな良い取組みを実施しているケースがあると確認できた。例えば、①情報政策室では多数ある契約の進捗管理のため、契約検査室の提供している契約事務進捗管理表をより詳細にしたものを作成し運用していた（【質問11】）。また、②都市計画室は実際の財務会計システムの入力画面等を順に掲載し担当職員が具体的に何をしなければならないか視覚的に分かりやすい指名競争入札マニュアルを独自に作成し運用していた（【質問11】）。そのほかにも③委託契約について直営等との成果比較を積極的に行っている室課も複数見られた（【質問14】）。

(3) 契約検査室は各室課から委託契約について質問があれば、その都度、適切に回答を行っており、各室課に対する有益な情報提供という役割を現状でも担っている。共通質問に対する回答を見ると、令和2年度以降に契約検査室に委託契約に関して相談したことがあるという室課が16室課（約19%）あったが（【質問10】）、各室課が行っている質問内容を見ると、委託契約を進めるにあたって法律、規則、ガイド

ラインの内容を確認するという合規性に関する内容が比較的多かった。そして各室課が前向きな工夫をするにあたって契約検査室に相談して行ったという事例（上記1②のバス事業の事業開始時期の変更）もあったが、担当者が前任の部署で工夫していたのを覚えていたので実施した、という回答の方が多く印象であった。

(4) もちろん、職員が様々な部署を経験する中で身に着けた知識、経験、工夫を異動後の他部署で活かす、ということ自体は素晴らしいことであり、比較的短期間に異動をすることが多い自治体職員の場合には各人がそのような意識を持つことは非常に大切なことである。ただ、それに加えて、様々な委託契約に関する情報が集まる部署である契約検査室が、各室課からの質問内容をFAQ（よくある質問）というような形でまとめて各室課に横断的に展開していくことは非常に有益と思われる。さらに、質問内容が上記のようにどうしても合規性に偏る傾向があると考えられることから、実際にあった質問をもとにしたFAQだけでは必ずしも十分なものとはならないと推測される。そこで、これに加えて定期的に各室課で委託契約の改善に向けて行っている役に立つ工夫に関する情報を収集して部局横断的に情報提供を行う、ということが有益と思われる。各室課や職員が持っている「暗黙知」を役所内で「見える化」して共有できるような工夫を、もう一步積極的に行う必要があると考える。共通質問に対する回答の中で、契約検査室に対する改善要望のなかに、ルールが多い、マニュアルが掲示板、全庁公開フォルダ、事務の手引きなどに散らばっておりルールを知ること自体が容易でない、というような回答があったが（【質問6】）、FAQという形式はこれらの要望に応えるものにもなり得ると思われる。

以上より、上記意見に至った。

【意見7】 役立つ情報の提供という観点②—先進的な他市事例の情報収集と提供
吹田市は、契約検査室において、総合評価方式や成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）など、先進的な自治体の事例も参考に、より効果的な委託契約の手法に関する情報を収集し、自治体内で情報を共有すべきである。

（理由）

(1) もともと吹田市では、平成24年度総合評価競争入札検討委員会及び作業部会において、総合評価競争入札の実施が検討され、大阪府や他市事例を参考のうえ、障がい者雇用等の福祉的観点からも一定規模以上の清掃業務（年間2000万円以上）が総合評価競争入札を実施するのに適当であるとされ、市庁舎清掃業について総合評価による入札が実施されたが、現在も吹田市では委託契約についてはこの1例のみとなっている（意見24）。契約検査室に対するヒアリングでは、「制限付一般競争入札や指名競争入札に比べ、確認する事項が多く時間がかかることから、業務委託等契約については、総合評価方式が採用されていないと推察しています。なお、工事契約では令和2年度から総合評価方式を試行導入し、令和5年度から本格導入しています。令和4年度の実施件数は17件です。」との回答であった。

(2) 確かに、総合評価方式については一般競争入札等に比べると手間がかかる面は否めず、それに見合うだけのメリットがあるのかを見極める必要があると思われる。例えば大阪府がホームページ上で公表している「業務委託総合評価落札方式運用ガイドライン」（令和4年4月）では、総合評価落札方式の適用による効果につき、①目的物の性能、品質の確保、向上、②ライフサイクル（開発・運用・保守）で捉えた効率的な調達、履行不良の未然防止等による総合的なコスト縮減、③環境対策、安全対策等への対応、④事業効果の早期発現等の効率的かつ適切な実現、⑤技術力競争を行うことによる民間業者におけるモチベーションの向上、⑥技術と経営に優れた健全な民間業者の育成、⑦価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われる

ことによる談合等の不正防止と整理したうえで、業務委託契約のうち情報システムの調達に関して、国に準じて予定価格が 80 万 S D R 以上（令和 4 年 1 月 24 日付官報掲載の財務省告示第 21 号を基礎とする円貨換算レートで 1 億 2000 万円）のシステム開発については、総合評価落札方式によるライフサイクルコストベースの調達を基本としている、とのことである。吹田市においても、意見 12 にあるように、システム開発と保守の関係については、その発注のあり方の工夫が必要であると認識されるところ（監査委員監査でも 2022 年度に指摘されてきた）、このような他市の取組みも参考にしてもよいと思われる。

(3) また、意見 56 で取り上げている成人保健課の成人病の検診受診率の増加を成果指標とした成果連動民間委託契約方式：PFS（Pay For Success）について、契約検査室のヒアリングでは、「どのような契約方式が事業目的に照らして適当かどうかなどは、各室課の検討によるものですので、契約検査室においても庁内の動向を注視したいと思います。」との回答であった。確かに、最終的にどのような契約手法を採用するかを決定するのは、各室課であろうが、どうしても各室課の検討だけに委ねていると、前例踏襲で従前とおりのやり方を繰り返す、ということになる可能性があり、様々な他市の事例などを集めて各室課に情報提供を行うこと自体は、契約検査室に期待される役割であろうと思われる。

以上より、上記意見に至った。

第3 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存

【意見 8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存

吹田市は、随意契約とした理由、予定価格や最低制限価格の決定、随意契約の交渉経緯など委託契約の重要な意思決定の過程については、事後的に検証が可能なように決裁文書に十分な記載を行うとともに、裏付けとなる資料も合わせて保存すべきであり、契約事務の手引きや各種契約のガイドラインにこの点を明記すべきである。この点は、職員数が減少する中、知識の適切な承継という面でも重要である。

(理由)

1 契約に関する決裁文書は公文書として「国民主権の理念にのっとり」（公文書等の管理に関する法律第 1 条）保管されるべきものであり、国民による事後検証が可能な状態で保管されるべきものである。特に、随意契約の理由や予定価格の決定の根拠、随意契約の交渉経緯など、委託契約の重要な意思決定の過程については、事後的に市民による検証が可能な程度に記載する必要がある。そして、例えば価格決定の裏付けとなる積算資料になどについては、簿冊に綴じられ、適切に保管されてはじめて、市民による事後検証が可能となる。また、自治体職員の人材不足が叫ばれる中、知識の承継という面でも口伝ではなく、書面に残すことで、適切に承継ができるものと思われる。

2 第 7 編の個別契約の契約事務に関する報告で詳述しているが、重要な意思決定の過程について、担当室課よりヒアリングでは検討を行ったとの説明があったものの、決裁文書に十分な記載がなされていない、あるいは、裏付けとなる資料が保存されていない、と考えられる例をあげると次のとおりである。

担当室課	業務	記載や資料が不十分な点	意見等
都市魅力部文化スポーツ推進室	多文化共生ワンストップ相談センター整備・運営	事業者選定審査会で条件とされた物品購入等の見積り合わせの確認状況	意見 34
児童部保育幼稚園室	保育所等建築物及び建築整備定期点検	指名競争入札の予定価格決定のための参考見積書の不保存	意見 42
福祉部高齢福祉室	吹田市介護支援サポーター業務	予定価格決定の過程で用いた資料	意見 53
健康医療部地域保健課	新型コロナウイルス感染症対策業務への人材（事務職）臨時派遣	随意契約の人材派遣の単価見積りの妥当性検証のための近隣市への聞き取り結果やインターネット求人情報	意見 61
選挙管理委員会事務局	ポスター掲示場設置	契約変更時の価格決定記録	意見 93
学校教育部学校管理課	津雲台小学校仮設空調設置	随意契約予定価格の金額の相当性検証資料	意見 94
学校教育部教育未来創生室	学校規模適正化支援	一般競争入札予定価格の決定の際の業者見積の相当性検証資料	意見 95
地域教育部文化財保護課	重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事監理	随意契約の予算要求用見積書の不保存	結果 14

3 この点、大阪府がホームページで公表している「大阪府随意契約ガイドライン」では、「過去の実績調査、業者からの聴取、インターネットなどから十分に検討し、調査日、調査対象、調査内容等、設定過程を記録するなど、その根拠を明確にすること」（2頁）、とされ、「随意契約を行うにあたっては、比較見積の徴収が原則であることから、省略する場合には特段の緊急性や特定性等の有無について十分に検討」（12頁）することとしたうえで、「見積書徴収に代えて、電話、ウェブページ等による場合は、確認した価格や日時などの状況を記録しておくこと」（12～13頁）とされている。これは、随意契約だけではなく、その他の重要な意思決定にもあてはまることであり、参考にすべきであろう。

4 以上より、吹田市においても、これらも参考に、過去の実績、業者からの聞き取り、インターネット等の調査対象、調査内容、調査日等の過程を記録し、設計金額の積算根拠を明確にしておくことについて、契約事務の手引や各種の契約のガイドラインにおいて明確に記載すべきである。この点は、職員数が減少する中、知識の適切な承継という面でも重要である。

よって、上記意見に至った。

第4 委託契約の各段階での課題に関する意見

以下では、個別契約の監査の過程で浮かび上がった共通の意見を、委託契約の実際の進行にあわせた監査の視点（①委託契約の必要性・目的と効果検証・改善、②契約方法の適切性、③価格の適切性の確保、④入札事務、⑤履行確認、⑥再委託の管理）に沿って述べる。

1 委託契約の必要性・目的と委託の効果の検証・改善(PDCA)について

【意見9】 新たに委託を行う場合の委託の必要性と目的の明確化

吹田市は、従来、職員が直営で行っていた事業や業務を委託に変更するにあたっては、委託の必要性、目的、見込まれる効果などを明確にし、決裁書類などに記載して残すべきである。

(理由)

(1) 共通質問への回答(【質問13】)によると、平成29年度以降に直営から委託へ変更したのがあるとは回答したのは22室課(約25.9%)であり、かなりの室課で新たな委託を行っていることが明らかになった。内容としても、コロナ対応で新しく始まったものもあるが、これまで職員が担っていた窓口業務や相談業務の委託も見られ、急速に進む自治体業務のDX対応も考えると、今後も増えていくことが予想される。

(2) これらのうち委託の是非を検討した資料があると回答したのは8室課であった(そのほかにアウトソーシング推進計画で検証対象となっていたのが2室課)。検討した資料としては、新たなシステムを導入するにあたっての情報システム化計画、窓口業務や校務員業務を委託するにあたっての直営との人件費比較などの回答があった(詳細は第4編の【質問13】参照)。

(3) この点、新たに委託を行うにあたって、委託の必要性、目的、見込まれる効果などを明確にし、決裁資料などに記載して残しておくことは極めて重要である。というのも、当初の段階でこれらが明確にされていて初めて、実際に委託を行った後に、委託に移行した趣旨が達成できたのか、その効果はどうだったのかを検証することができ、その結果が、当該業務について委託をそのまま継続するべきか否かや、他の同種の業務についても委託を行うべきか、などの検討にあたって貴重な情報となるからである。

以上より、上記意見に至った。

【意見10】 委託の効果の検証と改善の実施、継続的な公表

吹田市は、従来、職員が直営で行っていた事業や業務を委託に変更した後は、当初の委託の必要性や目的を踏まえ継続的に効果の検証を行うべきである。また、このうち市民生活に直接関連する業務で予算規模が一定以上のものについては、効果検証の結果や改善状況をホームページ等で市民に対し、継続的に公表すべきである。

(理由)

(1) 共通質問への回答(【質問14】)によると、委託契約について直営等との成果比較の手法があると回答したのは12室課(約14.1%)であった。成果比較の手法としては、窓口業務について職員定数見直しに伴う人件費削減効果、介護保険事務の超過勤務削減時間、情報システム化計画における検証、受託業者との間の定期的な点検評価などである((詳細は第4編の【質問14】参照)。

(2) これらの委託の効果の検証は、「当該業務について委託をそのまま継続するべきか否か」や、「他の同種の業務についても委託を行うべきか」、などの検討にあたって貴重な情報となり、非常に重要である。成果比較の手法がないと回答した73室課(85.9%)についても、業務の過程で何らかの方法で効果検証を行っているものと推測はされるが、この点を「自覚的に」必要な業務であると改めて認識して行うことが必要である。例えば、個別契約の監査において、高齢福祉室の介護支援サポ

一ター業務では、コロナ禍前の介護サポーターの活動状況とコロナ禍後の活動状況を比べると大きく減少している状況であったが、令和4年度においても従来どおりの委託の契約金額が設定されており、具体的な数値による効果検証が実施されていなかった（意見55）。

(3) また従来は職員が直営で行っていた市民生活に直接関連する業務を委託に移行した場合、その費用対効果や当初の委託の目的が達成されたかは市民の関心も高いと思われる。したがって、かかる業務のうち予算規模が一定以上のものについては、効果検証の結果や改善状況について、ホームページのオープンデータなどで公表することが求められる。例えば、図書館窓口業務等については、専門的な業務の遂行、人件費の抑制、中央図書館機能の向上等を目的として、吹田市アウトソーシング推進計画（平成24年度から30年度）に基づき委託に移行している。このような業務については、アウトソーシング推進計画が終了した後であっても、市民アンケート結果からアウトソーシングの効果に関連する項目を抽出したものや、図書館数や図書館開館時間等の推移と常勤職員数の推移を比較したもの等を定期的に公表することが望ましい（意見98）。同じアウトソーシング推進計画により委託に移行した小学校給食調理等業務については、オープンデータで直営の場合との人件費の比較を公表しているが、図書館業務については図書購入の推移や貸出冊数推移等を公表しているものの、上記に指摘したようなデータは公表していない。

以上より、上記意見に至った。

2 契約方法の適切性について

【結果1】 事務の手引きの契約編の記載について

吹田市は、事務の手引きの契約編において、地方自治法上、一般競争入札が原則であること、及び、その立法趣旨を十分に記載し、職員が指名競争入札や随意契約の方が自治体にとって望ましい、と誤解しないような記載とすべきである。

(理由)

(1) 事務の手引き契約編の冒頭に、「一般競争入札が原則とされている（自治法第234条第1項）が、この方法は競争に加わろうとする者の資格要件が一般的であるため、多数の者が参加し、ややもすると不信用、不誠実な者が競争に加わりその結果契約が誠実に履行されてないなどかえって市にとって不利益となるおそれがあるため、実務上は、指名競争入札又は随意契約の方法がとられる事例が多い」との記載がある。確かに第3編にあるように、吹田市においては令和4年度のデータ上は一般競争入札は249件（約9.37%）に過ぎず、指名競争入札（528件、約19.86%）や随意契約（1834件、約69%）の方がはるかに多いのが実情である。

(2) しかしながら、事務の手引きの契約編の冒頭にこのような記載があると、職員は「契約については一般競争入札よりも指名競争入札や随意契約の方が、市にとっても望ましいのだ」との誤解をしてしまうのではないだろうか。仮に誤解まで招かなくとも、職員が、事務の手引きでも一般競争入札は「市にとって不利益となるおそれがある」と書かれている、として、安易に随意契約などを選択することにつながる可能性は否定できないであろう。

(3) 契約検査室のヒアリングでは、「契約検査室が執行した工事の一般競争入札において、過去の問題事例として工事成績評点が低いことなどはありました。業務委託等の一般競争入札については、各室課において執行しており、過去に問題事例が生じたことなどについて、契約検査室では把握していません。」「契約検査室では、地方自治法の趣旨に則り、一般競争入札が原則と考えています。」との回答であった。

そうであれば、尚更、この点の記載は、地方自治法上、一般競争入札が原則であること、及び、その立法趣旨を十分に記載し、職員が指名競争入札や随意契約の方が自治体にとって望ましい、と誤解しないような記載に改められるべきである。

以上より、上記結果に至った。

【意見11】 随意契約の理由を十分に検討すべきこと

吹田市は、随意契約を選択するにあたっては、地方自治法施行令の要件への該当性を十分に検討し、その経過を決裁文書に記載すべきである。

(理由)

(1) 地方公共団体の契約方式は一般競争入札が原則であり、吹田市が随意契約を例外的に選択する場合においては、地方自治法及び地方自治法施行令並びに吹田市財務規則に基づき、契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を説明できるものでなければならない（吹田市随意契約ガイドラインの冒頭の記載）。

(2) しかしながら、第7編の個別契約の契約事務に関する報告で詳述しているが、今回、監査を行ったもののなかにも随意契約の理由が十分検討されていないと思われるケースが見られた。その例としては次のようなものがあげられる。

担当室課	業務	随契理由の検討が不十分な状況	意見等
健康医療部地域保健課	新型コロナウイルスワクチンに係る予診票等の作成、封入、封緘、配送等の業務	当初、第5号随契（緊急により入札不可）で契約を行ったところ（278万6696円）、その後、5回にわたって追加接種や対象者追加があり（最終金額3015万2254円）、いずれも入札を行わず当初の第5号随契の変更契約としている点	意見60
土木部総務交通室	総合的自転車対策業務	左記業務のうち吹田市の職員が担っていた総合責任者としての業務を職員退職とともに、新たにシルバー人材センターに第3号随契（高齢退職者福祉の観点からの委託）を行っている点	結果8
選挙管理委員会事務局	倉庫棚卸し作業及び用品輸送等業務	過去の選挙の際は指名競争入札を選択し応募者数も複数あったことがあったにも関わらず、直近の選挙の際に7者の指名業者のうち6者が辞退したこと等により、直近選挙の受託業者に第2号随契（競争入札に適しない）を行っている点	結果10

(3) 吹田市ガイドラインにもあるように、随意契約はあくまでも例外的な位置付けであり、十分な検討をせずに随意契約を選択することは法規性の観点からも競争性の観点からも問題である。契約検査室はヒアリングにおいて、「各室課においては、吹田市随意契約ガイドラインに則り、随意契約事務を執行しているものと認識しており、随意契約理由について、適切に起案書に記載しているものと思っています。決裁区分によりますが契約検査室が起案合議をするものがあり（部長級以上の300万円以上）、わかりやすい随意契約理由について指導助言をしています。」との回答であったが、今一度、この点の徹底を行うべきである。

よって、上記意見に至った。

【意見 1 2】 システム設計と保守のように、後の業務委託について随意契約が想定されている場合の発注方法

吹田市は、システムの設計とその後の保守運用のように、当初の設計業務を受託した業者にその後の保守を随意契約で委託することが想定される場合は、トータルコストを比較検討するため、当初の設計の発注段階で後の保守と一体で発注できないか検討を行うべきである。

(理由)

(1) システム設計とその後の保守運用のように、当初の設計業務を受託した業者に後の業務を委託せざるを得ないようなケースがまま見られる。この場合、先の業務を委託した業者に後の業務を第 2 号随意契約（「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」）を締結することが想定される。吹田市の随契契約ガイドラインにおいても、第 2 号随契の例として、①著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約や、②建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約をあげている。

(2) このようなケースで後の保守業務を随意契約で行う場合、当該業者しか業務を実施できないということで、どうしても当該業者の希望する金額で契約を締結せざるを得ない、ということが起こり得る。そこでこのような事態を避けるため、当初の設計の発注段階で後の保守と一体で発注し、設計と保守のトータルコストを比較することで委託業者を選定することを検討すべきである。

(3) 第 7 編の個別契約の契約事務に関する報告で詳述しているが、今回、監査を行ったもののなかでも、①人事室の人事評価システム導入等委託業務（意見 25）、②福祉総務室の災害時要援護者避難支援システム再構築業務（意見 44）において、前の業務と後の業務を一体で発注することを行っていなかった。これに対し放課後子ども育成室では、留守家庭児童育成室運営支援システム構築及び保守業務について、システム構築と 5 年間の保守契約とを同時の制限付一般競争入札にかけて契約を締結していた。

(4) この点は過去の監査委員監査での意見でも述べられており（2022 年度）、契約検査室に対するヒアリングにおいても、「情報システム関連は情報政策室、予算の考え方などについては企画財政室の考え方によるものと考えていますが、契約検査室においては、トータルコストの比較検討は必要であると考えています。」との回答であった。

以上より、上記意見に至った。

3 価格の適切性の確保について

価格の適切性の確保については、①予定価格や最低制限価格の決定を適切に行うこと、②競争入札の参加者をできるだけ増やすための工夫、③最低制限価格制度や予定価格制度のあり方そのものの検討、について意見を述べる。

(1) 予定価格や最低制限価格の決定方法の適切性について

【意見 1 3】 随意契約の予定価格決定にあたっての複数見積りの徴求

吹田市は、随意契約の予定価格を決定するにあたって見積書の徴求を行う場合は、極力、複数見積りを徴求し、やむを得ず 1 者からしか見積書を徴求できない場合には、その理由を決裁書などに残すべきである。

(理由)

ア 財務規則第 109 条の 2 第 1 項では、契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約を締結することができる金額の限度額（随意契約予定価格）を定めなければならないとされ、随意契約予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めることとされている（財務規則第 109 条の 2、同第 100 条）。また財務規則第 109 条により地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく 2 人以上の者を選んで見積書を徴しなければならない、とされている。かかる見積書の徴求について随意契約ガイドラインでは、随意契約予定価格が 5 万円未満の場合は 1 者以上から、5 万円以上の場合は 2 者～5 者（6 者以上から徴求することを妨げるものではない）から、という基準を定めている（見積書の徴求を省略できる場合については、上記第 2 編、第 2、3(2)イ(イ)参照）。

イ 第 7 編の個別契約の契約事務に関する報告で詳述しているが、今回、監査を行ったもののなかで随意契約予定価格が 5 万円以上であるにも関わらず、見積書を 1 者からしか徴していないものが見られた。例えば、①福祉総務室の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業サポート労働者派遣事業（5 号随契）（意見 48）、②学校管理課の津雲台小学校仮設空調機設置業務（5 号随契）（意見 94）、③文化財保護課の重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理工事（I 期工事）監理業務（2 号随契）（意見 100）などである。その後、吹田市は見積書を徴した業者との間で委託契約を締結している。

ウ 財務規則第 109 条、随意契約ガイドラインが複数から見積書を徴することとしているのは、1 者からの見積では、予定価格決定にあたって重視されるべき考慮要素である取引の実例価格を正確に反映できず、予定価格が過大となり、ひいては随意契約の金額が過大となるおそれがあるため、である。したがって、極力、複数の見積書を徴すべきである。

エ また、上記の①②は第 5 号随契、すなわち緊急の必要により競争入札に付することができない、として随意契約を行っており、契約検査室ヒアリングでは、第 5 号随契の適用においては、市民サービスを最優先に考え、複数の者による見積り合わせをする時間がないと考えている、とのことであった。確かに、第 5 号随契は自然災害や感染症等の客観的に急迫する事態が生じた場合に限定して認められると解すべきである。この点を安易に拡大適用することは許されない。しかしながら、緊急の必要性がある場合で様々な手続きを経る必要がある競争入札に付する時間的余裕がなくとも、複数の者から見積書を徴することだけであれば可能な場合は十分想定される。財務規則上も第 5 号随契を除くとはされていない。したがって一律に第 5 号随契の場合に複数見積りを徴しないという扱いは疑問がある。

オ 仮に時間的余裕がない、業務が特殊であるなど、やむを得ず 1 者からしか見積書を徴求できない場合には、後に検証可能なように、その理由を決裁書などに残すべきである

以上より、上記意見に至った。

【意見 1 4】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について

吹田市は、競争入札の予定価格決定にあたっては、極力、複数見積りを徴すべきであり、仮に 1 者しか見積書を徴取できない事情がある場合においても、見積書の項目や費目について客観的基準や従前の類似工事などと対照するなどして合理性を検証すべきである。

(理由)

ア 一般競争入札の予定価格は、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して」合理的に積算することが求められているが（財務規則第 100 条第 2 項）、随意契約の場合と異なり、財務規則上、複数見積りの徴求までは求められていない。これは一般競争入札の場合、入札手続きにおいて自由な競争が働き価格の競争性が確保される、との考え方に基づくものと思われる。

イ 他方、監査の過程で見た個別契約や吹田市の委託契約のデータ分析によれば、一般競争入札の場合であっても、長年同一の業者が受託し続けている契約や、1 者入札が長年継続しているケース、入札予定価格をクリアする入札者が再度の入札を行っても出ないため第 8 号不調随契を行っているケースも見られたところである。競争入札の予定価格は、その金額を超える入札は失格となるため、当該業務の委託金額の上限を画するものである。このため、入札予定価格が仮に本来あるべき金額よりも高すぎた場合には、吹田市は高い金額で委託契約を締結することにつながりかねないこととなる。逆に入札予定価格が本来あるべき金額よりも低すぎると、入札が成立せず結果的に委託を行うことができず業務に支障が生じる可能性がある（共通質問の【質問 15】の回答によれば、平成 29 年度以降に委託から直営に戻したことがあるとの回答が 3 室課あり、その理由は入札参加がなくなったことが理由のようであった。）。仮に第 8 号随契で契約を締結することができても、人件費や材料費が高騰する現下、受託者で働く人々に最低賃金が確保されることになるのか、今後も継続的に委託を行うことができるのか等、問題が生じうる。包括外部監査の過程で監査委員との意見交換を行った際も、監査委員から第 8 号随契案件が増加傾向にある点が一つの懸念点と指摘された。

ウ 実際、個別契約の監査を行ったもののなかでも、競争入札案件で予定価格を決定するにあたって 1 者の見積り、それも既存の委託先からの見積りのみを徴して予定価格を決定している例が下表のように少なからずあった。

担当課	業務	具体的な状況	意見等
環境部 環境政策室	資源リサイクルセンター公衆無線 LAN 設置・運用業務	1 者の見積り、一般競争入札、1 者入札	意見 65
環境部 環境保全指導課	微小粒子状物質（PM2.5）大気環境調査委託業務	指名競争入札、参考見積書を徴さず前年度実績額で予定価格設定、1 回目の入札は 2 者辞退、2 者予定価格超過、2 回目入札で 1 者辞退、残りの既存受託業者が落札	意見 68
環境部 事業課	事業課庁舎機械整備業務	既存業者 1 者から見積り、指名競争入札、8 者のうち 2 者不参加、2 者辞退、3 者が予定価格超過で既存業者が唯一予定価格と同額で落札	意見 70
環境部 事業課	事業課業務グループ 庁舎機械警備業務	既存業者 1 者から見積り、指名競争入札、8 者のうち 2 者不参加、2 者辞退、3 者が予定価格超過で既存業者が唯一予定価格と同額で落札	意見 73

担当課	業務	具体的な状況	意見等
環境部 資源循環 環境エネ ルギーセ ンター	資源循環エネルギー センター環境測定業 務	既存業者1者から参考見積、12者指名競争、1回 目入札で6者辞退、6者すべて予定価格超過、2 回目5者辞退、既存業者1者のみ入札参加も予 定価格再び超過、最終的に入札不調で第8号随 契	意見79
会計室	財務会計システム更 新支援業務	先行して行われた財務会計システム調達方針策 定業務受託業者1者からの見積書で予定価格決 定、制限付一般競争入札、当該業者の1者入札 で94.9%の落札率で落札	意見88
選挙管 理委員 会事務 局	事務局のポスター掲 示場設置等業務	参考となる見積書を1者から取得し、当該金額 をもって予定価格を設定、2度の指名競争入札 が不調となり最低価格を提示した業者と随意契 約交渉を行い第8号随契（不調随契）	意見92
学校教 育部教 育未来 創生室	令和4年度学校規模 適正化支援業務	令和3年度の同事業受託者から1者見積の金額 そのままを予定価格、制限付一般競争入札で当 該業者が落札率98.9%で落札	意見95
地域教 育部文 化財保 護課	旧中西家住宅保存活 用計画策定業務	過去に旧中西家の耐震診断業務を受託した業者 1者から提出された見積書の金額をそのまま予 定価格、制限付一般競争入札、当該業者1者入 札、落札率88.8%で落札	意見99

ウ 以上の状況に鑑みれば、少なくとも1者入札が継続している案件、長年同一業者が落札している案件、入札不調で不調随契が続いている案件などについては、競争入札の予定価格を決めるにあたっては複数見積りの徴求を極力行う必要がある。仮に1者しか見積書を徴取できない事情がある場合においても、当該見積書の項目や費目について客観的基準や従前の類似工事などと対照するなどして合理性を検証すべきである。

以上より、上記意見に至った。

【意見15】 委託費が実質的に人件費単価の積算となっている場合の積算方法
吹田市は、業務委託費が実質的に人件費の単価の積算となっている場合につ
いて、委託先のコスト構造に依存することなく、当該業務の実施に必要な費用を適切
に積算した上で、委託先の提示する金額と十分に比較検討すべきである。

(理由)

ア 委託業務の中には、業務委託費が実質的に人件費の単価の積算となるようなケースがある。このようなケースで委託先が吹田市の外郭団体のような場合、得てして委託先から想定される人員の人件費の見積を入手し、当該金額を基準に積算し予定価格を設定し、同金額で随意契約を締結することがあり得る。

イ 例えば、福祉総務室の地域支えあいネットワーク推進事業は社会福祉協議会に随意契約で委託しているが、契約の締結にあたっては同協議会から想定される人員の人件費の見積を入手し、当該金額を基準に積算し予定価格を設定し、その後、予算措置を経て、予定価格と同額の見積書を同協議会から入手し、当該金額で契約を締結していた（意見45）。吹田市は予定価格の積算から契約の締結の過程において、

類似の業務の実施にかかる人件費との比較により人件費単価の妥当性や業務量と比較した金額の妥当性等の検討を実施しておらず、委託先による人件費の積算のみに依存していた。同様の状況は高齢福祉室の介護支援サポーター業務（社会福祉協議会へ委託）や（意見 50）、土木部総務交通室の総合的自転車対策業務（シルバー人材センターへ委託）でも見られた（意見 84）。

ウ もちろん、社会福祉協議会への随意契約案件については、他の事業者では実施しえないことから、委託先の人件費の積算に依存せざるを得ない部分があるが、競争性の働かない契約方法である随意契約において、委託先のコスト構造に過度に依存して委託料が決定されることは望ましいものではない。なお、令和 5 年度より上記社会福祉協議会の案件については予定価格の積算方法が見直された、とのことであるが、類似の積算方法によっている委託業務については今後も注意が必要である。

以上より、上記意見に至った。

(2) 競争入札の参加者をできるだけ増やすための工夫について

【意見 16】 競争入札の参加者を増やすための対策について

吹田市は、長年に亘って 1 者入札や少数入札が継続している案件、同一業者への委託が継続している案件、プロポーザル方式で参加者が 1 者や少数にとどまっている案件について、下記の各点を含めその原因を調査・検証し、競争入札の参加者を増やすための対策を実行すべきである。

- ① 予定価格が現在の実勢価格を反映した適切なものとなっているか
- ② 入札仕様書の入札条件が厳しすぎて参加者が限定されているのではないか
- ③ システム系のプロポーザル方式等で入札参加資格が厳しすぎることはないか
- ④ 入札後から業務開始までの期間が短すぎて新規参入の障壁となっているのではないか
- ⑤ 入札情報の公募の周知期間が十分に確保できているか等、入札情報が広く知られるように周知が適切に行われているか

(理由)

ア 原因調査・検証の必要性

価格の適切性の確保のためには、競争入札の参加者をできるだけ増やすことが必要となる。長年 1 者入札や少数入札が継続している案件や、長期間にわたる同一業者への委託が継続している案件、プロポーザル方式で参加者が 1 者あるいは少数にとどまっている案件については、同規模他市の状況、業界の状況、業者へのヒアリングも含めてその原因を調査・検証する必要がある。この点、監査の過程で入札が 1 者や少数にとどまっている原因として下記の各点も要因の一つと推測されたので、この点も含めて検討を頂きたい。

イ ① 予定価格が現在の実勢価格を反映した適切なものとなっているか

この点は意見 14 の、競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について、の意見の理由においていくつかのケースを挙げている。予定価格を適切に積算することが入札参加者を増やすための第一歩と考えられる。

ウ ② 入札仕様書の入札条件が厳しすぎて参加者が限定されていないか

個別契約の監査対象で言えば、例えば、保育幼稚園室の幼稚園型認定こども園 8 園での給食及びおやつの提供事業（制限付一般競争入札、平成 28 年度以降 1 者入札が継続）について、入札条件として同一企業グループ内で国内に 2 か所以上の HACCP システムに基づいた運営を行うセントラルキッチンを有すること

等を課している点があげられる（意見 38）。天災・事故・営業停止に備えるという趣旨は理解できるが、この条件を課すことが業者の参入検討にとってどのような意味を持つのか、改めて検討をする必要があると考える。また環境保全指導課の南吹田地下水汚染防止対策に関するモニタリング評価委託業務について、参加資格（過去の履行実績）を参加事業者としての履行実績に限らず、同種の履行実績を有する従業員を擁していることで足りるとすることや、発注単位を見直すなど、仕様書の入札条件の検討を行うことが考えられる（意見 67）。もちろん、仕様書の条件は品質の確保という観点からも重要であるため、検討をした結果、採用できないということ自体はやむを得ない。ただ、長年、委託先が固定化しているような案件では、このような観点からの検討を行うことを習慣とする必要があると考える。

エ ③システム系のプロポーザル方式等で入札参加資格が厳しすぎることはないか

個別契約の監査対象で言えば、4つの室課で委託契約を締結していたシステム標準化対応支援業務で、「官公庁（国、都道府県、中核市、人口30万人以上の市又は特別区）にて、ITに関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件が付されていた。詳細は個別契約の意見で述べるが（意見 30、31、32、57）、他自治体では同じシステム標準化支援業務についてこのような条件を付さずにプロポーザルを行っていたケースもあるようであり、参考になる。

オ ④入札後から業務開始までの期間が短すぎて新規参入の障壁となっているのではないか

個別契約の監査対象で言えば、環境部事業課の庁舎機械整備業務や、環境部事業課の業務グループ庁舎機械整備業務の指名競争入札において、入札辞退者が辞退理由として、「入札実施日から業務開始日の日程があまりにも少なく新しい業者を導入される意思が見られない為」と辞退届に記載していた（意見 72、75）。他方、こども発達支援センターの通園バス等運行業務については、従前、6月1日を契約始期とする長期継続契約が続いていたところ、入札日が5月で契約開始前の約1か月の間に6名の乗務員を確保しなければならず、新規事業者の参入障壁となっていると考え、前回の契約期間を2年6か月とし、契約終期を9月末とすることで、新たな契約始期を10月1日とすることが可能となり、入札から契約始期までの期間が約半年となった。その結果、乗務員を確保するだけの猶予期間が生まれ、今回入札が成立し新たな業者に委託することになった例もある。この業務開始までの期間が短すぎるのでは、という点は、過去の入札等監視委員会の意見でも出されていた点であり（2019年度第4回、意見3参照）、検討する必要がある。

カ ⑤その他、入札情報の公募期間が適切に確保されているか

第3編、第2のデータ分析で見たように、制限付一般競争入札の場合の実質参加者が1者である契約が最も多く、続いて2者、3者となっている。他方で、指名競争入札の場合は、5者が最も多く、続いて4者、3者と7者が多くなっている。制限付一般入札は15者以上の参加の場合も多くあるため一概には言えないが、実質参加者数の最大値の比較という意味においては、制限付一般競争入札よりも指名競争入札の方がかえって競争性が働いている可能性が伺えた。この原因は一概には言えないところであるが、指名競争入札の場合には通知が吹田市から届くことで確実に入札情報に触れることとなるのに対し、一般競争入札の場合には、業者が気づかないうちに入札手続きが終了してしまった、という

ことが考えられる。よって、入札情報の公募の周知期間が十分に確保できているか等、入札情報が広く知られるように周知が適切に行われているか、検討する必要がある。

以上より、上記意見に至った。

(3) 最低制限価格制度や予定価格制度そのもののあり方について

【意見 17】 最低制限価格制度の運用について

吹田市は、現在の最低制限価格制度の運用について、具体的な入札案件の結果を踏まえ、同制度の趣旨に合致しているかを継続的に検証し、より良い最低制限価格制度の運用方法がないかを検討するとともに、低入札価格調査制度や総合評価競争入札制度など、最低制限価格制度以外の方法も含めて検討を進めるべきである。

(理由)

ア 吹田市では、平成 25 年 4 月 1 日から競争入札に付するすべての工事と工事に係る設計・測量等の委託業務について最低制限価格を設定している。その他の委託業務については、後に個別の契約の監査であげている土木部総務交通室の佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務（その 2）（意見 83）のような場合を除き、原則として最低制限価格は設定していない。

イ 吹田市の工事と工事に係る設計・測量等の委託業務についての最低制限価格の決定方法の詳細については、契約検査室が担当する（仮称）吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務に対する意見 29 の理由の部分の記述に譲るが、概略、業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった直接経費や間接経費の合計額を端数処理して算出したうえで、この合計額に電子入札システムにおける開札後の入札書提出日時の入札秒数をランダム係数として調整して導き出す、というものである。このため、吹田市では最低制限価格は、吹田市及び事業者において事前に確定価格を認識することはできない仕組みとなっている。このように最低制限価格をランダム係数により決定することとしているのは、最低制限価格が事前に一義的に定まると、予定価格の事前公表と相まって、事業者の入札額が最低制限価格に集中し、くじ引きとなる確率が高くなる結果、最低制限価格を設けて品質等が低下するおそれを防止するという目的が達せられなくなるのを避ける、というものと考えられ、この運用自体は一定の意義があると考えられる。

ウ 他方で、最低制限価格は、入札金額が 1 円でも下回る場合には、一律に失格とするため、例えば、上記イの吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務のように、ランダム係数で決まった最低制限価格（1696 万 2000 円、税抜き）をわずかに下回る金額（最も近い業者は 4000 円）で入札した 5 者は失格となり、事前公表されていた予定価格（2215 万円、税抜き）と同額で入札した 1 者が落札することも生じる。このように最低制限価格をわずかに下回る価格で 5 者が入札しているケースでは、1 者だけが突出して低い金額で入札したというケースと比べて、仮に最低制限価格をわずかに下回る業者を選定したとしても、品質等の低下というおそれはかなり低いと推測される。同様のことは、土木部総務交通室担当の佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務（その 2）（意見 83）でも当てはまるように思われた。

エ 今回の包括外部監査では、もともと最低制限価格が原則として設定されない委託契約を監査対象とし、最低制限価格が設けられる工事請負契約を対象としないため、監査を行った 100 件のうち、最低制限価格が設定されている契約は工事に係る設計・測量等の委託業務 7 件と上記ウであげた土地区画整理事業用地補償総合技術業務の合計 8 件に過ぎなかった。そのわずか 8 件について、上記のようなケー

スが見つかったということは、最低制限価格が設定された契約全体を見れば、同様のケースがほかにも生じている可能性は否定できないと考えられる。

オ 上記のような課題への対応策として、①例えば、立川市において導入されている変動型最低制限価格制度（「立川市変動型最低価格制度試行実施要綱」によれば、i）入札価格の低い方から入札参加者の60%の業者を選び、それらの入札価格の平均（平均入札価格）を算定する（同要綱第3条第1項）、ii）上記i）で算定した平均入札価格の85%を最低制限価格とする。入札価格がこれを下回った場合は「失格」とする（同要綱第3条第2項）、iii）ただし建設工事であって予定価格以下の有効な入札の参加者数（有効参加者数）が3者未満の場合、業務委託で有効参加者が5者未満のとき（同要綱第2条第1項第2号）はこの制度を適用しない）や、②低入札価格調査制度（その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないのではないかと疑わしい価格【調査基準価格】で入札がなされた場合、当該最低価格申込者から資料の提出を求め、意見を聴取し、過去の実績を調査したうえで、当該契約によって達成することを予定した品質の業務を行うことが困難になるおそれがあるかどうかを判定し、その恐れがある場合はその者を落札者とせず、他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる制度）、③総合評価落札方式なども検討されてよいと考える。もちろん、契約検査室のヒアリングで示されたように、①立川市の変動型最低制限価格制度では、結果的に、国が示した計算方式を大きく下回る可能性があり得るため、業務の品質の確保に問題が生じるのではないかとこの疑問もあり（このためと思われるが、立川市でも一定の参加者数がいなかった場合には採用しないとされている）、また、②低入札価格調査制度も調査に専門知識が必要となることや、資料作成があるため事業者が決定するまで時間がかかり、調査に係る事業者及び発注者の負担が大きい、というデメリットもある（この点は③総合評価方式も同様である）。したがって、監査人としても、これらの制度を必ず運用すべき、との意見ではないが、少なくとも、吹田市としては、上記であげたような弊害が生じている可能性のある案件がどの程度あるのか調査し、実際に変動型最低制限価格制度や低入札価格調査制度を積極的に運用している自治体の実状を調査するなどして、よりよい制度運用のあり方を検討する必要があると考える。

以上から上記意見に至った。

【意見18】 予定価格の事前公表について

吹田市は、工事に係る設計・測量等の委託業務の一般競争入札について、予定価格を事前公表することとしていることについて、その弊害が生じていないかを今後も継続的に検証し、予定価格の事前公表と事後公表のそれぞれのメリット、デメリットも踏まえて、検討していくべきである。

(理由)

ア 吹田市では、委託については原則として予定価格は事後公表となっているが、工事に係る設計・測量の委託契約は、工事請負契約と同様に事前公表としている。契約検査室によると、従前は最低制限価格についても事前公表を行っていたものの、平成25年度からは事前公表から事後公表に変更した、とのことであった。

イ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和4年5月20日閣議決定で一部変更）では、「予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入

札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。」とされている。この点について契約検査室のヒアリングでは、「業務委託契約の入札予定価格・最低制限価格は、これを探知された場合、入札参加者が入札に参加するに当たり、極めて有利な基準を相手方に与えることになるので、適正な入札の執行を担保するため、その秘密は厳格に保持する必要があります。設計業務コンサルタントの予定価格の事前公表は、工事契約と同様に入札前の情報漏洩や職員への不正な働きかけの抑止力になり得るとの見解を過去に国は示していました。なお、現在、国では事後公表を推奨していますが、地方公共団体は問題が生じない限りは事前公表を続けることが認められており、本市は引き続き事前公表としています。」との見解であった。

ウ この点、個別契約の監査（意見 28）でとりあげた予定価格が事前公表された契約検査室担当の案件は、①「垂水町 42 号線ほか道路改良設計業務」（落札率 100%、入札参加者 2 も辞退 1 で結果的に 1 者入札）、②「吹田駅前線回廊・支柱補修設計業務」（落札率 100%、入札参加者 2 も辞退 1 で結果的に 1 者入札）、③「(仮称) 吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務」（落札率 100%、入札参加者 13 も辞退 7 で結果的に 6 者入札）、④寿町 24 号線ほか測量設計業務（落札率 98.9%、1 者入札）、⑤片山保管所改築工事実施設計委託業務（落札率 98%、1 者入札）という状況であった。このほかにも、個別契約の監査ではとりあげなかったが、契約検査室が入札等監視委員会に対し、毎年度半期又は四半期ごとに、入札・契約方式別発注工事等一覧表としてとりまとめ提供しているデータによると、⑥「豊津町 12 号線ほか設計業務」（落札率 99.9%、入札参加者 2 も辞退 1 で結果的に 1 者入札）、⑦「岸部南 1 号線道路改良詳細設計業務」（落札率 99.0%、入札参加者 2 者）、⑧「吹田市自然体験交流センターわんぱくサイト屋根設置工事設計業務」（落札率 97.2%、入札参加者 15 も辞退 8 で結果的に 7 者入札）、⑨吹田市立岸部第一小学校ほか 1 校校舎大規模改造 1 期ほか工事監理業務及び吹田市立岸部第二小学校給食調理室雨水排水改修工事監理業務（落札率 92.7%、入札参加者 3 も辞退 2 で結果的に 1 者入札）など、落札率が 90%を超える案件が見られた。契約検査室の制限付一般競争入札案件は 51 件であることから、相当な割合になっている。もちろん、落札率が 90%を超える案件が相当数見られるからと言って、即座に国の指針でいう「弊害」が生じているものとは言えないし、契約検査室が事業者ヒアリングをしているところによると、競争性が働いていない理由は人手不足の要因が大きいということであった。監査人としても、人手不足の要因が大きいであろうことを否定するものではないが、そのみが原因かどうか継続的な検証が必要である。よって、少なくとも、吹田市としては、予定価格を事前公表している案件について予定価格の事前公表の影響が見られないのか検証や、落札率の動向を継続的にウォッチし、予定価格を事前公表することによる弊害が生じていないかを継続的に検証し、ひいては、予定価格の事前公表と事後公表のそれぞれのメリット、デメリットも踏まえて、検討していくべきである。

以上より、上記意見に至った。

4 入札事務について

【意見19】 誤解のない入札書の記載

吹田市は、入札書に印字されている「(受任者氏名)」の欄を「(代理人氏名)」とするなど、入札者が誤解をしないような記載を工夫すべきである。

(理由)

こども発達支援センター担当の「こども発達支援センター杉の子学園・わかたけ園通園バス等運行業務」の入札で、指名競争入札に参加した4者のうち2者が入札書に会社及び代表者の記名・押印はあるものの実際に入札場に来た代理人の記名・押印がないとの理由で無効の入札とされた案件があった。詳細は個別契約の意見43で述べるが、吹田市は、入札書に印字されている「(受任者氏名)」の欄を「(代理人氏名)」とするなど、入札者が誤解をしないような記載を工夫すべきである。

5 契約の履行確認等について

【意見20】 委託業務に関する履行確認の標準的な様式の制定

吹田市は、委託業務に関する履行確認について、確認者、確認日時、確認対象、確認方法などの具体的な項目を記載した標準的な様式を定め各室課に周知すべきである。

(1) 委託契約の履行確認については、担当する各室課にその手法が委ねられている。契約検査室が各室課に作成を求めている契約事務チェックリスト(B票)(提出書類及び履行完了の確認)では(第2編で紹介)、契約書や仕様書に記載された提出書類のチェックと、履行完了確認のチェックを行うこととなっているが、履行完了の確認を具体的にどのように行うのかまでは記載されていない。共通質問に対する回答を見ても各室課内で履行管理確認調書などの書式や共通ルールを定めているという回答は6室課(約7%)にとどまっている(【質問12】)。

(2) 個別の契約の監査においても、例えば、環境政策室の資源リサイクルセンター公衆無線LAN設置・運用業務について設置された機器の現物確認を現地で行ったとの口頭説明があったものの、それらを確認した日時、場所、対象機器等の具体的内容は記録化されていなかった(意見66)。また、環境部事業課の塵芥収集運搬業務の従量制のごみ(すなわち、収集運搬量に単価を乗じた金額を委託料として支払う契約)の実数量確認について、計量表との突合作業の確認者・確認日の記載がなかった(意見76)。委託業務の履行状況の確認については、少なくとも、①確認者、②確認日時、③確認対象、④確認方法を明確に記録化してはじめて、組織として履行状況を把握することができると考えられる。

(3) 契約検査室もヒアリングで、「業務委託等契約においては、様々な契約内容が存在しているものと認識しており、それぞれの業務に応じた適切な履行確認の手法や調書についてはそれぞれ適切な方法が有ると考えていますが、全庁で活用できる大まかなルール等について、今後検討が必要と考えています。」とのことであった。よって、吹田市は、上記意見で述べたように、確認者、確認日時、確認対象、確認方法などの具体的な項目を記載した標準的な履行確認の様式を定め各室課に周知すべきである。

以上より、上記意見に至った。

【意見 2 1】 対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の確認方法

吹田市は、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出の妥当性をチェックする方法を整備、運用すべきである。

(1) 委託契約の中には、業務対象経費の実績額が契約金額を下回る場合には、委託先から吹田市がその差額の返還を受け精算するという類型のものがある。個別の契約の監査においても、例えば、文化スポーツ推進室の市民劇場等運營業務（意見 33）、同じく、すいたティーンズクラシックフェスティバル運營業務（意見 35）、福祉総務室の地域支えあいネットワーク推進業務（意見 46）、高齢福祉室の広域型生活支援コーディネーター配置業務（意見 51）、がこの類型に該当する。

(2) これらの委託契約では受託先から収支報告書の提出がされ担当者が費目の内訳の確認等は実施しているものの、必ずしも統一的なチェック方法は決められておらず、支出記録の確認は部分的にも実施されていなかった。しかしながら、各個別契約の監査の意見で述べるように、このように精算が予定されている類型の委託契約では通常の委託契約と比較し、より慎重な確認が必要である。

以上より、上記意見に至った。

6 再委託の適正管理について

【意見 2 2】 再委託のより一層の適正管理

吹田市は、再委託について次の各点を検討し、管理の適正を一層進めるべきである。その際、再委託ガイドラインを作成し各室課に周知することも検討すべきである。

- ①委託業務の内容（専門性、資格必要等）によっては、そもそも業務委託契約書上で再委託は一切禁止と明文で定めること
- ②そもそも再委託に該当するか否かについての基準や目安を明確にすること
- ③委託業務の「全部又は大部分」を再委託することはできないことを、業務委託契約書上明記すること
- ④「全部又は大部分」にあたるか否かの基準や目安を明確にすること
- ⑤再委託承諾申請書の書式を改め、再委託の予定がない場合にもその旨の届出を求め、現在の再委託承諾申請書の提出がなければ再委託はないと判断する、という実務運用を改めること
- ⑥再々委託、再々々委託などについても再委託と同様に承諾申請の対象とし管理の対象とすること
- ⑦再委託先から暴力団排除の誓約書の提出を求める再委託金額 500 万円以上という要件を撤廃し、すべての再委託先から誓約書の提出を求めること

(1) 再委託ガイドライン作成公表の必要性

再委託については、近時、他自治体で個人情報保護の観点から問題となったケースや、吹田市においても、個別の契約の監査で取り上げている再委託先の不正による水増し請求のケース（意見 62）など、自治体としてはより一層、適正な管理を行うことが求められている。再委託ガイドラインを作成公表し、適正管理に努めている自治体もあり、吹田市としても、このような取組みを検討すべきである。

(2) 検討する必要がある個別の論点

そして個別契約の監査において、監査人としては以下の各点について検討が必要と考えたので、この点を踏まえ進めて頂きたい。

ア ①委託業務の内容（専門性、資格必要等）によっては、そもそも業務委託契約書上で再委託は一切禁止と明文で定めること

たとえば、福祉総務室が社会福祉協議会に委託している地域支えあいネットワーク推進事業や（意見 47）、高齢福祉室が同じく社会福祉協議会に委託している広域型生活支援コーディネーター配置業務のように（意見 52）、そもそも社会福祉協議会にしかできないような業務を委託している場合がある。このような場合には、業務委託契約書上で再委託は一切禁止すると明文で定めることが必要である。

イ ②そもそも再委託に該当するか否かについての基準や目安を明確にする

そもそも承諾申請の対象となる再委託にどのような場合が該当するのか、必ずしも明らかではないケースもある（例えば意見 36 の第 13 回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務）。この点、東京都大田区がホームページで公表している「大田区業務委託契約に関する再委託ガイドライン」では、軽微な業務で承諾を得ずに再委託できるものとして、「コピー、資料収集、資料整理、単純な集計、原稿ワープロ打ち、報告書・マニュアル等印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入等、その他容易に扱える簡易な業務など」を例示している。このような定め方が適切か否かは別として（そもそもの委託業務の内容によっては、単純な集計や資料整理自体が本体業務にあたるケースも想定されうる）、吹田市として承諾申請の対象となる再委託に該当するか否かについての基準や目安を検討することは必要と考える。

ウ ③委託業務の「全部又は大部分」を再委託することはできないことを、業務委託契約書上明記すること

健康医療部地域保健課の新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運営業務について再委託先の不正水増し請求問題を受けて、吹田市は令和 5 年度に業務委託契約書の書式例の変更を下記のとおり行った（経緯の詳細は意見 62 の理由参照）。改正の趣旨としては再委託先への管理を強めるという意味で適切なものと評価できる。ただ、改正後の第 5 条第 1 項、第 2 項の条文上の文理解釈では、再委託は原則として禁止されているものの、発注者の承諾を得た場合には、委託業務の全部又は大部分であったとしても再委託できることになってしまう。この点、契約検査室のヒアリングでは、運用としてもとの条文と同様に委託業務の全部又は大部分の第三者への委任はできない扱いとしている、との説明であったが、そうであれば、新しい業務委託契約書においてもその点を明記する（例えば、第 5 条第 1 項ただし書を、「ただし、再委託する業務が委託業務の全部又は大部分ではなく、かつ、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない」など）ことが必要である。

もとの条文	改正後の条文
（一括委任等の禁止及び誓約書の提出） 第 5 条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせはならない。	（再委託の禁止及び誓約書等の提出） 第 5 条 受注者は、原則として委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。	2 受注者は、前項の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託に対する履行状況の管理及び監督

もとの条文	改正後の条文
3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。	の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。
	3 前項の規定より申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾しない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。
	4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
	5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

エ ④「全部又は大部分」にあたるか否かの基準や目安を明確にすること

契約検査室のヒアリングでは、委託業務の「全部又は大部分」の再委託は承諾することはできないこととしているものの、どのような場合が「全部又は大部分」の再委託になるのか明文の基準はない、とのことであった。この点、例えば、個別契約の監査の対象の環境政策室の市有施設の照明LED化に係る調査委託業務（吹田市の公共施設のLED化改修の実施に先立ち、対象施設の既存照明器具の現況調査及び照明器具台帳等の資料作成を行う業務、結果6）について、受注者は施設の現地調査業務を2者に再委託する旨の申請書を提出し、市は承諾している。しかし、個別契約の意見で詳述するように、本業務の大半を再委業者が担っている可能性が十分に考えられる案件である。この点、例えば豊中市がホームページで公開している再委託に関するガイドラインでは、再委託できないものとして指定する主たる部分の考え方として、「ア 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務」「イ 当該業務における基本的又は中心的なものに位置づけられる業務」をあげ、再委託できる部分の考え方については、「第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの） ア 当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、付随的な業務 イ 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務」と説明している。吹田市としても、このような他市事例も参考に検討を行う必要がある。

オ ⑤再委託承諾申請書の書式を改め、再委託の予定がない場合にもその旨の届出を求め、現在の再委託承諾申請書の提出がなければ再委託はないと判断する、という実務運用を改めること

個別契約の監査で各室課のヒアリングを行っている過程で、再委託の有無についてどのように把握しているのか確認したところ、ほぼすべての室課で、再委託承諾申請書の提出があれば再委託をしている、申請書の提出がなければ再委託には付していないと判断している、との回答であった。しかしながら、かかる取扱いで適切に再委託の有無を確認できるのか、疑問に感じる事例もあった。例えば、文化スポーツ推進室のすいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務については特設ウェブページの更新、記録映像の撮影等も外部へ委

託していたが、再委託承認申請が出されていなかった（意見 36）。また選挙管理委員会事務局の参議院議員通常選挙公報及び選挙のお知らせ配布業務については再委託申請書が提出されていなかったが、当該受託先のホームページを確認したところ、配布スタッフを業務委託契約で募集をしていた（意見 91）。このような状況からすると、他の契約でも再委託承諾申請書の提出がないということで担当者が再委託はないと判断しているケースでも、実際には再委託されているケースも存在すると考えざるを得ない。よって、再委託承諾申請書の書式を改め、再委託の予定がない場合にもその旨の届出を求めることを検討すべきである。

カ ⑥再々委託、再々々委託などについても再委託と同様に承諾申請の対象とし管理の対象とすること

現在、再々委託や再々々委託については、明文化したルールはなく、ただ一定の再々委託等については、その業務遂行の必要性により許容せざるを得ないものと考えている、とのことであった。もしそうであるならば、再々委託、再々々委託などについても再委託と同様に承諾申請の対象とし管理の対象とすることを明らかにして吹田市として把握をすべきである。その場合、再々委託や再々々委託については、再委託の場合より一層、管理監督が難しくなることに鑑み、必要性や許容性を厳格に審査する必要があるだろう。

キ ⑦再委託先から暴力団排除の誓約書の提出を求める再委託金額 500 万円以上という要件を撤廃し、すべての再委託先から誓約書の提出を求めること

現在、吹田市では再委託先からは暴力団排除の誓約書の提出は再委託金額 500 万円以上という要件に該当する場合のみ求めている（吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領第 11 条第 2 項）。そこで各室課のヒアリングにおいて、再委託金額を確認しているのかを聞いたところ、ほぼすべての室課で確認していない、誓約書が出てこないということは 500 万円以上の再委託ではないという理解をしている、また、再委託の対象業務の内容を見て 500 万円以上にあたらなければならないであろうということを判断している、という回答であった。

この点、例えば個別契約の監査の対象とした消防本部総務予防室の消防指令情報システム構築業務は 31 億円以上の契約金額で 17 項目の再委託業務を 11 社の再委託先に委託しており、再委託業務の内容も指令制御装置等の構築作業や災害情報共有システム、指揮支援システムの構築作業など多岐にわたっている。しかしこの件では誓約書の提出がなく、担当者としては、提出がない以上、500 万円以上の再委託には該当しないと考えている、ということであった（意見 90）。また、環境政策室の市有施設の照明 LED 化に係る調査委託業務については、予定価格 3809 万 2000 円のところ入札の結果 330 万円（落札率 8.66%）で落札されているが、落札金額の関係で 500 万円以上の再委託はないという理解で誓約書の提出は受けていない。実際には市有施設について対象施設へ現地調査する業務は 2 者に再委託されているが、予定価格からすると本来は 500 万円以上に相当する業務が再委託されているとの見方もできる（意見 63）。

加えて、上記の例でいえば、再委託されている業務自体、消防指令情報システムであったり、数多くの市有施設に立ち行って現地調査を行うということであったり、その業務の性質上、間違っても暴力団関係者に再委託されることは到底許されない内容であることは明らかである。

以上の各点からすると、そもそも再委託先については 500 万円以上の場合のみ誓約書を求めるというルールが妥当なのか疑問が生じる。契約検査室によると 500 万円以上のルールは導入の際に大阪府のルールに倣った、との回答であった

が、大阪府では、「大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則」が令和2年12月25日に施行されたことに伴い、契約金額500万円以上から、すべての下請又は再委託契約から誓約書を徴求することに変更されているようである。よって、吹田市も今後、すべての再委託先から暴排の誓約書を求めるよう変更を検討すべきである。

第7編 各論 個別契約の契約事務に関する報告

第1 危機管理室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市危機管理センター構築業務

(1) 基本情報

契約担当室課	総務部 危機管理室
委託業務名	吹田市危機管理センター構築業務
業務の内容	市役所高層棟3階に危機管理センターを構築する業務
委託先	協和テクノロジーズ株式会社
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年8月5日～令和5年3月31日
予定価格(税込)	169,443,894円
契約金額(税込)	162,745,000円
令和4年度決算額	169,443,894円
再委託の有無	有

(2) 内容

本業務は、市災害対策における中枢機能の空間として、「危機管理室執務室」及び「災害対策オペレーションルーム」、「災害対策本部会議室」、「応援部隊活動スペース」等をワンフロアに整備するとともに、災害情報の収集・分析等が迅速かつ円滑に行える「災害対応オペレーションシステム」を導入し、「吹田市危機管理センター」を構築する業務である。

本業務においては、検査及び引渡し前に、対象部分の一部について、相手方の同意を得て、部分使用を行っている。

(3) 監査の結果及び意見

【結果2】 「部分使用」の必要性が生じる場合の書面による合意

吹田市は、吹田市危機管理センター構築業務のように、契約締結時点において、いわゆる「部分使用」を行うことが想定される場合には、「部分使用」を行う場合の条件について契約書に記載し、また、契約締結後に「部分使用」の必要性が生じた場合においては、単に相手方から「部分使用」の同意を得るだけでなく、「部分使用」後の危険負担の定め等一般的に取り決めが必要となる諸条件についても、書面で合意を行うべきである。

【結果3】 委託業務の内容に工事請負を含む場合の契約内容

吹田市は、吹田市危機管理センター構築業務のように、その内容に工事請負を含む場合には、委託契約締結にあたって、建設業法第34条第2項において、地方公共団体には中央建設業審議会が定めた公共工事標準請負契約約款の採用が勧告されている趣旨に鑑み、同約款の定めを配慮した契約内容とすべきである。

(理由)

ア 建設工事請負契約において、工事目的物の検査、引渡し前に、発注者が受注者の同意を得て、工事目的物の一部を使用することは、一般的に「部分使用」と言われる。

イ 建設工事の請負契約は、本来、その契約の当事者の合意によってのみ成立するものではあるが、①合意内容が不明確、不正確である場合、後日の紛争の原因と

なりかねないこと（契約関係の明確化）、及び②請負契約においては、発注者と受注者が対等な力関係に無く、契約条件が一方にだけ有利に定められてしまいやすいこと（請負契約の片務性）から、建設業法は、中央建設業審議会（中建審）が当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告する（建設業法第 34 条第 2 項）こととしている。そして、地方公共団体に対しては、中建審が定めた公共工事標準請負契約約款の採用が勧告されている。

公共工事標準約款においては、「部分使用」について、以下のとおり定められている。

（部分使用）

第三十四条 発注者は、第三十二条第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

ウ 本契約の仕様書においては、災害対策中枢機能空間整備（危機管理室執務室）は、工事目的物の引渡し前の令和 4 年 9 月 22 日を導入期限とすることとされており、工事目的物の引渡し前に工事目的物の一部を使用することが前提となっていた。しかしながら、本契約の契約書には、部分使用についての定めは設けられていなかった。

吹田市は、令和 4 年 9 月 20 日に、目的物の一部について、部分検査を実施のうえ、受注者の同意（受注者からの部分使用同意書の提出）を得て、同月 22 日から部分使用を行っている。

エ そもそも、本件においては、部分検査を実施していること及び部分使用の期間が契約期間満了までとなっていること（実質的に引渡しを受けていること）からすれば、当該箇所について、受注者から部分引渡しを受けていると評価する余地があり、そもそも部分使用ではなく、部分引渡し（公共工事標準請負契約約款第 39 条参照）の処理とすることが適切であった可能性がある。

さらに、部分引渡しとすべきであったかどうかの当否はともかくとしても、部分使用については、上記のとおり公共工事標準請負契約約款において、①受注者の同意（第 34 条第 1 項）、②部分使用を行う発注者の善管注意義務（同条第 2 項）、③受注者に損害が生じた場合の負担（同条第 3 項）について定めが置かれているところ、本契約においては、①の同意こそ得ているものの、事前に又は事後のいずれにおいても、②、③について明確になっていない。

オ 本契約は、単なる建設工事だけでなく、物品の調達、設置も業務内容に含まれていることから、本契約において、建設工事を対象とする公共工事標準請負契約約款（ないし吹田市の工事標準請負契約約款）をそのまま使用すべきであったとまではいえないものの、少なくとも部分使用について、契約書に同約款と同内容の定めを置く、ないし受注者から事後的に部分使用の同意を得る場合でも、上記②、③の内容について、書面上、明確にしておくべきであり、後日の紛争の原因とならないようにすべきであった。

第2 広報課の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 「市報すいた」発行業務

(1) 基本情報

契約担当室課	総務部 広報課
委託業務名	「市報すいた」発行業務
業務の内容	「市報すいた」の印刷、発行業務
委託先	株式会社高速オフセット
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和2年12月1日～令和5年11月30日
予定価格(税込)	1ページにつき0.6円及び税
契約金額(税込)	1ページにつき0.503円及び税(当初契約)
令和4年度決算額	77,857,179円
再委託の有無	無

(2) 監査の結果及び意見

【意見23】 契約単価変更にあたっての情報の把握

吹田市は、「市報すいた」発行業務について、変更契約の締結により、契約単価の変更がなされる場合には、その契約単価の変更の妥当性が検証できるよう、契約単価の算出方法の情報を把握すべきである。

(理由)

ア 本契約においては、契約期間中に、印刷原価(材料費)の高騰を理由として、令和4年3月31日付で、1ページ当たりの契約単価を0.503円から0.579円に増額し、令和4年7月15日付で、納品方法の変更を理由として、1ページ当たりの契約単価を0.579円から0.590円に増額する旨の変更契約が締結されている。

イ 契約当初と比べて経済状況等の前提条件が変動したことを理由として変更契約を締結すること自体は、広く行われることであり、それ自体は全く問題となるものではない。

ウ もっとも、変更契約を締結するにあたっては、その変更内容の妥当性の検証が必要となる。本調査において、担当課が契約単価の増額の妥当性の検証を行ったかどうか確認を行ったところ、本契約の契約単価は、印刷原価(材料費)・納品方法だけでなく、人件費等も考慮したうえで定められたものであり、契約単価のうち印刷原価(材料費)・納品方法がどの程度を占めるのかどうか把握できていないことから、契約単価について、妥当な増額がなされているのかどうか検証することは困難であるとのことであった。

エ 契約単価を定めるにあたり、各諸費用の内訳を決めず、総合的な観点から契約単価を定めることは、かかる定め方により市が有利に契約単価の交渉を進めることができる場合もあることから、それ自体問題視されるものではない。

しかしながら、かかる定め方は各諸費用のうち一部が増加した場合に、その増加額の妥当性の検証を行うことができなくなるという問題を孕んでおり、本件においても、変更契約における契約単価の増加の妥当性について、検証できない状態になってしまっていた。

オ 吹田市は、契約単価の変更契約がなされる場合において、その契約単価の変更の妥当性が検証できるよう、契約単価の算出方法の情報を把握すべきである。

第3 総務室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 市庁舎清掃業務

(1) 基本情報

契約担当室課	総務部 総務室
委託業務名	市庁舎清掃業務
業務の内容	吹田市庁舎における日常清掃、定期清掃、外周及び窓ガラス清掃委託業務
委託先	株式会社アカツキ 吹田営業所
契約方法	総合評価落札方式
契約期間	令和元年10月1日～令和4年9月30日
予定価格（税込）	79,200,000円
契約金額（税込）	77,220,000円
令和4年度決算額	79,200,000円
再委託の有無	有

(2) 内容

本業務は、吹田市庁舎における日常清掃、定期清掃、外周及び窓ガラス清掃委託業務である。

本件は、総合評価落札方式を採用しているところ、その評価項目は以下のとおりである。

評価項目	評価点		評価内容
	総点	個別点	項目
1 （160） 価格評価	160	160	予定価格（税抜き） 72,000,000円 低入札価格調査基準価格 54,000,000円
2 技術評価 （40）	(1) 履行体制	12	8 ①作業計画の作成と実施体制
			4 ②自主検査体制
	(2) 業務実績	6	6 ①委託契約の業務実績
		(3) 研修体制	17
	8 ②当該業務における研修体制		
(4) 品質保証への取組	5	2	①品質 ISO 認証の取得状況
		3 ②苦情処理体制	
3 社会貢献度評価 （100）	(1) 障がい者雇用及び雇用環境に関する取組	28	12 ①障がい者の新規雇用
			4 ②障がい者の継続雇用
			5 ③障がい者の雇用を実現するための支援体制
			5 ④障がい者の雇用率
	(2) 就労困難者に対する取組	15	2 ④市内の障がい福祉サービス事業所からの物品購入や役務契約の実績等
			13 ①就労困難者の雇用
	2 ②雇用者に対する継続雇用		

評価項目	評価点		評価内容
	総点	個別点	項目
(3) 環境への取組	16	2	①報告書等による公表
		2	②環境マネジメントシステムの運用
		2	③環境配慮型製品の使用
		10	④会社としての環境への取組
(4) 地域活動への取組	5	3	①地域コミュニティ活動への協力
		2	②ボランティア活動への参加支援
(5) 男女共同参画への取組	20	6	①育児・介護の休暇・休業制度への取組
		3	②セクシュアル・ハラスメント防止への取組
		4	③女性活躍の躍進に関する取組み
		7	④子育て支援の積極的な取組
(6) 人権啓発への取組	4	4	①人権啓発への取組
(7) 地域経済への波及効果	8	6	①吹田市内居住者の新規雇用
		2	②事業所の所在地
(8) 災害時等の業務体制	4	2	①災害時等における業務履行体制等
		2	②災害時における吹田市への協力体制
合計	300	300	

(3) 監査の結果及び意見

【意見 24】 総合評価落札方式の知識、ノウハウ等の組織的な蓄積
吹田市は、市庁舎清掃業務についての総合評価落札方式に係る契約事務の知識、ノウハウ等を組織的に蓄積し、自治体内で情報を共有して、他業務への適用が検討できるように組織的対応をすべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 7】 役立つ情報の提供という観点②—先進的な他市事例の情報収集と提供
(理由)

ア 本契約は、委託契約において、総合評価落札方式が採用されている例である。本業務は、総合評価落札方式が採用される以前は、指名競争入札による契約がなされていた。しかし、他市事例等も踏まえたうえで特殊な技術が不要で、障がい者雇用や男女共同参画への配慮がしやすい業務との理由で、総合評価落札方式が適切であるとして、同方式を試験的に導入したとのことである。本契約は、吹田市において、委託契約について総合評価落札方式を導入した最初の例であり、その後の委託契約における総合評価落札方式のモデルケースとするとともに、かかる方式のノウハウの蓄積も本業務における委託の目的に含まれているとのことである。ただ、現在まで吹田市では委託契約については本件のみとのことである。

イ 吹田市において、特定の業務について、適当と思われる契約方式を検討・実施し、また、市として新しい契約方式についての知見を深めることは、市民に対するより良い行政サービスの提供との観点から積極的に行うべきものであり、かかる市の姿勢は評価に値する。

ウ 他方で、本契約の実情を見ると総合評価落札方式の実施について、一定の知見の蓄積が確認できたものの、その知見の蓄積は、個々の職員に対してなされており、担当課において知見の蓄積を行う、書面化するなど対応は取られていなかった。そのため、担当者の異動があった際に、担当課において、総合評価落札方式の実施についての知見を有する担当者が不在となり、その結果、経験者不在のまま、契約締結準備を進めることとなったとのことであった。結果的に、実際上の問題は生じていないとのことであるが、組織的対応としては心もとない状況である。

エ 地方公務員においては、一般的に定期的な異動が予定されており、これは、個々の職員に多様な経験を積ませ、かかる職員を通じて、よりよい行政サービスを提供できるようにすること、また、特に契約締結業務において、特定の部署に留まり続けることは、事業者との癒着等も考えられないでもなく、そのような癒着を防止すること等を目的としており、定期的な異動それ自体は全く問題となるものではない。また、本監査においても、職員が、他部署での経験を生かし、異動後の部署で業務改善を行っている例も見られるなど、定期的な人事異動による良い影響も観察されているところである。

他方で、人事異動により人材の入れ替えがなされることは、組織としてノウハウの蓄積の方策を講じなければ、ノウハウの蓄積が職員間の引継ぎのみに委ねられることとなる。口伝ないし担当職員の技量に依存するノウハウの引継ぎは、職員の退職等の予期せぬ事情により、市として蓄積してきたノウハウを突如失わせる可能性を存分に孕むものであり、実際に本契約においては、そのような自体が生じる可能性が否定できない。

オ 以上より、吹田市は、市庁舎清掃業務についての総合評価落札方式に係る契約事務の知識、ノウハウ等を組織的に蓄積すべきである。そして、委託契約における総合評価落札方式のモデルケースとするという当初の委託の目的の趣旨に沿うよう、これらの知識、ノウハウ等を自治体内で情報を共有して、他業務への適用が検討できるよう組織的対応をすべきである。

第4 人事室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 令和4年度吹田市人事評価システム導入等委託業務

(1) 基本情報

契約担当室課	総務部 人事室
委託業務名	令和4年度吹田市人事評価システム導入等委託業務
業務の内容	吹田市における人事評価システムの導入等にかかる委託業務
委託先	株式会社インソース大阪支社
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年9月7日～令和5年3月31日
予定価格(税込)	7,964,000円
契約金額(税込)	5,995,000円
令和4年度決算額	5,995,000円
再委託の有無	無

(2) 監査の結果及び意見

【意見25】 システム導入とその後の保守契約の一括発注の検討

吹田市は、人事評価システム導入等委託業務のように、システム導入にかかる契約について、その後に保守業務の契約を締結することが予想されており、かつその後の保守業務については、システム導入受注業者以外の業者が受注することが実質的に困難（いわゆるベンダーロック）となることが予想される場合には、システム導入とその後の保守業務を一括して発注するなど、ベンダーロックにより不当に保守業務における委託料が高騰することがないよう対策を検討すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見12】 システム設計と保守のように、後の業務委託について随意契約が想定されている場合の発注方法

(理由)

ア システム導入にかかる契約を締結する場合、導入したシステムの保守業務が必要となる場合、システム導入においては、導入業者が導入ないし構築したシステムについて、他の事業者がそのシステムの全容を把握することが極めて困難であることから、導入業者が、そのまま保守業務を受諾することが多く、発注者において、保守業務を導入業者に委託せざるを得なくなることがあり、この現象は、一般にベンダーロックとも言われる。

一般的に、ベンダーロックが生じた場合、導入業者以外に保守業務を委託することが困難となる結果、特定業者が廃業等した場合に、保守業務を行うことが困難になったり、他の事業者が保守業務を委託することが困難であることを奇禍として、事業者が、保守業務委託料の不当な値上げを要求し、発注者がこれを受け入れざるを得ない状態が生じたりするとされている。

ベンダーロックに対処するためには、①システム仕様設計ないし導入システムについて、特定の事業者依存しない設計、システムを導入する、②発注者において、システム保守担当者を設置するなど自身で保守業務等を行うことができるようにする等の対応がなされることがある。しかしながら、これらの対策については、①事業者が保有する既存のシステム資源を活用できないことから、設計ないし導入業務のコストアップの可能性が高くなる、②発注者において、担当者を設置し、システム内容を把握するコストが必要となることから、コストアップにつながる等の問題点が見受けられる。

また、コストアップを防ぐための対応として、事業者同士の競争関係が働くシステム設計、導入業務の時点において、保守業務も一括して発注することにより、システム設計、導入業務と保守業務を合わせたシステム関連業務全体としてのコストダウンを図ることが行われている。

イ 本契約は、システム導入契約及び当年度のシステム運用保守契約がその目的とされており、翌年度以降のシステム運用保守契約は、システム導入後に別途契約を締結する予定であるとのことである。本契約において導入するシステムは、落札者が保有するシステムをベースに、吹田市向けのカスタマイズを行ったものであるとのことであり、落札者以外の業者が保守を行うことは困難であるとのことである。したがって、一般論としては、本契約において、上記ベンダーロックの問題が生じる可能性がある。

ウ 吹田市としては、システム導入契約締結時に、事業者が示した経費を参考に、令和 5 年度のシステム保守契約を締結しているとのことであり、一定のベンダーロックの対策がなされている。しかし、この契約は単年契約であり、同契約は、将来の当事者間の約定を縛るものではないことからすれば、事業者が将来の契約費用を過度に増加させることを防ぐことができるものではない（当然ながら、人件費や資材等の高騰により妥当な範囲で契約費用が増加することを問題視するものではない）。少なくとも本契約においては、上記ベンダーロックが生じた場合の懸念点を解消できていない状態にある。

エ 本意見は、現在契約を締結している事業者について、不当な値上げが具体的に予想されるとの意見ではなく、吹田市が、今後、本契約について、保守契約の更新を行う際に、又は、他のシステム導入契約において、上記ベンダーロックの状況が生じないように対策を求めるものである。

この点、システム導入等を統括する情報政策室では、ベンダーロックを防ぐため、システム導入と保守業務とを一括して契約内容としている契約も見られているところであるが、各システム導入契約についての実務対応は、各課に任せられている状態にあり、吹田市として、統一的な対応がなされているわけではないとのことである。

吹田市としては、引き続きベンダーロックを防ぐための対策の検討を進めるとともに、吹田市全体として、ベンダーロック対策を進められたい。

第5 契約検査室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市南吹田下水処理場汚泥管理棟建設実施設計委託業務等

(1) 吹田市南吹田下水処理場汚泥管理棟建設実施設計委託業務

基本情報

契約担当室課	総務部 契約検査室
委託業務名	吹田市南吹田下水処理場汚泥管理棟建設実施設計委託業務
業務の内容	吹田市南吹田下水処理場の汚泥管理棟を建設するにあたっての実 施設計委託業務
委託先	株式会社日建技術コンサルタント
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年6月17日～令和5年9月29日
予定価格（税込）	49,678,200円
契約金額（税込）	45,104,400円
令和4年度決算額	0円
再委託の有無	無

(2) 吹田市南吹田下水処理場焼却施設解体撤去実施設計委託業務

基本情報

契約担当室課	総務部 契約検査室
委託業務名	吹田市南吹田下水処理場焼却施設解体撤去実施設計委託業務
業務の内容	吹田市南吹田下水処理場の焼却施設の解体撤去にかかる実施 設計委託業務
委託先	株式会社三水コンサルタント
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年6月15日～令和5年3月20日
予定価格（税込）	33,715,000円
契約金額（税込）	26,972,000円
令和4年度決算額	26,972,000円
再委託の有無	無

(3) 監査の結果及び意見

【意見26】 入札にあたっての積算内訳書の書式の修正

吹田市は、実施設計業務を競争入札に付するにあたっては、可能な限り事業者に対して、積算内訳書の提出を義務付けるとともに、事業者から提出された積算内訳書について、内容の検証を行うことができるよう事業者に提出を求める積算内訳書の書式を修正すべきである。

【意見27】 積算内訳書の内容の確認、分析

吹田市は、実施設計業務の事業者に対して積算内訳書の提出を求める場合、談合を排除するため、積算内訳書の内容を確認、分析するよう努めるべきである。

(理由)

ア 地方公共団体は、競争入札を実施する場合に、事業者に対し、入札金額だけでなく、その内訳の提示を求めることがある。公共工事においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という）第12条により、建設業者は、入札金額の内訳を記載した書類を提出することが求められ

ており、これに関連し、地方公共団体の側から入札条件として、内訳書の提出を求めることが行われている。また、国土交通省において、公共建設工事内訳書標準書式も定められている。

このように、事業者に対し積算内訳書の提出を求めているのは、「請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除する」（入札契約適正化法第 13 条参照）ためである。つまり、談合が行われる場合、受注予定者以外の事業者は、真剣に入札に取り組むことはないから、詳細の積算を行わず、形式のみを整えた内訳書を提出したり、また、談合を行っている事業者間で情報のやり取りを行う中で、受注予定者が作成した積算内訳書を入手して、これを修正したうえで、地方公共団体に提出することがあるところ、内訳書について、その内容が全く実態に沿っていないときや、入札に参加した事業者のうちでほとんど似通った内訳書が提出されているときには、不正行為の存在が疑われることとなる。

このように内訳書により、不正行為が生じているかどうかの分析を行う場合、分析を行う内訳書が、詳細な項目についてまで作成を要求していることが重要である。例えば、上記公共建設工事内訳書標準書式においては、種目別内訳書（直接工事費及び共通費の種目の金額並びに消費税等相当額をまとめたもの）だけでなく、科目別内訳書（種目別内訳書をさらに細目化したもの）の提出を求めている。

イ 本契約の内容は、建設実施設計委託業務であり、公共建設工事にかかる委託業務であるところ、吹田市は、事業者に対し、入札届と合わせて、積算内訳書の提出を求めており、その内容は、以下のとおりであった。

- ・吹田市南吹田下水処理場汚泥管理棟建設実施設計委託業務
内訳書の要求項目：直接原価、その他原価、一般管理費等及び業務価格（合計額）

- ・吹田市南吹田下水処理場焼却施設解体撤去実施設計委託業務
内訳書の要求項目：直接原価（分析費除く）、その他原価、一般管理費等及び業務価格（合計額）

他方で、本調査において、吹田市に対し、積算内訳書の内容の確認を行っているかどうかの確認を行ったところ、必要な項目が記載されているかの形式的な確認は行っているものの、積算内訳書を提出した事業者間の内訳書を比較するなど積算内訳書内容の検証は行っていないとのことであった。

ウ 本契約は、制限付一般競争入札であり、積算内訳書の記載内容に関わらず、形式的に問題がなければ、いわゆる低入札価格調査制度（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項、同第 167 条の 13）等の例外的な場合を他にすれば、入札価格が一番低い事業者（最低制限価格を下回らない場合）が落札することとなる。また、入札契約適正化法第 13 条は、各省各庁の長等に対して、内訳書の「内容の確認その他の必要な措置」を求めているが、地方公共団体は直接の名宛人ではなく、かかる義務を負っているわけではない。

そのため、吹田市において、積算内訳書の妥当性を確認していないことが、直ちに違法性を帯びたり、問題となるわけではない。また、本契約について、事後的に積算内訳書の分析を行ったところ、積算内訳書の比較において特段の問題が見いだされたわけではなく、本契約について、不正行為の可能性が伺われたわけでもない。

もっとも、事業者に対して、吹田市の側から積極的に積算内訳書の提出を求めているにも関わらず、吹田市において、形式面を他にすれば、全く確認を行わないと

の態度には疑問があるほか、上記のとおり、積算内訳書を検証することで、談合発見の端緒となり得ること、入札契約適正化法の趣旨も合わせ考えると、積算内訳書の内容を全く確認しないことについては、問題がある。

エ さらに、不正行為防止の観点からは、事業者に提出させる吹田市の積算内訳書のフォーマットについても、問題が認められる。すなわち、上記のとおり、公共建設工事内訳書標準書式は、種目別内訳書だけでなく、科目別内訳書等の提出を求めているところ、本契約については、種目別内訳書のみ提出を求めており、事業者に提出させる内訳書として不十分であると言わざるを得ない。

オ したがって、吹田市は、事業者に提出させる積算内訳書について、種目別内訳書のみ提出を求めているものについては、種目別内訳書のみならず、科目別内訳書等の提出を求めるべきであり、また、事業者から提出を受けた積算内訳書については、形式面のみならず、実質面においてもその内容の確認を行うべきである。

2 垂水町42号線ほか道路改良設計業務等

(1) 垂水町 42 号線ほか道路改良設計業務

基本情報

契約担当室課	総務部 契約検査室
委託業務名	垂水町 42 号線ほか道路改良設計業務
業務の内容	垂水町 42 号線ほかの道路改良にかかる設計業務
委託先	株式会社間瀬コンサルタント 大阪支店
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 3 月 15 日
予定価格（税込）	8,789,000 円
契約金額（税込）	8,789,000 円
令和 4 年度決算額	8,789,000 円
再委託の有無	無

(2) 吹田駅前線回廊・支柱補修設計業務

基本情報

契約担当室課	総務部 契約検査室
委託業務名	吹田駅前線回廊・支柱補修設計業務
業務の内容	吹田駅前線の回廊・支柱補修設計業務
委託先	株式会社間瀬コンサルタント 大阪支店
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和 4 年 7 月 25 日～令和 5 年 2 月 28 日
予定価格（税込）	11,755,700 円
契約金額（税込）	11,755,700 円
令和 4 年度決算額	11,755,700 円
再委託の有無	有

(3) 寿町 24 号線ほか測量設計業務

基本情報

契約担当室課	総務部 契約検査室
委託業務名	寿町 24 号線ほか測量設計業務
業務の内容	寿町 24 号線ほか吹田市が指定する範囲における測量設計業務

委託先	株式会社間瀬コンサルタント大阪支店
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年9月1日～令和5年3月31日
予定価格（税込）	8,426,000円
契約金額（税込）	8,338,000円
令和4年度決算額	8,426,000円
再委託の有無	無

(4) 片山保管所改築工事実施設計委託業務

基本情報

契約担当室課	総務部 契約検査室
委託業務名	片山保管所改築工事実施設計委託業務
業務の内容	駅前の駐車禁止区域に違反駐車した自転車や原動機付き自転車を一時的に保管する施設である片山保管所の改築工事にかかる実施設計業務
委託先	総合調査設計株式会社
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年8月31日～令和5年3月31日
予定価格（税込）	5,495,600円
契約金額（税込）	5,390,000円
令和4年度決算額	5,495,600円
再委託の有無	無

(5) 監査の結果及び意見

【意見28】 予定価格の事前公表について

吹田市は、垂水町42号線ほか道路改良設計業務のように工事に係る設計・測量等の委託業務の一般競争入札について、予定価格を事前公表することとしていることについて、その弊害が生じていないかを今後も継続的に検証し、予定価格の事前公表と事後公表のそれぞれのメリット、デメリットも踏まえて、検討していくべきである。

(関連する総論的意見)

【意見18】 予定価格の事前公表について

(理由)

ア 予定価格とは、自治体が契約を締結するに際し、長がその契約金額を決定する基準とするため、あらかじめ算定した価格をいい、自治体において、予算の範囲内で定めた見積価格を指す。

イ 予定価格については、地方公共団体において、事前に公表すべきか、入札後に事後に公表すべきかについて、法令上の定めはなく、各地方自治体により、事前公表とするのか、事後公表とするのかを決定している。

もともと、国土交通省の発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日（令和2年1月30日改正））では、「予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うもの」とし、「弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる」よう要請がなされている。

ウ これら契約においては、予定価格が事前公表となっているところ、その落札率は、「垂水町 42 号線ほか道路改良設計業務」（落札率 100%、入札参加者 2 も辞退 1 で結果的に 1 者入札）、「吹田駅前線回廊・支柱補修設計業務」（落札率 100%、入札参加者 2 も辞退 1 で結果的に 1 者入札）、寿町 24 号線ほか測量設計業務（落札率 98.9%、1 者入札）、片山保管所改築工事実施設計委託業務（落札率 98%、1 者入札）と、100%に近いものとなっている。また、総論の【意見 18】で紹介したように、これら以外の予定価格が事前公表された契約検査室担当の案件を含めると、落札率が 90%を超える案件が 9 件になり、契約検査室の制限付一般競争入札案件が 51 件であることから、相当な割合になっている。もちろん落札率が高いことから即座に、国の指針でいう「弊害」が生じているものとは言えないし、契約検査室が事業者ヒアリングをしているところによると、競争性が働いていない理由は人手不足の要因が大きいということで、監査人もこの点を否定するものではない。ただ、そのみが原因かどうかの継続的な検証は必要である。

エ 以上を踏まえ、吹田市としては、国交省の上記指針の要請も鑑み、予定価格について事前公表の弊害が生じていないか検証を進めるとともに、予定価格を事後公表とすることも検討すべきである。

3 (仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務

(1) 基本情報

契約担当室課	総務部 契約検査室
委託業務名	(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務
業務の内容	吹田市立日の出町児童センター(仮称)の建設工事設計業務
委託先	株式会社榎谷設計大阪事務所
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和 4 年 8 月 16 日～令和 5 年 8 月 18 日
予定価格(税込)	23,363,840 円
契約金額(税込)	23,363,840 円
令和 4 年度決算額	23,363,840 円
再委託の有無	有

(2) 内容

本契約にかかる入札においては、予定価格が定められるとともに最低制限価格が設定されていた。入札においては、6 社が入札(7 社が辞退)しているところ、入札状況は以下のとおりであった。

	金額	備考
予定価格	21,250,000 円	
A 社(落札)	21,250,000 円	
最低制限価格	16,962,000 円	
B 社(失格)	16,958,000 円	最低制限価格との差は 4,000 円
C 社(失格)	16,847,000 円	
D 社(失格)	16,834,000 円	
E 社(失格)	16,784,000 円	
F 社(失格)	16,720,000 円	

※税抜き価格

(3) 監査の結果及び意見

【意見 29】 最低制限価格制度の運用について

吹田市は、（仮称）吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務のような工事に係る設計・測量等の委託業務の現在の最低制限価格の算定方法について、最低制限価格制度の趣旨に合致しているものであるかどうか検討し、また、最低制限価格制度の方法のみならず、品質担保の目的であれば低入札価格調査制度、価格以外の考慮要素も取り入れる目的があれば総合評価落札方式の採用を検討するなど、契約目的に沿った適切な契約方式を幅広く検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 17】 最低制限価格制度の運用について

（理由）

ア 最低制限価格制度とは、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づき実施されるものであり、一定の契約類型において、契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設け、最低制限価格を上回る事業者のうち、最低の価格をもって入札した事業者を落札者とする制度である。最低制限価格制度の目的は、①入札価格が不当に低価格である場合には、契約の履行が確実にできない恐れ、また、②公共団体が不測の損害を被る恐れや③品質等が低下する恐れ等を防止する点にある。

例えば、建設工事において、最低限必要となる原材料費、人件費等の総額を大きく下回る価格で入札があった場合には、かかる事業者は、①建設工事を完了する前にその資金がなくなり、履行を中止する恐れがある。また、②事業者が履行を完了しないままに撤退した場合には、公共団体としては、追加のコストを支払って、工事を引き継ぐことのできる事業者を探す必要が生じるほか、追加契約を発注するための人的コストもかかり、また、建物の建設が遅延することによる行政サービスの低下も招くこととなる。③他方、落札事業者が、建設工事を完了した場合であっても、原材料費を賄えないと思われる金額で契約を締結する以上、落札事業者の持ち出し（赤字）となり、落札事業者の健全な経営が損なわれる恐れがあるし、さらには、落札事業者が持ち出し（赤字）を避けるため、密かに求められている仕様に適合しない廉価な原材料を使用したり、最低賃金を下回る賃金で労働者を使用するなどの恐れもある。

○地方自治法施行令

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合）
第百六十七条の十 （略）

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするができる。

イ 吹田市においては、設計・測量等の業務委託の場合、最低制限価格は、次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額（税抜き）を端数処理して算出してうえで、かかる合計額に電子入札システムにおける開札後のシステムにおける入札書提出日時の入札ミリ秒数を用いて計算した値を加算して算出されている。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
建築工事(設備工事を含む)に係る工事監理業務	直接人件費の額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額		
土木工事に係る工事監理業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(参考：吹田市工事請負契約等に係る発注要領より引用)

そのため、吹田市においては、最低制限価格は、吹田市ないし事業者において、事前に確定価格を認識することはできず、最終的な最低限価格は、ランダムに定まることとなる。

ウ 本契約の入札においては、入札に参加した6社のうちA社を除く5社は、最低制限価格を下回る金額で入札を行い、A社は、吹田市が事前に公表している予定価格と同額で入札を行った。B社は、最低制限価格を下回ったため、失格となったが、B社の入札金額と最低制限価格の差は、4000円に過ぎなかった。本契約については、予定価格と同額を入札価格としたA社が落札した。

エ 最低制限価格は、入札金額が1円でも定められた金額を下回る場合には、一律にかかる入札者を失格とする制度であり、上記吹田市の対応が、現在の制度の運用として、何らかの問題が見いだされるわけではない。しかしながら、最低制限価格の趣旨は、入札価格が不当に低価格となることを防ぎ、契約内容の品質を担保する点にあるところ、本件においては、契約金額(2336万3840円、税込)の0.00017%の金額分入札金額が下回ったに過ぎず、本件において、かかる趣旨が妥当かどうかについては、素直な市民感覚として疑問に感じるところである。

さらに、吹田市においては、上記のとおり、最低制限価格が入札時にランダムに決まるものであるところ、吹田市によれば、本件において別のランダム係数が採用された場合には、B社や他の入札業者の入札金額が最低制限価格を上回る可能性もあったとのことである。そうすると、やはり本件において、最低制限価格制度が目指した不当な価格での落札防止の趣旨は失われているものと感じざるを得ない。

吹田市において、最低制限価格をランダム係数により決定することとしているのは、最低制限価格が事前に一義的に定まるとすると、事業者の入札額が最低制限価格に集中し、くじ引きとなる結果、単に最低制限価格で入札した事業者が落札する可能性があり、この場合に品質等の問題が生じうること、また、事業者において、特段の積算なく、一律に定まる最低制限価格で入札することにより、事業者において積算能力が失われること等を理由としているとのことであり、その理由自体も首肯できるところである。

オ もっとも、最低制限価格の定め方については、種々の考え方がみられるところであり、最低制限価格の定め方について、他事例等から良い取り組みとして取り入れることが可能なものについては、積極的に制度の変更も検討すべきである。例えば、立川市では、有効な入札の参加者数の 60%を求めたうえで、入札金額の低い札から順に、一定の事業者数までの入札金額について平均額（1円未満の端数切り捨て）を求め、その平均額の 85%の価格（1円未満の端数切り捨て）を、「最低制限価格」とする制度を採用している。かかる方法によれば、ランダム係数による最低制限価格のくじ引き化を防ぐことができ、一定の検討の余地はあるものと思われる。

そもそも、最低制限価格を採用しないという考え方もある。最低制限価格制度は、一定の価格を下回った場合には、かかる業者を一律に落札とする制度であり、柔軟性に欠ける点がある。例えば、最低制限価格制度を採用せず、いわゆる低入札価格調査制度（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項、同第 167 条の 13）を採用することが考えられる。低入札価格調査制度は、最低の価格で入札した事業者において、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないのではないかと疑わしい価格（調査基準価格）で入札がなされた場合、当該最低価格申込者から資料の提出を求め、意見を聴取し、過去の実績等を調査したうえで、当該契約によって達成することを予定した品質の業務を行うことが困難になるおそれがあるかどうかを判定し、そのおそれがある場合はその者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする制度であり、品質担保の趣旨で一定の意義がある制度である。この点、国においては、地方公共団体とは異なり、最低制限価格制度を法令上、採用できないため、かかる低入札価格調査制度により品質を担保する場合があるが、このような例も参考になるものと思われる。

さらには、より価格以外の要素により落札者を決定すべき場合であれば、総合評価落札方式やプロポーザルのような方式を採用することもあり得るところである。

カ 以上より、吹田市は、最低制限価格制度の方法のみならず、品質担保の目的であれば低入札価格調査制度、価格以外の考慮要素も取り入れる目的があれば総合評価落札方式の採用を検討するなど、契約目的に沿った適切な契約方式を幅広く検討されたい。

第6 情報政策室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 共通基盤システム標準化対応支援業務

(1) 基本情報

契約担当室課	行政経営部 情報政策室
委託業務名	共通基盤システム標準化対応支援業務
委託の内容	自治体情報システム標準化・共通化における全体のプロジェクト管理、共通基盤システムと連携する標準化対象外のシステムの構築管理及び標準化対応に伴い検討及び導入を行う必要がある事項についてのコンサルティング支援
委託先	有限責任監査法人トーマツ大阪事務所
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年8月1日～令和8年3月31日
予定価格（税込）	81,050,475 円
契約金額（税込）	79,992,000 円
令和4年度決算額	18,216,000 円
再委託の有無	無

(2) 内容

総務省が令和2年12月に公表した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の中で、重要取組事項として示されている「自治体情報システムの標準化・共通化」を達成するために、自治体情報システム標準化・共通化における全体のプロジェクト管理、吹田市共通基盤システムに加え、当該共通基盤システムと連携する標準化対象外のシステムの構築管理、及び標準化対応に伴い検討及び導入を行う必要がある事項について、コンサルティングによる支援を行う業務である。

なお、共通基盤システムの標準化（システムの構築）自体は本業務の対象外であり、他のベンダーに発注することとなる。

また、本件業務と関連する業務として、税務システム標準化対応等支援業務（税制課、意見31）、吹田市住民記録システム標準化対応支援業務（市民課、意見32）、吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務（国民健康保険課、意見57）がある。

(3) 監査の結果及び意見

【意見30】 プロポーザル参加資格の緩和

吹田市は、共通基盤システム標準化対応支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口30万人以上の市又は特別区）にて、ITに関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和することも検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見16】 競争入札の参加者を増やすための対策について

（理由）

本業務のプロポーザル実施要領では、参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口30万人以上の市又は特別区）にて、ITに関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件が付されていたところ、本

業務のプロポーザルには 1 者のみしか応募がなく、結果、当該業者が受注することとなった。

この点、本業務に関し、令和 4 年 1 月 5 日に開催された令和 3 年度（2021 年度）第 4 回吹田市入札等監視委員会では、次のような議論がなされている。すなわち、入札等監視委員会の委員から「国の方針に基づいて今回の状況があるとなると、全国的に各自治体が対応することになります。支援ができるような IT コンサルタントがそんなにたくさんあるわけではないと思いますが、公募型プロポーザルを実施して、複数者が応募してくると期待できますか」との質問がなされ、「2 者程度は来るだろうと考えています。吹田市は早めに行動していますので、来年度の早い時期に公募すれば、一定の事業者は来ると考えています」と回答している。これに対し、委員から「1 者しか参加がなければ選択の余地がなく、プロポーザルにする意味がありません。2 者は参加するだろうと考えずに、広く応募があるようにすることを第 1 に考えてやっていただきたいと思います」との注文を受けている。

このような経緯があったが、結果として、上記のとおりプロポーザルには 1 者しか応募がなかった。

プロポーザルは、広く募集を行い、複数者からの応募を受けて、その提案（価格・実施体制・実施内容等）を総合的に比較衡量したうえで、当該業務に最適な受託業者を選定するところに大きな意味を有する。応募者が 1 者のみなのであれば、プロポーザル実施の効果は半減してしまう。そうであるとする、できるだけ応募者の門戸を広げるため、当初の参加資格は緩和するべきである。特に、本業務については、同時期に全国的に同内容の業務が発生することが事前に見込まれていたのであり、リソース不足となることは十分予見できたのであるからなおさらである。

確かに、令和 4 年時点で吹田市の人口は 35 万人以上であるところ、過去の実績要件を人口 30 万人以上の市又は特別区から、中核市（20 万人）以上まで緩和しており、できるだけ門戸を広げようとしたことは見てとれる。

しかしながら、京都市では令和 4 年 6 月に「国民年金システム標準化に向けての BPR 支援業務委託」についてプロポーザルを実施しているが、参加資格として過去の実績を求めるものの、その自治体の規模に制限を設けていない。また、岐阜県では令和 4 年 4 月に「業務システムの標準化・共通化対応支援業務委託」についてプロポーザルを実施しているが、当該プロポーザルではそもそも過去の実績を参加資格としていない。確かに、中核市である吹田市と都道府県である岐阜県や政令指定都市である京都市を、直ちに同列で比較することはできないものの、同時期・同内容の業務の発注において他市で参加要件をより緩和していた例があることもまた事実である。

よって、今後、国の標準化システム対応支援業務を発注するにあたっては、他の自治体と発注が競合する可能性があることも踏まえ、過去の実績を求めるとしても規模の要件を外すことや、過去の実績については参加資格から外したうえでプロポーザル評価の加点要素とすること等、さらに一步すすんだ参加資格要件の緩和を検討すべきである。

第7 税制課の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市税務システム標準化対応等支援業務

(1) 基本情報

契約担当室課	税務部 税制課
委託業務名	吹田市税務システム標準化対応等支援業務
委託の内容	税務システム標準化対応等に向けた全体管理、新税務システム構築支援、現行税務システム更新等対応支援、BPR 支援、特定個人情報保護評価実施支援、人材育成支援等
委託先	有限責任監査法人トーマツ大阪事務所
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年9月1日～令和8年3月31日
予定価格（税込）	188,966,250円
契約金額（税込）	188,100,000円
令和4年度決算額	72,072,000円
再委託の有無	有

(2) 内容

国が策定した「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、国が整備する「（仮称）Gov-Cloud」において標準化基準に適合したシステム（以下「標準システム」という）を、地方公共団体が利用する姿を目指すこととされ、その目標時期は令和7年度とされている。標準システム及び標準システム対象外部分を含めた新税務システムへの移行を令和7年度末までに達成するために、全体管理、新税務システムの検討・構築管理及び新税務システム構築に伴う課題への対応を行う必要がある。

また、吹田市が平成31年4月19日に制定した「業務プロセスの改善に関する基本的な考え方」に沿って、業務の効率化を進めるとともに、市民サービスの維持・向上を図りつつ、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ることを目的として、民間活力導入等を含めた税務事務全体の業務再構築（BPR）を行うことが急務となっている。

本業務は、令和7年度末までに標準化に対応した新税務システムの移行及び税務事務全体のBPRを完了するためにコンサルティングによる支援を行うものである。

なお、本件業務と関連する業務として、吹田市共通基盤システム標準化対応支援業務（情報政策室、意見30）、吹田市住民記録システム標準化対応支援業務（市民課、意見32）、吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務（国民健康保険課、意見57）がある。

(3) 監査の結果及び意見

【意見31】 プロポーザル参加資格の緩和

吹田市は、吹田市税務システム標準化対応等支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口30万人以上の市又は特別区）にて、ITに関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和するよう検討すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 16】 競争入札の参加者を増やすための対策について

(理由)

第 6 の情報政策室の共通基盤システム標準化対応支援業務に対する意見（意見 30）の理由と同じ。

第8 市民課の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市住民記録システム標準化対応等支援業務

(1) 基本情報

契約担当室課	市民部 市民課
委託業務名	吹田市住民記録システム標準化対応等支援業務
委託の内容	住民システム標準化対応等に向けた全体管理、新住民記録システム構築支援、人材育成支援等
委託先	有限責任監査法人トーマツ大阪事務所
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年8月1日～令和8年3月31日
予定価格（税込）	98,604,000円
契約金額（税込）	98,604,000円
令和4年度決算額	38,808,000円
再委託の有無	無

(2) 内容

総務省が令和2年12月に公表した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の中で、重要取組事項として示されている「自治体情報システムの標準化・共通化」を達成するために、吹田市住民記録システム(コンビニ交付システムを含む)の標準化(再構築)管理、及び標準化に伴い検討及び導入を行う必要がある事項(例えば、端末構成、業務分担、業務改善などの提案)について、コンサルティングによる支援を行う業務である。

なお、本件業務と関連する業務として、吹田市共通基盤システム標準化対応支援業務(情報政策室、意見30)、税務システム標準化対応等支援業務(税制課、意見31)、吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務(国民健康保険課、意見57)がある。

(3) 監査の結果及び意見

【意見32】 プロポーザル参加資格の緩和

吹田市は、吹田市住民記録システム標準化対応等支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁(国、都道府県、中核市、人口30万人以上の市又は特別区)にて、ITに関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和するよう検討すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見16】 競争入札の参加者を増やすための対策について

(理由)

第6の情報政策室の共通基盤システム標準化対応支援業務に対する意見(意見30)の理由と同じ。

第9 文化スポーツ推進室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 市民劇場等運營業務

(1) 基本情報

契約担当室課	都市魅力部 文化スポーツ推進室
委託業務名	市民劇場等運營業務
委託の内容	市民劇場等の運営
委託先	公益財団法人吹田市文化振興事業団
契約方法	随意契約（2号）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
予定価格（税込）	36,039,000円
契約金額（税込）	36,039,000円
令和4年度決算額	35,972,783円
再委託の有無	有

(2) 内容

市民に舞台芸術の鑑賞の機会を提供するとともに市民参加型の事業を行い、創造や発表の機会の充実や次世代の人材の育成を促進することを目的とした吹田市民劇場を運営し、また、文化政策ビジョン - 第2次文化振興基本計画 - に基づいて文化政策を推進するにあたり、計画の策定の周知や文化芸術の裾野を広げるためのイベントを実施する。

(3) 監査の結果及び意見

【意見33】 収支報告書の確認方法の検討

吹田市は、市民劇場等運營業務について、対象経費の実績により精算が予定されているのであるから、その支出内容の妥当性を確認するため、不定期若しくは支出項目の一部であっても受託者から支出に関する証憑類の提出を受けるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見21】 対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の確認方法(理由)

吹田市は、本契約の受託者から年度末に業務完了報告書及び精算報告書の提出を受け、本業務の履行の確認を行っていた。そして、当該報告書をもとに、契約金額と実際に要した金額との差額について受託者から返金を受けていた。

もっとも、業務完了報告書や精算報告書には受託者作成の収支一覧表は記載されているものの、吹田市は受託者から収支一覧表作成の根拠となる証憑類（領収書や見積書等）の提出は受けていなかった。

確かに、本契約の受託者である公益財団法人吹田市文化振興事業団は吹田市の外郭団体であり、同団体は外部監査を受けている。また、年間支出のすべての証憑類の提出を受けるとなると、その書類がかなり大部となることも想定され、確認を行う市側の負担も少なくない。

もっとも、本事業について証憑類の提出を一切求めないことが常態化すると受託者側に緩慢な空気が生じ、不必要な支出が発生する土壌を生みかねない。また、一般事業者との間で委託契約を締結する場合、契約金額と実際に要した金額との差額の払い戻しは通常予定されていないため、経費を削減しようとする動機が生まれる。したがって、受託者にはできる限り経費を削減しようとする動機が生まれる。一方、外郭団体との委託契約の場合、上記差額については返金が予定されているた

め、経費削減の動機がそもそも生まれにくい。そのため、例えば、相見積もりを採ればより低額で契約可能であったにも関わらず、予算に余裕があるため必要な検討を行わないまま高額な契約を行うこと等も考えられる。また、外郭団体は財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）を受けるものの、その監査は監査委員が必要であると認めるときに実施されるものであり、定期的なものではなく、必ずしも個々の契約の細かな支出まで確認するものでもないため、当該監査があるからといって十分であるとはいえない。

したがって、受託者側が常に緊張感をもって業務を履行することを目的として、不定期若しくは支出項目の一部だけであっても証憑類を提出させることを検討すべきである。

2 吹田市多文化共生ワンストップ相談センター整備・運営業務

(1) 基本情報

契約担当室課	都市魅力部 文化スポーツ推進室
委託業務名	吹田市多文化共生ワンストップ相談センター整備・運営業務
委託の内容	多文化共生ワンストップ相談センターの整備及び運営
委託先	公益財団法人吹田市国際交流協会
契約方法	随意契約（2号）
契約期間	令和4年5月2日～令和5年3月31日
予定価格（税込）	11,215,000円
契約金額（税込）	11,215,000円
令和4年度決算額	11,215,000円
再委託の有無	有

(2) 内容

吹田市における外国人の受入環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的とし、外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談センターを整備、運営する。

(3) 監査の結果及び意見

【意見34】 受託者側での見積合せ実施の確認方法
吹田市は、吹田市多文化共生ワンストップ相談センター整備・運営業務について、受託者から見積合せの資料の提供を受けるか、若しくは、少なくとも見積合せの実施について担当者が確認した内容を記録化するべきである。

（関連する総論的意見）

【意見8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存
（理由）

令和4年3月17日の吹田市都市魅力部事業者選定審査会では、委員から「整備についても同じ事業者に委託することは妥当なのか。整備と運営を別で委託すれば、市のコントロール下で物品購入や施設の改修等、より適正な価格で行えるのではないか」との質問がなされ、それに対し「仕様書内で規定を設ければ、一定市のルールに基づいて業務を行うことができる」と回答されている。結果として「物品購入や施設の改修について、見積り合わせ等、市の契約手続に準じて価格の妥当性を検証する旨を仕様書に記載することを条件として、第2号の随意契約で整備と運営を

合わせて委託することを承認する」(※下線は監査人が付した)とされた。かかる指摘を受けて、本業務仕様書上でも「物品購入や外注契約については、吹田市の物品等の発注ルールに準じ、見積り合せを行うなど、競争性のある手続を原則とし、効率的・効果的に発注手続きをすること」と規定されている。

ところが、上記条件が付されているにも関わらず、物品購入等について受託者が見積合せを実施したことについては、市の担当者が口頭で報告を受ける、若しくは受託者の見積書を目視で確認するのみであり、受託者から相見積書の提供を受けたり、吹田市側で確認を行ったことを記録化したりすることはなかった。

事業者選定委員会で条件を付された経緯に照らせば、見積合せを実施したか、またどのような見積合せを実施したのかという点は、本件委託の適切性を判断するにおいて非常に重要な事項といえる。そして、その適切性判断は単に市の担当者が確認すれば足りるというものではなく、後日、市民の視点からでも判断できるようにしなければならない。

したがって、単に担当者が口頭や目視で確認するだけでは不十分であり、見積合せの資料の提供を受けるか、少なくとも担当者が、いつ、どのように見積合せの確認を行ったのかを記録化するなどして、外部からその妥当性について検証できるようにすべきである。

3 第13回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務

(1) 基本情報

契約担当室課	都市魅力部 文化スポーツ推進室
委託業務名	第13回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務
委託の内容	吹田市在住・在学の青少年が出演するクラシック音楽の祭典の開催及び審査員によるレッスンや入賞者によるコンサートの実施運営
委託先	公益財団法人吹田市文化振興事業団
契約方法	随意契約(2号)
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
予定価格(税込)	2,750,000円
契約金額(税込)	2,750,000円
令和4年度決算額	2,748,839円
再委託の有無	有

(2) 内容

吹田市在住・在学の青少年が出演するクラシック音楽の祭典を開催する。また、一連の事業として、審査員によるレッスン、入賞者による低廉な入場料のコンサートを実施する。

令和4年度は、第13回すいたティーンズクラシックフェスティバルの予選・本選、受賞者によるコンサート、審査員によるレッスン、プロの演奏家からレッスンを受けるブラスクリニック、及びメイシアター少年少女合唱団の練習等の業務を行った。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 3 5】 収支報告書の確認方法の検討

吹田市は、第 13 回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務について、対象経費の実績により精算が予定されているのであるから、その支出内容の妥当性を確認するため、不定期若しくは支出項目の一部であっても受託者から支出に関する証憑類の提出を受けるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 21】 対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の確認方法(理由)

市民劇場等運営業務に対する意見(意見 33)と同じ。

【意見 3 6】 再委託承認の基準の設定

吹田市は、第 13 回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務について、再委託に該当するか否かについて一定の基準を定め、再委託契約に該当する場合には、再委託承認申請書を取得すべきである

(関連する総論的意見)

【意見 22】 再委託のより一層の適正管理(理由)

本契約において、受託者は、クラシックフェスティバルの特設ウェブページの更新、会場整理員の派遣、記録映像の撮影等についても外部の業者に委託していた。この点、受託者作成の収支精算報告書上、「特設ウェブページ更新委託、会場整理員、舞台増員阪大オケ、記録映像撮影、ブラスクリニック講師委託」は「委託費支出」の科目に計上されていた。

本契約第 5 条第 2 項では、「受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない」と規定されている。

本件契約において、記録映像の撮影を外部の業者に依頼することは、委託業務の一部を第三者に委任する再委託と言わざるを得ない。そうであるとする、契約書上、記録映像の撮影依頼に関しては、再委託の承認が必要となるはずであるところ、会場整理に関する契約しか再委託承認申請がなされていなかった。

この点、外部に発注する契約すべてを再委託と解し、そのすべてにおいて承認を要すると解することは発注者側・受注者側双方にとって相当の手続的負担となり現実的ではないが、吹田市においては、どのような契約が再委託に該当するかについて明確な定めがなく、再委託の承認が必要か否かは各所管課の担当者の判断に任せられている。しかし、これでは各担当者の恣意的な判断で再委託該当性や再委託承認申請の有無を判断することとなり、例えば反社会的勢力や市から指名停止を受けた業者等が、行政の目をすり抜けて委託業務に関与する恐れが生じる。よって、再委託該当性や再委託承認の要否について、市としてある程度統一的な基準を定める必要がある。

例えば、豊中市は「再委託に関するガイドライン」を策定しており、その中で「承諾を得て再委託できるもの」と「承諾を得ずに再委託できるもの(軽微な業務)」を示すとともに、Q & A を掲載して再委託該当性について一定の見解を示している。

吹田市においても、契約検査室などにおいて再委託該当性及び再委託承認の要否について一定の基準を策定し、それを周知させることで、再委託に関してできる限

り統一的な運用を目指すべきである。そして、その運用に従って、再委託の承認が必要とされる場合は再委託申請書を委託先から取得しなければならない。

第10 保育幼稚園室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務

(1) 基本情報

契約担当室課	児童部 保育幼稚園室
委託業務名	吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務
委託の内容	吹田市立幼稚園型認定こども園 8 園での給食及びおやつを提供
委託先	株式会社アイコーメディカル
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
予定価格 (税込)	115, 157, 335 円
契約金額 (税込)	115, 157, 335 円
令和 4 年度決算額	110, 137, 680 円
再委託の有無	無

(2) 内容

本業務は、吹田市立幼稚園型認定こども園 8 園にて、給食の献立作成、食材調達、食器洗浄、配茶を行うものである。給食の調理方法は、主にクックチル方式（加熱調理した食品を急速冷却し、喫食時間に合わせて再加熱し提供する方式）とされ、炊飯及び副食等の最終調理は園で行う。

業務日は、原則、平日の月～金曜日にあたる開園日とされ、食事時間は昼食 11 時から 13 時まで、おやつ 15 時を基本とする。

1 食分の食材料費（税込）は昼食 235 円、おやつ 40 円と設定されており、昼食とおやつ提供は左記金額での単価契約となる。当該単価契約で定まった金額に基本料金（諸経費等）を加えた金額が本業務の委託料である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 3 7】 契約方法の検討

吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、契約方法として公募型プロポーザル方式を導入することを検討すべきである。

(理由)

昨今、給食提供事業者の経営不振から、学校給食の提供が停止する事態が生じているが、これは食材費や人件費の急激な上昇も一因と考えられる。

幼稚園型認定こども園では、共働きの夫婦が子供を預けていることも多い。このような共働き世帯では、子供に弁当を持たせることは特に負担が大きく、園で提供される給食・おやつで一食を賄うことに対する期待は大きい。そうであるとする、給食提供事業者の経営不振等によって、給食の提供が急遽停止するような事態は避けなければならない。また、食材費や人件費の高騰の中で、低い金額で昼食やおやつ提供をしようとする、どうしても粗食となりかねず、成長期の子供への悪影響も生じかねない。

一般競争入札においては、経済的合理性の観点から受託者を決定できるものの、受託者の経営基盤や提供される食事内容を評価することはできない。吹田市では小学校の学校給食の提供事業についてはプロポーザル方式を導入していることから、本業務についても、経済的観点のみならず幅広い視点から受託者を決定すべく、契約方法をプロポーザル方式とすることを検討されたい。

【意見38】 入札条件の緩和等の検討

吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、入札参加者が1者のみとなっている状況が続いている原因を分析し、入札条件を緩和する等適切な措置をとるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見16】 競争入札の参加者を増やすための対策について
(理由)

本業務の委託にあたって制限付一般競争入札を実施しているが、入札にあたって、クックチル方式を採用すること、セントラルキッチンの天災・事故等による被災及び万一の事故発生などに起因する営業停止処分に備えるため、受託者は同一企業グループ内で国内に2箇所以上のHACCPシステムに基づいた運営を行うセントラルキッチンを持つこと、又は、2箇所以上のセントラルキッチンを持っていない場合は、同一企業グループ内で有効な代行保証を取り交わすことが条件として設定されている。結果として、平成28年度以降、入札参加者は1者のみとなり、当該入札業者が受託し続けている状況が続いている。

入札参加者が1者しかいないということは、価格面での競争性が働かないのみならず、万が一のときに代替する業者が見つからず業務自体が停止しかねないという問題もある。昨今、学校給食を提供する業者が経営の行き詰まり等を理由として給食の提供を停止する事態が全国で生じていることからすると、事業者の安定的確保の観点からも、本業務の入札の活性化は急務である。

この点、保育幼稚園室は、令和2年及び令和4年に他の給食事業者に対して、入札が活性化しない理由についてヒアリングを実施したようであるが、未だその原因の分析及び解消ができておらず、結果として1者入札の状況は改善していない。保育幼稚園室は、引き続き他の給食事業者等にヒアリングをして事業者の事情調査に努めるとともに、他市事例を確認するなどして改善策を検討し、仮に入札条件が厳格すぎることであれば、条件を緩和する等の措置を行って入札の活性化を図るべきである。

【意見39】 入札条件の確認方法

吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、受託業者からセントラルキッチンの場所及び輸送体制に関する書面の提出を、毎年度の契約時に受けるべきである。

(理由)

本業務では、セントラルキッチンの天災・事故等による被災及び万一の事故発生などに起因する営業停止処分に備えるため、受託者は同一企業グループ内で国内に2箇所以上のHACCPシステムに基づいた運営を行うセントラルキッチンを持つこと、又は、2箇所以上のセントラルキッチンを持っていない場合は、同一企業グループ内で有効な代行保証を取り交わすことが条件として設定されている。

この点、セントラルキッチンの場所については、受託者である株式会社アイコーメディカルと初めて契約した平成28年度に、市の担当者が口頭にて確認したものの書面の提出は受けておらず、大きな変更が生じた場合に変更の報告を求めるにとどめ、毎年度の契約の際に再度確認することもなかった。また、輸送体制についても、落札時の面談の際に口頭で確認するのみであった。

本業務では、セントラルキッチンの天災・事故等による被災及び万一の事故発生などに起因する営業停止処分に備えるため、国内に2箇所以上HACCPシステムに基づいた運営を行うセントラルキッチンを持つこと、又は、2箇所以上のセントラル

キッチンを有しない場合は、同一企業グループ内で有効な代行保証を取り交わすことを入札条件としている。つまり、吹田市としては、セントラルキッチンの場所やその輸送体制について危機管理上重要な事項と考えている。そうであるとする、セントラルキッチンの場所やそこからの輸送体制といった重要事項は担当者が口頭で確認するだけでなく、受託者から書面で報告させておくことが望ましい。

また、セントラルキッチンの場所について、最初の契約時にのみ確認し、その後、大きな変更があったときに変更の報告を求めるという運用はあまりに受動的である。市や受託者において、本業務の担当者が異動することも当然想定され、その異動の際に引き継ぎミスが起こる可能性も否定できない。したがって、かかる業務の引継ぎの観点からも、セントラルキッチンの場所や輸送体制は毎年度の契約時に書面で確認するべきである。

【意見 40】 再委託承認申請書の提出

吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、給食の輸送について外部の業者を用いており、これは再委託に該当するため、受託者から再委託承認申請書の提出を受けるべきである。

(関連する総論的意見)

**【意見 22】 再委託のより一層の適正管理
(理由)**

本業務において、受託者の主たるセントラルキッチンは千葉県富里市に所在しており、そこで調理された給食は、外部の運送業者によって吹田市の各こども園に輸送されていた。本件では、セントラルキッチンでの給食調理、セントラルキッチンから各こども園への配送、各こども園での再調理が業務委託の内容となっている。この点、仕様書にはセントラルキッチンから各こども園への輸送について触れられていないものの、輸送に係る費用についても委託料に含まれていることから、当然に委託業務の内容として予定されているものと考えられる。

本業務契約第5条第1項において再委託は原則禁止とされ、同条第2項において、再委託を行う際にはあらかじめ吹田市の承認が必要とされている。しかし、本件において外部の運送業者によって給食が配送されることについて再委託承認の申請はなされていなかった。

給食の輸送について受託者自身ではなく外部の運送業者が行うのであれば、再委託にあたるといえ、契約書に従って再委託承認の手続きを経なければならない。

2 吹田市立保育所等建築物及び建築設備点検業務

(1) 基本情報

契約担当室課	児童部 保育幼稚園室
委託業務名	吹田市立保育所等建築物及び建築設備定期点検業務
委託の内容	建築基準法第12条第2項等に基づく定期点検に係る調査及び報告業務等
委託先	株式会社施設工学研究所
契約方法	指名競争入札
契約期間	令和4年6月6日～令和5年3月31日
予定価格(税込)	5,895,010円
契約金額(税込)	2,145,000円
令和4年度決算額	2,145,000円
再委託の有無	無

(2) 内容

本業務は、吹田市立保育所等 13 施設において、建築基準法第 12 条第 2 項に基づく建築点検と同法第 12 条第 4 項に基づく設備点検（ただし、昇降機は除く）を実施し、点検結果報告書を作成したうえで提出する業務である。

吹田市立保育所等建築物・建築設備点検業務							
	施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	南千里保育園	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検
2	ことぶき保育園	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検
3	垂水保育園	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検
4	吹一保育園	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検
5	山田保育園	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検
6	岸部保育園	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検	令和5年度～民営化	
7	千里山保育園	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検
8	いずみ保育園 (いずみ小規模園)	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検
9	東保育園	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検
10	吹六保育園	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検
11	片山保育園	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検
12	千三保育園	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検
13	山三保育園	総合点検	設備点検	設備点検	総合点検	設備点検	設備点検
14	はぎのきこども園	新築のため平成30年度から令和4年度まで点検不要				総合点検	設備点検
税別計		5,359,100	1,597,000	2,699,000	5,359,100	2,180,500	-
税込計		5,895,010	1,756,700	2,968,900	5,895,010	2,398,550	-

なお、吹田市では、平成 30 年 7 月に発生した大阪北部地震を契機に計画的に保育所等の建築物及び建築設備点検を行うこととし、令和元年度から令和 6 年度までの 6 年間の点検計画を立てた。そして、平成 30 年に計画を立てた際、見積書を取得し 6 年間の点検にかかる費用を算定している。上記表は、各保育所等の建築物及び建築設備点検のスケジュールと費用の一覧表である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 4 1】 予定価格の算定方法

吹田市は、吹田市立保育所等建築物及び建築設備定期点検業務について、令和 4 年度の予定価格を設定するにあたっては、平成 30 年度に見積書を取得していたとしても、改めて見積書を取得したうえで算定を行うべきである。

(理由)

本業務の予定価格は 589 万 5010 円（税込）であるところ、契約価格は 214 万 5000 円（税込）であり、落札率は 36.3%であった。

吹田市では、平成 30 年度に計画的に保育所等の建築物及び建築設備点検を行うよう 6 年間の計画を立て、その際に見積書を取得している。そして、平成 30 年度の計画策定の際に取得した見積書を根拠として、令和 4 年度の本業務の予定価格を設定した。

この点、平成 30 年度に取得した見積書の金額と本件落札金額に乖離が生じた原因について、保育幼稚園室にヒアリングを実施した。保育幼稚園室によると、平成 30 年度は大阪北部地震（平成 30 年 6 月 18 日）や西日本集中豪雨（平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日）が発生した年であり、復旧作業による人員不足により建築業界の人件費が特に高騰していた時期であったため、本件契約は低落札率となったものと考えられる、とのことであった。

なお、令和 3 年度の本業務の予定価格は 296 万 8900 円（税込）であったところ、契約金額は 216 万 7000 円（税込）であり、落札率は 73%であった。

本件のように、建築物等の点検業務を計画的に実施するため、ある程度中長期の点検計画を策定すること自体何ら問題はない。しかしながら、物価や人件費は、時々の状況によって常に変動しうるものである。そのため、4 年前の計画段階で取得した見積書を根拠として予定価格を算定すれば、当然その 4 年間の事情の変更を取り込めていない不合理な価格となってしまう可能性がある。本件の場合、建築業界の人件費の変動といった事情が取り込めないまま予定価格を設定したものと考えられ、そうであるとすると、本件予定価格は不合理な価格であった可能性が高い。

令和 3 年度の本業務の入札状況をみても、予定価格が 296 万 8900 円（税込）であったところ、契約金額は 216 万 7000 円（税込）であり、落札率は 73%となっている。このように、吹田市としても平成 30 年度に取得した見積書の金額と現在の実勢価格との間に齟齬が生じてきていることは把握し得たのであるから、令和 4 年度の予定価格を設定するにあたっては、改めて見積書を取得して価格を算定しなおす必要があったといえる。

【意見 4 2】 参考見積書の保存

吹田市は、予算要求や予定価格の算定の際に用いた参考見積書について、簿冊に綴ることをルール化すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存
（理由）

本業務の予定価格決定にあたっては、平成 30 年度に取得した参考見積書（以下「本件参考見積書」という）を算定の根拠としていたが、本件参考見積書は令和 4 年 6 月 18 日に廃棄されていた。

確かに、吹田市の文書管理規程では、参考見積書のような予算に関する文書については、文書取得日の翌年度の 4 月 1 日を始期として 3 年間保存すべきことが定められている。そのため、平成 30 年 7 月頃に取得した本件参考見積書を令和 4 年 4 月以降に廃棄したとしても、文理上は、吹田市の規程に違反しているとはいえない。

しかしながら、予定価格の妥当性については、後日、外部・市民の目から確認・検証することができなければならないところ、本件では、予定価格の算定根拠となった本件参考見積書を何者から取得したのか、本件参考見積書の金額がどのような根拠のもとで算定されたのかが、その見積書自体が廃棄されてしまったため明らかにならず、予定価格の妥当性について検証することができない。

そうであるとすると、予定価格算定の根拠となった本件参考見積書を文書管理規程に則って廃棄すること自体は違法といえないものの、後日、予定価格の妥当性を

外部から検証できなくなるという点では、問題のある処理であったと言わざるを得ない。

本件の場合、本業務の予算や予定価格を決定する時点で本件参考見積書を参考としていたのであるから、本件参考見積書は本業務の簿冊に綴るなどして保存されるべきであった。令和4年度の本業務の簿冊に当該参考見積書が綴られていれば、本件参考見積書は本業務簿冊と一体として保存されることとなるため、現行の吹田市中心文書管理規程に照らしても、文書保存期間の始期は令和5年4月となっていたはずであり、少なくとも令和8年4月まで廃棄されることはなかった。しかしながら、吹田市においては、予算要求や予定価格決定の根拠資料となる参考見積書を簿冊と一体として保管すべきことについて何ら規定されていないため、本件参考見積書は簿冊に綴られることなく廃棄されることとなった。

したがって、吹田市は、予算要求や予定価格の算定の際に用いた参考見積書について、簿冊に綴ることをルール化し、本件のような場合でも、参考見積書が一定期間保存されるようにすべきである。

第11 ことども発達支援センターの委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市立ことども発達支援センター杉の子学園・わかたけ園通園バス等運行業務

(1) 基本情報

契約担当室課	児童部 ことども発達支援センター
委託業務名	吹田市立ことども発達支援センター杉の子学園・わかたけ園通園バス等運行業務
委託の内容	吹田市立ことども発達支援センター杉の子学園、わかたけ園、地域支援センターの園児等の送迎及び園外療育等施設外運行
委託先	株式会社セノン大阪支社
契約方法	指名競争入札
契約期間	令和4年10月1日～令和7年9月30日
予定価格（税込）	85,891,896円
契約金額（税込）	75,794,400円
令和4年度決算額	12,632,400円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市立ことども発達支援センター杉の子学園、わかたけ園、地域支援センターの園児等の送迎及び園外療育等施設外運行を行う。

(3) 監査の結果及び意見

【意見43】 入札書の記載

吹田市は、吹田市立ことども発達支援センター杉の子学園・わかたけ園通園バス等運行業務について、入札書に印字されている「（受任者氏名）」の欄を「（代理人氏名）」とするなど、入札者が誤解をしないように記載を見直すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見19】 誤解のない入札書の記載

（理由）

指名競争入札に参加した4社のうち2社が、入札書に会社及び代表者の記名・押印はあるものの代理人の記名・押印がないとの理由で無効の入札とされた。

本件で無効となった入札業者は最低落札額を提示しておらず、結果として大きな問題はなかったものの、仮に最低落札額を提示していたにも関わらず形式的不備によって無効となれば、経済性の観点からも不合理である。よって、できるだけ形式的不備による無効入札が生じないよう工夫する必要がある。

具体的には、入札書の記載を見直されたい。

(現行の入札書の記載)

入 札 書																				
令和 年 月 日																				
〇〇〇課 宛																				
所 在 地																				
商号又は名称																				
代表者氏名 (受任者氏名)																				
										印										
1. 金 額																				
		+		億		千		百		+		万		千		百		+		円
以下 (略)																				

入札書には「所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」の下に「(受任者氏名)」という欄がある。この「(受任者氏名)」の欄が代理人の記名・押印する箇所として予定されているが、委託契約の場合、市から受託する業者自体も受任者であるため、本人の名称を記載する欄か代理人の氏名を記載する欄か混乱が生じかねない。「(受任者氏名)」ではなく「(代理人氏名)」とするなど、入札者が誤解しないように記載を見直すべきである。

第12 福祉部の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市災害時要援護者避難支援システム再構築業務

(1) 基本情報

契約担当室課	福祉部 福祉総務室
委託業務名	吹田市災害時要援護者避難支援システム再構築業務
業務の内容	災害時要援護者避難支援システムの再構築業務（既存の名簿作成・管理機能及び安否確認や個別避難計画の作成支援・管理、地図作成機能）
委託先	アジア航測株式会社
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年8月3日～令和5年3月31日
予定価格（税込）	17,099,000円
契約金額（税込）	16,500,000円
令和4年度決算額	16,500,000円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市災害時要援護者避難支援システムは平成25年の災害対策基本法改正による避難行動要支援者名簿の作成義務化に伴い、情報政策室が所管する共通基盤システムのサブシステムとして稼働を開始し、運用されている。

本業務はより質の高い避難行動要支援者名簿作成機能や電子地図機能などを実装する新たな吹田市災害時要援護者避難支援システムを構築し、現行運用の各種課題を解決するとともに、従来以上に実効性の高い災害時要援護者避難支援業務の実施と担当職員の業務負担を軽減するためにシステムを再構築するものである。

(3) 監査の結果及び意見

【意見44】 システム構築と運用保守業務の一体的な発注の検討

吹田市は、吹田市災害時要援護者避難支援システム再構築業務について、システム構築後数年間の運用保守業務も含めた形で、業者選定を行うべきである。

（関連する総論的意見）

【意見12】 システム設計と保守のように、後の業務委託について随意契約が想定されている場合の発注方法

（理由）

本業務はシステム構築に関する業務であり、情報政策室と連携しながら予定価格の決定、業者選定が行われている。システム構築に関する委託業務については、構築後の運用保守業務について、システム構築を行った事業者への随意契約による発注を行わざるを得ないケースが多く、競争性のある業者選定が困難な状況がある。このため、吹田市においても、一部のシステム構築業務については、その後の運用保守業務と一体の業務として入札手続等を行い、競争性を確保する取り組みも見られる。

本契約についても、仕様書上、「システム運用・保守については、別途契約締結のうえ実施する予定であることに留意し、受注者は少なくとも稼働後5年以上の運用保守契約が締結できる体制を確保しておくこと」とされており、システム構築後の運用保守業務の発注が予定されていることから、これも含めた形で業者選定を行うべきである。

2 令和4年度地域支えあいネットワーク推進業務

(1) 基本情報

契約担当室課	福祉部 福祉総務室
委託業務名	令和4年度地域支えあいネットワーク推進業務
業務の内容	コミュニティソーシャルワーカー及びボランティアコーディネーターを配置し、地域住民が互いに助け合いながら安心して暮らせる社会を実現するための地域支援ネットワークの構築を図る業務
委託先	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（2号）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
予定価格（税込）	109,684,912円
契約金額（税込）	109,684,912円
令和4年度決算額	100,705,343円
再委託の有無	無

(2) 内容

本業務は専任のコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という）を配置し、地域における高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、援護を要するあらゆる者又はその家族・親族等の支援及び地域住民活動のコーディネート等を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と支援のための基盤づくりを行い、地域の総合相談・支援のためのネットワークを構築するものである。CSWは吹田市を6つのブロックに分け、各ブロックに2名以上配置することとされていることから、合計13名が配置されている。

また、専任のボランティアコーディネーター1名を配置しボランティア活動の推進を図る業務も含まれる。

これらの業務は、地域の実情を把握し、課題に対応できる組織体制や地域とのネットワークを保持していることが要件となることから、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という）以外に同等の要件を満たす団体がなく、随意契約により同団体に委託している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見45】 予定価格の積算方法の見直し

吹田市は、地域支えあいネットワーク推進業務の契約金額の決定にあたり、委託先のコスト構造に依存することなく、当該業務の実施に必要な費用を適切に積算した上で、先方の提示する金額と十分に比較検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見15】 委託費が実質的に人件費単価の積算となっている場合の積算方法

（理由）

本業務は、社会福祉協議会に随意契約により委託されており、契約の締結にあたっては、社会福祉協議会から想定される人員の人件費の見積りを入手し、当該金額を基準に積算し予定価格を設定している。その後、予算措置を経て、予定価格と同額の見積書を社会福祉協議会から入手し、当該金額で契約を締結している。具体的な予定価格の積算内容は以下のとおりである。

<令和4年度地域支えあいネットワーク推進業務委託料積算表>

(単位：円)

項目	金額	備考
人件費	98,513,557	C S W13名、ボランティアコーディネーター1名分
C S W活動費	400,000	
間接経費	800,000	
小計	99,713,557	
消費税(10%)	9,971,355	
合計	109,684,912	

(吹田市提供資料より引用)

吹田市は、予定価格の積算から契約の締結の過程において、類似の業務の実施にかかる人件費との比較による人件費単価の妥当性や業務量と比較した金額の妥当性等の検討を実施しておらず、委託先による人件費の積算のみに依存している状況である。

また、本業務は業務対象経費の実績が契約金額を下回る場合は、その差額を返還するものとされているが、令和4年度においては、一部当初想定していた担当者より、人件費単価の低い担当者が担当することになったことから、人件費の実績が契約額より897万9569円下回り、当該金額の返還を受けている。この点、業務委託料は本来その業務を実施すべき人員を確保するのに必要な金額として積算されるべきものであり、900万円弱の人件費相当額の返還を受けるという事は、当初想定されていた経験を積んだ担当者よりも経験の浅い担当者が業務に当たった結果とも言える。そうだとすると、業務品質にも疑問が生じかねず、業務品質に問題は無いとしても、そもそも人件費単価の想定が同業務に必要な経験値や役職と比較し過大ではないかといった疑問も生じかねない。

本業務は社会福祉協議会への随意契約による委託であり、他の事業者では実施しえないことから、先方の人件費の積算に依存せざるを得ない部分がある点は、考慮すべきであるものの、競争性の働かない契約方法であり、委託先のコスト構造に過度に依存して業務委託料が決定されると、既述のような問題が発生することから、吹田市は、当該業務の実施に必要な費用を適切に積算した上で、先方の提示する金額と十分に比較検討し、契約金額を決定すべきである。

なお、本業務の予定価格の積算方法は、令和5年度より見直しが行われているとのことであるが、本意見の趣旨も踏まえて不断の見直しが行われることを期待するとともに、類似の積算方法によっている委託業務についても十分に留意されたい。

【意見46】 収支報告書の確認方法の検討

吹田市は、地域支えあいネットワーク推進業務のように、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出内容の妥当性をチェックする方法を整備・運用すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見21】 対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の確認方法(理由)

本業務の業務終了後に提出される収支報告書の内容については、担当者により費目の内訳の確認等は実施されているものの、統一的なチェック方法は決められておらず、支出記録の確認といった手続は、部分的にも実施されていない。また、委託先との契約上も、各種支出の証憑書類の提出は規定されていない。

しかし、本業務は、既述のように業務対象経費の実績が契約金額を下回った場合、その差額の返還を受ける契約である。このため、一部補助金に近い性質があり、その収支報告書の内容の確認については、返還の定めのない他の委託契約と比較し、より慎重な確認が必要である。

なお、本業務については、令和 5 年度より差額の返還を受けない契約に見直しが行われているとのことであるが、吹田市は、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出内容の妥当性をチェックする方法を整備・運用すべきである。

【意見 47】 再委託禁止条項の見直し

吹田市は、地域支えあいネットワーク推進業務について、再委託を禁止すると契約書に明示すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 22】 再委託のより一層の適正管理

(理由)

本業務は、契約書第 5 条において、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することは禁止しているものの、その一部を第三者に委託することについては、事前に吹田市の承諾を得ることで許容している。当該規定は吹田市の標準的な委託契約のひな形に記載されているもので、本業務においてもそのまま記載されている。

しかし、本業務は、社会福祉協議会しか実施できず、第三者への委託は部分的であっても想定されていない。このような場合、再委託を禁止すると契約書に明示すべきである。

3 吹田市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業サポート労働者派遣業務

(1) 基本情報

契約担当室課	福祉部 福祉総務室
委託業務名	吹田市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業サポート労働者派遣業務
業務の内容	臨時特別給付金の給付に係る窓口業務、相談対応業務、申請書等の審査業務、事務処理業務、その他付随する業務を行う労働者の派遣業務
委託先	株式会社ヒューマントラスト
契約方法	随意契約 (5 号)
契約期間	令和 4 年 8 月 1 日～同年 11 月 15 日
予定価格 (税込)	9,078,040 円
契約金額 (税込)	9,078,040 円
令和 4 年度決算額	8,041,362 円
再委託の有無	無

(2) 内容

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る受付業務や事務処理サポート、コール対応等を行う人材派遣業務で、具体的には、制度内容の説明や申請書記入等の申請方法の説明及び支援、申請の処理状況に対する問い合わせ対応や申

請書等の審査、データ検索・更新等を行うものである。吹田市は契約期間を通して業務管理者を含め6名の派遣を受けている。

なお、緊急の必要により競争入札に付することが出来ない場合に該当するため、随意契約により株式会社ヒューマンラストと契約を締結している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見48】 複数の事業者からの見積書の徴取

吹田市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業サポート労働者派遣業務について、複数の事業者からの見積書を徴取した上で比較検討し、委託業者を選定すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見13】 随意契約の予定価格決定にあたっての複数見積りの徴求

(理由)

本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急随意契約として締結されており、受託業者1者の見積書記載の金額が、随意契約予定価格兼契約金額となっている。この点、財務規則第109条（見積書の徴取）において、「契約担当者は、施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んでそれらの者が記名押印した見積書を徴しなければならない。」とされているが、本契約においては、1者からの見積書しか入手されていない。

既述のとおり、緊急の必要により競争入札に付することが出来ない場合に該当するとされていることから、複数の見積書を徴する時間的余裕が乏しかった点は考慮すべきと考えられるものの、本業務は人材派遣業務であり、複数の事業者が存在し、複雑な見積りを要しないと考えられる。

したがって、契約の公正性、競争性を確保する観点から複数の事業者からの見積書の徴取を行ったうえで、業者を選定すべきである。

4 広域型生活支援コーディネーター配置業務

(1) 基本情報

契約担当室課	福祉部 高齢福祉室
委託業務名	広域型生活支援コーディネーター配置業務
業務の内容	広域型生活支援コーディネーターを配置し、吹田市生活支援体制整備協議会の運営や、ボランティア等の生活支援の担い手を養成・発掘する等の地域資源の開発やそのネットワークづくりを通じて、生活支援サービスの体制整備を行う業務
委託先	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（2号）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
予定価格（税込）	11,165,819円
契約金額（税込）	11,165,819円
令和4年度決算額	10,690,976円
再委託の有無	無

(2) 内容

本業務は専任の広域型生活支援コーディネーター1名を配置し、すいたの年輪ネット（吹田市高齢者生活支援体制整備協議会）の運営を行うとともに、自治会や地区

福祉委員、民生・児童委員などの地域で活動している人たち、NPO法人や民間企業、CSW、地域包括支援センター、行政機関等と密接に連携し、住民の視点、住民の立場で高齢者を支える地域づくりの検討を進め、生活支援体制の整備に取り組む業務である。

これらの業務は、高齢者の日常生活における多様なニーズに対応し、NPOなどの地域の多様な主体や、高齢者自身による生活支援サービスを提供するための体制整備に向けて必要な業務である。社会福祉協議会は、生活支援コーディネーターの資格・要件に示されている「地域における助け合いや生活支援サービスの提供」や「地域におけるコーディネート機能」を担っており、平成18年度からCSWを設置している。社会福祉協議会に広域型生活支援コーディネーターを委託することで、CSWとの連携を図り、活動を展開することが期待されることから随意契約により同団体に業務を委託している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見49】 消費税相当額の積算方法の見直し

吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務の契約金額の積算にあたり、消費税非課税の業務と整理するのであれば、消費税の課税される取引との違いを十分に踏まえ、本体価格に消費税相当額を付加して計算すべきもの、そうでないものを明確に区分し、適切な積算を行うべきである。

(理由)

吹田市は、本業務を消費税法施行令第14条の3に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲に含まれる業務として、消費税は非課税と整理している。一方で、本業務の委託料の積算にあたっては、直接経費の一部及び間接経費については、集計した経費の金額に、10%の消費税相当額を加算した金額で積算している。消耗品費等本業務に係る経費に係る消費税については、仕入税額控除が出来ないため、消費税相当額を含めた金額として委託料を積算することは必要であるものの、積算の内訳をみると課税取引であるにも関わらず、消費税相当額を加算していない項目や、課税取引か否かが明確でない間接経費について一律に消費税相当額を加算するなど、非課税の業務であることを十分に踏まえた積算が行われているとは評価できない方法で委託料の積算が行われていた。

<消費税相当額の積算方法>

項目	消費税相当額の積算方法
ホームページ更新費用、消耗品費、研修参加費、印刷製本費、会議費	課税取引と考えられ、集計金額に10%を加算している。
報償費、交通費、通信運搬費、駐車場代	課税取引と考えられるが、集計金額に10%を加算していない。
間接経費	課税取引と非課税取引が混在していると考えられるが一律に10%を加算している。

(吹田市提供資料より作成)

また、上記項目のそれぞれが、そもそも税込金額を前提に集計されているのか、税抜の本体価格を前提に集計されているのかも明確ではない。

今後は、本業務の契約金額の積算にあたり、消費税非課税の業務と整理するのであれば、消費税の課税される取引との違いを十分に踏まえ、本体価格に消費税相当

額を付加して計算すべきもの、そうでないものを明確に区分し、適切な積算を行うべきである。

【意見50】 予定価格の積算方法の見直し

吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務の契約金額の決定にあたり、委託先のコスト構造に依存することなく、当該業務の実施に必要な費用を適切に積算した上で、先方の提示する金額と十分に比較検討すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見15】 委託費が実質的に人件費単価の積算となっている場合の積算方法(理由)

本業務は、社会福祉協議会に随意契約により委託されており、契約の締結にあたっては、社会福祉協議会から想定される人員の人件費の見積りを入手し、当該金額を基準に積算し予定価格を設定している。その後、予算措置を経て、予定価格と同額の見積書を社会福祉協議会から入手し、当該金額で契約を締結している。具体的な予定価格の積算内容は以下のとおりである。

<広域型生活支援コーディネーター配置業務委託料積算表>

(単位：円)

項目	金額	備考
人件費	10,615,193	本俸、諸手当、法定福利費
直接経費	487,770	
間接経費	62,856	C S Wの間接経費×1/14×1.1
合計	11,165,819	

(吹田市提供資料より作成)

吹田市は、予定価格の積算から契約の締結の過程において、類似の業務の実施にかかる人件費との比較による人件費単価の妥当性や業務量と比較した金額の妥当性等の検討を実施しておらず、委託先による人件費の積算のみに依存している状況である。

この結果、過去5年間の本業務の委託料の推移は以下のとおりであり、人件費の増加に伴い毎年増加している。

<広域型生活支援コーディネーター配置業務委託料の推移>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	9,541	10,192	10,465	10,869	11,165
平均給与 ※	5,067	5,082	5,019	5,157	5,233

※ 民間給与実態統計調査による正社員(正職員)の平均給与

(監査人による集計)

委託業務の内容に変更が無い中で、物価高や賃金上昇の影響で委託料が増額することはやむを得ない場合もあるものの、対応する受託事業者の担当者の人件費の増加により、委託料がそのまま毎年増額される構造は望ましい形ではない。上表に記載のとおり、過去5年間で、民間の平均給与の増加は3.3%に対して、本業務の委託料は17.0%増加しており、異例と言わざるを得ない。

本業務は社会福祉協議会への随意契約による委託であり、他の事業者では実施しえないことから、先方の実際の人件費に依存せざるを得ない部分がある点は、考慮すべきであるものの、競争性の働かない契約方法であり、契約委託先のコスト構造に過度に依存して業務委託料が決定されると、既述のような問題が発生することから、吹田市は、当該業務の実施に必要な費用を適切に積算した上で、先方の提示する金額と十分に比較検討し、契約金額を決定すべきである。

なお、本業務は令和 5 年度から委託業務内容の変更が行われており、予定価格の積算方法についても、見直しが行われているとのことであるが、本意見の趣旨も踏まえて不断の見直しが行われることを期待するとともに、類似の積算方法によっている委託業務についても十分に留意されたい。

【意見 5 1】 収支報告書の確認方法の検討

吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務のように、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出内容の妥当性をチェックする方法を整備・運用すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 21】 対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の確認方法(理由)

本業務は業務委託契約書第 12 条において、委託対象経費の実績が契約金額を下回る場合は、その差額を返還するものとされている。このような委託料の精算行為がある点は、補助金に近い性質があり、その収支報告書の内容の確認については、返還の定めのない他の委託契約と比較し、より慎重な確認が必要である。

この点、業務終了後に提出される収支報告書の内容については、実績報告書との整合性の確認等は実施されているものの、統一的なチェック方法は決められておらず、支出記録の確認といった手続は、部分的にも実施されていない。また、委託先との契約上も、各種支出の証憑書類の提出は規定されていない。

なお、本業務については、令和 5 年度より差額の返還を受けない契約に見直しが行われているとのことであるが、吹田市は、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出内容の妥当性をチェックする方法を整備・運用すべきである。

【意見 5 2】 再委託禁止条項の見直し

吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務について、再委託を禁止すると契約書に明示すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 22】 再委託のより一層の適正管理(理由)

本業務は、契約書第 5 条において、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することは禁止しているものの、その一部を第三者に委託することについては、事前に吹田市の承諾を得ることで許容している。当該規定は吹田市の標準的な委託契約のひな形に記載されているもので、本業務においてもそのまま記載されている。

しかし、本業務は、社会福祉協議会しか実施できず、第三者への委託は部分的であっても想定されていない。このような場合、再委託を禁止すると契約書に明示すべきである。

5 吹田市介護支援サポーター業務

(1) 基本情報

契約担当室課	福祉部 高齢福祉室
委託業務名	吹田市介護支援サポーター業務
業務の内容	高齢者が介護支援サポーター活動を通じて、社会参加・社会貢献を行うことにより、自身の健康増進を図り、介護予防に積極的に取り組むことを支援する業務
委託先	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（2号）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
予定価格（税込）	3,692,700円
契約金額（税込）	3,692,700円
令和4年度決算額	3,124,175円
再委託の有無	無

(2) 内容

介護支援サポーター活動とは、高齢者が特別養護老人ホームや介護老人保健施設、病院等で身体介護を除く洗濯物の整理やシーツ交換、レクリエーション活動の補助等を行うことで、社会参加・社会貢献を行い、高齢者自身の健康増進を図る活動である。介護支援サポーター活動を行った高齢者にはサポーター活動に応じてポイントが付与され、ポイントに応じた助成金が交付される仕組みとなっており、本業務は、介護支援サポーター活動を行うにあたり、以下の業務を実施するものである。

- ア 申請手続等の代行
- イ 介護支援サポーター希望者への研修
- ウ 介護支援サポーター受入施設の拡大
- エ 介護支援サポーター手帳の作成及び交付
- オ 介護支援サポーターと介護支援サポーター受入施設の調整
- カ 介護支援サポーター活動評価ポイントの管理
- キ 介護支援サポーター助成金の交付

これらの業務は、介護支援サポーター研修や受入施設との連絡調整等を行うための知識やノウハウが必要であるとともに、ポイント換金に伴う現金の管理についても適切な執行が求められる。吹田市は、社会福祉協議会以外の事業者では、既述の目的を十分に達成することが出来ないとして、同団体に随意契約により業務を委託している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見53】 予定価格の合理性の検討

吹田市は、吹田市介護支援サポーター業務の契約金額の決定にあたり、市において合理的な根拠に基づき委託料の積算を行ったうえで、先方の見積り内容と十分に比較検討し、業務内容、業務量を考慮して妥当な金額であることを確認すべきである。また、価格決定までのプロセスを明確にする観点から、その過程で用いた資料は適切に保管すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存
(理由)

本業務の予定価格の積算内訳は以下のとおりである。なお、契約金額は予定価格と同額である。

<吹田市介護支援サポーター業務委託料積算内訳>

(単位：円)

項目	金額	備考
サポーター研修に係る経費	※ 190,000	研修講師謝礼等
活動助成金に係る換金経費	※ 520,000	交換見込単価×見込人数
活動助成金に係る振込手数料	※ 76,000	見込
事務費	2,571,000	精算対象外
臨時雇用員に係る経費	2,451,000	1名分の年間賃金＋社会保険料
消耗品費	70,000	
研修関係経費	50,000	
消費税等	335,700	
合計	3,692,700	

※ 実績額により精算が行われる。

(吹田市提供資料より作成)

この委託料の内訳のうち精算対象となるものを除く事務費（臨時雇用員人件費、消耗品費、研修関係経費）部分については、主に社会福祉協議会の臨時雇用職員 1 名分の人件費に相当する金額として積算されている。この点、社会福祉協議会において、専任の担当者を配置しているわけではなく、社会福祉協議会との協議のうえ決定されたとのことであるが、本業務の業務量、業務内容と比較し、妥当なものであるか否かが検討された資料は残されておらず、十分な検討が行われているとは評価できない状況である。本業務は事業の性質から特定のものにしか実施できないとして、吹田市の外郭団体である社会福祉協議会への随意契約として行われていることから、その価格の決定にあたっては、より慎重な検討が必要である。なお、社会福祉協議会から提出された収支精算報告書によると、上表の事務費の税込合計 282 万 8100 円の収入に対して、支出は 230 万 1611 円と報告されており、内容の精査はされていないものの、一定の利益を上げていることが伺える。

吹田市は、本業務の契約金額の決定にあたっては、市において合理的な根拠に基づき委託料の積算を行ったうえで、先方の見積り内容と十分に比較検討し、業務内容、業務量を考慮して妥当な金額であることを確認すべきである。また、価格決定までのプロセスを明確にする観点から、その過程で用いた資料は適切に保管すべきである。

【意見 5 4】 事業規模に見合った委託料の設定

吹田市は、介護支援サポーター業務の予定価格の積算にあたり、その時点での介護支援サポーターの活動状況の実情に応じて予定価格が過大とならないよう適切に見積るべきである。

(理由)

介護支援サポーター活動の過去 5 年間の活動状況（サポーター活動助成金換金実績）は以下のとおりである。

<介護支援サポーター活動助成金の推移>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交換人数	132人	149人	130人	20人	26人
換金額	410,350円	482,000円	430,530円	61,450円	77,700円

※ 前年度活動実績に基づきポイントの交換が行われるため、各年度の交換人数は前年度の活動実績を表している。

(監査人による集計)

令和2年度(令和元年度活動分)までは、130名以上の活動実績があるが、令和3年度(令和2年度活動分)からは、大きく減少している。これは、コロナ禍による影響が大きく、直近の令和3年度においては、68の受入対象施設のうち、59の施設が年間の受け入れ実績がゼロとなっている。このような状況下において、介護支援サポーター業務の契約金額の推移は以下のとおりである。

<介護支援サポーター業務の契約金額の推移>

(単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	2,951,214	3,317,753	3,727,258	3,542,000	3,692,700

(監査人による集計)

コロナ禍において、介護支援サポーターの活動も制限される中で、令和2年度以降、活動実績が減少することはやむを得ないものの、活動が制限されているなかで、委託業務を同程度の金額で契約し実施することは経済性の観点から適切ではない。もちろん、契約締結の段階で将来の新型コロナウイルスの感染状況を予測することが困難であるが、少なくとも令和2年度、令和3年度と十分な活動が出来ていない状況で、令和4年度の年間を通してコロナ禍前の活動水準を前提に委託料を積算することは、過大な価格設定となりかねない。

吹田市は、本業務の予定価格の積算にあたり、その時点での介護支援サポーターの活動状況の実情に応じて予定価格が過大とならないよう適切に見積るべきである。

【意見55】 委託事業の効果検証

吹田市は、介護支援サポーター事業の効果検証を積極的に行い、改善に活かす取り組みを進めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見10】 委託の効果の検証と改善の実施、継続的な公表

(理由)

介護支援サポーター業務は、既述のように高齢者が介護支援サポーター活動を通じて、社会参加・社会貢献を行うことにより、自身の健康増進を図り、介護予防に積極的に取り組むことを支援する業務である。その活動状況も既に記載のとおりであるが、コロナ禍前は130~140名程度の介護支援サポーターが活動しており、吹田市は委託料として300万円~370万円程度を支出しているものの、この事業についての具体的な数値による効果検証は実施されておらず、PDCAサイクルが適切に機能していない。

本事業の主目的である高齢者の健康増進の効果を直接的に数値化することは難しいとしても、受入対象施設数や介護支援サポーターの登録数、交換ポイントの実績

など何らかの指標となる目標値を設定した上で、P D C Aサイクルの手法を効果的に実践していくことで、より効率的・効果的な事業としていくことは重要である。

吹田市は、介護支援サポーター事業の効果検証を積極的に行い、改善に活かす取り組みを進めるべきである。

第13 成人保健課の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市大腸がん検診業務

(1) 基本情報

契約担当室課	健康医療部 成人保健課
委託業務名	吹田市大腸がん検診業務
業務の内容	40 歳以上の市民を対象に市内の協力医療機関で実施する大腸がん検診に係る業務
委託先	一般社団法人 吹田市医師会
契約方法	随意契約 (2号)
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
予定価格 (税込)	50,107,026 円
契約金額 (税込)	50,107,026 円
令和4年度決算額	48,424,190 円
再委託の有無	有

(2) 内容

大腸がんの早期発見・早期治療を図るために、40 歳以上の市民を対象として、身近な医療機関で受診できる個別検診方式によって、大腸がん検診を実施するというもの。

一般財団法人阪大微生物病研究会に便潜血検査の実施等を再委託している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見56】 PFS等新たな受診率向上への取り組みの検討
吹田市は、大腸がん検診に係る受診率向上に向けた委託業務について、検診受診率の増加を成果指標とした成果連動型民間委託契約方式 (PFS : Pay For Success) の導入など、新たな受診率向上への取り組みの検討をすべきである。

(関連する総論的意見)

【意見7】 役立つ情報の提供という観点②—先進的な他市事例の情報収集と提供
(理由)

次のとおり、平成30年度以降、吹田市における大腸がん検診の受診率は逡減傾向にある。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	26,473 人	25,814 人	22,203 人	23,251 人	23,579 人
受診率	8.5%	8.0%	6.5%	6.6%	6.5%

(吹田市成人保健課オープンデータより引用)

本契約に係る委託業務自体は、これによって大腸がん検診が身近な医療機関で健康診査と一緒に受けられたり、検診結果をそのような医療機関の医師から説明を受けることができたりするなど、市民の大腸がんの早期発見に資するものであり、委託することによる意義は認められる。

もっとも、本契約に係る委託業務はあくまでも大腸がん検診の実施であり、その受診率向上策の実施は含まれていない。吹田市は、受診率向上に向けては別途、印刷業者に印刷及び封入封緘業務を委託した上、国立がん研究センターが作成したリーフレットを使用して、厚生労働省の「受診率向上施策ハンドブック」を参考に不

規則受診者等に対して個別の受診勧奨を行ったり、毎年 10 月、オリジナルの「健（検）診ガイドブック」を作成し、市報に差し入れて配布したりして積極的に取り組んでいる。しかしながら、冒頭記載のとおり、吹田市における大腸がん検診の受診率は通減傾向にあり、その取り組みにも限界があるように思われる。

がん検診は、がんを早期発見し、治療することによる死亡率の減少、健康寿命を延ばすことや、それに伴う医療費の減少を目的として行われるものである。これを市が外部委託するのは、医師の人材確保もさることながら、当該本来のがん検診の目的を果たすことにある。そのためには、がん検診の受診率向上が必要であり、受診率向上によって、本契約に係る委託業務（大腸がん検診業務）のさらなる委託効果の発揮が期待できる。

そこで、吹田市は、新たな受診率向上への取組みを検討すべきである。

具体的には、現在吹田市が行っている受診率向上の取組みへ、検診受診率の増加を成果指標とした PFS の導入をすることが考えられる。本契約のような大腸がん検診に関して PFS を導入したものとしては、平成 29 年度・東京都八王子市の「大腸がん検診・精密検査受診率向上事業」が有名であるが、最近でも、令和 4 年度・岩手県矢巾町の「大腸がん検診の受診率向上プロジェクト事業」がある。このような実例が紹介されている内閣府ウェブサイト「PFS 事業事例集」によれば、同プロジェクト事業においては、成果指標を大腸がん検診の受診者数（の増加）として、委託先において①「検診コンシェルジュ」による大腸がん検診の受診勧奨・予約、②健診機関と連携した受診勧奨、③ナッジ（※「そっと後押しする」の意）理論などを利用したリコール（再勧奨）資材の配布という 3 つの受診勧奨施策を行っているところ、特に③のリコール資材の送付による受診者数増加がみられる旨の報告がなされている。このような他市町村の実施事例も参考に、現在吹田市が行っている受診率向上策に民間の最新のノウハウを取り入れ、受診率向上を図るべく、新たな受診率向上への取組みの検討をすべきである。

なお、経産省は、PFS/SIB（Social Impact Bond、民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果（社会的コストの効率化部分）を支払う原資とすることを目指すもの）の事業組成を実施する際に、初めて取り組む自治体も事業組成を行いやすくなるように検討事項をパッケージ化している（経産省ウェブサイト参照）。その一つに、大腸がん検診受診勧奨事業が含まれており、このような取組みの検討において参考になるものと思われる。

第14 国民健康保険課の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務

(1) 基本情報

契約担当室課	健康医療部 国民健康保険課
委託業務名	吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務
業務の内容	令和7年度末までに予定している吹田市国民健康保険システム標準化及び吹田市後期高齢者医療システム標準化に向けた、①全体管理、②国民健康保険課業務委託支援、③国民健康保険システム再構築支援・後期高齢者医療システム再構築支援、④運用ツール類改善支援、⑤関連事項検討・導入・作成等支援、⑥人材育成支援の各業務
委託先	有限責任監査法人 トーマツ 大阪事務所
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年8月1日から令和8年3月31日まで
予定価格（税込）	165,748,000円
契約金額（税込）	165,748,000円
令和4年度決算額	34,972,300円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市が運用している国民健康保険システム及び後期高齢者医療システムは、令和7年度末までに国が策定した「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）に基づき「（仮称）Gov-Cloud」において標準化基準に適合したシステム（標準化システム）を利用することが義務化されている。また、システム再構築においては、AI等の最新技術を考慮し、自治体DXの推進も求められている。

そこで、このようなシステム標準化に向けて専門的知見を有する事業者の支援を受けようとするものである。

なお、本件業務と関連する業務として、吹田市共通基盤システム標準化対応支援業務（情報政策室、意見30）、税務システム標準化対応等支援業務（税制課、意見31）、吹田市住民記録システム標準化対応支援業務（市民課、意見32）がある。

(3) 監査の結果及び意見

【意見57】 プロポーザル参加要件の緩和

吹田市は、吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口30万人以上の市又は特別区）にて、ITに関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和するよう検討すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 16】 競争入札の参加者を増やすための対策について

(理由)

第 6 の情報政策室の共通基盤システム標準化対応支援業務に対する意見（意見 30）の理由と同じ。

第15 地域保健課の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市パルスオキシメーター等即日配送業務

(1) 基本情報

契約担当室課	健康医療部 地域保健課
委託業務名	吹田市パルスオキシメーター等即日配送業務
業務の内容	吹田市保健所が指定する新型コロナウイルス感染者宅や施設等へパルスオキシメーターや療養支援パック等の物資を即日配送する業務
委託先	株式会社 S K - 1
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和 4 年 5 月 9 日から同年 9 月 30 日まで
予定価格（税込）	12, 718, 200 円
契約金額（税込）	4, 752, 000 円（当初契約）
令和 4 年度決算額	10, 648, 000 円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市保健所が指定する吹田市内の新型コロナウイルス感染症患者宅や施設等の送付先に、パルスオキシメーターや療養支援パック等の物資を配送し、受渡し確認を行った上で、業務完了後指定時間までに市へ報告を行うというもの。

当初令和 4 年 9 月 30 日までの履行期間を、令和 5 年 3 月 31 日まで延長している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 5 8】 重要事項の仕様書への記載と予定価格への反映

吹田市は、吹田市パルスオキシメーター等即日配送業務について、委託業務の多寡に関わり、落札価格に影響を及ぼす重要な事項は仕様書に記載し、合わせて予定価格の積算にも反映させるべきである。

(理由)

本契約に関しては、予定価格に対する落札率が 37.3%となっている。吹田市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大第 7 波への至急対応のため 1 社見積りで本契約に係る予定価格を設定しているところ、入札参加申込者への業務説明の際、仕様書外の事情として、感染状況の波によって感染者が減少する時期があり、配送依頼が少ない（又はそもそもない）場合があるところ、本契約に係る業務の人員として常に配達員を張り付けて待機させるなどの必要はなく、市の保健所から配達依頼がない場合は本業務以外の業務にあたってよいことを説明しており、それが応札価格の下落につながったとの認識を持っている。

しかしながら、応札価格の下落につながり得るような業務内容に係る事情は、仕様書に記載すべきである。仕様書は、入札への参加を検討する者にとって、業務内容を確認し、自身が業務を遂行できるか、ひいては入札に参加するかどうかを判断

する資料となるものである。上記の業務仕様が仕様書に明記されていれば、業務に対応することが可能であるとして、入札参加申込者が増え、競争が促進された可能性もある。また、そのような事情が想定できるのであれば、特に至急対応のためとはいえ 1 社見積による積算であったことにも鑑み、配送価格をいくらか下げるなど、予定価格の積算に反映させるべきである。

2 HPVワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務

(1) 基本情報

契約担当室課	健康医療部 地域保健課
委託業務名	HPV ワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務
業務の内容	予防接種法に基づくヒトパピローマウイルス感染症の予防接種対象者に対して予診票等を送付するため、印刷・印字・封入封緘及び発送を行う業務
委託先	株式会社高速オフセット
契約方法	指名競争入札
契約期間	令和4年4月26日から同年8月31日まで
予定価格（税込）	5,984,598 円
契約金額（税込）	1,938,851 円
令和4年度決算額	1,936,119 円
再委託の有無	無

(2) 内容

平成25年6月14日付の国の通知に基づく方針によるヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン（HPV ワクチン）の積極的勧奨の差控えによる接種機会を逃した接種対象者に対して、接種機会確保のための予診票等を送付するため、印刷・印字・封入封緘及び発送を行うもの。

(3) 監査の結果及び意見

【結果4】 指名競争入札によることができる理由の不明確
吹田市は、HPV ワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務について、指名競争入札によることができる理由を明確にすべきである。

(理由)

本契約は指名競争入札に付されているところ、決裁文書によると、その理由は、「本来、印刷・印字及び封入封緘については、一般競争入札に付するものですが、個人情報保護の観点からも業務の遂行に細心の注意が必要になることから」とされている。

この点、地方自治法において、指名競争入札は、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされており（地方自治法第234条第2項）、これを受けた地方自治法施行令第167条は、①工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき、②その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと

認められる程度に少数である契約をするとき、③一般競争入札に付することが不利と認められるとき、を指名競争入札にすることができるとして挙げている。

しかしながら、自治体の委託業務については多くの業務で住民の個人情報を取り扱うのが通例であり、個人情報保護のみを理由に上記施行令の要件に該当すると解釈することは困難と考えられる。念のため補足すると、吹田市の事務の手引きにもそのような記載はされていない。

以上より本契約について何を理由として指名競争入札にすることができるとしたのか、その理由が明らかでなかったと考えざるを得ず、上記結果に至った。

【意見59】 業務仕様の予定価格への適切な反映

吹田市は、HPV ワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務について、業務の仕様が確定した後に予定価格の積算に適切に反映させるべきである。

(理由)

ア 本契約に関しては、予定価格に対する落札率が 32.3%となっているところ、その価格の積算は、次の経過を辿っている。

①令和3年12月28日付の厚生労働省健康局健康課による事務連絡「ヒトパピロームウイルス感染症に係る定期接種を進めるにあたっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」により、キャッチアップ接種についての方針（過去の積極的勧奨の差控えによって接種機会を逃した接種対象者に対して公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の HPV ワクチン定期接種の対象年齢を超えて接種を行うものとする）が示される。

②これに応じて、所管課は、HPV ワクチンのキャッチアップ接種に係る事業計画を令和4年1月26日付で策定した。しかし、その時点では、まだ国から HPV ワクチンのキャッチアップに係る詳細が示されず、印刷物の仕様が分からない状況下であった。HPV ワクチンのキャッチアップ接種は過去にないことから、所管課は、他の予防接種業務を参考に本市設計見積額（予定価格）を作成した。なお、参考にされた業務に係る見積額（合計598万4598円）に係る落札額は263万2387円、入札最高額は346万8520円であったとする記載がある。

③令和4年3月18日付で厚生労働省健康局健康課長より「HPV ワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」（健健発0318第3号）が発出され、同事業の詳細が示されたため、同通知に基づき、入札にかかる仕様書を作成した。同通知に基づく仕様においては、予定価格積算上参考にした他の予防接種業務よりも同封物が少なく、郵便物の重量も軽くなり、郵便料金が減額されることが明らかであった。

④しかしながら、吹田市によれば、当時組織改正で予防接種業務が保健センターから移管された時期であることに加えて、地域保健課が主となってコロナ感染症対応を実施していたこともあり、非常に業務繁忙な状況にあったとのことであった。そこで、吹田市は、入札事業者間の競争が行われるであろうことも考慮して、仕様が確定する前の予算要求時の予定価格でも支障がないと判断し、実際の業務内容について見積を徴収して再度予定価格の積算を行うことはしなかった。そして、令和4年4月8日入札のお知らせを発出した。

イ 予定価格は、委託業務の内容から、これを委託する際の委託料の上限を画する金額として積算するものである。その適正な積算がされなければ、委託元となる地方公共団体は、委託業務の内容に比して高額の委託料を支払うことになるおそれがある。

上記経緯においては、③の時点で、当初見積額積算の際に参考にした業務よりも実際の業務の方が委託業務が少なく、郵便料金が減額されることは明らかで、その予定価格が業務の仕様に比して過大になっていることは想定できたものと考えられる。当時、④の事情により地域保健課が業務繁忙であったことは十分理解できるものの、予定価格の持つ重要性からすると、やはり、実際の仕様を予定価格の積算に適切に反映させるべきであったと考えられる。

なお、上記②において、参考にされた業務に係る見積額（合計 598 万 4598 円）に係る落札額は 263 万 2387 円、入札最高額は 346 万 8520 円であったとする記載があることからすると、そもそも参考にされた業務に係る見積額をそのまま予定価格にスライドさせたことについても、適切ではなかった可能性がある。

以上より、上記意見に至った。

3 新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票等の作成、封入封緘、配送等の業務

(1) 基本情報

契約担当室課	健康医療部 地域保健課
委託業務名	新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票等の作成、封入封緘、配送等の業務
業務の内容	予防接種法に基づく新型コロナワクチン接種に伴う接種券一体型予診票及び同封書類等を作成し、封筒へ封入封緘して、配送を行う業務
委託先	共同印刷西日本株式会社
契約方法	随意契約（5号）
契約期間	令和4年4月1日から同年9月30日まで
予定価格（税込）	2,786,696円（当初契約）
契約金額（税込）	2,786,696円（当初契約）
令和4年度決算額	30,152,254円
再委託の有無	有

(2) 内容

本契約に係る業務は、令和4年5月に3回目の新型コロナウイルスワクチン接種が可能となる者へ接種券一体型予診票を作成・発送する業務に係るものである。対象者へは、令和4年4月20日に接種券等を発送する予定であったところ、令和4年3月25日付の国の通知により接種対象者が拡大したことから、同年4月11日に接種券等の発送をしなくてはならなくなった。入札による業者選定を予定する中で市が対応の可否を確認した3社のうち、4月発送に対応できるのが、同年3月まで同業務を実施していた1社のみであったため、本契約は第5号随契とされている。

なお、上記(1)の契約金額での当初契約後、令和4年5月6日（4回目の追加接種のため・契約金額1159万7201円に増額）、同年8月1日（追加接種の対象者追加による穴あき封筒追加のため・契約金額1187万2201円に増額）、同年9月16日（オミクロン株対応ワクチン接種開始と接種期間が令和5年3月31日まで延長・契約金額2697万9084円に増額）、同年10月24日（接種間隔短縮・契約金額2775万0404円に増額）同年10月25日（乳幼児の初回接種開始・契約金額3044万3754円に増額）、同年11月16日（オミクロン株接種者が想定より少ないため発送数を減らす等・契約金額3015万2254円に減額）との契約変更の経緯を辿っている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 60】 変更契約によるべきか否かの検討の必要性

吹田市は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票等の作成、封入封緘、配送等の業務について契約変更を複数回に亘って行っているが、追加の業務について別個の契約として入札による対応が可能であるかや、他社からの見積り取得が可能であるかを確認しつつ、変更契約によるべきか否かを検討すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 11】 随意契約の理由を十分に検討すべきこと

(理由)

本契約は、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)に行われた、いわゆる第 5 号随契である。吹田市の「吹田市随意契約ガイドライン」においても、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」とは、「災害その他予見不可能な非常の事態が発生し、かつ、競争入札によると時機を失し、契約の目的を達成することができなくなる時」であるとして、限定的に解されている。

本契約に係る業務は、3 回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係るものであるところ、令和 4 年 5 月に 3 回目接種が可能となる対象者には、4 月 20 日に接種券等を発送する予定であった。しかし、同年 3 月 25 日付の国の通知により、12 歳以上 17 歳以下も 3 回目接種の対象となり、接種券の発送予定を同年 4 月 11 日に繰り上げざるを得なくなった。そこで、当初は入札を実施する予定であったが、短期間のスケジュールで接種券等の作成から発送までを行う必要のある緊急の業務であること及び、事前にそのスケジュールでの対応の可否を確認した印刷業者 3 社のうち、2 社が 4 月の発送スケジュールや業務内容に対応不可であるとの回答があったことから、残る対応可能な 1 社から見積りを取った上、同社と第 5 号随契に至ったというものである。本契約に係る業務が、当時感染症法において「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる 2 類相当)」とされていた新型コロナウイルスのワクチン接種業務に係るものであったことからすると、このような経緯で第 5 号随契に至ったことは首肯できる。

しかしながら、上記(2)のとおり、本契約はその後複数回契約変更がされているところ、それを当初の第 5 号随契の本契約の契約変更で対応すべきか、それとも別個の契約とすべきと捉えて原則に戻って入札による対応をすべきかの検討や、他社からの見積り取得が可能であるかを確認するなどの検討をした形跡は見当たらなかった。

この点、決裁起案書によると第 5 号随契とした理由は、上記のとおり「事前にそのスケジュールでの対応の可否を確認した印刷業者 3 社のうち、2 社が 4 月の発送スケジュールや業務内容に対応不可であるとの回答があったこと」というのである。新たに追加となった業務は、5 月から 10 月にかけて発生しており、その後の経過で他の 2 社も対応可能となっていた可能性はあったと考えられる。

既に締結した契約について、契約変更とすべきか、それとも別個の契約とすべきかについては、一般的には、別に発注できるものであるか否か、契約内容の数量的変更にとどまるものであるか否か、契約対象にどの程度の関連性があるか否か、といった観点から、当初契約との実質的な関連性・同一性があるかどうかによって判断すべきである。さらに、本契約については第 5 号随意契約という緊急の事態によるものであったのであるから、新たな追加業務の時点で引き続き、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の要件を充足しているのか、少なくとも

他社からの見積り取得が可能であることを確認しつつ、検討をすべき必要性があるものと考えられる。

また、本契約に係る最初の契約変更をみても、その理由は、4回目の追加接種業務の開始を理由とするものであり、3回目の接種に係る本契約の業務とは数量的変更にとどまらないものである可能性がある。実際に、3回目の接種に係る本契約は、1回目及び2回目の接種に係る契約とは別個の契約とされているし、当該契約変更にかかる契約金額の増加額も、当初契約金額278万6696円に対して881万0505円と3倍以上の規模となっている。

その後も、オミクロン株対応ワクチン接種の開始や、乳幼児の初回接種開始など、そのような検討の契機は複数回あったが、いずれも委託先の見積りに従った契約変更が行われており、最終的な契約金額は3015万2254円と、当初契約金額の優に10倍の規模となっている。

このような事情の下では、吹田市は、追加の業務について別個の契約として入札による対応が可能であるかや、他社からの見積り取得が可能であることを確認しつつ、変更契約によるべきか否かを検討すべきである。

4 新型コロナウイルス感染症対策業務への人材(事務職)臨時派遣業務

(1) 基本情報

契約担当室課	健康医療部 地域保健課
委託業務名	新型コロナウイルス感染症対策業務への人材(事務職)臨時派遣業務
業務の内容	吹田市保健所における新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する事務職を派遣する業務
委託先	株式会社ウィルエージェンシー
契約方法	随意契約(6号)
契約期間	令和4年4月12日から同年6月30日まで
予定価格(税込)	18,876,000円
契約金額(税込)	18,876,000円
令和4年度決算額	11,798,600円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市新型コロナ関係事務処理センターの設置にあたり、一般競争入札の執行や業者決定後の立ち上げ作業により、稼働するまでに一定の期間を要するとみられることから、感染拡大第7波に対応するための人員の配置として、人材派遣業者から臨時的に事務職員の派遣を受けようとするもの。

(3) 監査の結果及び意見

【意見61】 予定価格積算の根拠資料の保管

吹田市は、新型コロナウイルス感染症対策業務への人材(事務職)臨時派遣業務について、事後の検証可能性を担保するため、予定価格積算の根拠資料を保管すべきである。

(関連する総論的意見)

**【意見 8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存
(理由)**

本契約は、新型コロナウイルス感染症の拡大第 7 波に対して必要な人員確保のため、既存の人材派遣依頼先に追加して契約を締結するものである。他市よりも募集単価が低いと人材の確保が間に合わないおそれがあるとして、増額した単価の見積りを受けたため、近隣市への聞き取りやインターネット上での求人情報の閲覧により、当該単価の妥当性を確認し、契約したとのことであるが、その確認に係る資料の保管がなかった。

契約単価増額の経緯には首肯できるものの、その際の検討資料の保管がなく、事後検証ができなくなっている。検討資料がない場合、本来は決裁のための検討もできないはずである。本件は既存契約（本契約に関しては、先だって同一の委託先に新型コロナウイルス感染症対策業務への人材（事務職）派遣業務を委託している。）よりも単価を増額する契約であることから、積算の根拠資料となるものは保管をすべきである。

5 予防接種業務

(1) 基本情報

契約担当室課	健康医療部 地域保健課
委託業務名	予防接種業務
業務の内容	予防接種法及び吹田市予防接種実施要領に基づき実施する予防接種業務
委託先	一般社団法人 吹田市医師会
契約方法	随意契約（2号）
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
予定価格（税込）	1,237,348,471円
契約金額（税込）	1,237,348,471円
令和4年度決算額	1,148,378,758円
再委託の有無	無

(2) 内容

予防接種法及び行政措置に基づく予防接種として、四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、麻しん風しん混合、日本脳炎、不活化ポリオ、BCG、高齢者インフルエンザ、インフルエンザ菌b型（ヒブ）等の各種予防接種を、身近なかかりつけ医等で接種ができる個別接種方式にて実施するもの。

(3) 監査の結果及び意見

【結果 5】 決裁起案の不適切な修正

吹田市は、予防接種業務について、決裁起案を修正する際は、新たに修正した起案内容において、決裁を取り直すべきである。

(理由)

既に決裁を得た決裁起案の内容について修正を行う際に、要修正部分を修正した決裁起案について再度決裁を取り直したり、要修正部分について修正する旨の決裁を取ったりするのではなく、要修正部分の上に直接修正後の文面を記載した紙を貼り付けるだけの対応で修正を行っているものが見受けられた。

このような修正対応は本契約に係る事業開始後に事務処理上の不整合に気がつき、当時事実上手が回らなかったことと、要修正部分が決裁の内容に影響するものではないことから、イレギュラーな対応との認識がありつつ、このような修正対応を行ったものであるとのことであった。

しかしながら、このような方法で修正を行うと、修正箇所の事後検証ができず、決裁の効力にも疑義が生じかねない（決裁の内容に影響がない修正かどうかの検証もできない。実際に、簿冊を確認した際、修正前の内容がどのようなものであったか、確認できなかった。）ため、行ってはならない。

6 新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運営業務

(1) 基本情報

契約担当室課	健康医療部 地域保健課
委託業務名	新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運営業務
業務の内容	新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンの接種事業に際し、市民からの接種予約や問い合わせ等に対応するコールセンター及び接種券再発行や窓口対応を行うヘルプデスク業務
委託先	株式会社パソナ
契約方法	随意契約（5号）
契約期間	令和3年3月1日から同年9月30日まで
予定価格（税込）	181,774,804円
契約金額（税込）	181,774,804円（当初契約・令和3年度分）
令和3年度決算額	601,347,628円
再委託の有無	有

(2) 内容

仕様書において、コールセンターについては吹田市の指定する相談者に関するプライバシーの保護と必要な設備（機器及び回線）が確保されている場所（コールセンター業務については株式会社エテルに再委託されており、結果として、同社の運営する福岡県内のコールセンターが指定されていた。）、ヘルプデスクについては吹田市立保健センター内の吹田市が指定する場所がそれぞれ業務場所とされている。

また、コールセンター業務におけるオペレーターの増員（令和3年4月及び6月）や、契約期間の延長（令和3年度内においては、令和4年7月31日までを予定）等を理由として、契約金額の増額がされている。その金額は、令和3年度分で5億9447万8827円、令和4年度分で1億7915万7723円に上る。

なお、本契約の当初、令和3年3月1日より、委託先の再委託の承認申請を承認する形で、コールセンター業務について再委託が行われている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見62】 吹田市としての顛末書の作成と教訓の共有

吹田市は、地域保健課において、新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運営業務の委託契約に関して生じた再委託会社の人員配置不足・水増し請求問題について、一連の経過をまとめた顛末書を作成し、その教訓を契約検査室を通じて部局横断的に共有すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 4】 内部統制の観点③－重要な個別事案の顛末や教訓の部局横断的情報共有

【意見 22】 再委託のより一層の適正管理

(理由)

ア 掲記問題に係る事実経過について

掲記問題に関しては、次の経過を辿っている。

- R4.11.1 **枚方市**本契約に係る業務と同様の業務を同様の委託先に委託していた枚方市の職員が、再委託業者から報告を受ける電話対応完了数と新型コロナワクチン予約システム上の予約完了数に差があることを委託先に指摘。
- (不明) **委託先**現地調査（大阪府内設置のコールセンター）を行い、契約席数に対して稼働しているオペレーター数が明らかに不足していることを確認。同様の業務を受託している枚方市以外の市（吹田市含む）についても契約開始時期に遡って調査をしたところ、オペレーターの配置不足の実態があったことを確認。
- R4.12.5 **委託先**担当者より吹田市に口頭で掲記問題の報告。
- R4.12.7 **委託先**⇒吹田市「コールセンター業務における再委託会社の人員配置不足について」の送付。
委託先委託先の他市におけるコールセンター業務において、再委託先から報告を受ける電話対応完了数と、予約システム上の予約完了数に大きな差があることから、委託先が再委託先に現地調査を実施したところ、契約席数に対して稼働しているオペレーター数が明らかに不足していることを現認したこと及び、吹田市についても過去に遡って調査したところ、人員未配置の実態があることが判明。再委託先は、委託先に対して、契約席数未配置であることを報告せず、応対件数等の実績数値を水増しして報告書を作成し、委託先に提出していたことを報告。
吹田市副市長及び部長に報告。ただし、報告時の資料は存在するが、報告・議論の結果についての議事録の作成はない。
- R4.12.12 **吹田市**⇒**委託先**「吹田市コールセンター業務従事者に関する配置人員の遵守について（通知）」の送付。
吹田市1 か月以内に、本契約の仕様書のとおり人員を配置し、業務後速やかに業務日報等をもとに運営状況を報告するよう通知。
- R4.12.26 **委託先**⇒吹田市「コールセンター業務の今後の管理にあたり」の送付。
委託先掲記問題の謝罪、再委託先業者の変更、再委託先事業者に対し再発防止策として、①責任者が月次で実地立会いし、稼働履歴一覧及びカスタマーコントロール（NTT コミュニケーションズの着信呼数照会サービス）を出力し、報告内容との整合性を確認した上、市に報告、②対面での再委託先事業者との定例報告会（月次報告会）を設け、稼働状況を目視確認、③再委託先事業者のコールセンターに月 1 回の抜き打ち巡回、④代表取締役直下の本部組織にて、これらの対策の実施状況について四半期ごとに点検、⑤再委託先にも、このような監視体制を周知したとの内容。
吹田市担当内で報告内容を確認、当該文書を基に副市長及び部長に報告。関係室課と契約変更、契約解除、違約金等に関する協議、及び同様の問題が発生した関係市と情報共有。ただし、報告ないし協議時の資料は存在するが、報告・議論・協議の結果についての議事録の作成はない。

- R5.1.11 委託先⇒吹田市「吹田市コールセンター業務従事者に関する配置人員の遵守について（運営状況報告）」の送付。
委託先掲記問題の謝罪、再委託先事業者の変更、吹田市による上記R4.12.12付通知に則り、人員配置を行ったことの報告（運営状況報告）。
吹田市担当内で報告内容を確認、新たな再委託先事業者を訪問し、現地で配置人員を確認。ただし、これらの協議内容や経緯等をまとめた書類の作成はない。
- R5.2.10 吹田市プレスリリース「吹田市新型コロナワクチンコールセンター業務委託におけるオペレーターの配置不足について」の発出。
吹田市掲記問題について、①その概要及び経緯等、②対応及び再発防止策（受託業者に対して、監督責任がある再委託業者のコールセンターの配置人数について現地で目視確認するなど稼働状況を厳格に把握し、市に報告させるよう指導監督するとともに、コールセンターについて大阪府内に拠点を置く再委託先に変更するよう指示した旨、委託業務開始時（R3.3.1）から、配置不足が解消されるまでの間（R4.12）までのコールセンターの稼働状況について、受託業者による再委託業者の調査を行い、コールセンターオペレーターのシフト及び出退勤データの収集、検証作業を行った上で、吹田市によるデータ確認作業を行った旨、オペレーターの配置不足により過払いとなった委託料については、金額を調査し、受託業者に返還を求める旨の記載あり）、③返還見込み額（概算）を公表。
プレスリリースを行うにあたり、同文書を基に市長、副市长及び部長へ報告を行った他、関係室課との協議、及び同様の問題が発生した関係市との情報共有や、市の顧問弁護士と契約解除や損害賠償請求について協議。ただし、報告ないし情報共有時の資料は存在するが、これらの協議内容や経緯等をまとめた議事録等の書類の作成はない。
吹田市⇒市議会議員「吹田市新型コロナワクチンコールセンター業務委託におけるオペレーターの配置不足について（報告）」の送付。
吹田市上記プレスリリースの内容を市議会議員に報告。当該報告内容について、庁内の共有システムを通じて全室課に共有。
- R5.3.6 吹田市プレスリリース「新型コロナワクチン接種に係るコールセンターの運營業務委託事業者に対する指名停止措置について」の発出。
吹田市掲記問題について、①委託先に、吹田市指名停止措置要領に基づき、6か月間の指名停止措置を行った旨、②オペレーターの稼働履歴や着信回数等のデータなどを活用し、受託業者からの報告書に疑義がないか検証するとともに、可能な範囲で現地を確認するよう努めていく旨、③委託先に対する返還請求金額、④本業務の委託先変更を検討している旨、それぞれ公表。
吹田市⇒市議会議員「新型コロナワクチン接種に係るコールセンターの運營業務委託事業者に対する指名停止措置等について（報告）」の送付。
吹田市上記プレスリリースの内容を市議会議員に報告。当該報告内容について、庁内の共有システムを通じて全室課に共有。
なお、吹田市は、同プレスリリース記載のとおり、委託先に過大に支払った委託料の返還請求を行い、返金を受けている。
- R5.4.4 委託先⇒吹田市「調査報告書」の送付。

委託先 掲記問題について、①調査の概要、②調査において判明した事実（再委託先のオペレーター配置不足・水増し報告の実態）、③原因分析、④再発防止策（再委託先選定方法の適正化、定期巡回による点検の実施、教育体制の見直し）を報告。

R5.8.7 委託先⇒吹田市「再発防止策の実施報告書」の送付。

委託先 上記 R4.12.26 付通知に係る再発防止策について、実施状況を報告。

イ 吹田市がどうすれば事態を発覚できていたかの検討について

上記アのとおり、掲記問題は、枚方市が発見し、吹田市は、それに基づく委託先の調査により吹田市において掲記問題が生じていることが発覚したことから、委託先から掲記問題の発生を伝えられることにより、掲記問題を受動的に認識している。この点、吹田市は、その要因についての検討をしている。

すなわち、枚方市においては、予約開始日について、コールセンターでの 10 分ごとの受電件数・応答件数・応答率の報告を求めていた。午後になっても報告を受けている 10 分ごとの応答率が 100%になっていなかったこと、また電話対応完了数に対し、予約システムで確認できる予約件数が極めて少なかったことから、疑義が生じたということである。

これに対して吹田市では、ウェブ予約枠を電話予約枠より多く設定したことなどから、予約枠は比較的早く埋まるとともに応答率もすぐに回復し、また、報告については、翌営業日に、1 時間ごとの受電件数・応答件数・応答率の報告を求めていた。電話が集中する時期以外の応答率は概ね 90%以上を維持しており、応答件数に比べて予約件数が目立って低調な日はなかったことから、オペレーターの配置不足を認識するに至らなかったとのことであった。

では、吹田市がどうすれば事態を発覚できていたかについて、吹田市としては、抜き打ちで現地へ赴き実地検査を行うことが有効であったと考えるが、当時は福岡県内にコールセンターを設置しており吹田市による定期的な実地検査の実施は難しいものであったため、委託業者への確認の徹底が必要であったと考えるとのことであった。

しかしながら、本契約に係る仕様書において、コールセンターについては、相談者のプライバシーの保護と必要な設備（機器及び回線）が確保されている場所であって、吹田市の指定する場所とされているのであるから、本来、実地検査の実施が難しく、十分に管理の届かない遠隔地のコールセンターを委託先の言うがままに指定したこと自体にも問題がある。

吹田市は、そのようなコールセンターの人員の増員を理由として、実地検査を行わないまま、令和 3 年 4 月、同年 6 月と、複数回の契約変更を行っており、結果的にはあるが、自ら掲記問題の土台を作ってしまったという経緯がある。

このように、掲記問題には振り返り検討し、今後の教訓とすべき点が多い。

なお、上記の吹田市の検討について、協議内容に関する議事録等の作成はない。

ウ 吹田市による掲記問題に係る再発防止策の検討・実施について

吹田市は、掲記問題の発生の原因の一つは、委託先から提出を受けた報告書の書面上のみで履行確認を行っていたことにあると考え、再発防止策として、既存の再委託先を見直したほか、掲記問題以後のコールセンター業務の委託契約に係る仕様書において、①委託事業者に対して再委託先への管理監督の強化について指導すること、②オペレーターの稼働履歴や着信回数等のデータなどを活用した委託事業者

からの報告の検証をすること、③吹田市からの定期的な抜き打ち調査を実施することを定めている。

また、これに関連して、契約検査室が委託契約書の書式を R5.4.19 付で変更し、再委託に関して、①再委託は原則禁止であるが、吹田市の承諾を得た場合は可能であること、②受託者が再委託の承認を吹田市に求めるときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により申請をすること、③再委託の申請に対し吹田市側も書面でその諾否（認めない場合はその理由を記載する）を通知すること、④委託先が再委託先の管理・監督を行い、吹田市の求めに応じてその管理・監督状況を適宜報告するとともに、その行為と結果について一切の責任を負うこと、が変更され、全庁的に展開されている。

なお、以上の検討について、議論の過程として資料の内部共有はされているが、その結果についての議事録の作成はない。

エ 掲記問題に係る担当者間の引継ぎ（縦の展開）について

掲記問題の発生・発覚以降、人事異動により新型コロナウイルスワクチン接種事業担当者に変更があったとのことである。

その引継ぎは、前任者から後任者に、掲記問題の経過、委託事業者への指導内容、市議会議員への報告内容、報道提供内容等について、上記ア記載の吹田市から発出した文書や委託業者から提出を受けた報告書類等を用いて行われたとのことであった。

オ 掲記問題に係る全庁的共有（横の展開）について

掲記問題に係る経過等については、上記アのとおり、R5.2.10 及び R5.3.6 付けのそれぞれのプレスリリース（市議会議員への報告）が庁内の共有システムを通じて全室課に共有されている。

カ 総括書ないし顛末書の作成について

以上アからオについて、これをまとめた総括書ないし顛末書の作成はされていない。

これを作成していない理由としては、総括書ないし顛末書については、委託先に、今回の事案の検証を含めた報告書の作成を依頼しており、その活用を考えていたためであるとのことであった。

しかしながら、当該報告書とは、上記アの R5.4.4 付「調査報告書」及び R5.8.7 付「再発防止策の実施報告書」を指すとのことである。委託先からみた再委託先の管理・監督等による再発防止策の実施報告書の把握も必要であるが、市とは視点が異なる。

吹田市としては、上記アの経緯もふまえて、上記イのように吹田市がどうすれば事態を発覚できていたかの検討をし、上記ウのように吹田市として掲記問題に係る再発防止策の検討・実施をした、という総括書ないし顛末書を作成し、全体の流れ、検討の経過を所管課内部で引継ぎ（縦の展開）、全庁的に展開して（横の展開）、掲記問題や、それに類する事態の再発防止に取り組むべきである。そのような縦・横の展開がされれば、各所管課において、担当の契約について同様の問題が生じていないかの確認や、同様の問題が生じうる状況にないか、あらためて見直しを行う契機になることが期待されるからである。しかしながら、総括書や顛末書だけでなく、

個々の検討経過についての議事録等の作成もなく、その縦の展開も、横の展開も、不十分なものといわざるを得ないものであった。

掲記問題の発生は、委託をしていなければ生じるはずだった不利益が市民に生じたことを意味するものであり（人員配置不足により、対応されるはずだった電話が対応されなかった。このことは、市が水増し請求分の回収をして損害の回復を図っていることとは次元が異なる。）、市が委託事業を行う上で教訓とすべきである。

そのような問題が発生したことの理由の解明・再発防止策の策定は、本契約に限らず、委託事業一般に通ずるものとして作成して、全庁で共有し、全庁的に対応することで、今後の業務へ利活用することが有用である。

第16 環境部の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 市有施設の照明LED化に係る調査委託業務

(1) 基本情報

契約担当室課	環境部 環境政策室
委託業務名	市有施設の照明 LED 化に係る調査委託業務
業務の内容	吹田市の公共施設の LED 化改修の実施に先立ち、対象施設の既存照明器具の現況調査及び照明器具台帳等の資料作成を行う業務
委託先	アイリスオーヤマ株式会社
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年6月13日から同年12月28日まで
予定価格(税込)	38,092,000円
契約金額(税込)	3,300,000円
令和4年度決算額	3,300,000円
再委託の有無	有

(2) 内容

吹田市の公共施設の LED 化改修の実施に先立ち、対象施設（市内小中学校関連施設以外の施設 37 施設、小中学校関連施設 45 施設の合計 82 施設）の既存照明器具の現況調査及び照明器具台帳等の資料作成を行う業務である。

本契約の入札手続きの結果は以下のとおりであり、落札事業者が 8.66%の落札率（契約金額（応札金額）/予定価格×100）で受注している点特徴的である。

業者名	応札額(税抜、円)	結果	落札率
A	3,000,000	落札	8.66%
B	34,800,000		
C	35,000,000		
D	35,000,000		
E	34,200,000		
予定価格	34,629,091		

(3) 監査の結果及び意見

【結果6】 再委託承認手続きの適正化

吹田市は、市有施設の照明 LED 化に係る調査委託業務について、再委託承認申請の際、業務等委託契約書における一括委任等の禁止の趣旨に照らし、必要な情報を入力するとともに、決裁文書にもその情報を記載するなどして、承認手続きを適正に行うべきである。

(関連する総論的意見)

【意見22】 再委託のより一層の適正管理

(理由)

業務等委託契約書は、一括委任等を禁止し、「受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」（第5条第1項）、「受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない」（同条第2項）とそれぞれ定める。これは、市と直接の契約関係にない第三者に市の発注業務を行わせることによって、

業務の質の低下（及びそれに伴う市の信頼低下）、責任所在の不明確化、中間搾取、情報流出等のリスクが顕在化しないよう、制限を加える趣旨であると解される。

本業務は、対象施設への現地調査のうえ、照明器具台帳等（照明器具台帳、照明器具配置図を含む）を作成し、それらをファイリングして完了報告書として提出するものであるところ、受注者は施設の現地調査業務を 2 者に再委託するとして、再委託申請書を提出し、市は承諾している。

再委託申請書には、①再委託先、②委託を行う理由、③委託期間が記載されているところ、②委託を行う理由は、「現地調査業務は、調査対象施設に設置されている対象器具の種類、数量等を正確に把握しなければ、照明器具台帳の作成やコスト試算等の成果物の品質に大きな影響を及ぼしかねない重要な業務です。委託先である上記 2 事業者は、現地調査に関する幅広い知見や長年培った経験を有していることから、今般、業務を確実に遂行するため、再委託を行うものです。なお、調査にあたっては、当社が監督、指示を行っております。」と説明されている。そして、市は、この理由を根拠として再委託を承認している。

再委託の対象は現地調査業務とされているものの、調査を実施した者でなければ調査結果を正確に作成することはできないことも踏まえると、実際には、現地調査業務と照明器具台帳等の成果品作成とは密接に関連するものであって、本業務の大半を再委託業者が担っている可能性が十分に考えられる。確かに、再委託申請書には、受注者が再委託業者への監督、指示を行う旨記載がなされているものの、具体的な業務分担や監督、指示体制が示されているわけではなく、実効的な監督体制が敷かれているかどうかを判断する材料は乏しいと言わざるを得ない。

加えて、本業務の落札率（予定価格に対する契約額の割合）は 8.66%と極端に低い。予定価格が適切に設定されていたかという検討は別途必要ではあるものの、この契約金額は、複数の入札参加事業者の応札額と比較しても極端に低い額となっている。そうすると、本業務に従事する人員に係る経費をまかなうに必要な契約金額となっていたかどうかの疑問を生じさせる。

このように、本業務の大半が再委託されている可能性、また低廉な契約金額といった本契約の事情を踏まえれば、再委託承認手続きにおいて記録上確認できる資料や事情では、上記に述べた再委託のリスクが顕在化することはないと判断することは困難であり、その承認の正当性を根拠づけるには不十分である。

少なくとも上記のとおり、業務分担や監督体制を明らかにする文書、従事者の労働環境等に関する聴取を行い記録化するなど、再委託を承認するに必要な情報を収集し、決裁文書にもその情報を記載するなどして、承認手続きを適正に行うべきである。

【意見 6 3】 暴力団員等ではないことの誓約書

吹田市は、市有施設の照明 LED 化に係る調査委託業務のように、受注者又は再委託者が暴力団員等ではないことの誓約書を提出することを義務づける対象を、受注者又は再委託者との契約における契約金額が 500 万円以上に限定する運用を維持することが合理的かを検討のうえ、その検討結果を今後の契約事務に反映すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 22】 再委託のより一層の適正管理

（理由）

業務委託契約書上、「受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除に関する条例（平成 24 年吹田市条例第 50 号）第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団

密接関係者ではないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人において、契約金額が 500 万円未満の場合は、この限りでない。」（下線は監査人）と定め、暴力団員等ではないことの誓約書（以下「暴排誓約書」という。）の徴収については、契約金額が 500 万円未満の場合には義務づけてはいない。

当該契約条項を前提とすると、本件のように、仮に予定価格が 500 万円を優に超えていても、たまたま契約金額が 500 万円を下回った場合には、受託業者や再委託業者からは暴排誓約書の提出をうける必要はないということになる。また、再委託の場合、再委託業者から暴排誓約書がもれなく提出されているかどうかを確認するには、担当課において受託事業者に対し再委託金額を逐一確認する作業が必要となるが、そうした事務負担の大きさも無視できない。加えて、本業務は、数多くの市有施設に進入のうえ調査業務を行うものであり、万一、暴力団員等の排除が徹底できなかった場合のリスクも計り知れないことをも踏まえれば、暴排誓約書の提出の要否を契約金額によって区分することが必ずしも合理的であるとは思われない。

したがって、暴排誓約書の提出を契約金額 500 万円以上に限定する運用を維持すべきかどうかを検討のうえ、その検討結果を、今後の委託契約事務の運用に反映させるべきである。

2 吹田市資源リサイクルセンター公衆無線LAN設置・運用業務

(1) 基本情報

契約担当室課	環境部 環境政策室
委託業務名	吹田市資源リサイクルセンター公衆無線 LAN 設置・運用業務
業務の内容	吹田市資源リサイクルセンター内の公衆無線 LAN 設置業務及び同運用業務
委託先	NTT ビジネスソリューションズ株式会社大阪ビジネス営業部
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和 4 年 6 月 7 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
予定価格（税込）	4,631,000 円
契約金額（税込）	4,449,280 円
令和 4 年度決算額	4,449,280 円
再委託の有無	有

(2) 内容

吹田市資源リサイクルセンター内の公衆無線 LAN 設置業務（必要な機器の調達、設置、調整、試験、機器間の配線工事、付帯業務等を実施）及び公衆無線 LAN 運用業務（整備した公衆無線 LAN 環境の使用にあたり、インターネット回線、インターネット接続、機器等の保守を提供）である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 6 4】 契約期間の検討

吹田市は、吹田市資源リサイクルセンター公衆無線 LAN 設置・運用業務のように複数年にまたがる継続的な業務が予定され、かつ、業務の性質上、同一事業者による継続が要求されるような場合には、契約期間を複数年度とすることも検討すべきである。

(理由)

本契約は、無線アクセスポイントを利用した通信システムを設置し、本システムを活用して、インターネットにアクセスし、平時における来館者及び災害時における避難者の情報発信・収集ツールとして利用するための公衆無線 LAN の設置及び運用を委託するものであり、一定の継続性を有することが想定される契約である。

本契約は、公衆無線 LAN 設置業務の契約期間を契約締結日から令和 4 年 6 月 30 日まで、同運用業務は同年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までであり、単年度の契約となっている。

一方で、契約締結にあたっては、最高情報責任者（CIO）宛ての情報システム化計画が作成され、そのなかに統一見積書と題する経費の見込額の一覧があり、設置にかかる 1 年目の一時経費のほか、運用保守に係る経常経費につき 1 年目から 5 年目、6 年目、7 年目以降と、それぞれ年間経費が計上されており、複数年度にわたる運用保守を想定していることがうかがえる。

公衆無線 LAN は、平時のみならず災害時にも活用されるシステムであり、その運用保守の役務が年度当初に途絶えてしまうと、その電気通信手段に大きな支障が生じうるものである。

また、情報システム化計画は 2 年目以降の複数年にわたる経費見積額に関する情報を入手しているが、契約期間は単年度であり、2 年目以降は契約内容に含まれず法的拘束力を有さないことから、2 年目以降の経費は不確定のままである。

所管課において、本契約につき、事務手続きの煩雑さや、設置及び運用の全体的な経済性を考慮して、設置及び運用を併せて入札に付した工夫は評価すべきであるが、さらに進めて、次年度以降の経費も含めて総合的に考慮するために、契約期間を複数年度とすることは有用である。

今後、類似の契約締結の際には、複数年度の契約期間を設定することを検討されたい。

【意見 6 5】 予定価格積算の際の複数見積書の入手

吹田市は、吹田市資源リサイクルセンター公衆無線 LAN 設置・運用業務について、市場性の高い業務であるから、予定価格積算の際の見積書は複数事業者から入手すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について

(理由)

公衆無線 LAN 設置・運用業務の予定価格算定にあたっては、1 者から参考見積を入手し、積算したとのことであり、応札事業者は 1 者のみであった。

公衆無線 LAN 設置・運用業務は、特定の事業者しか行えない特殊性を有する業務とまでは言えず、むしろ、一定市場性のある業務であるから、適正な予定価格を積算するにあたっては、複数の参考見積を入手することが有用である。

加えて、予定価格は、設置と運用の業務に分かれ、初期費用とその後の継続費用について総合的な考慮を要するところ、複数事業者から参考見積を入手することで予定価格積算に役立ち、より経済性を実現することも考えられる。

本契約事務において、複数事業者からの参考見積を入手できない事情があったとまでは言えず、本件においても、予定価格積算の適正性を担保するためにも、複数事業者から参考見積を入手すべきであった。

【意見66】 履行確認の記録化

吹田市は、吹田市資源リサイクルセンター公衆無線 LAN 設置・運用業務について、設置された機器の現物確認を市職員が行ったのであれば、検査調書その他書面にて、その確認日や確認者、確認内容を記録化すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見20】 委託業務に関する履行確認の標準的な様式の制定

(理由)

所管課によれば、公衆無線 LAN 設置業務については、受託事業者から業務完了通知を受けたのち、設置業者同席のうえ、機器の設置状況、接続状況の確認を現地において行ったとのことであった。また、公衆無線 LAN 運用業務については、業務完了通知ののち、インターネットの接続状況等を指定管理者に確認してもらっている、とのことであった。もっとも、それらを確認した日時、場所、対象機器等についての具体的内容は記録化されていない。

委託業務の履行状況については、確認内容を正確に記録化することに加え、確認した職員以外の職員においても、その内容を把握できるようにすることで、組織として履行確認状況を把握し、また履行確認の手法のノウハウを内部で継承することが可能となる。検査調書その他適宜の書面において、確認日時、確認者、確認対象機器、内容を記載して記録化すべきである。

3 吹田市南吹田地域地下水汚染防止対策に関するモニタリング評価委託業務

(1) 基本情報

契約担当室課	環境部 環境保全指導課
委託業務名	吹田市南吹田地域地下水汚染対策に関するモニタリング評価委託業務
業務の内容	市が揚水井戸を設置し、当該地域に確認されている有機塩素化合物による汚染地下水を汲み上げ、地下水汚染の拡大防止を実施するにあたり、地盤沈下のモニタリング及び当該浄化措置の効果検証を行う。
委託先	株式会社建設技術研究所 大阪事務所
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
予定価格(税込)	12,870,000円
契約金額(税込)	12,650,000円
令和4年度決算額	12,650,000円
再委託の有無	有

(2) 内容

仕様書によれば、本業務は、①既存資料の評価・解釈(市が所有する既存資料その他市が必要と判断した資料について、評価・解釈を行う等)、②地盤沈下のモニタ

リング（揚水井戸 3 カ所周辺の市が指定する定点（29 地点）において、水準測量を実施し、初期標高からの変動状況（沈下の有無）を確認する等）、③効果検証（地下水位の連続測定、降雨量との相関を含めたデータ整理、地下水質の測定結果及びコンター図（等値線図）及び地盤沈下のモニタリング結果等を総合的に解析する）、④報告書作成、からなる。

本業務の委託は、平成 29 年度から開始されたが、近年、令和 2 年度及び令和 3 年度はともに一般競争入札の結果、不調となり、第 8 号随意契約となっている。令和 4 年度は、一般競争入札に付されているものの、参加した事業者は 1 者であった。

（3） 監査の結果及び意見

【意見 6 7】 競争性確保のための方策

吹田市は、吹田市南吹田地域地下水汚染防止対策に関するモニタリング評価委託業務について、競争参加資格や発注単位の見直しも含め、本業務の競争性確保のための方策を講じるべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 16】 競争入札の参加者を増やすための対策について

（理由）

本業務の委託については、一般競争入札に付されているものの応札者は 1 者であり、平成 29 年度の当初委託開始以来、同一事業者が継続して受注している。

所管課は、コリンズ・テクリス（工事・業務実績情報データベース）等に登録されている関連企業に対し業務紹介や聞き取り等を実施するなど、複数業者の入札参加への努力を行っているところ、事業者からの聞き取りでは、入札参加資格要件として「過去に、対象物質（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレンを含む）、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレンのいずれか（注：有機塩素化合物））による地下水汚染対策について、揚水対策（揚水を含む複合的な地下水汚染対策を含む）に係るモニタリング計画の立案又はモニタリング業務の履行実績があること」を掲げていることが参加を難しくしているとのことであった。もっとも、所管課によれば、業務の特殊性や業務精度確保のため、本参加資格を外すことはできないとのことであった。

確かに、本業務は法令等に基づくものではなく、吹田市独自の課題解決のための業務であることを踏まえれば、その業務に一定の特殊性が認められ、その受注事業者が限定される実情についても理解できるところではある。一方、業務の特殊性があり競争になじまないとのことであれば、そもそも一般競争入札に付する意義は乏しいとも考えられるが、少なくとも所管課は随意契約（2号）を選択するとの判断には至っておらず、かつ、本業務が真に入札に不適であるとの事情も見当たらないところであり、引き続き、競争性を確保するための方策を検討することは必要である。

1 者応札の場合、当該入札に十分な競争原理が働かず、特に、連続して一者応札となる場合、価格が高止まりするなどの懸念がある。そうした弊害を回避するために、例えば、一般競争入札を前提とするとしても、参加事業者を増やすために、①上記参加資格（過去の履行実績）を参加事業者としての履行実績に限らず、同種の履行実績を有する従業員を擁していることでも足りるとする、②発注単位につき、モニタリング部分をそれ以外に分けて発注する（現に、地盤沈下モニタリングは再委託が行われている）、他の関連業務の委託がある場合には当該業務と合わせて発注する等の工夫が考えられる。なお、現在の上記入札参加資格を緩和しつつ、公募型プロ

ポーザルを実施し、過去の履行実績も踏まえつつ、より幅広く事業者を募り選定する、という手法も一考に値すると考える。

以上のような検討を行い、今後、本業務の委託においてより競争性を実現する方策を講じるべきである。

4 微小粒子状物質(PM2.5)大気環境調査委託業務

(1) 基本情報

契約担当室課	環境部 環境保全指導課
委託業務名	微小粒子状物質 (PM2.5) 大気環境調査委託業務
業務の内容	吹田市北消防署局及び吹田簡易裁判所局の2地点において、試料を採取し、質量濃度の測定及び微小粒子状物質の成分分析を行う
委託先	環境計測株式会社
契約方法	指名競争入札
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
予定価格(税込)	12,100,000円
契約金額(税込)	12,100,000円
令和4年度決算額	12,100,000円
再委託の有無	有

(2) 内容

本業務は大気汚染防止法第22条に基づく法定受託事務であり、成分分析結果は環境省に報告するものである。環境省は、PM2.5の健康影響調査に資する知見の充実を図ること、またその原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリ(どこからどのような大気汚染物質がどれだけ排出されているかを示す目録)の作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積を踏まえた、より効果的な対策の検討を行うための資料として活用されている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見68】 参考見積書の入手

吹田市は、微小粒子状物質(PM2.5)大気環境調査委託業務について、予算要求や予定価格積算のためには、安易に前年度実績とするのではなく、参考見積書を入手し、直近の実勢価格を把握した上で、適正な価格設定を行えるよう工夫すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について

(理由)

本業務については、直近、同一事業者による受注が継続しているところ、令和4年度の予算要求の際には、所管課は前年度予算要求額と同額を要求し、前年度実績額での減額査定となり、減額査定額を予定価格として設定したとのことであった。また、参考見積書を入手するか否かについては担当者の判断に委ねられるとのことであった。

昨今の人件費や物価の状況を踏まえると、当然に、前年度と同額の予算要求や査定が適正な価格である保証はなく、むしろ、適正な競争を促す価格設定となっているかを慎重に見極める必要がある。特に、本業務の委託は、指名競争入札に付され、4者が指名されているところ、現実の参加状況は、1回目から2者が辞退し、残り2者の

応札額はいずれも予定価格を超過し、さらに、2 回目入札ではうち 1 者が辞退し、最終的に既存受託事業者が落札する状況となっている。

こうした事態も踏まえれば、直近の実勢価格を十分に調査しておく必要性は高いというべきであり、参考見積書の入手については、担当者の判断に委ねることなく、毎年度入手し、予算要求や予定価格積算において活用すべきである。

【意見 6 9】 再委託承認の確認事項の記録化

吹田市は、微小粒子状物質（PM2.5）大気環境調査委託業務について、再委託承認の際に確認検討した事項について、決裁文書に記載するなど、記録化すべきである。

(理由)

本業務については再委託申請を受け承認している。所管室課は、再委託承認にあたっては、調査業務の一部の高度分析が可能な機関に再委託する必要があった旨を委託事業者から口頭で確認したとのことであったが、簿冊上、そうした確認事項は読み取れない。口頭で確認した事項であっても、再委託承認の検討事項となったものは再委託承認の決裁文書に記載するなど、記録化すべきである。

5 事業課庁舎 機械警備業務【長期継続契約】

(1) 基本情報

契約担当室課	環境部 事業課
委託業務名	事業課庁舎 機械警備業務
業務の内容	事業課庁舎の機械警備業務
委託先	株式会社双葉化学商会
契約方法	指名競争入札
契約期間	令和 4 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで（長期継続契約）
予定価格（税込）	4,023,360 円（総額）
契約金額（税込）	4,023,360 円（総額）
令和 4 年度決算額	1,381,600 円
再委託の有無	無

(2) 内容

本業務の警備は事業課庁舎に関するものであり、その警備方法は、警備業務用機械警備装置等による異常感知、警備センターでの監視及び警備員の巡回その他必要かつ臨機の措置を講じて行うものとされ、仕様書上、設置すべき機械警備使用機器リストも列記されているが（送信機、赤外線センサー、熱線センサー、マグネットセンサー、カードリーダー）、その具体的設置場所を示す図面はない。

本業務は指名競争入札に付され、8 者を指名したが、そのうち 2 者が不参加、2 者が辞退し、その入札結果は以下のとおりであった。落札事業者の落札率は 100%である。

業者名	応札額(税抜、円)	結果	落札率
A	4,755,600		
B	5,040,000		
C		辞退	
D		不参加	
E		不参加	
F		辞退	

業者名	応札額(税抜、円)	結果	落札率
G	7,740,000		
H	3,657,600	落札	100%
予定価格	3,657,600		

(3) 監査の結果及び意見

【意見70】 参考見積書の取得について

吹田市は、事業課庁舎機械警備業務について、参考見積書は複数事業者から入手するよう努めるとともに、その見積額はその内訳が分かるものを入手すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について

(理由)

所管課は、既存受託事業者から参考見積書を手入れし、予算要求の資料としているが、その入手した参考見積書は、月額費用の合計額×月数を記載するのみであり、月額費用の内訳は明らかではない。

上記のとおり、合計8者が指名されたものの、うち2者が不参加、2者が辞退、さらには、3者が予定価格超過、既存業者1者が唯一予定価格以下(予定価格と同額)で落札している。

予定価格超過となった参加業者の応札額は、既存業者の応札額を100万円～400万円を上回るものであり、予定価格が低廉に過ぎないかの疑問すら生じさせるものである。

機械警備業務は、万一の火災等の異常又は非常事態に、迅速かつ確実に、業務を履行することが求められるところ、過大な価格競争(ダンピング)は、委託業務の質の維持や履行確実性に悪影響を及ぼしうるものであり、本業務の性質上、万一履行が適切になされなければ、甚大な被害が生じる危険すらある。そうした事態を招かないようにするためにも、予定価格を適正に設定するための検討は絶えず必要であり、その検討材料として、参考見積を手入れする場合には合計額のみならず、より詳細の内訳の記載を求めるべきである。

【意見71】 仕様書の記載事項について

吹田市は、事業課庁舎機械警備業務について、仕様書に機械警備の範囲を示す図面を掲載すべきである。

(理由)

本業務は庁舎内の機械警備業務であるところ、その仕様書には、設置すべき「機械警備仕様機器リスト」が記載されているものの、機械警備の範囲を明らかにする図面がないため、その詳細は明らかではない。他方、同種の契約である事業課業務グループ庁舎の機械警備業務の仕様書には平面図が添付されている。

新規参入事業者の参入障壁とならないよう、また、業務内容を明確にして適切に競争性が確保されるよう、機械警備の範囲を示す図面を掲載すべきである。

【意見 7 2】 入札手続及び業務開始時期の見直し

吹田市は、事業課庁舎機械警備業務について、多くの事業者が入札に参加できるよう入札手続実施から業務開始日までの期間をより長期に設定するなどして、広く事業者が参加できるよう工夫すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 16】 競争入札の参加者を増やすための対策について

(理由)

上記のとおり、本業務の委託は、指名競争入札に付され、合計 8 者が指名されたものの、うち 2 者が不参加、2 者が辞退している。そして、辞退業者は、辞退理由として「入札実施日から業務開始日の日程があまりにも少なく新しい業者を導入される意思が見られない為」としている。

本業務を履行するには、機械警備のための機械警備に使用する機器類を業務開始日までに調達する必要があるところ、本業務の入札執行日時は令和 4 年 4 月 26 日、業務開始は同年 5 月 1 日であって、事業者選定から業務開始までの日程は極めて短く、このことは、既に必要機器を設置している既存業者にとって有利に作用し、逆に、新規事業者の参加意欲を削いでいる可能性が否定できない。

今後、広く事業者が入札手続に参加できるよう、入札手続と業務開始の期間をより長く設定するなど工夫すべきである。

6 事業課業務グループ庁舎 機械警備業務【長期継続契約】**(1) 基本情報**

契約担当室課	環境部 事業課業務グループ
委託業務名	事業課業務グループ庁舎 機械警備業務
業務の内容	事業課業務グループ庁舎の機械警備業務
委託先	株式会社双葉化学商会
契約方法	指名競争入札
契約期間	令和 4 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで (長期継続契約)
予定価格 (税込)	2,645,280 円 (総額)
契約金額 (税込)	2,645,280 円 (総額)
令和 4 年度決算額	881,760 円
再委託の有無	無

(2) 内容

本業務の警備は事業課業務グループ庁舎に関するものであり、その警備方法は、事業課庁舎と同様、警備業務用機械警備装置等による異常感知、警備センターでの監視及び警備員の巡回その他必要かつ臨機の措置を講じて行うものとされ、仕様書上、設置すべき機械警備の設置場所を示す図面は掲載されているが、設置する機器の具体的仕様の説明リストはない。

本業務は指名競争入札に付され、8 者を指名したが、そのうち 2 者が不参加、2 者が辞退し、その入札結果は以下のとおりであった。落札事業者の落札率は 100%である。

業者名	応札額(税抜、円)	結果	落札率
A	3,132,000		
B	3,276,000		
C		辞退	
D		不参加	

業者名	応札額(税抜、円)	結果	落札率
E		不参加	
F		辞退	
G	6,120,000		
H	2,404,800	落札	100%
予定価格	2,404,800		

(3) 監査の結果及び意見

【意見73】 より詳細な参考見積書の取得

吹田市は、事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、参考見積書は複数事業者から入手するよう努めるとともに、その見積額はその内訳が分かるものを入手すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について

(理由)

事業課庁舎機械警備業務と同じく、既存業者から参考見積書は入手しているものの、月額の総額の記載×月数のみで、その内訳は分からない。

また、本業務は指名競争入札で事業者選定がなされたが、指名8者のうち2者は不参加、また2者は辞退、3者は予定価格超過、そして既存業者が唯一予定価格以下(予定価格と同額)で落札しており、価格競争が適切なものであるかについて疑問が残る。

その他は、事業課庁舎機械警備業務の項に記載したとおりである。

【意見74】 仕様書の記載事項について

吹田市は、事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、仕様書に機械警備の範囲を示す図面を掲載すべきである。

(理由)

本業務は庁舎内の機械警備業務であるところ、その仕様書には、設置すべき機器の場所を特定する平面図は添付されているが、その図面だけでは、機械警備の範囲が必ずしも明らかではなく、事業課庁舎の機械警備業務仕様書のような設置すべき「機械警備仕様機器リスト」もない。

新規参入事業者の参入障壁とならないよう、また、業務内容を明確にして適切に競争性が確保されるよう、機械警備の範囲を示す図面を掲載すべきである。

【意見75】 入札手続及び業務開始時期の見直し

吹田市は、事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、多くの事業者が入札に参加できるよう入札手続実施から業務開始日までの期間をより長期に設定するなどして、広く事業者が参加できるよう工夫すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見16】 競争入札の参加者を増やすための対策について

(理由)

本業務の入札参加状況は既に述べたとおりであり、辞退業者は、辞退理由として「入札実施日から業務開始日の日程があまりにも少なく新しい業者を導入される意思が見られない為」「仕様内容で業務の受託が出来ない為」とする。

その他は、事業課庁舎機械警備業務の項に記載したとおりである。

7～10 塵芥収集運搬業務【単価契約(当初契約に基づく発注分)】4契約

(1) 基本情報

契約担当室課	環境部 事業課
委託業務名	塵芥収集運搬業務
業務の内容	家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）の収集運搬
委託先	合計10者。うち、監査対象抽出案件は、鍵本産業(株)、(株)大建工業所、大道興業(株)、西川清掃(株)
契約方法	随意契約（2号）（単価契約）
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
予定価格（税込）	対象戸数割のもの 燃焼ごみ 収集対象戸数1戸あたり 月額568円 資源ごみ等 収集対象戸数1戸あたり 月額333円 従量割のもの 収集運搬量 1キログラムあたり 7.67円
契約金額（税込）	対象戸数割のもの 燃焼ごみ 収集対象戸数1戸あたり 月額568円 資源ごみ等 収集対象戸数1戸あたり 月額333円 従量割のもの 収集運搬量 1キログラムあたり 7.67円
令和4年度決算額	鍵本産業(株) 270,596,770円 (株)大建工業所 255,384,973円 大道興業(株) 216,527,938円 西川清掃(株) 231,187,436円
再委託の有無	無

(2) 内容

本業務は随意契約（2号）により締結されているところ、所管課は、随意契約理由を次のように説明している。

すなわち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、本項において「法」という）は、「環境保全と公衆衛生の向上」を目的としており、一般廃棄物の処理については経済性の確保の要請よりも、適正に処理されることを優先しています。」「本市では、本来、市が行うべき業務である家庭系一般廃棄物収集運搬業務の9割を民間業者に委託していますが、この法の趣旨に基づき、継続的・安定的に遂行するため、価格競争を優先するのではなく、地区割りをを行い地区ごとに本市の許可業者に委託することで、収集体制の確保を行ってきました。」とされる。

随意契約理由については、平成25年吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会において内部の検討が行われており、随意契約とすることが相当であるとの結論となっている。

仮に、本業務について随意契約を相当とするとしても、契約事務を適正に実施することは必要であり、また価格設定が適切であることの検証は欠かせない。

(3) 監査の結果及び意見

【意見76】 履行確認の書式整備

吹田市は、塵芥収集運搬業務について、「ごみ収集作業日報」につき、計量表との突合確認日、確認者などを記載する欄を設けるなど書式を整備したり、確認印を押す運用とするなど、統一的な履行確認方法を確立すべきである。

(関連する総論的意見)

**【意見 20】 委託業務に関する履行確認の標準的な様式の制定
(理由)**

本業務は単価契約であり、従量制ごみについては収集運搬量に単価を乗じた金額を委託料として支払うこととなっている。

収集運搬量は、搬入先である吹田市資源循環エネルギーセンター等に運び込まれた廃棄物の量の計量表記載の搬入量に依るものであり、収集運搬量の正確性は、この計量表上の搬入量との突合作業によって確認できる。

「ごみ収集作業日報」と計量表との突合作業は、所管課職員が随時行っているとのことであった。確かに、受託事業者が提出する「ごみ収集作業日報」にはチェックを実施した際の鉛筆書きの痕跡や、また担当者を特定するための担当者氏名の一部を同日報の端にメモ書きしているものも見られるが、他方で、そのようなメモ書きがないものもあり、統一的な確認とはなっていない。

委託料額を決定するための重要な情報でもあり、その突合による確認作業は、「ごみ収集作業日報」上、従量制ごみの搬入車両・搬入先・搬入量を明らかにする欄を設け、また、少なくとも、確認者・確認日が事後においても明らかとなるよう、例えば、「ごみ収集作業日報」の書式改訂あるいは確認調書等の別途書面による記録化を行ったり、確認印（確認日が印字され、印影名に確認者名を追記できるものなど）を押す運用に改めるなど、統一的な履行確認方法を確立すべきである。

【意見 77】 事故報告書の速やかな提出

吹田市は、塵芥収集運搬業務について、受託事業者からの事故報告書については、作成後の速やかな報告を求める旨、仕様書で明記すべきである。

(理由)

塵芥収集運搬業務仕様書は、「9 委託業務の受注者（使用人を含む）は、委託業務の実施中に市民等とのトラブルや事故が発生した場合は、臨機の処置をとり、吹田市等に急報するとともに書面により報告すること」と定める。

本監査において、上記報告に係る「事故報告書」のサンプル調査を実施したところ、受託事業者作成の事故報告書が作成から提出までに 10 日以上要しているものが相当数あったほか、なかには事故発生日から報告書提出までに 43 日間を要しているものもあった。

仕様書が受託事業者に対し書面報告を義務づけているのは、当事者となった者が自ら書面を作成することで、トラブル等の発生状況を正確に記録することに加え、吹田市の所管課に正確に引き継ぐことで、所管課が正確にその内容を把握し、適切に対応するためであるから、適時、速やかに提出されるべきである。

仕様書においても、「書面により速やかに報告すること」と明記するなど、速やかな提出を求めるよう明記すべきである。

【意見 78】 事故報告の必要的報告事項の列記

吹田市は、塵芥収集運搬業務について、受託事業者から提出される事故報告書について、必要的記載事項を仕様書に列記すべきである。

(理由)

所管課の説明によると、塵芥収集運搬業務に関する事故報告書の提出に時間を要する例として、報告書に記載すべき事項に不備があり、所管課が補正を求める例があり、そのやり取りに時間を要する例があるとのことである。

報告すべき事項は、事故類型により様々考えられようが、最低限必要な記載事項をあらかじめ仕様書に明記し（例えば、①事故に関する基本情報（発生日時、場所、車両番号等、当事者名など）、②事故の状況、③事故の原因と再発防止策）、事故報告の内容の精度を高め、所管課が事故の全容をより容易に把握できるよう工夫することが考えられる。

11 令和4年度 資源循環エネルギーセンター環境測定業務

(1) 基本情報

契約担当室課	環境部 資源循環エネルギーセンター
委託業務名	令和4年度資源循環エネルギーセンター環境測定業務
業務の内容	吹田市資源循環エネルギーセンター敷地内の環境測定業務
委託先	帝人エコ・サイエンス株式会社 関西事務所
契約方法	指名競争入札不調→随意契約（8号）
契約期間	令和4年4月12日から令和5年3月31日まで
予定価格（税込）	17,536,200円
契約金額（税込）	契約単価表のとおり
令和4年度決算額	17,429,500円
再委託の有無	無

(2) 内容

本業務は、吹田市資源循環エネルギーセンター敷地内において、A 排ガス（35項目）、B 水質（44項目）、C ばいじん処理物（66項目）、D 悪臭（23項目）、E 土壌（1項目）、F 作業環境測定（2項目）、G ごみ調査（6項目）、H スラグ再利用（31項目）、I メタル分析（7項目）の多岐にわたる各測定を行い、報告書を取りまとめるものであり、あらかじめ、調査項目ごとに予定検体数や測定方法が定められている。

これら調査項目は法令・条例（大気汚染防止法、下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法等）により義務づけられている項目もあれば、吹田市として任意に調査を実施するものもある。

(3) 監査の結果及び意見

【結果7】 予算流用（入札差金等の執行）後の予定価格積算の妥当性
吹田市は、令和4年度資源循環エネルギーセンター環境測定業務について、予算流用（入札差金等の執行）後の予定価格積算にあたっては、改めて参考見積書を手にするなど、合理的な予定価格を積算すべきである。

（理由）

本件は本業務に充てる予算として確保されていた1863万6200円（税込）のうち、他の事業の財源不足（予算査定において減額となった環境調査業務）を補うために、本事業の予算額を減額させ他事業に110万円を流用（ただし、「入札差金等の執行」として分類され、吹田市財務規則第13条に定める「歳出予算の流用等」として財政部局との事前協議や流用命令書が要求されるものとは異なる。以下、同じ）している。

具体的には、所管課は、当初、予算要求段階で事業者から入手していた参考見積書に基づき、必要予算額を積算していたが（調査項目、予定調査回数、単価、合計額が記載された明細）、そのうち、予定調査回数及び単価の一部を増加又は減少させ

ることで調整し、当初予算額を減額させる試算をおこなったうえで、110万円（税込）を確保できるとして流用したものである。

【予算流用のための増減検討内容】

（単位 円）

大分類	当初(ア)	検討後(イ)	捻出額(ア)-(イ)	備考
A 排ガス	3,149,000	3,078,000	71,000	調査対象 35 項目のうち 12 項目の予定回数を 1 回ずつ減らす
B 排水	1,734,800	1,671,100	63,700	調査対象 44 項目のうち 42 項目について予定回数を 1 回又は 2 回減らし、1 項目（大腸菌群数）の調査は追加
C ばいじん 処理物	4,598,200	4,045,000	553,200	調査対象 66 項目のすべてについて予定回数を 1 回、3 回又は 5 回減らす
D 悪臭	673,400	879,600	-206,200	調査対象 23 項目すべてについて予定回数を 1 回又は 3 回増やす
E 土壌	90,000	90,100	-100	調査対象 1 項目ダイオキシン類（含水率及び強熱減量を含む）の単価を 90,000 円から 90,100 円に増額
F 作業環境 測定	588,000	672,000	-84,000	調査対象 2 項目の予定回数を 1 回ずつ増やす
G ごみ調査	3,319,600	3,319,600	0	調整なし
H スラグ 再利用	2,614,000	2,081,600	532,400	調査対象 31 項目すべてについて予定回数を 1 回又は 3 回減らす
I メタル分析	175,000	105,000	70,000	調査対象 7 項目すべてについて予定回数を 5 回から 3 回に減らす
合計	16,942,000	15,942,000	1,000,000	

まず、そもそも他の事業の予算査定で減額となった不足額を補填するために、予算査定を経て確保できた他の事業の予算を流用することにつき、内部的な決裁を経たとしても、予算要求段階から仕様が変更された本業務の予定価格の積算の妥当性に疑問がある。

当初、本業務につき、予算要求段階において参考見積書を入手し、それに基づき所管課は価格積算を行っていたが、上記事情により予算流用されたのちに、本業務について改めて事業者から参考見積書を入手することなく、上記増減検討を行って設計価格を調整している。

本契約は単価契約であるが、受託事業者は、通常、あらかじめ想定される全体業務量を踏まえて必要人員や設備等の体制を検討し、必要費用を試算するものと考えられ、事業者が作成する参考見積もそうした一応の検討を経ているものと推認されるところ、それに基づく当初積算は、市場価格を踏まえた一定の合理性は担保されているといえる。しかし、上記のとおり、当初積算の後、もっぱら発注者側の都合によって当初積算額の数量や単価を修正し算出するとなれば、その結果積算し直された予定価格は、市況をも踏まえた合理的な積算といえるかは疑問が残る。

業務の仕様が変更となる以上、予算流用後の予定価格積算にあたっては、改めて参考見積書を入手するなど、市場価格を踏まえた合理的な予定価格を積算すべきである。

【意見 7 9】 競争性確保のための方策の検討

吹田市は、資源循環エネルギーセンター環境測定業務について、競争性を確保するために、予定価格が妥当であるかの検証のほか、委託範囲を見直すなど、適正な競争が実現するような方策を検討すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について

(理由)

本業務の業者選定は指名競争入札の方式が採用され、合計 12 者を指名したものの、うち 6 者が辞退し入札に参加せず、参加した 6 者すべてが 1 回目入札で予定価格超過となり、さらに、6 者のうち 5 者が辞退し、既存業者 1 者のみが 2 回目入札に参加するも、予定価格を再び超過し、最終的に入札不調による随意契約（不調随契、第 8 号）となった。

入札辞退が相次いだことの要因について、所管課は、人員や資材の確保等が難しいという分析を行っている。

入札参加事業者の 1 回目応札額は、既存業者が 1690 万円であるのに対し、他の事業者は 2682 万円から 3373 万 4000 円の金額で応札しており、既存業者が極端に低い金額で参加している状況がうかがえる。

また、本業務は、平成 24 年度以降、同一事業者による受注が継続しており、近年受託事業者が固定化している。

本業務は単価契約であり、既存業者から単価について参考見積額の情報を入手し、想定測定数量を乗じて予定価格を積算しているが、参考見積を提示した既存業者ですら、入札においては予定価格を複数回、超過しており、本業務の内容や量に見合う形で、予定価格が適切に設定されているかは疑問である（前項参照）。

適正な競争を確保するためにも、既存事業者以外の事業者からの参考見積を入手したり、他都市の事例を参考とするなどして、予定価格積算上の単価が実勢価格と乖離がないか（単価の妥当性）を調査するとともに、多岐にわたる調査項目を一括して 1 事業者に委託することが妥当であるか（発注単位の妥当性）を検証すべきである。

12 破碎選別工場等施設整備・保守業務(令和3年度)

(1) 基本情報

契約担当室課	環境部 破碎選別工場
委託業務名	破碎選別工場等 施設整備・保守業務

業務の内容	吹田市破碎選別工場・吹田市資源リサイクルセンター内の施設の 運転操作、監視、記録、日常的な保守点検整備、修繕、清掃、周 辺整備及びこれらに付随する業務
委託先	株式会社ファノバ
契約方法	制限付一般競争入札不調→随意契約（8号）
契約期間	令和3年10月1日から令和6年9月30日まで（長期継続契約）
予定価格（税込）	（変更前）411,182,640円（総額） （変更後）427,485,290円（総額）
契約金額（税込）	（変更前）411,166,800円（総額） （変更後）427,468,800円（総額）
決算額	（令和3年度）68,527,800円 （令和4年度）143,576,400円
再委託の有無	有

(2) 内容

本業務の事業者選定にあたって、当初制限付一般競争入札に付され、3者が入札に参加したものの、1回目入札では、3者ともに予定価格超過となり、2回目入札では2者が辞退札を入れ、1者が予定価格超過で応札したため、入札不調により随意契約（8号）を締結することとなったものである。

業者名	1回目(税抜、円)	2回目	その他	備考
A	430,200,000	辞退		
B	435,000,000	辞退		
C	420,000,000	399,000,000	373,788,000	不調随契
予定価格	373,802,400			

また、本業務は令和4年4月1日付けで業務委託契約内容変更書が交わされ、吹田市は受託事業者との間で、総額を1630万2000円（消費税含む）増額する旨、変更合意を行っている。この変更は、職員体制計画による破碎選別工場機器操作員（市職員）の退職者不補充による減員に伴い、委託範囲を拡大する必要性が生じたことによるものである。

(3) 監査の結果及び意見

【意見80】 予算額・予定価格の検証の必要性（不調随契（8号）の評価）
吹田市は、破碎選別工場等施設整備・保守業務について、今後、同種の契約を締結するにあたっては、複数事業者から参考見積を入手し、かつ、積算に資する単価情報を広く収集するなどして、財政部局とも十分に情報共有のうえ、予定価格の適正性を確保する取組みを行うべきである。

（関連する総論的意見）

【意見14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について
（理由）

本業務の委託は、上記のとおり予定価格超過の入札が続き、不調となっている。

このような入札状況からすると、予定価格が低廉に過ぎないかの疑問を生じさせる。予定価格は予算の範囲内で積算されるところ、所管課の説明によれば、本業務の令和3年度予算額は、廃棄物処理施設維持管理業務積算要領（(公社)全国都市清

掃会議)に基づき積算を行うとともに受注者より見積りを徴収して所管課として評価して予算要望した額が、予算編成の過程において減額された金額であるとのことであった。具体的には、令和3年度の予算要望額(月額)は11,666,700円(税抜)であったところ、予算査定額は10,383,000円(税込)であり、1月あたり約128万円の減額査定となっている。

もちろん減額査定そのものが直ちに不適切とはいえないものの、上記不調随契となった経緯や昨今の人件費その他物価上昇の傾向などを踏まえると、予定価格の設定が適切であったかどうかを検証することは不可欠である。

この点、受託事業者は契約締結時に積算内訳書を作成提出していることから、一見、履行が困難な状況とは言い難いが、その内訳をみても、種別・名称ごとに「1式」表記が並んでおり、人件費等の単価や数量等の詳細を把握できるものとなっていない。したがって、この積算内訳書をもってしても、契約金額が、必要人員体制に見合う規模となっているかの判断はできない。

今後、同一の契約を締結するにあたっては、例えば、所管課において、予算要求や予定価格積算のために、複数事業者から参考見積を入手し、かつ、積算に資する単価情報を広く収集するなど、財政部局とも十分に情報共有のうえ、予定価格の適正性を確保する取組みを行うべきである。

【意見81】 競争性確保の方策

吹田市は、破碎選別工場等施設整備・保守業務について、入札辞退事業者から市況に関する具体的な情報をヒアリングするなど、競争性確保の方策のための情報を収集すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見5】 内部統制の観点④ーオープンデータの更なる活用

【意見16】 競争入札の参加者を増やすための対策について

(理由)

本業務は平成4年の委託開始以来、約30年にわたり、同一の事業者による受託が継続している。上記のとおり、直近の競争入札には複数者が参加したものの、既存業者以外は、2回目の入札で辞退している。

同一事業者への委託が長年継続することは、業務のノウハウをもっぱら受託事業者に依存し、ひいては、発注者の委託業務へのチェックする機能・能力を失わせることにもつながる。

また、入札辞退者が続出し、新規事業者の参画が事実上困難な状況が継続するとなれば、何らかの事情で、既存事業者の業務遂行が困難となった場合は、たちまち吹田市として提供すべき住民サービスにも支障を生じさせることになる。業務遂行が困難とならないよう適切な価格設定を行うべきことは前項に述べたとおりである。

所管課によれば、辞退業者からは採算面で予定価格内で応札できなかったとの理由をヒアリングしているとのことであるが、例えば、予定価格の積算方法に無理がないかを検証するために、市況に関し、より具体的な情報を収集するなどして、競争性確保のための情報を収集するべきである。

13 破碎選別工場 大型複雑ごみ等解体・選別業務(令和3年度)

(1) 基本情報

契約担当室課	環境部 破碎選別工場
委託業務名	破碎選別工場 大型複雑ごみ等解体・選別業務

業務の内容	破砕選別工場に搬入される大型・小型複雑ごみ及び有害危険ごみ等の解体選別業務
委託先	株式会社小野サービス
契約方法	指名競争入札
契約期間	令和3年7月1日から令和6年6月30日まで（長期継続契約）
予定価格（税込）	374,497,200円（総額）
契約金額（税込）	372,900,000円（総額）
決算額	（令和3年度）93,226,980円 （令和4年度）124,299,120円
再委託の有無	無

(2) 内容

本業務は指名競争入札に付され、4者を指名し4者が入札に参加したが、2回目の入札において1者が1回目の最低入札額超過により無効となり、別の1者が辞退札を入札している。

業者名	1回目(税抜,円)	2回目	その他	備考
A	350,000,000	339,000,000		落札
B	486,000,000	無効		
C	352,800,000	345,600,000		
D	410,000,000	辞退		
予定価格	340,452,000			

(3) 監査の結果及び意見

【意見82】 競争性確保の方策

吹田市は、破砕選別工場大型複雑ごみ等解体・選別業務について、入札辞退事業者から市況に関する具体的な情報をヒアリングするなど、競争性確保の方策のための情報を収集すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見5】 内部統制の観点④ーオープンデータの更なる活用

【意見16】 競争入札の参加者を増やすための対策について

（理由）

本業務は平成4年の委託開始以来、約30年にわたり、同一の事業者による受託が継続している。

同一事業者への委託が長年継続することは、業務のノウハウをもっぱら受託業者に依存し、ひいては、発注者の委託業務へのチェックする機能・能力を失わせることにもつながる。

仮に、既存事業者が本業務以外の事業をもたない場合には、本業務を受注することが至上命題となって無理な価格競争をも引き起こしかねず、その結果、業務遂行を困難にするリスクをも包含する。適正な競争が働かないまま、何らかの事情で、既存事業者の業務遂行が困難となった場合は、たちまち吹田市として提供すべき住民サービスにも支障を生じさせることになる。

業務遂行が困難とならないよう適切な価格設定を行うべきことに加え、辞退業者から市況に関する具体的情報をヒアリングするなどして適正な競争性確保の方策を検討するための情報を収集すべきである。

第17 土木部の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務(その2)

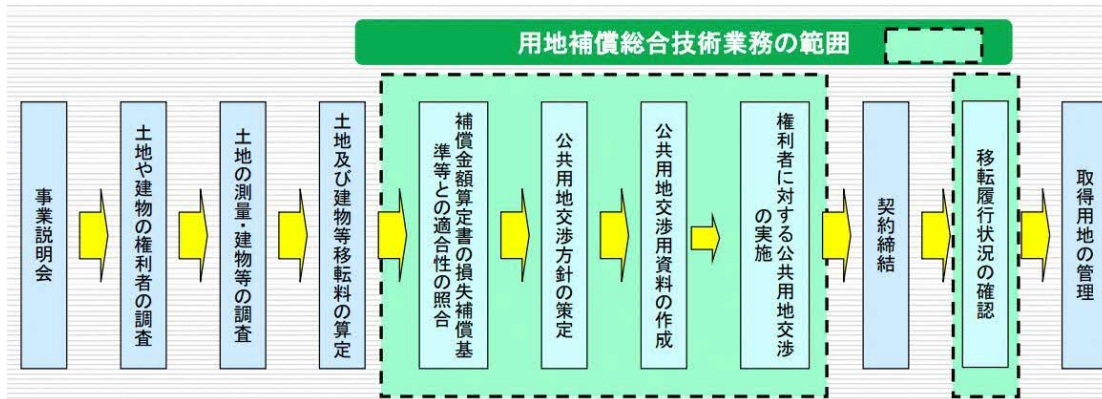
(1) 基本情報

契約担当室課	土木部 総務交通室
委託業務名	佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務 (その2)
業務の内容	佐井寺西土地区画整理事業に伴う用地補償総合技術業務
委託先	株式会社 NISSO 大阪支店
契約方法	指名競争入札
契約期間	令和4年9月9日から令和9年3月31日まで
予定価格(税込)	118,283,000円(総額)
契約金額(税込)	97,187,200円(総額)
令和4年度決算額	2,562,300円
再委託の有無	無

(2) 内容

本業務は、佐井寺西土地区画整理事業に伴う換地移転物件(50件)を対象として、損失補償金について基準等との適合性の照合、交渉方針の策定及び資料作成、権利者との交渉、契約承諾、及び移転履行状況等の確認などを行うものである。移転交渉を計画的及び適正に実施するためには、関係税制や各種法令に精通し、かつ、専門的な知識及び経験等が求められることから、総合補償手法を採用し、用地補償総合技術業務として業務委託するものである。

【公共用地取得事務の流れ】



(参考：関東地方整備局幼稚部用地企画課作成資料より)

本業務の指名競争入札において、吹田市は6者を指名し、そのうち1者が辞退し、5者が入札に参加した。この入札手続きには最低制限価格が設定され、同価格を下回った入札参加者は失格となるところ、入札参加者5者のうち3者が最低制限価格を下回ったことから失格となり、4番目に低い金額で応札した事業者が落札する結果となった。その応札状況は以下のとおりである。

業者名	応札額(税抜、円)	結果	低価格順位
A	83,750,000	失格	2位
B	80,000,000	失格	1位

業者名	応札額(税抜、円)	結果	低価格順位
C	—	辞退	—
D	88,352,000	落札	4位
E	81,800,000	失格	3位
F	90,000,000		5位
予定価格	107,530,000		
最低制限価格	84,530,000		

(3) 監査の結果及び意見

【意見 8 3】 最低制限価格その他の手法の検討

吹田市は、今後、佐井寺西土地地区画整理事業用地補償総合技術業務（その2）と類似の契約を締結するにあたっては、最低制限価格の設定以外の手法についても検討のうえ、吹田市にとって最も有利な契約手法を引き続き選択すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見 17】 最低制限価格制度の運用について

（理由）

ア 上記のとおり、本業務の入札においては最低制限価格を設定し、その金額を下回る金額で応札した3者は失格となった。

最低制限価格の金額は、吹田市が独自に定める基準等に算出方式が定められているわけではなく、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（国官会第367号、平成16年6月10日）（以下「国基準」という）にある「補償関係コンサルタント業務」の考え方を参考に設定したとのことであった。

具体的には、吹田市設計価格を直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費に分解し、それぞれに国基準が定める適用率（直接人件費1、直接経費1、その他原価0.9、一般管理費0.45）を乗じて計算される金額を積み上げた合計額としており、その額が84,530,000円（税抜）となり、上記入札結果となっている。

イ 最少の経費で最大の効果を実現すること（地方自治法第2条第14項）と、一方で、経済性を追求するあまり不当な低価格によって粗悪な業務によって契約の目的が達成されない事態を回避する必要性があるなか、地方自治法はそうした不当な低価格による弊害を未然に防ぐための手法として、①不当な低価格による契約の防止（低入札価格調査制度と称して運用されている例もある。地方自治法施行令第167条の10第1項、同第167条の13）、②最低制限価格制度（同第167条の10第2項、同第167条の13）、③総合評価競争入札制度（同第167条の10の2、同第167条の13）を用意する。

低入札価格調査制度は、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないのではないかと疑わしい価格（調査基準価格）で入札がなされた場合、当該最低価格申込者から資料の提出を求め、意見を聴取し、過去の実績等を調査したうえで、当該契約によって達成することを予定した品質の業務を行うことが困難になるおそれがあるかどうかを判定し、そのおそれがある場合はその者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができるというものである。

次に、最低制限価格は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものである（地方自治法施行令第167条の10第2項、第167条の13）。入札後に入札価格の適否を検討するのではなく、あらかじめ当該業務をするために最低必要な価格を定めることによって、入札者の個別の事情を考慮することなく、客観的な一律の基準によって処理をすることに特徴がある。

総合評価競争入札制度は、当該契約がその性質又は目的から、低入札価格調査制度や最低制限価格の設定により難しいときに、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方法である。この場合は、あらかじめ価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものを決定するための基準（落札者決定基準）を別途定める必要がある。

以上の説明は、ぎょうせい「自治体財務の実務と理論―違法・不当といわれぬために」橋本勇著・466頁以下を参考とした。

ウ 吹田市は、吹田市工事請負契約等に係る発注要領を制定し、同要領に基づき契約事務が行われているところ、最低制限価格の設定については第8条に定めがあり、工事及び設計・測量等の業務委託について、算出方式が示されている。もっとも、本業務の対象となる業務区分（補償関係コンサルタント業務）に該当する項目はない。

そこで、吹田市においては工事及び設計・測量等の業務委託の最低制限価格については、「建設工事及び測量コンサルタント等業務における低入札価格等の算定基準」を基に定められていることから、算出式が定められていない補償コンサルタント業務においても、「建設工事及び測量コンサルタント等業務における低入札価格等の算定基準」を基に、所管課は最低制限価格を設定したとのことである。

エ そもそも国基準が定めるのは、会計令第85条の基準、すなわち低入札価格調査基準の設定に関してであり、最低制限価格の設定ではない。国基準では、低入札価格調査基準をあらかじめ設定し、その基準価格を下回った場合には、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するために、製造その他についての請負契約の場合、①当該業務を行うにあたって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項、②①の適否、③当該入札者の経営状況、④その他必要な事項、を調査することとしている。

つまり、国基準においては、調査対象となる基準価格設定のための算出方式が示されているのであって、一律の基準により失格とするものではないから、その考え方を本業務の最低制限価格の設定において考慮することは、その前提が異なっており、必ずしも合理的な処理とはいえない。

もちろん最低制限価格の設定は発注者の裁量に委ねられるものであるから、国基準が定める低入札調査基準価格＝最低制限価格として採用すること自体が直ちに違法又は不当ということとは言えないものの、一定の基準価格を下回る場合に、果たして一律に失格とすることが妥当であるかは検討されるべきである。

本件入札において、最も低い価格で入札した者と落札事業者の価格差は800万円程度であって、当該最低入札価格が直ちに失格と扱うべきほどの低価格であるかの判断は容易ではなく、むしろ、履行確実性について調査を行ったうえで、不履行のおそれがないと判断されるならば、当該最低入札価格をもって入札に参加した者と契約を締結することが最も吹田市にとって有利であったという可能性も否定できない。

今後、類似の契約を締結するにあたっては、最低制限価格の設定以外の手法についても検討のうえ、吹田市にとって最も有利な契約手法を引き続き選択すべきである。

2 総合的自転車対策業務(令和3、4年度)

(1) 基本情報

契約担当室課	土木部 総務交通室
委託業務名	総合的自転車対策業務（令和3年度、令和4年度）
業務の内容	市内の放置自転車をなくすことを目的に、自転車対策関連業務を総合的に行う。
委託先	公益社団法人吹田市シルバー人材センター
契約方法	随意契約（3号）
契約期間	（令和3年度）令和3年4月1日から令和4年3月31日まで （令和4年度）令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
予定価格（税込）	（令和3年度）386,628,000円 （令和4年度）388,312,100円
契約金額（税込）	（令和3年度）386,628,000円 （令和4年度）388,312,100円
決算額	（令和3年度）386,628,000円 （令和4年度）388,312,100円
再委託の有無	有

(2) 内容

ア 本業務は、仕様書の記載によれば、吹田市の自転車対策関連事業である自転車駐車場管理業務、自転車等放置防止指導業務、自転車等保管返還業務、返還自転車等移送業務、自転車コールセンター業務を総合的・効率的に行い、吹田市内から放置自転車をなくすことを目的とする。

そして、個々の業務内容は、それぞれ仕様書に別途定めがある。令和4年度の業務について、①自転車駐車場管理業務仕様書、②自転車等放置防止指導業務仕様書、③自転車等保管返還業務仕様書、④放置自転車等移送業務仕様書、⑤自転車コールセンター（責任者）業務仕様書、⑥総合的自転車対策業務責任者業務仕様書がある。なお、令和3年度に、自転車コールセンターに勤務していた吹田市会計年度任用職員が退職となったことに伴い、新たに、受託者において総合的自転車対策業務責任者をおくという仕様に変更されている（上記⑥の仕様書が追加された）。

イ 本業務は、公益社団法人吹田市シルバー人材センターに委託されているところ、同シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に根拠を有する団体である。

吹田市シルバー人材センター定款によれば、同シルバー人材センターの事業目的は、定年退職者等の高齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することである。

(3) 監査の結果及び意見

【結果 8】 随意契約理由について

吹田市は、総合的自転車対策業務について、随意契約（3号）として締結するにあたっては、業務内容の性質を踏まえたうえで、当該委託先に業務を委託することが相当であるかを検討し、随意契約理由を明確にすべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 11】 随意契約の理由を十分に検討すべきこと

(理由)

本業務は随意契約（3号）により委託契約を締結している。吹田市シルバー人材センターが地方自治法施行令第167条の2第3号に該当する団体であることは明らかであり、高年齢退職者等の福祉の観点から本業務を委託するという高年齢者の就業の機会を提供するという趣旨も理解できるところである。

一方で、地方自治法施行令第167条の2第3号に該当する団体であることの判断と、業務の性質上、当該団体に業務委託することが相当かどうかの判断は本来区別される。すなわち、シルバー人材センターは、原則として、高年齢者の希望に応じ臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を提供することを予定しているのであるから、そのような提供業務の内容と委託の対象となる業務とが適合するかの検討は別途、必要である。

上記に述べたとおり、令和4年度においては、それまで市職員が行っていた自転車総合対策業務の総合責任者の業務をも委託の範囲に含めることとなったが、当該総合責任者の業務は、一見して臨時的短期的又は軽易な業務とまでは言いがたく、それでもなお、同業務を含めてシルバー人材センターへ委託することが相当であるかについて、所管室において十分検討されておらず、随意契約理由が明らかとは言えない。

仕様書によれば、総合責任者の業務は、以下のとおりであり、各業務の管理に関する事項のほか、警察との連携、協力など外部とのやり取りをも含むものである。

- ① 総合的自転車対策事業の委託業務に関すること。
- ② コールセンター執務室の適正な管理をおこなうこと。
- ③ 保管所業務、自転車駐車場管理業務、放置防止指導業務等に関する業務内容を把握し、指示改善を行うこと。また、必要に応じ、現場確認及び現場対応を行うこと。
- ④ 各現場で対応しきれないトラブルが発生した時には、現場調査するなど、指導・助言を行うこと。
- ⑤ 撤去台数等、撤去に関する事項及び自転車駐車場利用状況の把握に努めること。
- ⑥ 自転車等の移送に関すること。
- ⑦ 警察との連携、協力に関すること。
- ⑧ 各種報告書の作成。
- ⑨ 各業務の連携を図ることにより事業全体の効果が上がるよう、適切な指導を行うこと。

このように、総合的自転車対策業務の総合責任者としての業務は多岐にわたり、決して軽易なものではなく、随意契約（3号）に委託する業務としてふさわしいかは疑問が残る。

随意契約（3号）として締結するにあたっては、業務内容の性質を踏まえたうえで、当該委託先に業務を委託することが相当であるかを検討し、随意契約理由を明確にすべきである。

【意見84】 予定価格積算における人件費（共済費含む）について

吹田市は、総合的自転車対策業務について、人件費の積算のために、受託事業者が報酬単価を提示するとしても、その提示報酬単価が市場の相場に照らし相当なものであるかは、別途、所管室において調査のうえ判断すべきである。また、共済費を別途計上することについても、基本報酬額と併せた額が相当な範囲であることを検証すべきである。

【意見15】 委託費が実質的に人件費単価の積算となっている場合の積算方法（理由）

予定価格の積算においては、本業務に従事する職員に係る共済費（健康保険料や介護保険料等）の項目も計上され詳細に設計されている。例えば、令和4年度業務に関しては、その積算のために、あらかじめ吹田市シルバー人材センターより「令和4年度 総合的自転車対策業務 就業者の報酬単価について」と題する文書の提出を受け、所管室において、同文書に記載されている報酬単価（共済費は記載されていない）に、各共済費にかかる料率を乗じて共済費を算出し別途計上している。

【吹田市シルバー人材センター提出の報酬単価の内容】

◆直接費のうち就業者の報酬単価について(確認用)【R4年度】			
名称	摘要	単価(円)	備考
①自転車駐車場管理業務			
②放置防止指導業務			
③自転車等保管返還業務	通常業務(時間)	992	R3. 10～大阪府最低賃金(A)
	早朝業務(時間)	1,242	(A)*1.25
	リーダー(月額)	20,000	月平均15日就業 ①50人*12=延600人 ③6人*12=延72人
④放置自転車等移送業務	基本報酬(月額)	194,000	$268,800 * 1.03 * 12 \div 278 \approx 12,000$ $12,000 * 194 \div 12 = 194,000$
	超過勤務土日分(時間)	1,935	$12,000 \div 7.75 * 1.25 \approx 1,935$
⑤自転車コールセンター業務	コールセンター勤務(時間)	1,118	(A)*1.127 (B) 参考：コールセンタースタッフ 求人単価1,100～2,000
	総合責任者(時間)	1,620	(B)*1.449
⑥総合的自転車対策責任者業務	責任者(月額)	504,800	参考：R4年度基本給+各種手当 (扶養・地域・役付・住居・通勤・期末勤勉)

	旅費（月額）	10,000	
--	--------	--------	--

このような積算は、所管室の説明によれば、人件費の積算精度を高めるためとのことである。

確かに、委託業務を確実に履行させるため、同業務に要する費用を正確に把握し、それに相当する委託料を支払うという処理は一定合理性を有するものといえる。

他方で、委託業務を履行するための人員体制をどのように構築するかは、本来、経済性、効率性等を考慮し、委託者において工夫されるべきものである。

吹田市が発注する他の委託業務において、受託者の指定する報酬単価を所与のものとして、その単価に見合う共済費を計上することが、一般的に行われているわけではない。むしろ、発注所管室課として、受託事業者の積算とは別に、実勢価格等を踏まえた相当な人件費を調査検討していることが大半であって、本業務における人件費に関する積算手法は特殊である。

こうした特殊な積算手法は、受託事業者が地方自治法施行令第167条の2第3号に該当するというのみをもって許容されるというべきではなく、常に、経済性、効率性等との調和の視点は必要である。

したがって、受託事業者の報酬単価を提示するとしても、その提示報酬単価が市場の相場に照らし相当なものであるかは、別途、所管室において調査のうえ判断すべきである。また、共済費を別途計上することについても、基本報酬額と併せた額が相当な範囲であるかを検証すべきである。

【意見85】 人員配置と委託の範囲について

吹田市は、総合的自転車対策業務について、今後、本業務を吹田市シルバー人材センターに委託するとしても、目的達成状況を踏まえて適切な人員配置及び委託範囲を検討すべきである。

(理由)

上記のとおり、令和4年度は吹田市会計年度任用職員が退職したことに伴い、新たに、シルバー人材センターへの委託の範囲に総合的自転車対策業務責任者業務を加えている。

令和4年度委託料の積算に係る設計書によれば、⑥総合的自転車対策責任者業務には772万5753円が計上され、その内訳は以下のとおりである。

項目	数量	金額	内容
直接費	1式	6,177,600	責任者1人 基本報酬 月額504,800円×12 旅費 10,000円×12
事務費	1式	494,208	直接費の8%
蛍光灯費	1式	0	
被服費	1式	14,150	作業服（夏・冬）各1着
共済費	1式	1,039,795	健康保険 27,140円×12 介護保険 4,748円×12 雇用保険 36,765円×1 厚生年金 48,267円×12 児童手当 1,899円×12 労災保険 18,382円×1
合計		7,725,753	

令和 4 年度に委託業務の範囲を拡大したことによって、上記責任者に係る支出が追加で必要となったものであるが、吹田市が引き続き市職員を配置した場合と比較して、委託業務の範囲を拡大することが吹田市にとって有利であると判断することは困難である。

加えて、放置自転車をなくすという政策目的を有する業務の総合的責任者の業務を委託することが相当であるかという問題もある。上記結果 8 でも述べたとおり、総合的責任者の業務は、各業務の管理に関する事項のほか、警察との連携など外部とのやり取りをも含んでおり、そのような業務を委託することが妥当か疑問である。

今後、本業務を吹田市シルバー人材センターに委託するとしても、目的達成状況を踏まえて適切な人員配置及び委託範囲を検討すべきである。

【意見 8 6】 成果指標の設定等について

吹田市は、総合的自転車対策業務の達成状況を把握するための成果指標を設定し、その目的達成状況を把握できるようにすべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 10】 委託の効果の検証と改善の実施、継続的な公表

(理由)

本業務は自転車対策業務を総合的に行うことにより、放置自転車をなくすことを目的とする以上、そのために目標指標を設定し、その達成状況を図ることが不可欠である。

そのためには、各駅前の放置自転車台数を指標として設定し、その年度ごとの目標値を設定することが考えられる。放置防止指導業務に携わる人員が、駅前の放置自転車の台数を数え、その台数の推移を把握することが有用である。

そのほか、撤去移送した自転車台数を集計し、その推移を把握し、指標設定することも考えられる。

いずれにせよ、本業務の達成状況を把握するための成果指標を設定し、その目的達成状況を把握できるようにすべきである。

【意見 8 7】 現金收受の履行確認の記録化

吹田市は、総合的自転車対策業務について、受託事業者の現金收受額に関する報告額と現実の受領額との突合作業を行った場合は、その確認日・確認者等を確認調書等に記載するなど記録化すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 20】 委託業務に関する履行確認の標準的な様式の制定

(理由)

本業務のうち自転車等保管返還業務には、移送保管料の徴収並びに納付が含まれる。仕様書上、移送保管料の徴収及び納付は委託者の指示する方法によることとされ、徴収した移送保管料は、徴収日又はその翌日に指定金融機関に納付しなければならないとされ、金融機関への納付までの間は、受託者の責任の下で安全に保管しなければならない、とされる。移送保管料を現金で徴収した場合には、納付者に対し、その場で領収書を交付するが、その領収書の控えに記載された金額と、指定金融機関に納付された金額とが一致するかの月 1 回突合作業を行っているとのことである。ただし、その突合作業を行った際の作業員及び作業日は記録化されていなかった。

吹田市の歳入となる現金の管理は特に厳正に行う必要があるところ、その確認日や確認者は確認調書等に記載するなど記録化を行うべきである。

3 公園等施設補修業務

(1) 基本情報

契約担当室課	土木部 総務交通室
委託業務名	公園等施設補修業務
業務の内容	吹田市内一円の公園等施設補修業務
委託先	岩本工業(株)、(株)エーユー、(株)小山組、寿功建設(株)、(株)スペース、(株)関根工務店 (計6者)
契約方法	公募型見積合わせ、随意契約 (2号)
契約期間	令和4年7月1日から令和5年3月31日まで
予定価格 (税込)	公園等施設補修業務単価表のとおり (省略)
契約金額 (税込)	公園等施設補修業務単価表のとおり (省略)
令和4年度決算額	63,112,282円
再委託の有無	無

(2) 内容

本契約は吹田市内一円の公園等施設補修業務に係る単価契約であり、市民の安全のために早急な対応が必要であること、施工箇所が市内一円にわたる業務のため複数現場での同時対応が想定されることから、契約相手先が1者では対応が困難であるため、決定価格(単価)に合意する者すべてと第2号随意契約を締結するものである。

公募型見積合わせには6者が参加し、6者が、想定される工種(番号1から番号101までの101項目)について見積書を提出し、有効な各見積書に記載された各単価の最低価格を用いるとともに、この最低価格が予定価格(=設計単価)を上回った場合は、設計単価を単価として用いて、契約単価を決定する。そして、その契約単価での契約に同意するすべての事業者と契約を締結するものであり、6者と業務委託単価契約を締結した。

(3) 監査の結果及び意見

【結果9】 契約書との齟齬の解消

吹田市は、公園等施設補修業務について、個別契約締結時の事務に関する契約書上の定めと運用の齟齬を解消すべきである。

(理由)

本業務は業務単価契約を締結しつつ、個別の補修必要案件が生じた場合には、都度、当番制によって、事業者へ個別発注を行うことを予定しており、業務委託単価契約が基本契約としての位置づけを有するものである。

そして、同契約第4条は、次のように定める。

(契約の締結)

第4条 発注者は、工事を施工する必要がある場合は、受注者に対し着工指示書を交付するものとする。

2 発注者は前項により指示を行った後、速やかに当該指示の工事にかかる契約書を締結するものとする。ただし、頭書の契約単価に発注数量を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額を加算した額が50万円を超えないときは、受注者からの請書の提出により契約書に代えることができるものとする。

このように個別発注の際には契約書を都度作成締結することを原則としているものの、これまでの運用では、その個別発注の規模に関わらず、契約書を別途作成し締結した例は見当たらなかった。

単価契約において、個別契約書を締結すると合意している以上、契約書の定めに従った運用を行うべきである。特に、本業務は単価契約とはいえ、工種は多種多様であり、個別発注工事の際の仕様や工期等はそれぞれ異なるから、都度、それら合意内容を適切に契約書として締結する意義はある。他方で、個別の補修業務については、小規模の業務が多く、また、緊急対応の必要から、着工指示書及び請書による簡易迅速な運用により事務軽減を図ることにも合理性があり、本契約書では契約額が 50 万円以下の場合に限って、事務の簡略化が図られている。

今後、本契約書の定めに基づく事務を適切に履行する一方、上記緊急対応の必要性等に鑑み、50 万円の契約に限って簡略化を図る現在の契約上の定めが合理性を有するかの検討も含め、個別契約締結時の契約書上の定めと運用の齟齬を解消すべきである。

第18 会計室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市財務会計システム更新支援業務

(1) 基本情報

契約担当室課	会計室
委託業務名	吹田市財務会計システム更新支援業務
業務の内容	財務会計システム更新に係る方針策定、予算要求資料等作成、調達仕様書作成の支援業務
委託先	I T b o o k 株式会社
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年10月1日～令和7年11月15日
予定価格（税込）	33,594,000 円
契約金額（税込）	31,911,000 円
令和4年度決算額	4,845,500 円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市は令和6年度中の稼働を目標に令和5年度から新たな財務会計システムの設計・開発を実施する予定である。本業務はこの財務会計システムの更新に係る方針策定、予算要求資料等作成、調達仕様書作成の支援を行う業務である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見88】 予定価格の合理性の検討

吹田市は、財務会計システム更新支援業務について、複数の見積書を比較検討し、または内部での合理的根拠に基づく積算を行うなど、予定価格の妥当性を十分に検討すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について

(理由)

本業務は制限付一般競争入札により受託者を決定したものであるが、1者入札となっており、十分な競争性が働いていたとはいえない。このように一般競争入札の方式を採用しても、実際には十分な競争性が働かない可能性があり、1者入札で高落札率となる一般競争入札の契約も散見される以上、予定価格が合理的根拠に基づき定められる必要性は高い。

本業務においては、その前段で、財務会計システムの調達方針の策定等を行う業務を受託していた事業者1者から提出された見積書記載の金額がそのまま予定価格とされ、当該事業者1者のみが入札して落札し、受託者となっている。結果として、落札率は94.9%と高く、十分な競争性が働いたとは言えない結果となっている。

吹田市としては、制限付一般競争入札に付することにより競争性が働くため、予定価格については1者から提出された見積書の金額とした旨説明するが、既述のとおり一般競争入札の方式を採用しても、十分な競争性が働かない可能性もある。特に、本業務の入札が実施された時期においては、同時期に他の自治体も含めシステム調達に関連する入札が多く実施されていた時期とのことであり、入札参加者が少なくなることは想定されていたとのことである。

このような状況下で、前段の業務を実施し吹田市の今後のシステム構築の流れを熟知していた1者からの見積書のみで、予定価格を決定することは、当該事業者に

としては提出した見積書に近い金額で受注できる機会と見える側面も否定できない。また、本業務は毎期発生するような定型的な業務ではないことから、吹田市内部の積算や複数の見積書を徴取することにより予定価格の妥当性を慎重に検討すべきものである。

したがって、吹田市は、本業務について、複数の見積書を比較検討することや内部での合理的根拠に基づく積算を行い、予定価格の妥当性を十分に検討すべきである。

第19 消防本部の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市消防本部予防業務関係図書データ化委託業務

(1) 基本情報

契約担当室課	消防本部 総務予防室
委託業務名	吹田市消防本部予防業務関係図書データ化委託業務
業務の内容	予防業務に関係する図書をデータ化する業務
委託先	株式会社田村コピー
契約方法	指名競争入札
契約期間	令和4年4月27日～令和5年3月31日
予定価格(税込)	10,048,500円
契約金額(税込)	3,586,000円(単価契約のため、契約単価×予定数量)
令和4年度決算額	1,913,086円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市消防本部が保管している防火対象物関係図書(防火対象物使用開始届出書、工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等設計届出書等)の図書をデータ化する作業を委託するものである。データ化する図書のサイズをA1、A3、その他の三つに分類し、それぞれの1枚当たりのデータ化費用で契約を締結する単価契約である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見89】 実態に即した仕様書の作成

吹田市は、吹田市消防本部予防業務関係図書データ化委託について、入札参加者がその業務内容・業務量を正確に予測できるよう仕様書記載の情報の精度向上に努めるべきである。

(理由)

本業務は指名競争入札により受託者を決定しており、契約単価に仕様書記載の予定データ化枚数を乗じた金額358万6000円で落札率を計算すると35.7%となっている。さらに、実績のデータ化枚数に契約単価を乗じた決算額は191万3086円となり、契約時に想定されていた金額を大幅に下回っている。この要因は、仕様書に記載されていた各分類の予定枚数が実際のデータ化枚数と大幅に異なっていたことにある。各分類の予定枚数と実績枚数の乖離状況及びこれに契約単価を乗じた予定金額と実績金額の乖離状況は以下のとおりである。

<予定枚数と実績枚数の乖離状況>

分類	税抜契約単価 (円/枚)	予定枚数 (枚)	実績枚数 (枚)	実績枚数－ 予定枚数(枚)
A1	70	45,000	22,705	△22,295
A3	2	45,000	23,228	△21,772
その他	2	10,000	51,682	41,682
合計		100,000	97,615	△2,385

(吹田市提供資料より作成)

< 予定金額と実績金額の乖離状況 >

分類	税抜契約単価 (円/枚)	予定金額 (円、税込)	実績金額 (円、税込)	実績金額 - 予定金額(円)
A1	70	3,465,000	1,748,285	△1,716,715
A3	2	99,000	51,101	△47,899
その他	2	22,000	113,700	91,700
合計		3,586,000	1,913,086	△1,672,914

(吹田市提供資料より作成)

仕様書記載の予定枚数は、入札参加者がその作業量を把握し、入札価格を決定するための極めて重要な情報である。本業務においても、落札者はサイズが大きく単価も高いA1のサイズが4万5000枚程度と相当枚数あることを前提に、入札したと推測されるが、実際には高い単価のA1サイズが予定の半分程度しかなかったことから、想定された業務委託による収入は半額程度となっている。仕様書記載の枚数は予定であり、実績と乖離が出ることを前提に単価契約となっているものの、このように大きな乖離が生じると、事業者は当該業務から得られる収入を推測することが出来ず、応札が困難となる。

吹田市は、本業務について、入札参加者がその業務内容・業務量を正確に予測できるように仕様書記載の情報の精度向上に努めるべきである。

2 広域消防指令情報システム構築業務

(1) 基本情報

契約担当室課	消防本部 総務予防室
委託業務名	広域消防指令情報システム構築業務
業務の内容	令和6年度運用開始予定の吹田市、豊中市（能勢町）、池田市、箕面市（豊能町）及び摂津市が共同で整備する広域消防指令情報システム構築業務
委託先	日本電気株式会社
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年10月3日～令和6年5月31日
予定価格（税込）	3,144,940,330円
契約金額（税込）	3,135,000,000円
令和4年度決算額	0円
再委託の有無	有

(2) 内容

広域消防指令情報システム構築業務は、令和4年度から令和6年度にかけて、令和6年度運用開始予定の吹田市、豊中市（能勢町）、池田市、箕面市（豊能町）及び摂津市が共同で整備する広域消防指令情報システムを構築する業務で、機器の製造・パッケージソフトの導入・装置及び付帯設備の据付調整等を含んだものである。支払いは最終年度に一括して行われるため、令和4年度決算額は0円となっている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 9 0】 再委託金額の確認

吹田市は、広域消防指令情報システム構築業務について、再委託先が暴力団排除の誓約書の提出要件に該当するか否かを確認するため、再委託金額の確認を実施すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 22】 再委託のより一層の適正管理

(理由)

本業務は公募型プロポーザル方式により、日本電気株式会社が選定され業務を受託している。受託者は本業務の一部を再委託するため、令和 4 年 9 月 29 日付で再委託承認申請書を提出し、吹田市はこれを口頭で承諾している。この再委託承認申請書には、17 項目の再委託業務を合計 11 社の再委託先に委託すると記載されており、再委託業務の内容も指令制御装置等の構築作業や災害情報共有システム、指揮支援システムの構築作業等、多岐にわたっている。受託者が受託業務の一部再委託を行う場合は、再委託金額が 500 万円以上であれば、暴力団排除に関する誓約書の提出が必要とされているが、本業務においては、再委託先から当該誓約書は提出されていない。本業務は総額 31 億 3500 万円の委託業務であり、多くの再委託が予定され、再委託される金額も相当程度大きい可能性も考えられるが、吹田市において、再委託金額の確認は実施されていない。吹田市によると受託者が提出した誓約書に、500 万円以上の再委託をする際は誓約書を徴し吹田市に提出すると記載されており、当該誓約書の提出がない事から、500 万円以上の再委託は無いと考えているとの説明があったが、過度に性善説にたっていると云わざるを得ない。

本業務について、再委託先が暴力団排除の誓約書の提出要件に該当するか否かを確認するため、再委託金額の確認を実施すべきである。

第20 選挙管理委員会事務局の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 参議院議員通常選挙公報及び選挙のお知らせ配布業務

(1) 基本情報

契約担当室課	選挙管理委員会事務局
委託業務名	参議院議員通常選挙公報及び選挙のお知らせ配布業務
業務の内容	選挙公報及び選挙のお知らせの市内全戸への配布業務
委託先	株式会社リビングプロシード
契約方法	指名競争入札
契約期間	令和4年5月13日～同年8月21日
予定価格(税込)	8,764,800円
契約金額(税込)	7,180,800円(単価契約のため、契約単価×予定数量)
令和4年度決算額	6,736,909円
再委託の有無	無

(2) 内容

令和4年度の参議院議員通常選挙の実施にあたり、選挙公報(選挙区選挙、比例代表選挙)及び選挙のお知らせを、吹田市内の全世帯及び市が指定する公共施設等に配布する業務である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見91】 再委託の有無の確認

吹田市は、参議院議員通常選挙公報及び選挙のお知らせ配布業務について、受託業者の業務の実施方法を把握し、再委託の有無の確認及び再委託がある場合、必要な手続を実施するなど、発注者としての監督責任を果たすべきである。

(関連する総論的意見)

【意見22】 再委託のより一層の適正管理

(理由)

本業務は指名競争入札により株式会社リビングプロシードが落札し、業務を実施している。株式会社リビングプロシードは本業務に限らず、自社のホームページ等で配布スタッフを募集しており、雇用形態は業務委託契約とされている。本業務は選挙公報等の配布であり、受託者の事業形態を考えると業務委託契約で契約された配布員が配布を行っているとは推察される。この点は、受託者が提出する処理状況報告書において、担当配布員と自社社員を区別して記載していることから伺える。

しかし、吹田市は配布担当者を受託者の関係を把握しておらず、再委託の有無についても、再委託の申請が出ていないことから、無いと認識しているとのことであった。

本業務について、受託業者はそのほとんどの業務を委託している可能性があるため、吹田市は、受託業者の業務の実施方法を把握し、再委託の有無の確認及び再委託がある場合、必要な手続を実施するなど、発注者としての監督責任を果たすべきである。

2 ポスター掲示場設置等業務

(1) 基本情報

契約担当室課	選挙管理委員会事務局
--------	------------

委託業務名	ポスター掲示場設置等業務
業務の内容	公営ポスター掲示場の作成、設置及び撤去業務
委託先	株式会社オダ産業
契約方法	指名競争入札不調→随意契約（8号）
契約期間	令和4年5月13日～同年8月5日
予定価格（税込）	9,592,000円
契約金額（税込）	9,592,000円（当初契約）
令和4年度決算額	13,200,000円（契約変更後）
再委託の有無	無

(2) 内容

令和4年度の参議院議員通常選挙の実施にあたり、吹田市内437箇所に参加院大阪府選出議員選挙のポスター掲示場を設置し、選挙期日後に撤去する業務である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見92】 予定価格の設定方法の見直し
吹田市は、ポスター掲示場設置等業務の予定価格の設定について、複数の見積書を比較することや内部で積算した結果と比較するなど、その設定が妥当なものであるか慎重に検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について
（理由）

本業務は2度の指名競争入札が不調となり、最低価格を提示した事業者と随意契約交渉を行い、契約を締結している。指名競争入札は当初、市内業者、市外業者を合わせて9社を指名して実施されているものの、いずれも予定価格を下回る入札が無い結果となった。本業務の予定価格の積算にあたっては、参考となる見積書を1者から取得し、当該金額をもって予定価格を設定しているものの、複数の見積書の比較や吹田市内部での積算との比較といった検討は実施されていない。このため、予定価格が市場価格と乖離していた可能性も否定できない。

入札を実施するにあたっての予定価格は契約金額の基準となる価格であり、それが相当な金額であるかの検討を十分に行ったうえで設定する必要がある。

吹田市は、本業務の予定価格の設定について、複数の見積書を比較することや内部で積算した結果と比較するなど、その設定が妥当なものであるか慎重に検討すべきである。

【意見93】 契約変更時の価格検討記録の保存
吹田市は、ポスター掲示場設置等業務について、契約変更時の価格変更の交渉記録、検討した資料等の記録の保存を徹底すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存
（理由）

本業務は参議院議員選挙のポスター掲示場の設置業務であり、入札時点では立候補者の数が確定していないことから、仕様書上、「立候補予定者の変動により、区画数が増減することがあるので、その場合は誠意を持って協議し、変更契約に応じること。」とされている。当初契約は令和4年5月13日に959万2000円で締結されていたが、その後区画数の変更による材料費の増加を理由に令和4年6月6日付で委託

料 1320 万円への変更契約が締結されている。当初契約と変更契約時の見積り内容の比較は以下のとおりである。

<契約変更前後の内容の比較>

項目	当初契約	変更契約
区画数、段数	16 区画、2 段	1～20 区画、2 段
設置場所数	437 箇所	437 箇所
単価	20,000 円	27,500 円
値引き	△20,000 円	△17,500 円
消費税	872,000 円	1,200,000 円
契約金額	9,592,000 円	13,200,000 円

(吹田市提供資料より作成)

区画数の変更により、単価が 37.5%と大幅に増加している。この点、吹田市においてこの価格の妥当性は根拠を精査し検討したとのことであるが、当該検討した際の資料等は保存されていないとのことであった。契約価格の変更にあたっては、その金額が妥当なものであるか、契約時と同様に検討する必要があり、また記録を保存することは事務手続の正当性を担保するとともにそのプロセスを明確にし、今後の事務の引継ぎ等に活かす観点でも重要である。

したがって、吹田市は、契約変更時の価格変更の交渉記録、検討した資料等の記録の保存を徹底すべきである。

3 倉庫棚卸し作業及び用品輸送等業務

(1) 基本情報

契約担当室課	選挙管理委員会事務局
委託業務名	倉庫棚卸し作業及び用品輸送等業務
業務の内容	選挙管理委員会倉庫の棚卸し等の整理作業及び投・開票所の資材の運搬、設営等を行う業務
委託先	株式会社ダスキン
契約方法	随意契約 (2号)
契約期間	令和3年8月21日～同年12月6日
予定価格 (税込)	10,769,550 円
契約金額 (税込)	10,450,000 円 (当初契約)
令和4年度決算額	11,000,000 円 (契約変更後)
再委託の有無	無

(2) 内容

令和3年度の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施にあたり、選挙管理委員会倉庫の棚卸し等の整理作業及び投・開票所の資材の運搬、設営等を行う業務である。

(3) 監査の結果及び意見

【結果 10】 競争入札による業者選定の実施

吹田市は、倉庫棚卸し作業及び用品輸送等業務について、随意契約理由に合理性がないことから、随意契約によることなく、入札により業者選定を実施すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 11】 随意契約の理由を十分に検討すべきこと

(理由)

本業務は特定のものでなければ役務の提供ができないときに該当するとして、随意契約により株式会社ダスキんに委託している。随意契約の理由は、過去の選挙の際に7者を指名した指名競争入札で6者が辞退した実績があり、今後もこのようなことが想定されるため、特定のものでなければ役務の提供ができないときに該当するとの事である。

吹田市は、この随意契約理由の背景として具体的には、①各施設（58 投票所及び開票所）により資材を搬入する時間や場所、既存施設の備品の移動等、施設ごとに行う作業が異なること、②投票時間終了後に資材の回収及び既存施設の現状復旧を行うため、各投票所においては、作業時間が投票終了後の21時から23時までという短い時間で完了しなければならず、開票所においては、開票作業終了後すぐに行わなければならないといった限られた時間での作業となること、③作業を円滑に行うためには、過去の選挙における作業経過の把握が必要となり、業務の継続性が求められることにあると説明する。

しかし、いずれの理由についても、作業内容の把握や時間的な制約でしかなく、倉庫の棚卸作業と投・開票所の資材運搬等の業務は極めて特殊な技能を必要とし、特定の業者しか実施できないと評価することは難しい。実際に平成 27 年以降の選挙の際の同業務の入札、契約状況は以下のとおりである。

<過去の選挙の際の業者選定の状況>

選挙名	契約業者	選定方法	指名業者数	応札業者数
平成 31 年統一地方選挙	(株)ダスキん	指名競争入札	7 者	1 者
平成 29 年衆議院選挙	日本通運(株)	随意契約 (5 号)	-	-
平成 28 年参議院選挙	日本通運(株)	指名競争入札	5 者	5 者
平成 27 年大阪府知事選挙	日本通運(株)	指名競争入札	5 者	4 者
平成 27 年統一地方選挙	日本通運(株)	指名競争入札	6 者	3 者

(吹田市提供資料より引用)

上表のように、平成 31 年の統一地方選挙の際は応札業者が 1 者となったものの、過去には複数の事業者が応札していることも多く、他の事業者が実施していたケースも多い。このため、特定のものでなければ役務の提供ができない場合に該当せず、随意契約理由には合理性がない。

したがって、吹田市は、本業務について、随意契約によることなく、入札により業者選定を実施すべきである。

第21 学校管理課の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市立津雲台小学校仮設空調機設置業務

(1) 基本情報

契約担当室課	学校教育部 学校管理課
委託業務名	吹田市立津雲台小学校仮設空調機設置業務
業務の内容	仮設空調機設置業務
委託先	摂津電気工事株式会社
契約方法	随意契約 (5号)
契約期間	令和4年9月12日～同年10月11日
予定価格 (税込)	2,805,000 円
契約金額 (税込)	2,805,000 円
令和4年度決算額	2,805,000 円
再委託の有無	無

(2) 内容

令和4年9月1日未明の落雷の影響により津雲台小学校の普通教室のエアコンが故障したところ、メーカーの修繕には約1か月を要するとのことであったため、当初、スポットクーラーの設置で対応したが、最高気温が連日30度を超える状況において当該対策では十分ではなかった。そこで、児童・教員の熱中症対策のため、緊急に仮設空調機を設置することが必要となった。

本件は、仮設空調機及びその付帯設備、電気設備、機械設備等の設計、設置及び、設置期間終了後の撤去を委託する事業であり、委託業務には、必要な仮設の動力盤・分電盤等の設置及び、既設分電盤又はキュービクルからの配線も含まれる。

(3) 監査の結果及び意見

【意見94】 随意契約の予定価格の合理性担保
吹田市は、吹田市立津雲台小学校仮設空調機設置業務の予定価格を定めるにあたっては、複数の業者から見積書を徴取した上で委託業者を選定すべきである。仮に、1者からしか見積書を徴取できない特別な事情がある場合でも、当該見積書の項目や費目ごとに客観的基準や従前の類似工事の項目と対照する等して、その合理性を十分に検討すべきである。
また、事後的な確認や事務手続きの承継を可能とするため、予定価格の決定及び検証に用いた資料、具体的には徴取した見積書のみならず、取引実例価格の検討に用いた資料等も、契約手続きに関する資料一式と合わせて保存すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存

【意見13】 随意契約の予定価格決定にあたっての複数見積りの徴求

(理由)

随意契約は、競争の方法によらず任意の特定の相手方を選択して、その者のみを相手方として契約を締結する方法であるため、公正性の確保の観点から適正な契約金額で契約締結することが必要である。そのため、随意契約の予定価格は、客観的な事情を考慮して合理的に積算することが求められており(吹田市財務規則第109条の2第2項、第100条第2項)、随意契約を締結する場合、「なるべく2人以上の者」から見積書を徴取すべきとされている(吹田市財務規則第109条)。

本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急随意契約として締結されている。確かに、同号の定める「緊急の必要」は、本件事案のように、自然災害や感染症の流行等客観的に急迫を要する事態が生じた場合に限定して認められると解すべきであり、この点を安易に拡大適用することは許されない。しかしながら、緊急の必要性により競争入札に付することができない場合であっても、複数見積を徴することだけであれば可能な場合は十分に想定できる。この点、上記財務規則第109条によれば複数の見積書を徴取することを原則としているから、担当課において仮設空調設置可能な業者を複数把握していた本件では、それらすべての業者に見積依頼をする等して複数の業者から見積を徴取した上で委託業者を選定すべきである。

仮に、随意契約締結予定業者1者からしか見積書を徴取できない特別な事情があった場合であっても、見積書の項目ごとに細分化して客観的資料と対照し、その金額の相当性を検討した上で、随意契約の予定価格を定めるべきである。

本件の見積書の内容は、大きく分けると①エアコン天吊型のレンタル基本料金とレンタル月額料金、②エアコン設置費、③エアコン撤去費、④納品・引取運賃、⑤エアコン設置に要するケーブル等の付属品代に分かれているところ、市は、⑤ケーブル等の付属品代について、課内の工事实績一覧表に基づき金額の相当性を検証したとのことであるが、当該検証に用いた資料は契約手続きに関する資料一式と一緒に保存されておらず、十分な検証がなされたかどうかを事後的に確認し得ない。また、上記⑤以外については価格の検証を行っていないとのことであるが、例えば②エアコン設置費、③エアコン撤去費等は、エアコンを新設する場合と同様であるから、過去の工事实績等の客観的資料と対照することにより価格の相当性を検証することが可能である。

以上のとおり、1者の見積書しか徴取できなかったとしても、項目ごとに可能な限り合理性を検証した上で、予定価格を定めるべきである。また、予定価格決定までのプロセスを明確にし、合理性の検証が十分になされたかの事後的な確認を可能とし、事務手続きの承継を可能とする観点からも、予定価格の決定及び検証に用いた資料は、契約手続きに関する資料一式と合わせて保存すべきである。

第22 教育未来創生室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 令和4年度学校規模適正化支援業務

(1) 基本情報

契約担当室課	学校教育部 教育未来創生室
委託業務名	令和4年度学校規模適正化支援業務
業務の内容	学校規模適正化支援業務（児童生徒数推計算出方法の改良、学校規模適正化に係るアンケート集計など）
委託先	株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年6月23日～令和5年3月31日
予定価格（税込）	3,223,000円
契約金額（税込）	3,190,000円
令和4年度決算額	2,014,650円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市の人口増加に伴う児童生徒数の増加及び35人学級の推進に伴う学級数の増加により、クラス数が31を超える過大規模校が増加する一方で、局所的な児童生徒数の減少など、二極化する学校規模に関する課題を解決するため、吹田市は、令和3年11月に「吹田市学校規模適正化基本方針」を策定し、児童・生徒数推計の精査や推計に基づいた学校規模適正化の検討対象候補校の選定、適正化のための通学区域見直しのシミュレーションを実施した。

本事業は、具体的な解決方法を定めた実施計画を策定するにあたり、令和3年度に実施した児童生徒数推計の更新や新たに必要となる通学区域の見直しシミュレーションなど、実施計画を策定するための資料作成や情報分析の業務補助、アンケート集計・整理、及び、実施計画素案策定後の保護者等への説明会とその周知を円滑に行うための補助を委託する事業である。

(3) 監査の結果及び意見

【結果11】 契約保証金免除の適用条項の誤り

吹田市は、令和4年度学校規模適正化支援業務において、受託者に対し誤った条項を適用して契約保証金を免除したが、契約保証金の免除にあたっては、財務規則を正しく適用すべきである。

(理由)

財務規則第115条は、契約の保証を免除する場合について定めるところ、吹田市は本契約につき同条第1項第7号を根拠として契約保証金を免除した。

しかしながら、同号は建設工事以外の指名競争入札又は随意契約の場合で契約金額が500万円未満の場合に適用される規定であり、制限付一般競争入札により受託者が決定した本契約には妥当せず、同条項は適用されない。

本契約については、他に契約保証金免除を認めるいずれの条項にも該当しないため、契約保証金の納付等を受ける必要があった。

【結果 1 2】 契約内容の実質的変更前の変更契約等の締結

吹田市は、令和 4 年度学校規模適正化支援業務において、契約内容を実質的に変更する前に、変更契約を締結する、又は、後日変更契約を締結することを確認する旨の覚書を締結する等、合意内容を書面化すべきである。

(理由)

本件の業務には、実施計画素案策定後の保護者等への説明会及びその周知を円滑に行うための補助業務が含まれていたが、①説明会資料の作成は、内部協議の中で作成した資料を使用することができたため、新たな資料作成が不要となったこと、②オンラインでの説明会補助は、コロナ禍のため職員がオンライン会議アプリケーションの操作に精通したため、受託者による操作補助等が不要となったこと、③推計やシミュレーション説明は、児童生徒数推計等につき委託事業者と協議を重ねる中で、職員が市民に十分な説明を実施できるレベルに達したこと、④議事録作成は AI アプリケーションの活用により委託事業者の作業は一定不要となったことから、受託業者と事前の打ち合わせを重ねた上で、職員のみで対応する方が効率的に進められると判断し、契約内容から当該補助業務を除外することとなった。しかし、吹田市は、変更契約を締結する前に、受託者の補助を受けることなく説明会を開催し、変更契約の締結は契約期間終了間際である令和 5 年 3 月 10 日に締結された。

この点、契約内容を変更して減額することについて、事前に受託者と協議し合意していたとしても、変更契約の締結等書面による合意がなされないままに契約内容を実質的に変更することは、吹田市と受託者との間に無用な紛争が生じる余地を残すものであり、不適切である。

契約内容を変更する場合は、契約内容の実質的変更を行う前に、変更契約を締結するか、後日変更契約を締結することを確認する旨の覚書を締結する等、合意内容を書面化すべきである。

【意見 9 5】 一般競争入札の予定価格の合理性担保

吹田市は、令和 4 年度学校規模適正化支援業務において、一般競争入札の予定価格を定めるにあたっては、複数の見積書を徴取して比較検討すべきであるし、1 者しか見積書を徴取できない特別な事情がある場合においても、当該見積書の項目や費目ごとに客観的基準や従前の類似工事の項目と対照する等して、合理性を検討した上で、一般競争入札の予定価格を定めるべきである。

また、事後的な確認や事務手続きの承継を可能とするため、予定価格の決定及び検証に用いた資料、具体的には徴収した見積書のみならず、市が作成した積算価格や単価の合理性検討に用いた資料等も、契約手続きに関する資料一式と合わせて保存すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見 8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存

【意見 14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について

(理由)

一般競争入札の予定価格は、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して」合理的に積算することが求められている（吹田市財務規則第 100 条第 2 項）。

確かに、一般競争入札は、本来競争性が働く手続きではあるが、入札予定価格は、それを下回る入札がなければ入札不調となる等当該価格は手続きの基準となる金額である。また、一般競争入札を採用しても、参加業者が 1 者しかなく実際には十分な競争性が働かない場合も想定され、実際に吹田市においては 1 者入札で高落札率

となった一般的競争入札の契約も散見される。よって、一般競争入札においてもその予定価格が合理的根拠に基づき定められる必要性は高い。

本契約においても、令和 3 年度事業の受託者から提出された見積書（以下、本項において「業者見積」という）記載の金額をそのまま予定価格として制限的一般競争入札を実施したところ、当該業者 1 者のみが入札して落札率 98.9%で落札し、受託者となった。

この点、吹田市は、業者見積の単価の合理性を検証し、市においても客観的根拠に基づき積算をしたところ、業者見積と市の積算価格とはほぼ同様の金額となったため、入札不調を避ける観点から、市の積算価格ではなく業者見積の価格を予定価格としたとのことである。しかしながら、市が作成した積算価格や業者見積の単価の合理性を検討した資料は、契約手続きに関する資料一式と合わせて保存されておらず、業者見積金額の合理性について十分に検討されたかどうかを事後的に確認し得ない。

上記のとおり入札予定価格は合理的根拠に基づき定められる必要があり、合理性の検証が十分になされたかの事後的な確認を可能とし、事務手続きの承継を可能とする観点から、予定価格の決定及び検証に用いた資料も、契約手続きに関する資料一式と合わせて保存すべきである。

第23 保健給食室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市小学校給食調理等業務委託(千里丘北小学校、桃山台小学校、山手小学校、西山田小学校、山田第三小学校)

(1) 基本情報

契約担当室課	学校教育部 保健給食室
委託業務名	吹田市小学校給食調理等業務委託(千里丘北小学校)
業務の内容	千里丘北小学校の給食調理等業務を民間に委託する事業
委託先	株式会社東テストイバル
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年8月1日～令和7年7月31日
予定価格(税込)	95,663,040円
契約金額(税込)	90,879,866円
令和4年度決算額	19,030,704円
再委託の有無	無

契約担当室課	学校教育部 保健給食室
委託業務名	吹田市小学校給食調理等業務委託(桃山台小学校)【長期継続契約】
業務の内容	桃山台小学校の給食調理等業務を民間に委託する事業
委託先	株式会社テストイバル
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年8月1日～令和7年7月31日
予定価格(税込)	88,862,400円
契約金額(税込)	71,089,920円
令和4年度決算額	15,079,680円
再委託の有無	無

契約担当室課	学校教育部 保健給食室
委託業務名	吹田市小学校給食調理等業務委託(山手小学校)【長期継続契約】
業務の内容	山手小学校の給食調理等業務を民間に委託する事業
委託先	株式会社テストイバル
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年8月1日～令和7年7月31日
予定価格(税込)	66,908,160円
契約金額(税込)	61,710,000円
令和4年度決算額	13,090,000円
再委託の有無	無

契約担当室課	学校教育部 健給食室
委託業務名	吹田市小学校給食調理等業務委託(西山田小学校)【長期継続契約】
業務の内容	西山田小学校の給食調理等業務を民間に委託する事業
委託先	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年8月1日～令和7年7月31日
予定価格(税込)	61,332,480円
契約金額(税込)	60,403,200円

令和4年度決算額	12,812,800円
再委託の有無	無

契約担当室課	学校教育部 保健給食室
委託業務名	吹田市小学校給食調理等業務委託（山田第三小学校）【長期継続契約】
業務の内容	山田第三小学校の給食調理等業務を民間に委託する事業
委託先	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年8月1日～令和7年7月31日
予定価格（税込）	55,756,800円
契約金額（税込）	55,176,000円
令和4年度決算額	11,704,000円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市アウトソーシング推進計画（平成24年度から平成30年度に実施）に基づき、小学校5校（従前からの民間委託実施校3校及び新規実施校2校）の給食調理等業務を民間に委託する事業である。給食調理等業務の内容は、市が別途発注した食材とレシピを用いて、調理を行うものである。

吹田市アウトソーシング推進計画は、事業の選択と集中を図ることにより、市民サービスの質的向上と最適化を目指すもので、事業継続の必要性がありアウトソーシング可能な事業については民営化や業務委託、指定管理者制度の導入を進めるといった計画であった。小学校の給食業務については、民間活力の導入により、学校給食の質を変えることなく今後も学校給食を安定的に実施し、業務の効率化及び人件費の削減という効果の実現を目指して業務委託を進めることとなった。令和4年4月1日時点で36小学校中11校において民間委託が実施されていたところ、令和4年度から新規に桃山台小学校及び山手小学校の2校の業務委託が実施されることになった。

(3) 監査の結果及び意見

【意見96】 見積上限価格（提案限度額）の合理性担保

吹田市は、吹田市小学校給食調理等業務委託のプロポーザルにおいて見積上限価格（提案限度額）を定めるにあたっては、合理的な根拠に基づき定めるべきである。

（理由）

「吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」においては、必要に応じて提案限度額を設定することができる旨規定するものの（第8(6)）、提案限度額の積算方法については何ら定めていないが、プロポーザル方式を採用する場合においても、価格は点数化され最優秀提案事業者を決定する一要素となる以上、提案限度額が合理的根拠に基づき算出されるべきであることは明らかである。

本件の、提案限度額（募集要項においては「見積上限価格」と記載。）は、既存の委託事業者2者から見積もりを徴取した上で、従前の委託契約金額などを参考して、より平均的と考えられる金額を記載した1者の見積額を採用し、当該見積金額から4%を差引いた金額と定められた。

この点、複数の業者から見積を徴取している点は評価できる。しかし、従前の委託金額を参考にして金額の低い見積額を採用している点、及び、当該見積額から4%を差し引いている点については、本件業務はその大半が人件費であり最低賃金額が年々増額されている現状に鑑みると、提案限度額の合理性について十分な検討がなされたとは言い難い。人件費が上昇している現状を踏まえれば、同一の業務内容であれば費用は従前よりも高額となるはずであるから、従前の委託金額を基準として安易に金額の低い見積額を採用することが相当とは言い難いし、当該見積額から4%を減じている点についても、現状を踏まえると減額することに合理性があるとは言えないし、減額率を4%とする特段の根拠もないというのであり、提案限度額の合理性について十分な検討がなされたとは言い難い。

近時、給食業者の事業破綻により全国の学校、学生寮等の給食供給が突然停止されたこと等に鑑みると、委託金額を低く抑え過ぎることはむしろリスクが大きくなるため、客観的な取引相場を考慮し、物価や賃金の上昇傾向にある場合は、その点も考慮して委託金額を設定する等、その時点の経済情勢を踏まえて、見積上限額の合理性を検討すべきである。

第24 中央図書館の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務、及び、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務

(1) 基本情報

契約担当室課	地域教育部 中央図書館
委託業務名	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務
業務の内容	山田駅前図書館及び山田分室のカウンター業務他
委託先	株式会社図書館流通センター 関西支社
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年10月1日～令和7年9月30日
予定価格（税込）	198,000,000円
契約金額（税込）	198,000,000円
令和4年度決算額	33,000,000円
再委託の有無	無

契約担当室課	地域教育部 中央図書館
委託業務名	吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務
業務の内容	千里山・佐井寺図書館のカウンター業務他
委託先	ナカバヤシ株式会社 大阪本社
契約方法	プロポーザル
契約期間	令和4年10月1日～令和7年1月31日
予定価格（税込）	96,280,800円
契約金額（税込）	96,280,800円
令和4年度決算額	20,631,600円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市アウトソーシング推進計画（平成24年度から平成30年度に実施）に基づき、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館、山田分室、千里山・佐井寺図書館の窓口業務を民間に委託する事業である。

吹田市アウトソーシング推進計画は、事業の選択と集中を図ることにより、市民サービスの質的向上と最適化を目指すもので、事業継続の必要性がありアウトソーシング可能な事業については民営化や業務委託、指定管理者制度の導入を進めるという計画であった。図書館窓口等運營業務については、専門的な業務の遂行、人件費の抑制、企画立案や研修などの中央図書館機能の向上という効果の実現を目指し、業務委託を進めることとなった。

(3) 監査の結果及び意見

【意見97】 仕様書記載の提出書類の確認

吹田市は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務、及び、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務の仕様書において、業務委託料が適正に執行されているか否かを確認するために受託者に実績報告書の提出を求めるのであるから、提出された実績報告書につき上記観点から適切な確認を行うべきである。

(理由)

本契約の仕様書は、受託者に対し、業務計画や日報、月報の他、本仕様書に基づいて業務を遂行し、業務委託料を適正に執行していることを報告するための書類として、業務従事者の給与及び社会保険料その他必要経費等の実績について記載した実績報告書を6カ月ごとに提出するよう求めている。

しかしながら、受託者から提出された実績報告書についての定まった確認方法はなく、各図書館により確認方法が異なっており、内容の確認が十分できていない図書館もあった。

仕様書によれば、実績報告書は業務委託料が適正に執行されているかを確認するために提出を求めているものであるから、契約締結前に受託者から提出された見積書の内訳等と詳細に照らし合わせて、見積書とおりの支払いがなされているかを確認する必要があるところ、そのような確認はなされておらず、当該報告書の確認は不十分である。

プロポーザル募集要項等に添付される仕様書は、受託者との契約の内容に含まれるのであるから、仕様書において受託者に書類の提出を求める場合は、当該書類の提出を求めた趣旨に基づき適切な確認を行うべきである。

【意見98】 委託の効果の公表

吹田市は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務、及び、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務について、吹田市アウトソーシング推進計画（平成24年度から平成30年度に実施）に基づき直営から委託へのアウトソーシングを図ったのであるから、委託により実現しようとした効果・目的である、専門的な業務の遂行、人件費の抑制、中央図書館機能の向上という効果を検証するためのデータ、具体的には市民アンケート結果からアウトソーシングの効果に関連する項目を抽出したものや、図書館数や図書館開館時間等の推移と常勤職員数の推移を比較したもの等を定期的に取りまとめ、オープンデータとして掲載する等の方法により公表すべきである。

(関連する総論的意見)

【意見10】 委託の効果の検証と改善の実施、継続的な公表

(理由)

本契約は、吹田市アウトソーシング推進計画の一環として締結された契約であり、専門的な業務の遂行、人件費の抑制、企画立案や研修などの中央図書館機能の向上を目指して、図書館窓口等運営業務はアウトソーシングされた。上記推進計画に基づくアウトソーシングの効果については、2019年に「アウトソーシング推進計画の取組結果」という形で開示されたが、それ以降は全図書館についての統一的な効果検証は行われていない。

上記推進計画期間は終了しているものの、直営から委託へと業務をアウトソーシングすることによる効果は、短い期間で十分に検証できるものではなく、継続的な測定、検証が必要である。

この点、専門的な業務の遂行や中央図書館の機能向上という効果に関連した内容については、上記推進計画期間終了後に市民アンケートを実施し、その結果を吹田市図書館のホームページ上で公開している。しかしながら、当該市民アンケートの結果は読書頻度や図書館の利用頻度等、幅広い項目に関するアンケート結果をまとめた資料であるから、当該アンケート結果から上記アウトソーシングの効果に関連する項目を抽出して、効果検証を行うべきである。

また、人件費抑制という効果については、図書館数や図書館開館時間等の推移と常勤職員数の推移を比較する等して、効果検証を行うべきである。

現在、中央図書館においては、図書購入の推移や貸出冊数推移等をオープンデータとして公開しているが、上記のようなデータについてもオープンデータとして公開し、アウトソーシングの効果を検証可能な状態にすべきである。

第25 文化財保護課の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)保存活用計画策定業務

(1) 基本情報

契約担当室課	地域教育部 文化財保護課
委託業務名	旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画策定業務
業務の内容	旧中西家住宅の適切な保存と活用方針を示し、次世代に引き継いでいくための基本的な計画である「旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画」の策定業務
委託先	一般財団法人京都伝統建築技術協会
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年8月1日～令和6年3月31日
予定価格（税込）	12,999,800円
契約金額（税込）	11,550,000円
令和4年度決算額	6,219,149円
再委託の有無	無

(2) 内容

旧中西家住宅の適切な保存と活用方針を示し、次世代に引き継いでいくための基本的な計画である「旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画」の策定を委託する事業である。

旧中西家住宅は、江戸時代の大庄屋屋敷であり、江戸時代後期に建てられた主屋他7棟が国登録有形文化財、9棟が吹田市指定有形文化財、さらに庭園も国登録記念物（名勝地関係）に指定されている施設である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見99】 一般競争入札の予定価格の合理性担保

吹田市は、旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画策定業務において、一般競争入札の予定価格を定めるにあたっては、複数の見積書を徴取して比較検討すべきであるし、1者しか見積書を徴取できない特別な事情がある場合においても、当該見積書の項目や費目ごとに客観的基準や従前の類似工事の項目と対照する等して、合理性を検討した上で、一般競争入札の予定価格を定めるべきである。

（関連する総論的意見）

【意見14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について

（理由）

一般競争入札の予定価格は、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して」合理的に積算することが求められている（吹田市財務規則第100条第2項）。

確かに、一般競争入札は、本来競争性が働く手続きではあるが、入札予定価格は、それを下回る入札がなければ入札不調となる等当該価格は手続きの基準となる金額である。また、一般競争入札を採用しても、参加業者が1者しかなく実際には十分な競争性が働かない場合も想定され、実際に吹田市においては1者入札で高落札率となった一般的競争入札の契約も散見される。よって、一般競争入札においてもその予定価格が合理的根拠に基づき定められる必要性は高い。

本件においては、過去に旧中西家住宅の耐震診断業務等を受託し保存活用計画策定業務の取扱いもある業者 1 者から提出された予算要求用の見積書（以下、本項において「業者見積」という）記載の金額がそのまま予定価格とされ、業者見積作成事業者 1 者のみが入札して落札率 88.8%で落札し、受託者となったものである。

本件落札率は 90%を下回っているが、業者見積作成段階では、予算不足を防ぐ観点から余裕のある金額での見積を依頼したとのことであり、これらの経緯に照らすと、当該落札率のみから競争性が働いたと評価することはできない。

本契約は国登録有形文化財の修復であるため対応可能な業者が限定されているため、1 者からの見積となったとのことであるが、他方において、入札参加資格を設けた制限付一般競争入札としても吹田市の登録事業者で受託可能と思われる業者が数社あったとのことであり、複数の者から見積りを聴取することは可能であった。

仮に、1 者しか見積りが取れないような特別な事情があったとしても、当該見積書の項目や費目ごとに客観的基準や従前の類似工事の項目と対照することは可能である。本契約については、標準日額人件費について客観的相場と矛盾がないか等を検討することは可能であるし、過去に当該業者が類似業務を受託した際の見積書を参考資料として徴して内容を比較・検討すること等も可能であるが、これらの検討はなされていない。

上記のとおり一般競争入札の方式を採用しても、十分な競争性が働かない可能性もある以上、価格の合理性を十分に検討した上で、予定価格を定めるべきである。

【結果 1 3】 契約書と仕様書の綴じ方の誤り

吹田市は、旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画策定業務の契約書に仕様書を綴じていないが、仕様書は契約内容の一部であるから、契約書を綴じる際は特段の事情がない限り、仕様書も一緒に綴じるべきである。

(理由)

本契約書には仕様書が綴じられていなかった。この点、着手後に検討を要する工事やコンサルなどの業務については、仕様にかかる軽易な変更でも変更契約を締結する必要が発生するため、仕様書を別冊とすることが多いとのことであるが、吹田市と受託者との間の業務等委託契約書には「受注者は、別添の仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期間内に、頭書の委託業務を完了しなければならない。」（第 1 条第 1 項）と規定されており、仕様書が委託契約の内容となっているのであるから、仕様書が別冊であったとしても、本来、仕様書の内容が変更となった場合は変更契約を締結する必要がある。

仕様書の軽易な変更につき変更契約を不要とするためには、着手後の検討により変更が予想される内容については、仕様書の記載を工夫する（例えば、特記事項において変更が予想される項目については項目記載の内容と類する内容に変更される可能性がある旨を記載する等）ことにより、別途対応すべきである。

そこで、契約内容を明確にする観点からも、特段の事情がない限り、契約書と仕様書は一緒に綴じるべきである。

2 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I 期工事）監理業務

(1) 基本情報

契約担当室課	地域教育部 文化財保護課
委託業務名	重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I 期工事）監理業務

業務の内容	重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物補保存修理工事（I期工事）に係る工事監理業務
委託先	一般財団法人建築研究協会
契約方法	随意契約（2号）
契約期間	令和4年7月8日～令和9年3月15日
予定価格（税込）	182,284,000円
契約金額（税込）	182,284,000円
令和4年度決算額	182,284,000円
再委託の有無	無

(2) 内容

重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物補保存修理工事（I期工事）が、実施設計に基づき、工事期間内に正確かつ円滑に施工されるよう監理を行う業務である。

旧西尾家住宅は、仙洞御料庄屋の屋敷で、建造物については国指定重要文化財、庭園については国登録記念物（名勝地関係）に指定されている施設である。

(3) 監査の結果及び意見

【結果14】 予算要求用見積書の不保存

吹田市は、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）監理業務について、予算要求用見積書を保存すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存

（理由）

吹田市文書管理規程によれば「文書分類表」に定めるところにより（第15条）、文書を保存しなければならない（第35条）とされているところ、予算見積書は文書分類表に基づき3年の保存が義務付けられている。

したがって、本契約の随意契約予定価格の積算根拠資料である令和4年度予算要求用の見積書について、吹田市は3年間保存すべき義務があるところ、これが見当たらないとのことであり、文書管理規程に反する。

【意見100】 随意契約の予定価格の合理性担保

吹田市は、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）監理業務の予定価格を定めるにあたっては、複数の業者から見積書を徴取するか、工事請負業務の見積徴取時に監理業務にかかる費用の見積書についても合わせて徴取する等して、その合理性を担保する方策を検討すべきである。

（関連する総論的意見）

【意見13】 随意契約の予定価格決定にあたっての複数見積りの徴求

（理由）

本業務は、保存修理工事の実設計業務を受託した者に対し監理業務を委託する随意契約であるところ、随意契約の予定価格は、客観的な事情を考慮して合理的に積算することが求められており（吹田市財務規則第109条の2第2項、第100条第2項）、随意契約を締結する場合は、「なるべく2人以上の者」から見積書を徴取すべきとされている（吹田市財務規則第109条）。

ところが、本件においては監理業務受託業者より令和4年度予算要求用に提出された見積書のみに基づき予定価格が積算されており、予定価格の合理性が十分に担保されているとはいえない。

本業務のように、実施設計業務の受託者でなければ監理業務を実施できず、監理業務については随意契約を締結することが予想される業務については、工事請負業務の見積取時に監理業務にかかる費用の見積書も合わせて徴取し、予定価格を定める際には当該見積書と監理業務の見積書とを比較対照する等して、監理業務の費用が高額化することを防ぎ、予定価格の合理性を担保する方策を検討すべきである。

3 吹田市立博物館化学吸着フィルター用薬剤取替業務

(1) 基本情報

契約担当室課	地域教育部 文化財保護課
委託業務名	吹田市立博物館化学吸着フィルター用薬剤取替業務
業務の内容	吹田市立博物館の空調設備等に設置しているフィルター内の化学吸着剤を取替え、館内の空気環境の適正維持を図るための業務
委託先	進和テック株式会社 大阪支社
契約方法	指名競争入札不調→随意契約 (8号)
契約期間	令和4年6月1日～令和5年3月31日
予定価格 (税込)	3,740,000 円
契約金額 (税込)	3,740,000 円
令和4年度決算額	3,740,000 円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市立博物館の空調設備等に設置しているフィルター内の化学吸着剤を取替え、館内の空気環境の適正維持を図るための事業である。

(3) 監査の結果及び意見

【結果15】 指名競争入札における指名業者の選定方法の誤り
吹田市は、吹田市立博物館化学吸着フィルター用薬剤取替業務において、指名競争入札参加有資格者3人のうち1人を指名しなかったが、有資格者が5人に満たない場合は、特段の事情がない限り全有資格者を指名し、競争性を確保すべきである。

(理由)

財務規則においては、指名競争入札に付して契約を締結しようとするときは、指名競争入札参加有資格者のうちから指名競争入札に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならない(吹田市財務規則第107条の2第1項)と定められているが、本件については指名業者2者での指名競争入札が実施された。

本件は、文化財に適する特殊なフィルターの薬剤取替業務であり対応可能な業者が限定されていた業務ではあったが、吹田市の登録業者で受託可能な業者は少なくとも3者存在した。ところが、3者のうち1者については価格競争力が低いとの理由で指名せず、指名業者2者での指名競争入札に付したとのことである。

しかしながら、各事業者の価格競争力は諸般の事情により変動するものであるから、市が事業者の価格競争力を独自に判断して、入札参加資格があるにも関わらず事業者を指名しないことは不適切である。殊に、本件においては5人以上の指名ができない場合であるから、全有資格者を指名して競争性を確保すべきであった。

第26 放課後子ども育成室の委託契約に係る監査の結果及び意見

1 吹田市留守家庭児童育成室運営支援システム構築及び保守業務

(1) 基本情報

契約担当室課	地域教育部 放課後子ども育成室
委託業務名	吹田市留守家庭児童育成室運営支援システム構築及び保守業務
業務の内容	留守家庭児童育成室運営支援システムの構築及び保守業務
委託先	株式会社両備システムズ
契約方法	制限付一般競争入札
契約期間	令和4年7月15日～令和10年3月31日
予定価格（税込）	90,310,000円
契約金額（税込）	88,462,000円
令和4年度決算額	64,988,000円
再委託の有無	無

(2) 内容

吹田市の留守家庭児童育成室においては、職員の勤怠管理及び保護者への連絡は基本的に紙ベースで行われていたところ、当該業務運用は計算間違い等が発生しやすい上、非効率的であった。本件業務は、当該業務運用をシステム化により見直し、保護者の利便性向上及び業務の効率化・事務負担の軽減を実現するため、留守家庭児童育成室運営支援システムの構築及び保守業務を委託する事業である。

なお、本件業務の内容は、留守家庭児童育成室に勤務する会計年度任用職員の勤怠管理システムの構築、及び、入室児童保護者との連絡支援等の児童情報管理システムの構築である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見101】 一般競争入札の予定価格の合理性担保

吹田市は、吹田市留守家庭児童育成室運営支援システム構築及び保守業務において、一般競争入札の予定価格を定めるにあたっては、複数の見積書を徴取して比較検討すべきであるし、1者しか見積書を徴取できない特別な事情がある場合においても、当該見積書のうち客観的な取引相場の調査が可能な一部費目については取引相場等を調査してその合理性を検討した上で、一般競争入札の予定価格を定めるべきである。

(関連する総論的意見)

【意見14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について

(理由)

本件は、1者の見積書（以下、本項において「業者見積」という）記載の金額が予定価格となり、結果として、業者見積作成事業者1者のみが入札して落札率97.9%で落札し、受託者となったものであり、結果的に十分な競争性が働いていたとはいえない。

この点、本件においては、3者に見積依頼をしたものの、他部署で同様のシステム構築を受託した事業者からしか見積が提出されなかったとのことである。本契約の内容のうち、会計年度任用職員の勤怠管理システムはカスタマイズが必要であるところ市職員の出退勤に関する情報等がなければ金額の算出が困難であったため、1者見積となったものである。

このように 1 者しか見積書を徴取できない特別な事情がある場合においても、業者見積の合理性については十分に検討する必要がある。

この点、確かに、カスタマイズが必要な会計年度任用職員の勤怠管理システムの構築は、価格の合理性についての検討は困難であったと思われる。

しかし、児童情報管理システムは一般的なパッケージとして流通しているとのことであるから、少なくとも当該システム構築の費用については、実勢価格や他社の見積との比較検討は可能である。請負契約においては、予定価格積算に際し、国の基準がない費目は部分見積を徴取して積算が行われるとのことであり、当該手法を参考にして、検討可能な一部費目の検討をすべきである。

第8編 まとめ

「委託に関する事務の執行」という監査対象（テーマ）は、これまで他の自治体でも度々取り上げられてきた古典的テーマである。ただし、昨今、少子高齢化、人口減少、ICT技術の発達が進むなか、行政へのニーズも多様化している。さらに、新型コロナウイルス対策という未曾有の事態にも直面した。そうした様々なニーズに対し、自治体は限られた人的物的資源をもって応える必要があり、ときに民間の力、資源を活用しながら、従来の行政サービスの質を維持し、あるいは、より質の高いサービスの提供に努めていくことになる。時代に応じたニーズを把握し、それにフィットさせるための委託の活用という視点からすれば、このテーマは常に今日的なものでもある。

本監査においては、まずは監査の視点を整理し、委託の事務の流れに沿って検討すべき点を列記した。委託の目的に始まり、効果検証と改善に至るまで、言わば委託のライフサイクルを常に意識し、不断に改善を図ることが、行政サービスの質の維持、向上に役立つと考えている。委託の目的も時間の経過とともに変容しうる。

民間委託による経済性の発揮（コストダウン）は委託の効果の一側面にすぎない。特に、長年、民間事業者に委託を継続している場合には、コストダウンの効果は頭打ちしていることも多い。また、昨今の人件費高騰、物価高等をふまえ、安すぎないかという視点も持ち合わせる必要がある。このように発注者としても市況の動向を丁寧に踏まえ、価格の適切性を常に追求しなければ、民間事業者による適切な競争も確保できない。本監査の分析において、制限付き一般競争入札に付しても一者応札にとどまる案件が多く、かつ一者入札の場合の平均落札率も90%を超えていることが確認された。競争性が働いていない委託契約については、特に、価格の適切性の検討が必要と考える。

また、いうまでもなく、委託は決して民間への「丸投げ」ではない。仮に、民間へ事務を委託しても、その進捗や履行確認、効果検証と改善は欠かせない。今回も取り上げた新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運営業務の委託において、再委託会社の人員配置不足・水増請求が発生した問題は、発注者としての履行確認の重要性を改めて知らしめる重大事件であった。履行確認等の手法については、本監査の総論、各論において各所で取り上げた。

このように、委託を適切に管理するには発注者側として検討すべき点は多くあり、直営にはない手間がかかる。効果検証にあたっては、委託事務を管理していく人的コストをも考慮し、改めて委託の要否や契約方法を検討することも、また求められる。

吹田市には、幸い、委託の事務を所管室課が適切に行うための管理体制を構築する仕組みがある。入札等監視委員会や内部監査のチェックのほか、例えば、契約検査室が各種マニュアルやチェックリストを作成し、また、オープンデータによる契約情報の公開を行うなど、先駆的な取組みも行っている。本監査では、契約検査室には、さらに一歩進めて、委託契約事務の横断的な管理や統制を期待するものであ

るが、内部統制としての意味に加えて、吹田市内部における、発注者側のノウハウの集積、承継という観点からも重要な意味をもつと考えている。

最後に、本監査においては、契約検査室をはじめとする各室課には、質問書への回答、資料・情報提供要請への対応、対象契約に関する個別ヒアリングなど、監査の過程において多くのご負担をかけた。いずれの室課においても、誠実にご対応を頂いたことに対し感謝申し上げます。今後、本報告書の内容が吹田市の委託契約事務の一層の改善に活かされ、住民サービスの質の維持、向上につながれば、と願っている。

以 上